

博士論文

国際刑事司法における被害者救済：
国際刑事裁判所の被害者救済を事例として

太 清伸

広島大学大学院国際協力研究科

2014年3月

国際刑事司法における被害者救済：
国際刑事裁判所の被害者救済を事例として

D095023

太 清伸

広島大学大学院国際協力研究科博士論文

2014年3月

広島大学大学院国際協力研究科

論文名: 国際刑事司法における被害者救済:
国際刑事裁判所の被害者救済を事例として
学位の名称: 博士(学術)
学生番号: D095023
氏名: 太 清伸

2014年 1月 31日

審査委員会

委員長・教授

中園 和仁



教授

川野 徳幸



准教授

山根 達郎



東京外国語大学大学院総合国際学研究科教授

篠田 英朗



関西学院大学法学部教授

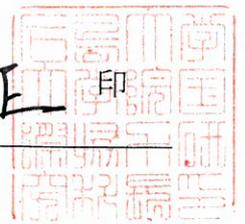
望月 康恵



2014年 2月28日

研究科長

藤原 章正



謝 辞

博士学位論文を執筆するという取り組みは長い道のりであり、そして、一人の手のみによって成し遂げられるものではなかった。本論文は、数限りない有形・無形の支援を頂いて初めて完成出来たものである。

博士課程前期より計7年間、指導教員であった篠田英朗東京外国語大学教授（前広島大学准教授）には、博士論文における構想段階から最終稿に至るまで一貫して、厳しくも温かい指導を頂いた。彼がいなければ、本論文は日の目を見ることはなかった。そして、彼自身の研究に多大な触発を受けただけでなく、激務をこなしながら細やかな指導を行う彼の生き方を間近で見ながら、その人間性および能力の幅に大きな刺激を受けた。ここに深く御礼を申し上げたい。

審査委員として、多くの時間を割き、本論文への実質的なコメントを寄せてくださった、中園和仁広島大学教授、川野徳幸広島大学教授、山根達郎広島大学准教授、望月康恵関西学院大学教授、そして常に批判的な指摘を下された吉田修広島大学教授にも御礼を申し上げたい。特に、国際機構論をご専門とする望月康恵教授のコメントは、本論文を考える上で非常に参考になった。川野徳幸教授は、広島大学平和科学研究センターの一室を一大学院生である私に使用させ下された。理想的な研究環境を得て、本論文の執筆に集中することが出来た。

野口元郎国際刑事裁判所被害者信託基金理事長（東京大学客員教授）は、論文の最終段階において、長時間のインタビューおよび議論に付き合ってくださいました。国際刑事裁判所における被害者という新しい分野において、野口元郎先生との議論は、論文の最終稿完成への確かな推進力となった。厚く御礼を申し上げる。

本論文の大部分の着想は、オランダ・ハーグにおける国際刑事裁判所被害者信託基金およびオーストリア・ウィーンにおける国連薬物犯罪事務所でのインターン時代の経験とその際に出会った方々とのやり取りによって得られたものである。約二年強のヨーロッパ生活の中で、出会ったすべての人に感謝の意を示したい。

また、広島大学の篠田英朗研究室の友人達との議論もまた、本論文の完成に大きく貢献した。日本人学生だけでなくアフリカからの留学生とのやり取りは、専門性に埋没しがちな私の視点を広げてくれるものであった。そして、同研究室の学生の一人は、論文原稿全てに目を通すだけでなく、論文執筆で塞ぎ込みがちだった私の精神的な支えとなってくれた。彼女だけでなく彼女の家族もまた、有形・無形のサポートを下された。希望により名前を明示することは出来ないが、深くお礼を申し上げたい。

最後に、本論文の完成まで見守り、多大な援助をしてくれた母、兄、伯母に深く感謝したい。彼らの理解・協力・支援がなければ、学業を続けることは出来なかった。そして、2006年に他界した父は、私の一番の理解者であり、当時何の裏付けもなかった私の可能性を常に信じてくれた。本論文を彼に捧げるといっても、何らおかしいことではないだろう。

目次

序章	1
1. 問題の背景	1
2. 本論文の目的	5
3. および分析手法	7
4. 先行研究	8
5. 本論文の意義と限界	12
6. 本論文の構成	13
7. 本論文における被害者救済にかかわる概念について	15
1 犯罪・刑罰・被害者	17
1-1 被害者の「黄金期」	18
1-2 被害者の「衰退期」	24
1-2-1 中世における国王の刑罰権の独占過程と被害者	24
1-2-2 絶対王政期における国王・刑罰・被害者	26
1-2-3 啓蒙主義から近代に至る刑罰と被害者	28
1-2-4 刑事司法制度における損害行為と被害者	31
1-2-4-1 訴追主体としての被害者	31
1-2-4-2 被害者の救済制度	33
1-3 被害者の権利の「再興期」	34
1-3-1 被害者の権利の法制度化	35
1-3-2 刑事司法制度における修復的正義という視点	38
1-4 小括	42
2 国際社会における被害者	44
2-1 人道法・人権法における被害者	45
2-1-1 国際人道法における被害者	46
2-1-2 国際人権法における被害者	48
2-1-3 被害者に関する権利宣言および原則	51
2-1-4 地域的人権法における被害者	53
2-2 国際刑事法廷における被害者	56
2-2-1 臨時的な国際刑事法廷における被害者 (ICTY・ICTR)	57
2-2-2 国内と国際社会によって共同で設置された混合刑事法廷 (STL・ECCC)	58
2-3 非司法的機関における被害者	61
2-3-1 真実委員会	61
2-3-2 被害者に対する損害回復プログラム	63
2-4 国際機関における被害者救済プログラム	65

2-5	小括	68
3	国際刑事裁判所における被害者参加	71
3-1	被害者参加制度の背景	72
3-2	手続きに参加する被害者像と手続きへの参加形態	75
3-2-1	国際刑事裁判所における被害者とは	76
3-2-2	被害者参加のためのプロセス	78
3-2-3	被害者の法的代理人と代表される被害者の権利	80
3-3	被害者の参加と対立する被告人の権利	82
3-3-1	武器対等の原則	83
3-3-2	迅速な手続	84
3-3-3	無罪の推定	85
3-4	各手続における被害者参加の様相	86
3-4-1	予備調査段階における被害者	89
3-4-2	予審段階における被害者	91
3-4-3	第一審時における被害者	93
3-4-4	上訴審における被害者	96
3-5	小括	97
4	国際刑事裁判所における被害者の損害回復	100
4-1	国際刑事裁判所の被害者に対する損害回復制度の背景	101
4-2	損害回復制度が想定する被害者と形態	105
4-2-1	損害回復制度における被害者	106
4-2-2	損害回復制度の柔軟性	108
4-2-2-1	損害回復の対象	109
4-2-2-2	損害回復の行為主体	111
4-2-2-3	損害回復の形態	113
4-3	損害回復の手続	116
4-4	損害回復制度を限定する要因	117
4-5	小括	120
5	国際刑事裁判所信託基金における被害者の損害回復と損害回復原則	122
5-1	信託基金の設立の背景	124
5-2	信託基金の独立性と二つの機能	126
5-2-1	信託基金の独立性	126
5-2-2	裁判所の損害回復命令履行における信託基金の役割	130
5-2-3	信託基金による支援と裁判所	134
5-3	損害回復と支援における被害者概念	137
5-3-1	裁判所による損害回復対象としての被害者概念	138

5-3-2	信託基金による一般支援の対象としての被害者概念	140
5-3-3	被害者概念から見る裁判所における信託基金の意味	142
5-4	信託基金の裁判所の損害回復に与える影響：トマス・ルバンガ・ディロ の事件における損害回復原則に着目して.....	143
5-4-1	ルバンガに対する有罪判決とその文脈	144
5-4-2	損害回復原則に見る信託基金の役割	145
5-4-3	損害回復原則に対する上訴	148
5-4-4	損害回復原則における信託基金の影響.....	149
5-5	小括.....	151
	結論.....	153
	主要参考文献一覧.....	158
	付録：本論文で参照した事例（裁判所管轄事態・事件における決定・意見 提出）一覧表	173

序章

1. 問題の背景

本論文は、国際刑事裁判所（International Criminal Court）の被害者救済制度に焦点をあてたものである。国際刑事裁判所とは、ジェノサイド・人道に対する罪・戦争犯罪および侵略犯罪といった国際社会全体の関心事である重大な犯罪を行った者を訴追するために設立された常設の裁判所である¹。

これらの犯罪を訴追するという国際社会の取り組みは、第一次世界大戦期から始まった一方で、実現を見たのは、第二次世界大戦直後である。ニュルンベルグと東京において設立された両国際軍事法廷は枢軸国の戦争における責任を問うものであった。第二次世界大戦以降、国際人権法および人道法の成立・発展に比して遅く、戦争犯罪を訴追する国際社会の努力が結実するのは冷戦が終結した1990年代中頃以降であった。

1993年には旧ユーゴスラビア、1994年にはルワンダにおいて臨時的（ad hoc）な国際刑事法廷が、国連安全保障理事会決議に基づく国連憲章7章の強制措置の一環として、設立された。ジェノサイド・人道に対する罪および戦争犯罪を処罰するための国際的な取り組みは、その後、多様性を帯びながら発展していくこととなる。

2000年には、東ティモールおよびコンボといった地域において、同様に冷戦以降発生した国内紛争後の国連暫定統治における活動の一環として、同様の犯罪を裁く機関が国内の裁判所内に設置された。その後、シエラレオネ、カンボジアにおいては、国連と国家の合意に基づき国内紛争時に発生した戦争犯罪を裁くための法廷がそれぞれ、2002年、2003年に誕生した。2007年には、レバノンにて、当時の首相が死亡するに至ったテロリズム行為を対象とした初めての国際的性質をもつ法廷が誕生した。

これらの臨時的で有期の国際刑事法廷が冷戦終結以後、発生するのと同様に、常設の国際刑事裁判所を設立するという国際社会の努力が本格的に始動したのも冷戦終結前後であった。国際刑事裁判所を設立する構想は1989年より開始され、1992年には国連総会が国連国際法委員会に対して設立規程の草案を作るように要請した²。

国際刑事裁判所ローマ規程（以下、ローマ規程）は、1998年7月17日採択され、2002年7月1日発効した。ローマ規程は条約の形をとり2013年9月現在、139か国が署名し、122か国が批准をしている³。現在、国際刑事裁判所はウガンダ、コンゴ民主共和国、中央

¹ Preamble, Rome Statute of the International Criminal Court, A/CONF.183/9 adopted on July 17, 1998 and entry into force on July 1, 2002.

² 国際刑事裁判所設置につながる構想は、1989年の国連総会決議44/39にて麻薬取引を含む国際犯罪を審理し処罰するための国際刑事裁判所設置を検討課題とする提案が、国連総会で決議されたことに始まる。設立までの流れに関しては、藤田久一「国際刑事裁判所構想の展開—ICC規程の位置づけ」『国際法外交雑誌』、98巻5号、1999年、41-42頁を参照。

³ See the Website of the Coalition for the International Criminal Court (CICC), <http://www.iccnw.org/?mod=rome_ratification>, accessed on September 9, 2013.

アフリカ共和国、スーダン・ダルフール地方、ケニア、リビア、コートジボワール、マリにおいて発生した一連の犯罪を事態（situation）として設定し、国際刑事裁判所の管轄対象としつつ、その中で設定された個別事件（case）の審理を行っている。

そもそも、このような国際刑事法廷が設立される主たる目的は何か。国際刑事法廷が管轄犯罪とする、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪は、国連憲章7章に基づく安保理決議によって法廷の設立がなされた旧ユーゴスラビアおよびルワンダの文脈では、これらの行為が平和に対する脅威として認識された。

シエラレオネ内戦時のロメ和平合意では戦闘員に対する無条件の恩赦条項が明記された一方で、当時の国連事務総長コフィ・アナンの名を受けた事務総長特別代表のフランシス・オケロがジェノサイド・人道に対する罪・戦争犯罪・その他の国際人道法の重大な侵害に対して恩赦は適用されないという国連の立場を署名の際に明確化した⁴。

ローマ規程前文では、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずにすまされてはならないことが確認され、そのような犯罪の防止に貢献することが決意されている。つまり、国際刑事裁判所の目的は、ジェノサイド、人道に対する罪、または戦争犯罪といった国際人権法および人道法の違反を平和に対する脅威と認識し、それに逸脱することを許さず、処罰を行うことによって、将来発生するであろう同様の犯罪を防止することにある。

他方で、2000年以降に設立された国際刑事法廷において徐々に発生してくる視点が存在する。上記のような大規模人権侵害の被害者の救済に対する視点である。カンボジア特別法廷（Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia: ECCC）は管轄犯罪の被害者は、民事当事者（Civil Party）として法廷の刑事手続きに参加し、自己が受けた損害に対して、道義的かつ集団的損害回復（moral and collective reparations）を請求することができる。

レバノン特別法廷は、被害者の損害回復への権利を認めてないものの、管轄犯罪の被害者に対して刑事手続きへの参加を認め、被害者は意見および関心を表明する機会をもつ事ができる。そして国際刑事裁判所は、被害者の刑事手続への参加を認め、個人または集団的な損害回復の対象となることができる。このように、国際刑事法廷の手続きの中で被害者を認識し、その中で彼らの意見が国際的な場で表明および記録がなされ、さらに国際的な手続きの中で、彼らの損害回復が図られる、という視点が発生してくることとなった。

では、なぜ国際刑事法廷が管轄犯罪の被害者をも考慮に入れる制度をもつまでに至ったのか。なぜ管轄犯罪の訴追を目的とする国際刑事法廷において、その目的とは異なる制度をもつに至ったのか。

そもそも、冷戦後に設立された国際刑事法廷という存在は、国連憲章第7章に基づいて、

⁴ United Nations, “Seventh Report of the Secretary-General on the United Nations Observer Mission in Sierra Leone,” UN Document S/1999/836, July 30, 1999, para. 7.

国連安全保障理事会が決定する強制措置の一環として設立された制度を出自にもつ⁵。このことは、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪が、国際の平和と安全に対する脅威であるとして国連によって認識され、その脅威に対する一つの対抗手段として生み出されたものであることを意味する。したがって、このような重大かつ深刻な人権侵害に対抗することによって国際の平和と安全に資することが、冷戦後の国際刑事法廷に込められた国際社会の意図であった。であるならば、司法機関として犯罪行為の訴追と処罰に徹すれば対抗手段としての目的は達成され、犯罪の被害者に対する視点を持つ必要はない。

しかしながら、国際刑事法廷が活動をおこなう紛争（後）地域という文脈に焦点を当てるとき、管轄犯罪の訴追と処罰だけでは不十分という考え方が次第に国際社会によって共有されるようになってくる。冷戦後の最も初期の国際刑事法廷である旧ユーゴスラビア国際刑事法廷（International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia: ICTY）とルワンダ国際刑事法廷（International Criminal Tribunal for Rwanda: ICTR）が直面した批判の一つが、大規模な予算をかけながら限定された数の被疑者しか訴追出来ない一方で、そうした犯罪によって損害を被った大規模な管轄犯罪の被害者や共同体には何の考慮も当てられていない、というものであった。

この結果、司法機関としての役割を保ちつつ、紛争（後）地域における大規模かつ重大な人権侵害の被害者に対する救済を行っていくという新たな政治的な要請が国際刑事法廷に付されることになってくる。

本論文が焦点をあてるのは、国際刑事裁判所におけるこうした被害者救済への政治的な要請の結果発生した制度とその運用の実態である。国際刑事裁判所の被害者救済制度は、他の国際刑事制度と比較しても、質的にも量的にも被害者への取り組みが大きいと評価できる。それは、国際刑事裁判所が常設で地域的に限定されない裁判所であり予算としても他の国際刑事法廷に比べ相対的に大きいものであるから、という理由だけではない。

国際刑事裁判所は被害者に対して司法的な救済を図る制度をもつだけでなく、損害回復および支援を履行する被害者信託基金という国際刑事裁判所の通常予算とは区別された独自の財源をもつ制度が存在している。このことは、たとえば、カンボジア特別法廷が想定する道義的・集団的という被害者に対する限定的な損害回復よりも幅広い損害回復の手段が可能となることを意味している。また被害者信託基金は、独自の財源を持ちながら、個別事件の刑事手続きから離れて犯罪被害者を対象とした支援（assistance）を行うことができる。

そして、すでに信託基金の支援は、ウガンダ、コンゴ民主共和国において現地および国際 NGO などと協力しながら独自の司法判断を含まない、いわば非司法的な被害者支援プ

⁵ 国連憲章 7 章内に位置付けられる 39 条は、「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために...いかなる措置をとるかを決定する」と規定する。

プロジェクトを行っている。通常、裁判所という司法機関が被害者に対する救済を行う時、民事もしくは刑事手続によって、ある行為が違法であるという判断や当該行為と受けた損害の間に相当程度の連関性を証明することが必要となる。他方で、そのような判断を行わず、損害を被った者のみに焦点をあて救済を図っていくことを被害者に対する非司法的な救済とするならば、国際刑事裁判所における被害者救済は、司法的な救済に加えて、非司法的な救済の側面も、持ち合わせているといえる。さらに、被害者信託基金における被害者に対する非司法的な救済の実態は、国際刑事裁判所における司法的な損害回復をめぐる指針にも一定の影響を与えている現状がある。

ところで、国際刑事法廷における司法的な被害者救済の視点は、国際人権法および人道法の重大な違反を訴追するという主目的に対して副次的なものとして扱われ、非常に限定的であることを指摘しなければならない。近現代の刑事司法制度において、刑事手続の当事者となるのは、犯罪行為の訴追・処罰を行う国家と犯罪行為を行った疑いのある被告人である。国家と被告人の二者の対立関係の中で、犯罪被害者は刑事司法制度の周辺的な存在として被告人の容疑を立証する証人としての役割しか持たない存在であった。そして、被害者の救済は、民事的な手続きにおいて処理される問題にすぎなかった。

歴史的に、刑事司法制度における人権保護の主な対象となるのは、被告人である。ここには、国家と被告人という力の差が非対称な構図の中で、国家と被告人の関係性を対等なものとして認識し、公正な裁判を確保すべきであるという視点が存在している。この視点はヨーロッパにおける啓蒙思想を背景にした運動の中で勝ち取られてきた人権の擁護につながり、国家の個人に対する不当な侵害を制限する思想を基礎づけるものとして大きな意味を持つものであった。

国際刑事法廷も、こうした国内の刑事司法制度における構図を引き継ぐものである。ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪を不処罰のまま放置せず、訴追を行うという国際社会の意思があったとしても、それを追求する検察官と被告人の関係性は対等であり、被告人を不当に侵害することはできない。

その一方で被害者救済の視点は国際刑事法廷において、副次的なものとして扱われてきた。国際刑事法廷における被害者の刑事手続き参加は、被告人の公正な裁判を行う権利を侵害しない範囲で認められている。被害者の損害回復に際しても刑事手続きにおいて係争中の被告人が有罪と推定されないように配慮しなければならない。さらに、被害者の損害回復は、大規模人権侵害を前にして、限られた資源に依存しており、その形態が限定的にならざるを得ない。

したがって、国際刑事法廷の系譜上にある国際刑事裁判所は、被害者の司法的な救済に関して、本質的な制限をもつ存在であると言える。そしてこの文脈における刑事司法制度としての限界をもちながらも、紛争地域における大規模な管轄犯罪の被害者に対して何ら

かの対応をしなければならないという期待を背負っているのもまた国際刑事裁判所である。つまり、司法的要請と政治的要請のジレンマの中で活動することを迫られているのが、国際刑事裁判所における被害者関連制度なのである。

本論文は国際刑事裁判所を被害者の救済を志向する価値と制限する価値および要素が錯綜する場と捉えつつ、その制度および運用を描写する。そして、この観点から、国際人権法の議論や非司法的な被害者救済といったより広い文脈での被害者救済の視点の発生要因とその展開状況、および運用実態にも目を向ける。このことにより本論文は、国際刑事裁判所が直面する司法的要請と政治的要請のジレンマを克服しようとしているのかについて論じる。

国際刑事法廷が直面する司法的要請と政治的要請のジレンマの前提には、被害者救済という政治的な要請に基づいて発生した種々の取り組みの影響を国際刑事裁判所が受けている一方で、被害者救済の視点が国際刑事法独自の文脈の中で大きく制限されているという点がある。そしてこのような文脈から国際刑事裁判所の被害者救済を確認することによって、国際刑事裁判所の被害者救済制度が進む大きな方向性を提示することができる。

2. 本論文の目的

本論文の目的は、国際刑事裁判所において存在している被害者救済の制度と運用の実態の傾向性を描き出すことにある。より明確にするならば、本論文は、「国際刑事裁判所の被害者救済制度をめぐる司法的要請と政治的要請のジレンマをどのよう克服しようとしているのか」という問いに答えることである。

国際刑事裁判所において、被害者の救済は無制限に認められているわけではない。つまり、国際刑事裁判所は刑事司法制度という特徴から派生する限界に直面している。ジェノサイド・人道に対する罪・戦争犯罪の捜査・訴追・処罰という目的と同時に被告人の権利を保障するという、これまでの刑事司法制度がよって立つ前提を共有している。国内的な刑事司法制度において被害者の地位の高まりと、被害者の刑事手続きへの参加、損害回復の制度の充実した状況の影響を受け、国際刑事裁判所もまた被害者救済に関する制度をもつに至ったとはいえ、本質的には、被害者は依然として、手続きの主要な当事者ではない。

そして、国際的な刑事司法制度は国内的な刑事司法制度とも異なる前提を有している点についても指摘する必要がある。ある国家は、国内で発生した犯罪への対応を第一に行う管轄を有している。そして、国内の刑事司法制度は、犯罪行為を行った者を刑法に基づき公平に訴追・刑罰を行うという状況がある。さらに、犯罪被害者は、現代のいくつかの国家において、犯罪行為によって受けた損害に対して、刑事手続きにおいても損害の回復を主張することができる。また、刑事手続きにおいて犯罪行為が認定されなかったとしても、刑事手続きを迂回したとしても、民事における手続きにおいて再度自己の受けた損害の回

復を主張することは可能である。

他方、国際的な刑事司法制度はこうした前提を共有しない。国際刑事裁判所においては、ある国家において発生した管轄犯罪の処罰に関して優先的な管轄権を保持するわけではない。国際刑事裁判所は、補完性の原則に貫かれている。つまり、国家における国内犯罪の管轄権を前提とした上、訴追・処罰の意思および能力が存在する場合に、初めて管轄権を持つ。そして国際刑事司法制度は、管轄犯罪の捜査・訴追を公平に行わない。国際刑事裁判所は、管轄犯罪において最も責任のある者の訴追を想定しており、それは検察官の訴追戦略に非常に関連する問題でもある。ある種の政策的配慮が働くが故に、管轄犯罪を行ったと思われる者に対しても、検察官の裁量に基づき、訴追される者とされない者が発生する。

さらに、国際刑事司法制度において犯罪被害者は、救済を受けられる機会が非常に限定されている。それは管轄犯罪による損害回復の請求を行う民事手続きが国際的なレベルにおいて存在しないためでもある。国際刑事司法制度のこれまでの取り組みは、国内における民事手続きを活用することによって、損害回復の請求を行うことを想定していたが、この文脈においては国内で実質的には取り組みがなされていない。この点を国際刑事裁判所は、被害者の損害回復制度を置くことによって対応しようとしている。

表1 国内の刑事司法制度と国際刑事裁判所の異なる前提

国内の刑事司法制度	国際刑事裁判所
1) 国内の犯罪に関して第一の管轄権をもつ	1) 管轄犯罪の管轄権は、国家の管轄権を前提とする
2) 刑法に違反したものを公平に訴追・処罰を行う	2) 管轄犯罪を行った者の中から選択的に訴追・処罰を行う
3) 犯罪被害者は刑事もしくは民事手続きの中で損害回復がなされる	3) 管轄犯罪による損害を回復する民事手続きが実質的には存在しない

筆者作成

一方で、国内の刑事司法制度とは前提を異にする、訴追の選択性と、損害回復における民事手続きの不存在といった状況があり、他方で大規模かつ重大な人権侵害である管轄犯罪の被害者救済という政治的な要請に対して、どのような制度的努力そして配慮によって、対応を行おうとしているのか、そして、そこで国際刑事裁判所はどのような問題を、被害者救済をめぐって抱え込むに至ったのかが、本論文が回答を試みる問いである。

この目的のもと、国際刑事裁判所の被害者救済制度に貫かれる視点に、大きな影響を与

えた国内の司法制度、国際社会における被害者救済の状況、そして、国際刑事裁判所における被害者救済の実態を確認しながら論を進めていく。

3. および分析手法

本論文においてその分析視点として着目するのが、第一に、それぞれの制度において想定される被害者の概念、第二に認められた被害者の救済内容、そして第三にその限定要因である。

被害者とは、本来、被害または損害を被った者ということの意味するにすぎず、それぞれの文脈において、被害者概念の定義がなされ、救済の対象となる被害者が決定される。たとえば、それが刑事法の文脈における被害者という場合、国内の刑法にて規定されている犯罪において損害を被った者を被害者と規定され、国際人権法の分野における被害者という場合、それぞれの国際人権法において規定された権利侵害によって、損害を被った者というように定義される。

司法的な救済の場合、制度が意図している被害者は条約および条文によって定義されている一方で、その解釈は、裁判手続における議論の中で形成される。つまり、物質的および精神的といった損害の形態や、犯罪行為もしくは権利侵害の直接的結果かもしくは間接的結果かという、ある行為と損害の因果関係の範囲といった限定の中で被害者が決定される。他方で、裁判手続きを介さないという意味での非司法的な被害者の救済を考える場合、被害者の認定の基準はより緩やかになるといえるものの、救済の対象者の選定基準が存在している。

そして、同様に、被害者救済の内容は、司法的な文脈では規定もしくは、裁判による判決に付随する損害回復の裁定によって明確化される。そしてその形態はこれまでの国際的な文脈においては、多様な裁判による蓄積と、被害者を焦点に当てた国際人権文書を参照することによって形成される。

非司法的な分野においては、たとえば、国際機関における被害者支援プログラムなどにおいては、支援開始前に行われる現地の必要性の評価（Needs Assessment）や、真実和解委員会の最終報告書などに記載される被害者救済手段に対する勧告など、現地における必要性に即した形で被害者救済の内容が形成される。

さらに、被害者として認定され救済対象の候補者となったとしても、その被害者救済が認められる範囲は無制限ではない。それぞれの文脈における制限との相互作用の中で、実際の救済内容が確定される。司法的、特に刑事法の分野では、被告人の権利といった異なる価値との相互作用の中で、被害者救済の実質的な内容が限定され、非司法的な被害者救済においても、その救済に割り当てられた予算という限定を前にして被害者救済の限度と優先順位が存在する。

さらに、このような被害者救済の限定要因に着目することは、被害者救済制度の限界を描写するにはとどまらない。たとえば、ある制度が被害者救済の限定要因に直面しつつも乗り越えるような手段を形成する場合、その制度的な努力を確認することができる。本論文の分析視点を表に示すと以下のようなになる。

表2 本論文における分析視点

(1) 被害者概念	国際刑事裁判所における被害者参加制度・損害回復制度・信託基金が想定する被害者像を裁判所の法的文書および決定から確認する。
(2) 被害者の救済内容	裁判所が想定している被害者救済の内容をこれまでの実行状況および決定を紐解きながら確認する。
(3) 限定要因	被害者の認定および被害者の救済内容がどのような制限もしくは限定を受けているのかを確認する。このことにより、裁判所の被害者に対する司法的救済の限界を描写する。

筆者作成

このような観点から国際刑事裁判所の被害者救済の実態を紐解くことにより被害者救済制度の特徴を明確化していく。

4. 先行研究

被害者の刑事手続における保護、参加、そして被害者に対する損害回復など、国際刑事裁判所における被害者に目を向けた制度の存在は、国際刑事法廷の歴史の中でも非常に画期的なものである。このため、多くの先行研究が国際法学者によって出されてきた。

これらの多くは、被害者関連制度の歴史的経緯、ローマ規程交渉時の議論、そして意義などを検討しつつ、国際刑事裁判所に関連する条文の解釈および法的枠組みの描写に多くの労力が割かれてきた。そのなかでも代表的なものの一つとしてローマ規程の注釈書(Commentary)の存在がある。現在代表的なものとして、アントニオ・カッセーセ (Antonio Cassese)、ウィリアム・シャバス (William Schabas)、オットー・トリフテラー (Otto Triffterer) という三人の国際刑事法学者がそれぞれ、編者となっておりまとめた注釈書がある⁶。

これは、国際刑事裁判所の被害者救済制度の活動が本格的に始まる前に編纂がなされたものであり、中心的主眼は、条文関連分野にかかわる国際法の歴史的発展、条約交渉の状況などの準備作業を描写しており、さらに法的な問題点も指摘されている。これらは、あ

⁶ See Antonio Cassese (ed.), *The Rome Statute of the International Criminal Court: A Commentary Set*, (Oxford: Oxford University Press, 2002); Otto Triffterer (ed.), *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court: Observers' Notes, Article by Article*, (Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1999).

る条文がどのような意図をもって成立されたものなのかについて知る上で有用である。

特に国際法の歴史的発展についてシャバスは、自身の国際刑事裁判所に関する概説書にてより詳細に述べている。シャバスによると国際人権法において人権侵害の被害者に対する救済の必要性の認識が生まれたのは世界人権宣言からであるが、国際刑事裁判所に大きな影響力を与えたものとして1985年に国連総会によって採択された「犯罪および権力濫用被害者のための司法の基本原則宣言（被害者権利宣言）」がある。これにより被害者の刑事司法制度における保護と参加における包括的な指針が出され、国際刑事裁判所の起草過程に大きな影響を与えた⁷。

また被害者に対する損害回復（Reparations）に関しては、2005年に国連総会によって採択された、「国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済と損害回復の基本的原則およびガイドライン」の起草段階において、テオ・ファン・ボーフェン（Theo van Boven）とシェリフ・バッシオーニ（Cherif Bassiouni）という二人の国際人権法学者によってそれぞれ報告された専門家のレポートが大きな影響力を与えたことが指摘されている⁸。

また、注釈書においては、ニュルンベルグ国際戦争犯罪法廷よりはじまる国際刑事法廷が、英米法における刑事裁判制度をモデルとしておりこれまで被害者が刑事手続の中で副次的な意味しか持たなかったとし、国際刑事裁判所は、被害者の役割が比較的に大きい大陸法系の刑事裁判制度の影響を多く受けていると指摘するものである⁹。

この点において特にカッセセが自著において英米法系の刑事裁判制度における当事者対抗主義（Adversarial System）と大陸法系における糾問・弾劾主義（Inquisitorial System）の違いを比較することによって国際刑事裁判所の被害者制度の特徴を読み解く議論を展開している¹⁰。

英米法における刑事裁判制度は当事者対抗主義が視点としておかれており、刑事裁判の当事者である検察官と被告が公平な条件の下、法廷の場で証拠の提出や主張を行うことで争い、公平な第三者である裁判官が最終的な判断をすることが重要視される。被害者は検察の証拠を示すものとして扱われ、過度な被害者の刑事手続への参加は被告の公正な裁判を受ける権利を侵害するものと捉えられる傾向にある¹¹。

⁷ William Schabas, *An Introduction to International Criminal Court*, (Cambridge: Cambridge University Press, 2011), pp. 345-346.

⁸ William Schabas, “Article 68. Protection of the Victims and Witnesses and their Participation in the Proceedings,” *The International Criminal Court: A Commentary on the Rome Statute*, (Oxford: Oxford University Press, 2010), pp.822; and Schabas, *An Introduction to International Criminal Court*, pp. 345-346. van Boven と Bassiouni のレポートについては次の国連文書を参照：E/CN.4/Sub.2/1996/17, E/CN.4/1997/104 Annex, E/CN.4/1999/65, E/CN.4/2000/62. 背景においては、第二章で述べる。

⁹ David Donat-Cattin “Article 68 Protection of victims and witnesses and their participation in the proceedings,” Otto Triffterer (ed.) *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court: Observers’ Notes, Article by Article*, (Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1999), p.872.

¹⁰ Antonio Cassese, *International Criminal Law*, (Cambridge: Cambridge University Press), pp.353-377.

¹¹ *Ibid.*, p.354-355, 361.

他方で、大陸法における刑事裁判制度は、糾問・弾劾主義による視点が内包されており、刑事裁判はより検察官と裁判官に刑事手続においてより主導的な役割が担われる。裁判官は裁判に望む際に検察・被告の両者の主張と証拠を精査し、事実を明らかにすることを主眼としながら、被告に対して有罪無罪を審議する。検察と被告は対立関係であるものの、英米法の当事者主義との違いとして、裁判における被害者の役割が比較的尊重されている点が挙げられる¹²。

英米法と大陸法の比較の中で見られるこの違いは、ローマ規程における被害者の役割を議論する上で、大きな争点となり、結果として、国際刑事裁判所が英米法と大陸法の双方の性質を有する代表的な事例となった¹³。この意味で国際法学者の関心の的ともなった。日本における国際刑事裁判所の数少ない先行研究においても森下忠と東澤靖はこの点から被害者救済制度について言及している¹⁴。

第三においては、特にローマ規程の起草段階からの NGO の被害者関連制度への働きかけを指摘するものである¹⁵。この点について、NGO を出身背景に持ち、現在、被害者参加賠償課のチーフでもあるフィオナ・マッケイ (Fiona MacKay) は起草段階から活発に議論を行っていた様々な NGO はアドヴォカシー活動を通じて国際刑事裁判所を国際的な問題として高めただけでなく、国際刑事裁判所の具体的な条文策定においても実質的な貢献をしたと指摘する¹⁶。

他方で、国際刑事裁判所における被害者関連制度の研究に関して、修復的正義という概念を参考に論じる研究も存在する。

たとえば、政治学の背景を持つベンジャミン・シッフ (Benjamin Schiff) は著書の一部で、国際刑事裁判所の被害者に関連する制度を修復的正義という観点からとらえ、これまでの刑事裁判制度がもつ応報的正義 (Retributive Justice) との比較の上から、その特徴を論じる試みを行っている。

シッフによると、応報的正義という視点において刑事裁判制度は国家という共同体の秩序維持という点が主眼にあてられるという。このため裁判制度の焦点は犯罪行為をおこなったものを罰し、矯正することにある。裁判プロセスは、当事者間の敵対関係として認識され、被害者はプロセスの構成要素というよりも周辺的な役割を担うに過ぎないとする。

他方で、修復的正義における視点では、犯罪行為者によってなされた罪は犯罪行為者お

¹² Ibid., p.354 and 361.

¹³ Cassese, *International Criminal Law*, pp.353-376.

¹⁴ 森下忠「被害者と証人の保護」『国際刑事裁判所の研究』(成文堂、2009年) 235-243頁; 東澤靖「ICCにおける被害者の地位」村瀬信也・洪恵子(編)『国際刑事裁判所：最も重大な国際犯罪を裁く』(東信堂、2008年)、227-264頁;

¹⁵ Claude Jorda and Jerome de Hemptinne, "The Status and Role of the Victim," Antonio Cassese (ed.), *The Rome Statute of the International Criminal Court: A Commentary Set*, (Oxford: Oxford University Press, 2002), p.1400; Donat-Cattin, "Article 68 Protection of victims and witnesses and their participation in the proceedings," p.871.

¹⁶ フィオナ・マッケイ(河島さえこ訳)「国際刑事裁判所設立における NGO の役割」城山英明、石田勇治、遠藤乾『国際刑事司法の役割と課題 紛争現場からの平和構築』(東進堂、2007年)、158-165頁。

よび被害者間の害、または共同体との間の害としてとらえられ、その害の回復に焦点がある。このため、被害者の存在はプロセスの中心的なものとなり、そのプロセスに参加する当事者同士の関係は、対話と交渉によって特徴づけられる。この観点から被害者関連制度を有する国際刑事裁判所は応報的正義と修復的正義の視点が混在した裁判制度と指摘している¹⁷。

またアフリカ系の国際法刑事法学者であるゴッドfrey・ムジラ（Godfrey Musila）は、国際刑事裁判所の被害者の手続参加および損害回復制度に焦点に当てる。そして、被害者の手続参加および損害回復の実行を、これまでの国際刑事法廷、欧州人権裁判所および米州人権裁判所などの地域的裁判所、各国の刑事裁判制度、そして真実和解委員会などの非司法的機関の実行の中に確認しながら、国際刑事裁判所が被害者の手続参加と損害回復の権利を認めたことによって、これまで国際刑事司法における応報的正義モデルが、制度面では、修復的正義モデルへと変容したことを指摘する。そして実行面においても、修復的正義への視点到根差すことが、被害者の人権を擁護する試みに最大限の効果を発揮させるために最良の選択肢であると結論付ける¹⁸。

国際刑事裁判所の被害者救済の実行が蓄積されてくると、裁判所の決定や活動なども踏まえた研究が出てくる。マークス・ファンク（Markus Funk）は被害者参加制度に焦点をあて、裁判所における被害者認定、被害者集団の法的代理を通じた手続きへの参加（Group Representation）、予審・第一審裁判・最終弁論および判決における被害者の役割について、裁判所の決定を反映させながら、実務的な問題を交えつつ、包括的な見取り図を提示している¹⁹。

他方で国際刑事裁判所による被害者の損害回復を中心的に取り扱った研究は、エヴァ・ドワートマン（Eva Dwertmann）およびコナー・マッカーシー（Conor MaCathy）によって取り扱われている。ドワートマンは、裁判所の活動開始段階に際して、被害者救済に関する蓄積が少ない中、裁判所の損害回復に関する制度的な枠組みに焦点を当てつつ描写する²⁰。マッカーシーも同様に、現在まで、国際刑事裁判所による被害者に対する損害回復の裁定（award）が出ていない中で、被害者の損害回復に関する国際、地域および国内における損害回復の実行を参照しつつ、国際刑事裁判所の損害回復の制度について詳細に言及している。マッカーシーにおける研究が特徴的なのは、非司法的な被害者支援を行う被害者信託基金の活動が開始される法的な要件や、活動実態にも足を踏み入れながら、国際刑事

¹⁷ Benjamin N Schiff, *Building the International Criminal Court*, (Cambridge: Cambridge University Press, 2008), pp.33-34.

¹⁸ Godfrey Musila, *Rethinking International Criminal Law: Restorative Justice and the Rights of Victims in the International Criminal Court*, (Berlin: Lambert Academic Publishing, 2010).

¹⁹ T. Markus Funk, *Victims' Rights and Advocacy at the International Criminal Court*, (Oxford: Oxford University Press, 2010).

²⁰ Eva Dwertmann, *The Reparation System of the International Criminal Court: Its Implementation, Possibilities and Limitations*, (Leiden: Martinus Nijhoff Publishers, 2010).

裁判所における司法的および非司法的な被害者救済の実態を描いている点である²¹。

これらの国際刑事裁判所の被害者救済に関する議論の特徴はその制度的な司法的側面に大きな焦点が当たっている点である。国際刑事裁判所の研究は、その多くが国際法、国際刑事法の実務家および研究者によってなされている。このため、国際刑事裁判所の法制度的な描写が非常に綿密に繰り返されている。

他方でこれまでの国際刑事裁判所に関する研究では、現在、国際刑事裁判所の中で存在している被害者信託基金を中心とする非司法的な側面を含みこむ被害者救済の実態の描写が限定的である。さらに、被害者信託基金の非司法的な救済の蓄積が、国際刑事裁判所の損害回復の司法的決定にまで、影響を与えはじめている点は、実はこれまでの先行研究の中で見落とされている。

さらに、修復的正義を分析軸として定めた研究は、修復的正義の概念の曖昧さとあいまって、被害者救済をもつ国際刑事裁判所を一貫して修復的正義の視点を持つ制度であると指摘すぎるに過ぎない。そこには、国際刑事裁判所における被害者の救済の司法的側面と非司法的側面を区別なく取り扱っており、非司法的側面の司法的側面に対する影響に対する視点はあまり明確になされていない。

本論文は、これまでの先行研究によって明確にとらえられていなかった、国際刑事裁判所の被害者救済制度が直面している制限とその相克、および、非司法的側面の司法的側面に対する影響を明確にする点で、これまでの研究にはない意義を持っている。

5. 本論文の意義と限界

以上の議論を踏まえ、本論文の意義について言及すると、次のようになる。本論文は先に分析視点として提示した、国際刑事裁判所における被害者概念、被害者の救済内容、そして被害者救済の限定的な要因に着目することによって、国際刑事裁判所の被害者救済制度が直面する司法的要請と政治的要請のジレンマを乗り越えようとしているのかについて明確な視点を提示することに意義があると指摘できる。

他方で、本論文の限界は、被害者救済に焦点を当てることで発生する。つまり、本論文の中心的な視点は国際刑事裁判所による被害者救済にあるため、そこに該当しない国際刑事裁判所の努力は研究対象から外される。

具体的には、被害者の刑事手続きにおける保護の問題には立ち入らない。このことは刑事手続きにおける被害者の保護の問題が重要ではない、ということの意味するわけではない。たとえば、被害者の匿名性、質問方法や心理的な支援は、被害者の安全だけでなく、刑事手続においてとくに心理的な側面で発生する二次的被害（secondary victimization）を防ぐために、国際刑事法廷の歴史の中で、国際刑事裁判所において初めて認められた画期

²¹ Conor MaCathy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, (Cambridge: Cambridge University Press, 2012).

的かつ重要な制度である。しかしながら本論文が焦点にあてる国際刑事裁判所における被害者救済への努力とは異なる点であるため、本研究の対象からは外れる。

6. 本論文の構成

本論文では、序章と結論を挟んで5章によって構成される。第一章では、なぜ刑事司法制度において被害者が周辺化されてきたのか、そして、どのように被害者の権利が刑事司法機関において再認識されてきたのかについて理解する事を目的とする。このため本章では、損害行為の加害者と被害者そして共同体の関係性について歴史的に追う。このことによりある損害行為を巡って三者の関係性がどのように変遷してきたかについて概説を試みる。そして中心的な焦点を被害者にあてながら、「被害者の黄金期」、「被害者の衰退期」、「被害者の再興期」という一応の時期区分を設定し、それぞれの時代において被害者がどのように認識されてきたについて論じる。このことにより現代の刑事司法制度において被害者に与えられた位置づけを整理する。このことは、刑事司法制度ありながら被害者の救済を行う国際刑事裁判所の特徴を歴史的展開から描くことを目的としている。

第二章では、焦点を国際社会の被害者に対する取り組みに当てる。本章前半部分では、国際人道法および人権法における被害者の救済がどのように規定されてきたかについて論じる。その際に被害者を中心的な焦点にあてた国際人権文書を別箇に扱う。また、本章では、司法的な被害者救済の実行が国際的な平面と比較しより多く蓄積されている欧州・米州における地域的人権条約および実施機関にも焦点をあてる。さらに、国際刑事法廷における被害者およびその救済の特徴を論じることで、国際刑事法廷という特殊な文脈によって被害者の人権がどのように制限されるかについて確認する。そして本章の後半部分では、国際社会の被害者に対する非司法的な救済の実態を確認する。その形式は、たとえば国連機関などによる被害者支援に焦点をあて、その特徴を論じる。このことにより、国際刑事裁判所の被害者救済が位置付けられる国際的な文脈を提示する。

第三章以降では国際刑事裁判所の被害者救済制度に焦点を移す。特に第三章および第四章では裁判所による司法的な被害者救済に焦点をあてながら、司法的救済の限界にも触れる。そして、第五章では、被害者信託基金に焦点をあて、裁判所の被害者救済制度が直面する政治的な要請に対して、どのような対応を試みているのかについて論じる。

第三章では、国際刑事裁判所における被害者参加に焦点を当てる。国際刑事裁判所において被害者参加が認められており、国際刑事裁判所の活動開始以降、数多くの被害者が裁判所の刑事手続きに参加している。しかしながらその形態は、種々の要因によって制限された形式をとっている。本章では、国際刑事裁判所の被害者参加制度を、条文、起草過程、関連文書および決定などを参考としながら概観する。

第四章では、国際刑事裁判所における被害者の損害回復に関わる制度に焦点を当てる。

国際刑事裁判所は、被害者に対して個人的または集団的な形で、金銭補償を含む損害回復の手段を認めている。これは、多くの国際刑事法廷が国内制度に被害者の救済を委ねている点で、また、被害者の損害回復が認められているカンボジア特別法廷においても、道義的かつ集団的な損害回復手段のみを想定しているという点で、国際刑事裁判所の被害者救済への貢献が相対的に大きなものであると言える。第四章では、国際刑事裁判所ローマ規程およびその他の規則によって計画された被害者に対する損害回復について、制度的なものに焦点をあてながら描写することにより、国際刑事裁判所が当初、被害者に対する損害回復をどのように想定していたかについて論じる。本章において論じられるのは被害者に対する損害回復に関する国際刑事裁判所、司法的な側面である。

第五章では、国際刑事裁判所の被害者の損害回復の一翼を担う被害者信託基金に焦点を当てる。被害者信託基金は、国際刑事裁判所が制度的に想定している被害者に対する損害回復の手段の一形態を担うものである。他方で、国際刑事裁判所は、支援という名のもとに国際刑事裁判所が管轄する事態 (situation) の被害者に対して、独自の権限と財源を持ちながら支援をすることができる。そしてその対象には国際刑事裁判所の個別事件 (case) を離れた、管轄犯罪の被害者を含みこむため、被害者信託基金は柔軟的な活動が可能となる。本章においては、被害者信託基金の誕生、および現在に至るまでの実行状況を確認することにより、司法機関である国際刑事裁判所において行われる、政治的な要請に基づく被害者救済への活動実態とその制度的な努力を論じる。加えてそうした機関がもたらす裁判所の司法的な損害回復への影響についても検討を行う。以上の論文構成により、結論を導く。

表3 本論文の各章の位置づけ

序章	
第一章：犯罪・刑罰・被害者	刑事司法制度としての国際刑事裁判所の特徴を歴史的展開から描写（刑事司法制度として被害者の人権に対応する文脈）
第二章：国際社会における被害者	被害者救済への要請に対応する国際刑事司法制度としての国際刑事裁判所の特徴を描写（国際刑事法廷における被害者の人権の認識）
第三章：国際刑事裁判所における被害者参加	国際刑事裁判所の国際刑事司法制度という特徴がどのように被害者の参加の権利を制限するのかについて描写（司法的救済の限界①）
第四章：国際刑事裁判所における被害者の損害回復	国際刑事司法制度である国際刑事裁判所が、大規模かつ重大な人権侵害の被害者に対する損害回復を行う上で直面するジレンマを描写（司法的救済の限界②）
第五章：国際刑事裁判所被害者信託基金における被害者の損害回復と損害回復原則	国際刑事司法制度である国際刑事裁判所が、大規模で重大な人権侵害の被害者への対応、という政治的な要請の中で直面する限界を、どのように乗り越えようとしているのかについて描写（司法的限界の相克の視点）
結論	

筆者作成

7. 本論文における被害者救済にかかわる概念について

日本語の訳語に関して、被害者救済にかかわる用語の訳出に一貫的でない用法が用いられている。特に、ローマ規程の公定訳を参照すると *reparation to victims* に対し、被害者に対する（損害の）賠償という訳出がなされている。他方で国家責任法では、*reparation for injury* という言葉に対して被害の回復という用語が用いられており、訳語としては、日本語訳が統一されていない現状にある。

そこで、本論文では、*reparation* を損害回復という用語をあてることにする。損害賠償という用語は本来、違法な行為によって損害を受けた者に対して、その原因を作った者が損害の埋め合わせをすることが想定されており、損害を発生させた者とその損害により損害を被ったものとの間の関係性が前提にあることが指摘できる。

しかしながら本論文が議論するような、大規模人権侵害に対する損害の回復を考える文脈では、そうした二者の関係が前提にあるわけではない。大規模人権侵害を前にして、損害の行為者がその損害を回復・補填するということは、非常に限られた例外的事例である。むしろ、国家や国際社会が、司法的というよりも非司法的な政策の一形態をとって、代わりに大規模に発生した損害を回復する活動が一般的である。

この意味で、*reparation* という言葉を賠償とのみ訳してしまうことは、多様な、損害回復

主体が見えてこない危険性が発生する。このため、**reparation** が **repair** という修復および回復という言葉の名詞形であるに立ち返りながら、本論文では、**reparation** という言葉を損害（の）回復という用語を当てる。なお他の被害者の救済に関する用語の日本語訳についてはその都度英語表記を参照しながら、訳出を行う。ただし基本的な概念に対する訳出として、**redress** は（被害者）救済、**restitution** は原状回復、**compensation** は（金銭）補償という言葉当てる。

1 犯罪・刑罰・被害者

本章では、国際刑事裁判所の被害者救済の性格を歴史的な観点から位置付けるため、損害の行為者および犯罪の被害者が社会の中でどのように扱われてきたについて歴史的に論じていく。現代の国内刑事司法制度において被害者に対する手続き参加、損害回復および支援といった問題はここ 40 年間にわたり活発化していった議論である。そして、国際刑事司法での分野においてもより最近になり本格的に議論されていったと言っても良い。

この背景には一般的に現代の刑事司法制度の中で、犯罪の被害者の地位が、犯罪行為の容疑者の地位と相対して、過度に低く扱われてきた状況があり、この問題意識が国内社会および国際社会における刑事司法の文脈で共有されてきたことが挙げられる。しかしこのことは、これまでの歴史の中で被害者が、犯罪行為の加害者および社会の権力をもつ者との関係性の中で、まったく考慮されていなかったことまでは意味しない。

例えば、日本の被害者学の先駆者でもある諸沢英道は米国の犯罪学者ステファン・シェファー (Stephan Schafer) の著書の中の言葉を紹介する。

「犯罪者被害者の地位については、沿革的に 3 つの時期に分けて考えることができる。すなわち、第一期は“被害者の黄金期 (Golden Age)”でゲルマン民族の『血の復讐』や『贖罪金』やタリオの思想 (目には目を、歯には歯を) がはたらいていた。ところが、その後、近代法が整備されるに伴い、被害者の地位は低下し、“被害者の衰退期 (Decline)”となった。そして今、我々は“被害者の復興期 (Revival)”を迎えようとしている。²²⁾

犯罪の被害者の社会における地位の低下について、諸沢が言及している近代法の整備に根拠を求めることは異論があるものの、被害者の地位の低下は歴史的に形成され、現在の修正が図られている現状にあることは、多くの研究者によって認識されている。それでは、被害者の地位が当初どのように認識され、そしてどのような要因によって低下し、現在どのような背景から被害者の地位の復興がなされているのか。これらの問いに答えることは国際刑事裁判所が被害者関連制度を持つに至る背景とそれに付随する問題を議論する上で不可欠な背景を提供する。

確かに、刑事司法制度が存在する国内の文脈と国際的な文脈は異なる。それは中央政府が存在せず、それゆえに刑罰権の独占がなされていない国際的な文脈と、国内における文脈では前提が全く異なるといえるかもしれない。しかし、ニュルンベルグより連なる国際刑事法廷の歴史の中で、その裁判手続きは、積極的に国内の刑事司法制度を参照してきた。

²² 諸沢英道『新版 被害者学入門』(成文堂、1998年)、5頁。諸沢は Stephan Schafer, *The Victim and his Criminal: a study in functional responsibility*, (New York: Random House, 1968), pp. 7-38 を参照。

それゆえに国内レベルにおける犯罪と刑罰そして被害者の関係性に着目することは、全く意味がないわけではなく、国内および国際における刑事司法制度に共通して内在する視点も存在している。この意味で、国内の刑事司法制度は社会と犯罪、そして犯罪被害者の関係性の歴史的变化の延長線上に位置づけられる。

この認識のもと、本章では、被害者が社会の中でどのように扱われてきたについて現代に至るまでの歴史展開を見ることに意義を見いだす。本章では、中央集権権力における刑罰権の独占とその結果によって生じた刑事法と民事法の分化が被害者の地位の低下を招く主たる契機となったとの認識の下、被害者の地位に関するシェファアの区切りを参照しながら、第一に、それ以前の被害者の地位が相対的に高かったと認識される、いわゆる被害者の黄金時代と呼ばれる時期について概説する。

第二に、中世封建社会における王が、自身の支配する領土における平和に損害を与える法違反を直接管轄し始めた時期を契機として、その後近代法が成立して行く中で、どのように司法制度において被害者の地位が周辺化していったかについて論じる。したがって、ここでは、シェファアが指摘する被害者の「衰退期」について考察する。

第三に、被害者が相対的に周辺の位置に追いやられてきた近代法の延長線上に位置づけられる現代の国内刑事司法制度において、どのように被害者の地位の復興がなされるようになっていったのかについて、1970年代の被害者権利運動とその国内刑事司法に対する影響力に焦点当てながら触れていく。このことにより本章は、第二章以降の議論の準備作業を行う。

1-1 被害者の「黄金期」

中央集権権力による刑罰権の独占が被害者の黄金期とは、何らかの損害を受けた被害者が加害者に対して、自助に基づく救済を行っていた時代であった。この時代は、政治的な制度が血縁関係や部族組織に根差しており、犯罪を構成する要件やそれに対する刑罰を決定する中央集権的な権力をもたない社会が多く存在している時代であった。このような中央集権的な権力による法の定立・執行がない初期の社会では、何らかの暴力によって傷つけられた被害者やその家族は加害者に対して、個人的かつ直接的な報復や損害を埋め合わせる行為が広く行われていた²³。

加害者が家族や部族など血縁集団の外部に属する者である場合には、被害者が属する集団は加害者に対して報復をおこなった。その行為は「血の復讐 (Blood Revenge)」と呼ばれるようになっていった²⁴。そして血の復讐は、一般的に被害者が受けた損害よりも大き

²³ Stephen Schafer, *Victimology: The Victim and His Criminal*, (Virginia: Reston Publishing Company, 1977), p. 6.

²⁴ Bruce R. Jacob, "Reparation or Restitution by the Criminal Offender to His Victim: Applicability of an Ancient Concept in the Modern Correctional Process," *The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science*, vol. 61, no. 2, 1970, p. 154.

なものであった²⁵。このことは、復讐を受けた集団にとって新たな被害として認識され、更なる復讐を生み出す危険性をもつものであった²⁶。

部族や血縁集団が一か所に定住し集合的な社会を形成していくと、中央集権的な権力が形成され始める段階になる。復讐の連鎖による被害者および加害者間の衝突は、社会の安定に対する脅威となる。暴力が増幅する可能性を孕んだ復讐の連鎖を前に、次第に社会は、被害者の救済手段として、加害者に対する復讐および自助を認めながらもそれを管理する視点を持つようになっていった。すでにこのような規定の存在は、初期の文明にすでに見られている。その端緒となったのは、紀元前 3000 年頃に成立したメソポタミア文明である。

紀元前 18 世紀頃バビロン王、ハンムラビによって発布されたハンムラビ法典は、復讐の程度を受けた害と同害に限定するものであった。ハンムラビ法典自体は、現存する判例から、実際に用いられたかどうかについては明らかになっていないものの²⁷、被害者が加害者に対して私的な救済活動を認めつつ、その限度を制限する規定を以下のように置いている。

ハンムラビ法典の 195 から 214 条に関してはある損害行為に対して、加害者が受ける制裁の程度が記載してある。例えば「人がある人の目を潰した場合、その人の目を潰される」（196 条）、「人が同格の人の歯を折った場合、そのものの歯も折られる」（200 条）などの条文は「目には目を、歯には歯を」として知られる同害刑として訳されるタリオ（*talio*）の思想を表しているが、これらの条文は当時の国家による刑罰というよりもむしろ、被害者が加害者に対して加えることのできる制裁の限度を表すものであった²⁸。

他方で、ハンムラビ法典は行為が、窃盗など財産にかかわる侵害行為の場合、行為に見合わない制裁を科している。たとえば、盗んだものが神殿や宮廷のものであれば、盗んだ財産の 30 倍、臣民のものであれば、10 倍を補償する必要があり、補償ができなければ殺されることとなっていた²⁹。このようにハンムラビ法典は自助を認めつつそれを制限する一方、侵害に対する過度な制裁を付することによって、犯罪予防の意図も示すものであった³⁰。

²⁵ Francesco Parisi, "The Genesis of Liability in Ancient Law," *American Law and Economics Review*, vol.3, no.1, 2001, p.86.

²⁶ Ibid.,

²⁷ ウィリアム・H・マクニール『世界史』（中公文庫、2008 年）、89 頁。

²⁸ ただし、このことはすべての加害者の加害行為が同害によって報復されることを意味しているわけではない。例えば、「もし子が彼の父を打った時は、彼の手を切り取る」（195 条）「もし人が奴隷の眼を潰し、あるいは人の奴隷の骨を折った時は、その価格の半額を支払う」（199 条）など、尊属傷害の場合および当時の身分によっても報復できる範囲は増減する性質のものであった。なお、ハンムラビ法典の条文英訳は<<http://eawc.evansville.edu/anthology/hammurabi.htm>>、和訳は<<http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Himawari/5054/baby0805.html#S18>>を参考にした。

²⁹ ハンムラビ法典 7 条。

³⁰ なお、同一の視点は、ローマ法の源流となった十二表法（*XII tables*）にもみられる。十二表法は紀元前 5 世紀に共和政ローマにおいて存在していた慣習を成文化したものであるが、例えば窃盗などを行ったものは、状況に応じて盗んだものの 2-4 倍の価値を支払う必要があることが規定される一方で、特殊な場合には被害者からの復讐も受けることが定められていた。Schafer, *Victimology: The Victim and His Criminal*, p. 9.

さらに、被害者への救済に関連して、ハンムラビ法典では加害者が特定されていない被害者に対する損害発生地域による救済措置の存在もみられる。法典 23 条では、「もし強盗が取り押さえられない時は、強奪された者は、紛失中の彼の何物かを神の前に証明し、その後、自身の地、および区域の中で、強盗が働かれた町とその長は紛失中の彼の何物かを彼に補償する」と定められ、問題となる被害が発生した共同体による被害者救済への視点が描かれた。

ローマにおいては、早い段階から個人の利益を侵害することによって家族団体を侵害するものを私犯 (*delictum privatum*) と称し民事裁判形式の形で処理されることになっていった。そして、その責任追及は被害者に任された。この点、国家は仲裁人として第三者の立場において関与するにすぎなかった³¹。

ゲルマン民族の慣習を法典化したゲルマン法においては、あらゆる損害惹起の行為は違法行為 (*malum factum*) または平和侵害として認識され、そのうち重大なものは、国家に関連する機関によって刑罰が執行され、それ以外は被害者および被害者の血縁集団が私闘 (*Fehde*) によって制裁を科すものとしてとらえられた。そして後者については国家の介入がなされなかった。ただし、のちに形成された制限として、私闘は公然と認められる場合のみ適法とされ、隠蔽された私闘は違法行為として認識された³²。

集団がある一定の地域に定住し、経済活動の高まりの中で貨幣経済が発生してくるようになると、復讐の形は、被害者、加害者間の交渉を通じて、金銭、もしくは物品による補償という形に徐々に変化していくことになった。この視点は贖罪金および示談金 (*composition*) または「血の金 (*Blood Money*)」と一般的に呼ばれ、ある行為の被害者が復讐に訴える権利を、加害者が買うという側面をもっていた³³。

紀元前 5 世紀に共和政ローマにおいて当時の慣習を成文化した十二表法 (*XII tables*) においてもゲルマン法においても同様の視点が見られている。身体の一部に対する破壊などの行為についての損害は、私闘の対象となったが、加害者および被害者間で贖罪契約を締結することにより、私闘を終結することができるようになっていった。

他方でゲルマン法においては、被害者およびその血縁集団によって提起された贖罪金についての訴訟は、訴訟契約に基づくものとしてみなされ、原告にとっては、私闘権の放棄と裁判による判決の無条件服従を意味するものとして認識されるようになった。ただし、損害行為の実行者側がその判決に応じない場合、法を尊重しない者として認識され、国家

³¹ ローマにおいては早くから刑事法と民事法の観念的な区別が存在しており、公共の利益を侵害する行為を公犯 (*crimen publicum*)、個人の利益を侵害するものを私犯 (*delictum privatum*) と称し、それぞれ刑事裁判、民事裁判で処理するような形式が存在していたが、私犯は近代法上の不法行為と異なり、私法上の犯罪として認識されており、両者とも国家による制裁が存在していた。この意味で、私犯は今日の意味における刑事責任と民事責任が未分化のまま包摂されていた。石本雅男『ローマ法とゲルマン法—不法行為法—』(日本評論新社、1959年)、9頁。

³² 石本、前掲書、50-51、62頁。

³³ Parisi, "The Genesis of Liability in Ancient Law," p.84; Schafer, *Victimology: The Victim and His Criminal*, p. 11.

の法的な保護の枠組みから外された。この処置を平和喪失（Friedlosigkeit）と呼び、平和喪失者の財産は無主物となるだけでなく、何人も平和喪失者を殺してもよく、また殺されねばならないように認識されていた³⁴。

イングランドにおいても、加害者は被害者やその親族に対して、何らかの金銭を支払うことによって、自身が壊した平和を買い戻すことができた。870年頃のアルフレッド王の治世の際の法律には、もし人がある人の前歯をおったならば、彼はその人に対して8シリングを支払うこと、もしそれ犬歯であれば、4シリング、臼歯であれば、15シリング支払うことが定められている。ただし、このことは、損害を受けた被害者による加害者に対する復讐が禁止されたことを意味しない。たとえば、この法律にしたがって被害者が訴えを提起したにも関わらず加害者が拒否した場合、加害者は、被害者による報復を社会から受けるようになっていた。被害者への金銭補償の訴えを履行しなかった加害者は、社会における法の保護の外に置かれた者（out-law）という烙印を押され、社会の構成員によって殺害されたとしても、罪に問われない地位に置かれた³⁵。

また、東ヨーロッパ地域において、自助による救済が認められていたころの時代の慣習を明確に法文化したものとして、マーカス・ファンク（Markus Funk）はアルバニアにおけるThe Code of Leke Dukagjiniを指摘している。この法典は1400年代に成立したものの、現在のアルバニア、コソボ、モンテネグロ、マセドニア、セルビアにあたる地域に定住していたアルバニア社会におけるこれまでの血の復讐の慣習を法文化したものと指摘される。この法典は被害者の名誉の保護を中心的なものとして取り扱っており、名誉を例えば、脅しや、押し倒し、つばの吐き掛け、妻に対する侮辱もしくは妻との駆け落ち、もてなしに対する否定的な行動などによって、侵害されるものとして描いている³⁶。

そして、この名誉を汚された被害者は、加害者の血が流されるまで、もしくはよき友による仲介を通して被害者によって寛大な赦しが付与されるまで、死んだものとして捉えられた。そして前者による場合この法典は自助による救済を明確に規定するものであった。それによると、名誉を汚された被害者は、復讐する権利を持ち、その権利の執行には、訴えも、判決も必要とせず、加害者に対する罰金も存在しない。強き人は、自分自身で罰金を徴収できるからである³⁷。

また、窃盗などの財産に対する被害に関しては、被害者の加害者に対する現状回復の権利を認めているだけでなく懲罰的な補償をも認めている。例えば、家畜の窃盗をおこなった者は、盗んだ家畜を元に戻し、かつ500グロッシュ支払うことが定められている。さらに、窃盗によって失われたものは2倍の補償の対象になるとされている。そして、加害者

³⁴ 石本、前掲書、23、64-65、70頁。なお平和喪失は迫害（アハト・Acht）とも呼ばれ、犯罪に対する制裁の一形態として国家が法の保護の外におかれることはアハト刑とも呼ばれることがある。

³⁵ Jacob, "Reparation or Restitution by the Criminal Offender," p.154.

³⁶ Funk, *Victims' Rights and Advocacy at the International Criminal Court*, pp.21-24.

³⁷ Ibid.

が判決に従わない場合、社会はその者を追放処分として、すべての法的な保護を取り上げる。したがって、追放処分を受けたものに対するいかなる行動の責任を問われることはなかった³⁸。

このような、被害者の黄金期と呼ばれていた社会における特徴として、シェファーは次のように指摘している。

人間の初期の歴史において、社会における（安全）の規制は、個人の手によだねられていた。この個人は生存をかけて一人で立ち向かっていた。そして一人で、外部による攻撃に対応し、害を与える同族のものに立ち向かっていった。この個人は、法を自分の手の中におさめ、実質的には、法を作り、被害者となり、検察官となり、裁判官となった。彼は、復讐の形で刑罰を与え、その目的は抑止と損害回復であった。それは個人による復讐であり、損害回復は個人の手独占されていた³⁹。

被害者の黄金期と呼ばれる時代とは、中央集権権力が刑罰権を独占するまでの時代である。大別して二つの段階を指摘することができるだろう。第一に、中央集権権力が個人間の紛争に対して仲裁・調停する権力および能力を保持していないような状況において、被害を被った者、加害行為を行った者、そしてその家族によって自助による救済を試みていた段階である。第二に、中央集権権力が、自助による被害者救済を制限的に管理するほどの権力と能力を保つようになった段階である。

第一の段階においては、シェファーが指摘するように、損害行為の被害者の、加害者に対する自助は、救済手段としての側面と、個人の治安確保の側面が併存をして意味を持っていたと言える。そこには社会秩序維持手段としての中央集権権力が存在していない、もしくは脆弱な状態であり、いわゆるトマス・ホブズ（Thomas Hobbes）が描写するような自然状態がこの段階を描写する上で参考になる。つまり各人が各人の敵である戦争の時代として指摘される世界であった。共通の権力を持たない社会に法はなく、法のないところに、正邪と正不正の観念は存在の余地を持たない⁴⁰。

人々は、第一に、利得をもとめて、第二に安全を求めて、第三に評判を求めて、暴力を用いようとする志向性があることが、他の人々に十分に共有されている一連の時間帯の中で、生活を行うような状況にいた⁴¹。

³⁸ Ibid.

³⁹ Schafer, *Victimology: The Victim and His Criminal*, p. 6.

⁴⁰ トマス・ホブズ（水田洋訳）『リヴァイアサン（一）』（岩波書店、2012年）、211頁。なおホブズが描写する自然状態は、ジョン・ロックおよびジャン・ジャック・ルソーが指摘するような自然状態とは異なる。前者は、自然状態を相互不信の世界観として描き、後者は一切の権利が制限されない孤立した個人の集まりとして認識する。

⁴¹ 前掲書、210頁。

治安維持における中央集権権力の存在が脆弱な状況の中で、ある者に対する加害行為に対して復讐することは、自身の生存をかけて失われた利得を奪還し、相手を威嚇して安全を確保し、さらに傷つけられた名誉を回復するものとして意味を持つものであったと認識できるだろう。

第二の段階では、何らかの中央集権権力が形成され、治安維持に対して一定の能力を保持するようになった社会は、自然状態によって繰り広げられてきた無秩序な状況に制限を加え、法を定立することで、その社会に属する人々の間の相互不信の状態に歯止めをかける働きがあったと言える。損害の被害者と加害者の関係の文脈では、それは、復讐や自助の程度が行き過ぎた場合に、法による制限を加え、相互の復讐の連鎖を制限するものであった。

ただし、この時代の中央主権権力が加害行為への対処を一手に引き受けている状態ではなく、社会の治安確保の観点から必要最低限の介入を行うに過ぎない状況であった。結果として、このような初期の社会によって定立された法は自力救済を追認する一方で、無制限な暴力による報復を制限していた時代であると指摘できるだろう。

さらに、中央集権権力の発生とともに、取引手段としての貨幣が発生するようになると、損害は人々によって価値の合意がなされた貨幣の価値によって置き換えがなされ、自助の代替手段が発生していくことになった。このことにより、損害の回復は、実行者と被害者の間において権力者の仲裁を受けつつ、示談金もしくは贖罪金の支払という形で処理がなされるようになっていった。被害者からの自助という損害回復手段がなくなることはなかったものの、示談金の存在は、不必要な自助による解決をなくすという意味において、社会秩序の維持に貢献していくものであった。

したがって、この時代における裁判の目的とは、復讐を収束させ、共同体に平和と秩序を回復することであった。そして、裁判は贖罪金の支払い、又は損害行為を行った者の引き渡しを条件としてなされる氏族間の和解を目指す契約的な性格の強いものであった⁴²。

被害者の黄金期の時代に共通するのは、ある損害行為とそれに付随する事項は、依然として当事者間の問題として処理されていた、という点である。初期の社会の中央集権権力は、ある損害とその損害発生行為の実行者を直接的に処罰の対象とするのではなく、単に個人間の紛争を管理する視点を持つに留まっていた。このことは時代の流れとともに、権力の中央集権性の程度が変化していく過程を経て次第に変化をたどっていく。犯罪は個人間の関係性の文脈から、犯罪の実行者と権力をもつ者との関係の文脈へと変化をしていくのである。次節では、この点についての歴史展開を確認する。

⁴² 鯉越溢弘、「私人訴追主義と国家訴追主義」、『法政研究』（九州大学法学部紀要、48巻1号、1981年）、44頁。なお鯉越はこの時代の裁判を合法的フェーデ（復讐）の一形態として認識する。

1-2 被害者の「衰退期」

1-2-1 中世における国王の刑罰権の独占過程と被害者

加害・被害行為をめぐる加害者と被害者の関係性において当時、権力を持つ者の役割は、仲裁的な役割とともに社会秩序の維持の観点から、過度な報復を制限することにある点についてはすでに前節で述べた。中世ヨーロッパにおいて、権力をもつ者の役割が仲裁者から、次第に加害行為の一部への対処を独占するものとして、変化をしていくこととなった⁴³。これは、近代法において刑事法と民事法の分化の源流となるものであるが、近代法の発生によって両者の分化が発生したというよりもむしろ、中世封建社会における権力をもつ者と加害・被害者の関係の中で、次第に形成され、結果として近代法によって法体系として明確になったといってもよい。

中世のヨーロッパにおいては、仲裁者として機能していた国王や領主などの権力者は次第に、損害行為の実行者とその被害者の仲裁に対して、その一部を取り分として主張するようになっていった。そして、権力者への権力の集中度合が高まるにしたがって、要求する取り分の度合いも拡大していった。この取り分には、両者の仲介手数料という側面と、損害に対する金銭補償を確保する側面、および補償が完了した後に被害者による復讐から加害者を守る側面があった⁴⁴。

そして、最終的には、国王や領主は加害者からの支払いをすべて独占するようになった。背景には彼らの地域に属する人々の支配を強化するという目的とともに、より財産を取得したいという動機も含まれていることが指摘されている。結果として、被害者に対する補償は権力をもつ者への罰金にとって代わることとなった⁴⁵。

次第に、中世のヨーロッパ封建社会では、王や教会における権力をもつ者によってある特定の犯罪の実行者の財産が没収され、刑罰が執行されるようになった。このことは以前まで被害者が行っていた復讐と自助に基づく損害回復手段の肩代わりをしていくことを意味しているが、結果として、ある特定の犯罪行為における被害者と加害者の関係が徐々に切り離され、ある犯罪行為を、権力をもつ者と加害者の関係で見る視点が成立し始めた。

ウィリアム・タラック (William Tallack) は権力をもつ者における加害者に対する財産の没収と、加害者に対する刑罰付与を二つの復讐 (Double Vengeance) として表現しているが、このことは、被害者からの復讐が、権力を持つ者からの復讐へと変化していく過程を示しているものと見る事ができる⁴⁶。

⁴³ この記述の背景には、すべての加害者の被害者に対する加害行為が、権力を持つ者による対応の範囲に含まれているわけではないことを意味する。いわゆる権力による対応の範疇にある行為とそうでない行為の区分は、近現代の刑事責任と民事責任の区分の端緒となるものである。他方で、古代のギリシアおよびローマ法の中で刑法的な側面と私法的な側面をもつ法を確認する研究もあるが、依然として両者は一つの法の中で混在する性質をもつものであった。ローマにおけるこの点については、Schaffer, *Victimology: The Victim and His Criminal*, p. 16.

⁴⁴ Schaffer, *Victimology: The Victim and His Criminal*, p. 14.

⁴⁵ Jacob, "Reparation or Restitution by the Criminal Offender," p.155.

⁴⁶ William Tallack, *Rights of the Victims of Crime to Compensation*, (London: Wertheimer, Lea and Co., 1900),

12 から 13 世紀頃のイングランドでは「国王の平和 (King's Peace)」という概念が形成され始めていった。そして、国王の統治する社会の平和に対する重大な破壊行為は、「国王の申し立て (Pleas of the Crown)」として宣言され、国王による裁判によって判決を受け罰せられる対象となっていた。結果、次第に、刑事訴追権および処罰権を国王が独占することになっていった⁴⁷。

梅崎進哉は、ヨーロッパにおいても、刑事訴追権・処罰権を国家が独占するようになったのは、中世末から近世初頭にかけてのことであると指摘する。この背景には、被害者訴追形式の民会裁判で認められていた被害者の復讐を、国王が、人口密集地に限って禁止したことに始まる。この禁止はやがて拡大されてき、私的制裁と私的訴追が排除されていった⁴⁸。

森下忠は、ドイツの刑法学者ヴィクター・アーチャー (Viktor Acher) の言葉を引きつつ、近代的な意味における刑罰が登場したのは、13 世紀のヨーロッパであると指摘する。彼の言う近代的意味における刑罰とは、犯した罪に対する応報として国家によって行為者に対して課される制裁を意味する⁴⁹。中世末期、近世における応報とは、国王が保持する平和を阻害するものに対する応報として意味をもつものであった。

ヨーロッパにおける封建社会の形成過程は、度重なる外部からの侵略に対して身を守るために、人々は自己の安全を守るため地方の有力者に土地を託して主従関係を結ぶようになっていった背景がある。結果として、支配階層間に私的な主従関係が幾重にもわたって成立することになり、有力者は多数の家臣を抱えて勢力を増し、次第に城塞を築いて諸侯として自立した。時代とともに社会は、国王を頂点として、大諸侯から中小諸侯、騎士にいたる階層性が成立していった⁵⁰。

外敵から身を守る必要性に加え、ヨーロッパ社会における国王に対する中央集権化の結果、国王が管理する領域内において秩序を乱す行為は、外敵からの侵略に対して脆弱となり、侵略される契機として認識されうる。このことから国王の領域内における犯罪行為は、国王が持つ権利に対する侵害としてみなされるようになり、犯罪行為の実行者と国王の間

pp.11-12.

⁴⁷ Andrew Ashworth, "Punishment and Compensation: Victims, Offenders and the State," *Oxford Journal of Legal Studies*, Vol. 6, No.1, 1986, p.90.

⁴⁸ この点について梅崎進哉は複数の原因を指摘する。すなわち、第三者を巻き込みかねない際限ない復讐の応酬やそこから生じる憎悪の増幅を避ける目的に加え、社会関係の複雑化にともなって、被害を与える行為にも、私人間では解決のつかない社会的問題を含むものが現れたこともまた、国王の刑事訴追・刑罰権の独占の要因として挙げられている。梅崎進哉「厳罰化・被害者問題と刑法の存在理由」森尾亮、森川恭剛、岡田行雄編『人間回復の刑事法学』(日本評論社、2010年)、21頁。

⁴⁹ ただし、森下がここで指摘する応報とは、法律的立場から見た応報(法律的応報)を意味するのであって、刑の執行内容が応報的・懲罰的でなければならぬことを意味するわけではない。森下によると法律的応報としての刑罰は「犯罪」の行為者でない者に対して刑罰が科せられることはないという消極的意味において、その本質を見出す。森下忠『刑事政策入門』(成文堂、1994年)、15頁。

⁵⁰ 木下康彦、木村靖二、吉田寅(編)『詳説 世界史研究』(山川出版社、2008年)、190頁。封建社会成立の背景には、具体的に 8-9 世頃の西ヨーロッパにおける、ムスリム・マジャール人・ヴァイキングなどの侵入、フランク王国の分裂、およびその後の王権の衰退があった。

の二項対立的な図式を帯びるようになった。

そして、ある犯罪行為によって被害を受けた者の存在は、国王と犯罪者の関係性つまり犯罪と刑罰の関係から切り離されることになった。この図式は近代刑法において一般的に言われる応報的正義（Retributive Justice）という視点の端緒となり、被害者の存在は、国王が保持する秩序の保護という文脈を前にして副次的な意味を持つに過ぎなくなっていた⁵¹。

すなわち、ヨーロッパにおける封建社会の形成とした中央集権の過程の中で、立法権、裁判権、刑罰権の独占をはじめた国王において、法に違反する犯罪行為は、自身が保持する権力に対する挑戦となる。そしてその行為を実行した者は国王に対する挑戦者として認識され、国王の制裁の対象となった。刑罰とは、傷つけられた権利を回復するために国王が行う報復であった。

1-2-2 絶対王政期における国王・刑罰・被害者

ルネッサンス・絶対王政期におけるヨーロッパにおいて、国王の存在が秩序維持の観点からキリスト教神学上の影響も受けつつ理論的に強化されていくこととなる。中世後期における封建君主の影響力の低下、宗教改革を経たヨーロッパ社会における宗教対立に端を発する戦争、そして、それらに付随して、イギリス・フランスなどで生じた国王への権力が集中する中で、国王の権力は、神によって授けられたものであり絶対的なものとして理論づけられるようになった。

ルネッサンス期において主権概念を精緻化したジャン・ボダン（Jean Bodin）は、国王に従うことの根拠を「神がわれわれに対する権力を与えた彼の勅令・法令に従わなければならないのが神と自然の法」として言及し、国王の存在を「ほかの者たちに命令をするための神の代理人」であるという表現で描写した。ボダンの意図とは、国王の権力の絶対性をキリスト教によって正統化する一方で、価値中立的な権力者に権力を一元化することによって、彼が生きた時代に頻発していたカトリック、プロテスタント間の対立構造を終結させることに目的があった⁵²。

⁵¹ ただし、中世における封建社会は、中央集権化が行われる一方で、法執行単位の多層性を前提に成立したものであった。国王は、最高の貴族の身分を有する世俗的な領主に過ぎず、封建法、荘園法、村落法、都市法、教会法といった共同体法が多層的に存在していた。教皇を中心とする教会権力の存在や諸侯が複数の領主と封建契約を結んでいた状況もあった。この権力の多元的構造が封建社会における刑事法の前提にあるものであった。例えば、中世のゲルマン法が被害者による自助を抑圧する一方で、1495年の永久ラント平和法に至るまで、その一般的禁止には成功しなかったことから読み取れる。梅崎進哉『刑法における因果論と侵害原理』（成文堂、2001年）、24-26頁、脚注20。

⁵² 篠田英朗『国家主権という思想』（勁草書房、2012年）、15-16頁。また、篠田は、ボダンが王権神授を議論することによって取り組んだ問題とは、教会、帝国、王国、都市、領主、ギルドなどの権力が複合的に存在する中世的な政治社会であり、価値中立的な権力者に一元的な権力を集中させることによって、対立構造を終焉させようとし、そのために主権論を唱えたのであったと指摘する。篠田英朗『国際社会の秩序』（東京大学出版会、2007年）、35頁。さらに、Edward Andrewによるとボダンの主権に関する議論の意図とは、教会権力を国王の下に位置付けることによって、宗教的寛容を目指したと指摘する。Edward Andrew, "Jean Bodin on Sovereignty," *Republics of Letters: A Journal for the Study of Knowledge*,

ルネッサンス以降から近代にいたるまでの間のヨーロッパにおける犯罪と刑罰さらに国王と犯罪者の関係性について分析したものとして、ミッシェル・フーコー（Michel Foucault）の『監獄の誕生』を挙げることができる。フーコーは古典主義時代として定義される17世紀から18世紀におけるそれらの関係性について次のように描写する。

古典主義時代の法によると、犯罪（法律違反）は、それによって偶然生じうる損害以上に、法を布告し主張する人間の権利に対する侵害となる。…重罪は、それによる直接の犠牲者以外に君主を傷つけるものであって、法が君主の意思としての価値を有する点では人格的に、また法の力が君主の力である点では身体的に、それは君主を傷つけるのである。…君主の介入は、したがって当事者双方のあいだの調停であるのではなく、それは各個人の権利を尊重させるための行為以上のものでさえあって、君主を傷つけたものに対する直接の反駁である。…処罰権はしたがって君主の保持する、自分の敵と戦う権利の、いわば一側面となるわけである。つまり懲罰を課すことは、「生殺権、つまりローマ法のなかで *merum imperium* の名称で述べられている生殺与奪のあの絶対的権力、君主が自らの法の施行にあたって重罪に対する刑罰を命じる際に使用する権利」に属する⁵³。

ヨーロッパにおいて、刑罰つまり刑罰として当時行われていた身体刑とは、フーコーによると、被害を受けたものに対して救済を行う手段として行われるものではなく、いったん傷つけられた君主権を再興するための儀式であった。

すなわち、刑罰とは、君主権を完全な華々しさ（？）のなかで顕示しつつ、蝕まれたのちに回復する権力が営む一連の大がかりな祭式全体の中に組み込まれるものであって、君主を軽んじた犯罪に対して万人の面前で無敵の力をふるうという姿を見せるものであった⁵⁴。

Politics, and Arts 2, no.2, 2011, p.76.

⁵³ ミッシェル・フーコー『監獄の誕生』（新潮社、1977）、51-52頁。フーコーが『監獄の誕生』の中で古典主義時代という時、17世紀半ばからフランス革命を経験する19世紀初頭までのことを指している。フーコーはエルンスト・カントロヴィッツの『国王の二つの身体』を紐解きつつ、国王の身体とは、中世に形づくられた法律中心のキリスト教神学に基づき、二重の役割を与えられている存在だと描写する。一つは、生きて死す一時的な役割であり、もう一つは彼の王国の身体的な、だが接触しがたい（神聖にして冒すべからざるでもある）支えとして保持される役割である。さらフーコーは続ける。「こうした二重性はもともとキリストにまつわるものと近いつながりがあったので、この二重性の周りに組み立てられたのが、君主政治の図解像・政治理論であり、人間としての国王と王権の要請とを区別しつつ同時に双方を結び合わせる法律機構であ」った。（前掲書 32-33頁）なおカントロヴィッツが指摘するところには王の二つの身体という法的擬制は、中世における叙任権闘争の中で、反グレゴリウス派の聖職者によって、皇帝を擁護する議論の文脈の中で初めて登場したことが指摘されている。エルンスト・E・カントロヴィッツ（小林公訳）『国王の二つの身体』（平凡社、1992年）、72頁。

⁵⁴ ミッシェル・フーコー、前掲書 52頁。古典主義時代の刑罰とは、「恐怖本位の一つの政治学であったのだ、すなわち君主の荒々しい現存の姿を万人に、犯罪者の〔処罰される〕身体の上で感じ取らせる、

この意味で、犯罪・刑罰・被害者をめぐる関係性について、同害報復（タリオ）とはまったく異なった性質をもつものであった⁵⁵。そして、この時代における刑罰とは国王の権力を誇示するために極度の残忍性を伴うものであった。

1-2-3 啓蒙主義から近代に至る刑罰と被害者

このような過酷な刑罰を目の前にして、ヨーロッパにおいて絶対王政を批判する啓蒙主義の影響を受けた論者は、刑罰制度そのものを批判するようになった。チェザーレ・ベッカリーア（Cesare Beccaria）は、『犯罪と刑罰』の中でシャルル＝ルイ・ド・モンテスキュー（Charles-Louis de Montesquieu）の「どんな刑罰でも、絶対に必要だということできなければ、それは専制的である」という言葉を引きながら、「ある人の他の人に対する行為は、それが〔正統な〕権限に基づくいかなる行為であっても、絶対的必要性から導き出されたものではないときには、それは専制的である」と主張する⁵⁶。

その上で、刑罰の残虐さがただちに、公共善にも犯罪を予防する目的のものにも反するわけではないとしても、残虐な刑罰は、慈悲深さという美德に反する⁵⁷。そして、「あらゆる刑罰が、一人の市民に対する、一人または多数による暴力行為とならないようにするためには、刑罰は、本質的に公的で、迅速で、必要とされるものであり、与えられた状況において可能な限りかるいものであり、しかも犯罪とのバランスが取れていて、法律によって定めたものでなければならない」と主張する⁵⁸。

ベッカリーアによってもたらされる、罪刑法定主義、予防論的な刑罰論、犯罪と刑罰の均衡的な視点、死刑の廃止といった視点はその後、ヨーロッパ諸国、アメリカなどにおいても影響を与え、刑罰理論の議論を促進させることとなった⁵⁹。さらに実定法の分野でもフランスにおいて1789年の人と市民の権利宣言、1791年のアメリカ合衆国憲法修正条項、また多くの国家の憲法および人権宣言において個人における不可侵の権利として描かれることになった⁶⁰。

それが狙いだったのだ」前掲書 53 頁。

⁵⁵ この点について、フーコーは権力の仕組みに着目しつつ、罪と処罰が相互に結び付き、「極度の残忍性」と形式においてつながっているこの事態は、同害報復の法の影響ではないと指摘する。前掲書、60 頁。

⁵⁶ チェザーレ・ベッカリーア（小谷眞男訳）『犯罪と刑罰』（東京大学出版会、2011 年）、13 頁。

⁵⁷ 前掲書、17 頁。

⁵⁸ 前掲書、154 頁。

⁵⁹ なお、ベッカリーアの『犯罪・刑罰』以後、刑罰の本質・目的に関して多くの論者が議論を戦わせた。その流れは、大別して、刑罰を自己目的として犯罪に比例する害悪の付与（応報）として捉える絶対的応報刑論、刑罰の本質を応報に見出す一方でその目的は、これから起こる犯罪の予防に見出す相対的応報刑論である。カント、ヘーゲルは前者の論者に位置づけられ、刑罰は犯罪を行ったが故に当然として課されるものという認識に立つ。ベッカリーア、フォイエルバッハは後者の論者として位置付けることができる。なお、相対的応報刑論は、不特定多数の者が将来の犯罪を一般的に防止することを目的とする一般予防の視点と、一度犯罪を起こしたものが隔離・矯正を通して、再犯を思い留まらせるという視点に言及する特別予防の視点がある。この点については、森下、前掲書、16 - 20 頁を参照。刑罰の本質・目的などの視点は本論文においても密接にかかわりあり、本章においても重要な事項であるものの、本論文の主たる焦点が犯罪の被害者にあるため、この点については、多く言及することは避ける。

⁶⁰ 人と市民の権利宣言 5 - 9 条、合衆国憲法修正 4 - 7 条参照。

事実、フーコーは、ヨーロッパにおける刑罰をめぐる古典主義的時代の精神と近代における精神との分断を指摘する。彼によると国王の権力の誇示手段として、また、見世物としての熾烈を極めた身体刑が消滅し、18世紀および19世紀の新たな刑罰制度の下では、総体的な新たな過程にもとづいて、犯罪以外のものを裁くようになった。すなわち刑罰は犯罪者の精神、犯罪行為の実行に至った情念に焦点をあて、それらを矯正する学校であるべきとする視点の存在を指摘する⁶¹。

フーコーは、ヨーロッパにおける刑罰制度が受けたこのような変化を描写する際に、まず社会契約の理論に依拠する。すなわち、刑罰の理論が社会契約論と結びつき、犯罪を社会契約に違反する行為として認識する視点が出現したことを指摘する⁶²。フーコーによると、「犯罪者たる彼は、(社会) 契約を破ってしまったわけであり、したがって、社会全体の敵である」⁶³。したがって、「ある個人は犯罪(法律違反)のせいで社会全体のすべてと対立するのであり、社会のほうは、彼に対して、彼を処罰するためにこぞって立上る(ママ) 権利」を有するのである⁶⁴。

そして、その形式は、「双方の力が釣り合わない戦い」である。なぜならば、「片方の側にすべての力、権力の一切、すべての権利が集まっている」からである⁶⁵。つまり、刑罰は「君主による報復から社会の擁護へと位置を移されたわけである」⁶⁶。しかしながら、フーコー自身も指摘しているように、このような理解に立つと「処罰権は、極めて強力な要素によって再構成されるから、以前よりいっそう恐れるべきものになってしまうといえる」。つまりこの状況では、「どう制限したらいいかわからない極刑に悪人をさらす結果になる。恐ろしい超権力の、これでは二番煎じである」と論じた⁶⁷。

このような状況の中、啓蒙主義の影響をうけた刑罰制度の改革者たちによってなされる刑罰軽減の原理とは社会全体に対する敵を罰する場合であっても、刑罰制度自体が人間らしさを尊重しなければならない、というものであった⁶⁸。結果、刑罰の目的は、「犯罪(法律違反)を罰することに存するのではなく、個人を監督し、彼の危険有害な状態を消し去

⁶¹ フーコー、前掲書、第二部第二章「刑罰のおだやかさ」109-137頁。

⁶² フーコー、前掲書、92-93頁。

⁶³ フーコー、前掲書、92頁。

⁶⁴ フーコー、前掲書、92頁。

⁶⁵ フーコー、前掲書、92頁。

⁶⁶ フーコー、前掲書、93頁。

⁶⁷ フーコー、前掲書、92-93頁。フーコーは古典主義時代における刑罰とそれ以降の刑罰を次のように描写する。(古典主義時代の) 身体刑中心の刑罰制度では、見せしめは犯罪に対する応報(写し)であった。それは一種の二重の誇示によって犯罪を明らかにしなければならないと同時に、それを制圧する君主の権力を明らかにしなかった。ところが(それ以後の) 刑罰制度では見せしめは、可能な限り控えめなやり方で、犯罪と結びつかねばならない、ただし最大限の調整を加えられた形で(処罰する) 権力の関与を示すものでなければならない。後者の記号=技術論は次のような使用な規則を踏まえていると指摘する。すなわち、(刑罰の) 最小限の量の規則、(刑罰による苦しみの) 充分なる観念性の規則、(刑罰が悪事を働かなかった人に対して作用する) 側面上の効果の規則、(刑罰の) 完璧な確実さの規則、万人に共通な真実の規則、最も望ましい種別化の規則、である。フーコー、前掲書、96-103頁。

⁶⁸ フーコー、前掲書、93頁。

り、犯罪へ向かう彼の素質を変えさせ、あの既得の変化を単に一度限りで止めさせることに存する」ようになっていった⁶⁹。

また啓蒙主義の視点は、国王への主権の一極集中という状況から人民主権へと移るに伴い、権力を制限するという視点が生まれることになる。モンテスキューの『法の精神』による権力分立の視点とともにあらわれたのは、国家の訴追権・刑罰権の制限であった⁷⁰。そしてこの文脈から、犯罪を行ったと疑いのある者に対して認めるべきものとしてみなされる公正な裁判という視点であった。

ヨーロッパで発生した啓蒙主義思想が犯罪と刑罰に与えた影響を整理すると以下のようになるだろう。第一に、犯罪が君主または国王に対する主権への挑戦という概念から、社会秩序に対する侵害と捉えられることにより刑罰は、君主・国王における復讐・見せしめという目的から、将来の社会の保護、具体的には将来起こりうる犯罪の予防という目的へと変化していった。その結果、刑罰は、啓蒙主義思想とかわりあいながら、主権者が犯罪者を破壊するという非対称な刑罰という形ではなく、将来おこるであろう犯罪を予防するために、犯罪行為で得られる利益よりやや重い不利益を科すという、刑罰の非対称性への修正が行われた。

第二に、刑罰を科す側と科される側の非対称性は、同時に裁判手続きにおける非対称性も同時に是正する動きとなる。公正な裁判という視点の下、ある罪の認定し、刑罰を宣告する裁判官や検察といった者と、犯罪行為の容疑を持つ者との非対称性への是正という観点から、既存の裁判制度を修正していく視点ももたれるようになった。

第三に、より広く刑罰権の恣意的な行使の制限という視点が発生するようになる。啓蒙期に発生した個人の人権に対する視点は、刑事司法制度において、犯罪者およびその容疑者をより人道的に扱い、彼らの権利をいかに保護するかという点が主眼に置かれるようになった。

これらの影響の結果、犯罪と刑罰は、国家と犯罪者・容疑者の関係性で読みとられることが主眼となった。そしてそれは、国家に対峙し、不平等に扱われてきた犯罪者・容疑者の人権保護という視点が近代刑法における視点の軸となっていった。しかし、刑事司法における社会と犯罪および犯罪者との関係は、近代法形成とともに成立したというよりもむしろ、ヨーロッパ中世中期からの流れの延長線上にあるものであった。犯罪と刑罰の問題

⁶⁹ フーコー、前掲書、23頁。但し、フーコーは、啓蒙主義以降の刑罰の変化について、頻繁にベッカリアを引用するものの、他方で、刑罰制度のこうした変化は、当時の啓蒙主義者の純粋な人道主義的なものから発せられるものというよりも、むしろ、権力の導く所結果の必然的な適正化、つまり、(刑罰の)経済策に、またそれによる綿密な計算結果であると指摘する。フーコー、前掲書、94頁。

⁷⁰ モンテスキューは、次のように指摘する。「各国家には三種の権力、つまり、立法権力、万民法に属する事項の執行権力および公民法に属する事項の執行権力がある。・・・裁判権力が立法権力や執行権力と分離されていなければ、自由はやはり存在しない。もしこの権力が立法権力が立法権力と結合されれば、公民の生命と自由に関する権力は恣意的となろう。・・・もしこの権力が執行権力と結合されれば、裁判役は発生者の力を持ちうるであろう。」モンテスキュー(野田良之、稲本洋之助、上原行雄、田中治男、三辺博之、横田地弘訳)『法の精神(上)』(岩波文庫、1989年)、291-292頁。

は、国王と犯罪者・容疑者の関係の中で捉え、そして、国家と犯罪者・容疑者への関係として捉える視点へと変化する一方で、被害者はこの関係性の中の周辺に位置するものであった。

1-2-4 刑事司法制度における損害行為と被害者

それでは、より詳細には、ヨーロッパにおいて刑事法と民事法の分断が見え始める中で損害行為の被害者はどのように捉えられてきたのであろうか。この点については、被害者はヨーロッパ大陸とイングランドにおいてはある時点を境として、異なる方向性に進んでいくこととなる。

かつて、ある損害行為の被害者は、自身またはその家族が受けた損害を回復する手段を行うか、当時の権力者の仲裁によって調停という手段をとっていた。そして、仲裁による両者の和解が決裂すると、限度を決めた自助および復讐を容認するものであった。このため、ある損害行為が、裁判の場で争われるためには、被害者もしくはその家族から、訴えを提起されるものであった。しかしながら、被害者による訴追は、大陸ヨーロッパにおいては、刑事訴追における糾問主義（Inquisitorial System）の発生に従い衰退していくことになった⁷¹。

1-2-4-1 訴追主体としての被害者

中世初期のゲルマン民族の大移動を経験する中でヨーロッパ大陸においてこれまでの氏族・血縁関係をもとに成立していた社会が解体しながら、大土地所有者としての国王・諸侯・騎士を中心とする封建社会が成立していく。当時のヨーロッパ社会において、損害行為者の訴追に実効力を与えていたのは、氏族・血縁集団であり、訴訟契約を締結するものこうした集団によるものであった⁷²。したがって、封建社会の成立に伴い、被害者訴追を可能にしていた要素もヨーロッパ社会において衰退する中で、別の手段が模索されるようになった。

このような中で、5世紀に成立したゲルマン民族によるフランク王国は、多くの犯罪が処罰されないまま放置されている状況の中で、さらに、国内の治安維持の観点から当事者同士の自助・復讐を禁圧すべきという観点から、「フランクの糾問」という概念が誕生する

⁷¹ 糾問主義（inquisitorial system）とは一般的に刑事訴訟制度を貫く視点を示しており、当事者対抗主義（adversarial system）と対比される。前者は裁判官が集められた証拠を検討し、および訴訟当事者に対して直接尋問することによって、犯罪行為の存否および有罪・無罪の判断を行う形態としてとらえられる。この際犯罪をめぐる事実を明らかにすることに焦点が置かれ、裁判官は積極的に訴訟の流れに介入することとなる。他方、後者は中立な裁判官が公平な立場である検察官と被告人の訴訟当事者間の意見を戦わせた上で犯罪行為の存否、有罪・無罪を判決するものである。後者においては、裁判官より中立で公平な立場が強調される。

⁷² 鯨越、前掲論文、45-46頁。

ことになる⁷³。

8世紀より成立するカロリング朝は、このような状況において、職権訴追の強化にその解決策を求めることになる。すなわち当時の国王は、勅令によって、国王の代官、特に、巡察使に対して、各地方の信用のある名望家を招集し地域内において発生した犯罪行為につき、告発する義務を課しうる権限を付与した。この手続きに該当する犯罪は殺人・強盗・強姦・放火などの重大と認識される犯罪であり、次第に拡大をしていった⁷⁴。

そして名望家が告発した事件においては、裁判官が直接関係当事者を糾問することによって得られた証言に基づき判決を下すことになった。この意味において当時の名望家は証人としての役割が付与されていたのである⁷⁵。

このように「フランクの糾問」とは、告発手続と糾問手続を一組として、有罪か否かの判断を行う刑事訴追における形態としてヨーロッパ大陸において発展することになった⁷⁶。そして、個別領主権を超越した支配権の確立を企図していた当時の国王は、この尋問権を地方の官吏には与えず、国王直属の巡察使にのみ与えることによって裁判権の独占をしていった⁷⁷。当初は、被害者による訴追と国王による公訴が並置されていたものの、次第に王権の拡大により被害者は訴追当事者としての位置を失っていった⁷⁸。

他方でイングランドにおいては、11世紀におけるノルマン人の征服の影響でフランクの糾問の影響を一定程度受けたものの、被害者訴追形式は維持されることになった。イングランドにおいては、当初、巡回裁判所と告発陪審というイングランドに独自の法制度が成立した。

告発陪審とは、各地域を代表する12名の陪審に対して、犯罪を自己の知識と信念に基づき巡回裁判所に対して告発するように義務付ける制度であった。この背景には、8世紀以降「国王の平和」概念が示す通り、国王が犯罪の適確な処罰により王国内の治安を維持するためという意図と同時に、犯罪処罰による罰金と没収から、財政的な潤いを求めるといった視点もあった。しかし、大陸ヨーロッパと異なり巡回裁判所は、封建領主およびそこに属する民衆からの抵抗にあった。徴税官としての役割を担うようになった巡回裁判官は、どんな些細な行為も逃さず罰金刑の対象とする一方で、これにより大きな負担を強いられる地方の封建領主は議会を通じて巡回裁判によって告発すべき犯罪を制限するように働きかけたためである。最終的に国王がもつ、発生した犯罪行為に対する管轄権の制限は14

⁷³ 鯉越、前掲論文、47-48頁。

⁷⁴ 鯉越、前掲論文、47-48頁。

⁷⁵ 鯉越、前掲論文、47-48頁。

⁷⁶ 鯉越、前掲論文、47-48頁。

⁷⁷ 鯉越、前掲論文、48頁。

⁷⁸ このことは、被害者が自身の手により、訴訟を開始する権限を失ったことを意味する。この背景には、国王の代訴人が訴追する権限を独占したことに起因している。ただし、被害者は告訴する権限を有していた。エマニュエル・ジュラン（加藤雅之訳）「講演 フランスにおける私訴権（附帯私訴）」慶應法学、第10号（慶応大学法学部紀要、2008年）、331-332頁。

世紀に法制化されることとなった⁷⁹。

さらに、イングランドにおいては、被害者訴追を含む私人訴追は維持されることになる。国王が裁判・刑罰権をめぐる封建領主からの挑戦にあっただけでなく、告発陪審は、自己の個人的な経験と知識に基づき犯罪を告発するように当初求められていた一方で、彼らの経験と知識には限りがあったため、地域の他の住民がもたらす情報を広く受け入れ、それに基づき答申するという慣行が形成されることとなったためである⁸⁰。

そして、14世紀末には告発陪審はさらに、起訴陪審として起訴相当と判断するものへと変質をしていった⁸¹。さらに絶対王政期には地方における治安維持および捜査権限を持つ治安判事が発生した結果、私人は治安判事に対して犯罪の告発を行い、治安判事は自身の捜査の結果とともに犯罪が発生したと認識される証拠を起訴陪審に提出し、起訴相当か否かが判断された⁸²。結果として、現代まで被害者を含む私人訴追が維持されることになった。

大陸ヨーロッパにおける糾問主義の導入は、国王の犯罪行為に対する裁判権が領主のそれを越えて成立することが可能であったため発生したものであり、結果として被害者が刑事司法分野から排除される一因となった。他方でイングランドにおいては、国王の刑事裁判権が領主のそれと緊張関係にあることに加えて、告発陪審、起訴陪審、および治安判事という独自の制度が発生した結果、被害者は訴追当事者としての役割を維持するものであった。

1-2-4-2 被害者の救済制度

前述の被害者の黄金期において示談金が発生した時期には、犯罪と呼ばれるものは公共の利益に対する攻撃とみなされ、不法行為および不法侵害には個人の権利に対する侵害として認識され始めるようになったと指摘されている⁸³。

ただし、この時期においては今日的な意味における刑事責任と民事責任が未分化のまま包摂されており、違法行為を構成するものとしてとらえられてきた。中央集権権力の刑事責任への対処の独占とそれに付随する刑事法と民事法の分化に際して、犯罪行為および犯罪行為者に焦点があてられる問題として捉えられ、犯罪行為の実行者と被害者の関係は、刑事法の文脈よりもむしろ民事法の文脈で捉えられるようになっていった。このために、刑事訴訟における救済に訴える被害者の役割は限定されることになっていった。

ゲルマン法文化圏においては、フランクの糾問に端を発する糾問主義の導入により、被害者は刑事訴訟における当事者の地位を失う一方で、自助による救済が14世紀にいたるま

⁷⁹ 鯉越、前掲論文、49-51頁。

⁸⁰ 鯉越、前掲論文、51頁。

⁸¹ 鯉越、前掲論文、54頁。

⁸² 鯉越、前掲論文、54-56頁。

⁸³ Schafer, *Victimology: The Victim and His Criminal*, p. 17.

で容認されていた。しかし、大陸ヨーロッパにおいて私闘が禁止されるようになると、被害者が救済に訴える手段が限定されていくことになった。ただし、このことは刑事訴訟の文脈において、被害者の救済が、まったく無視されてきたわけではなかった。

シェファールによると 16 および 17 世紀のゲルマン法文化圏の裁判所の実行状況において、刑事手続きの中で、被害者の原状回復への要求が裁判所の中で附帯手続 (adhesive procedure) を通して、検討されることが裁判官の裁量によって決定されることもあった⁸⁴。しかしながら、この手続は例外的な対応であり、限定されたものであった。

他方で、イングランドにおいては、国王がイングランドを統一してからも、制度的には刑事訴訟においても被害者が損害補償を訴える手立てが残されていた。「国王の平和」概念が成立して以降、12 世紀には、イングランドにおいて王座裁判所 (The Court of King's Bench)・人民間訴訟裁判所 (The Court of Common Plea)・財務裁判所 (the Court of Exchequer) が成立した。

王座裁判所においては、刑事事件・不法侵害事件を扱い、人民間訴訟裁判所においては、土地の所有権などを扱った⁸⁵。中世の後期には刑事事件を王座裁判所で処理し、民事事件を三つの裁判所で管轄権の競合がなされるようになった⁸⁶。制度的には、ある国王の平和を脅かす行為の結果、損害を受けた者でも、金銭補償の訴えを提起することができた一方で、損害の被害者は不法侵害によって、被害者がなすはずであった国家に対する債務が出来ないという理由づけにより、訴訟を、国王の財産をめぐる問題を扱った財務裁判所に付託されることもあった。

実際に、刑事事件の被害者が実際に金銭補償などの救済をどの程度受けたかについては、あまり記録が残っていなかったものの、封建社会、および絶対王政期において国王の財産が権力の維持に重要な要素を占めていたことから、被害者の救済に訴える権利が限定的に扱われているものであったと推測することは、不可能ではない。なお、イギリスにおける近・現代における公法と私法の不明確な分化は伊藤正己が指摘するように、中世に形成された慣習法のコモン・ローの伝統を受け継いだものであった⁸⁷。

1-3 被害者の権利の「再興期」

犯罪の問題が国家と犯罪行為の実行者の関係性の問題としてとらえられ、被害者は刑事司法制度に周辺的な立場に位置づけられるようになると、刑事司法制度の主たる焦点は、個人・社会・国家における法益の保護とともに、裁判および刑罰権の恣意的な行使の制限に当てられることになった。

この中で被害者の救済に訴える権利に付随する視点は、1850 年代以降議論が発生してい

⁸⁴ Schafer, *Victimology: The Victim and His Criminal*, p. 17.

⁸⁵ 田中英夫『英米法総論 (上)』(東京大学出版会、1960 年) 70-72 頁。

⁸⁶ 前掲書、71 頁

⁸⁷ 伊藤正己『イギリス公法の原理』(弘文堂、1954 年)、1 頁。

るものの、現実的な変革になされることになったのは、1970年代の話であった⁸⁸。本節では、被害者の刑事司法制度における苦境が認識されるようになり、被害者の権利が認められるようになるまでを概観する。このことにより、刑事司法制度が国家と犯罪者の関係を中心的な焦点にしつつも、被害者の権利が再認識されるにいたる状況を整理したい。

1-3-1 被害者の権利の法制度化

刑事司法制度において忘れられた存在として認識されていた被害者とのその権利に対する関心が再び高まるようになったのは、1960年代頃であった。この背景には、当時の犯罪率の増加やテレビ等によって犯罪被害者の苦境が広く一般市民によって共有されたという点が指摘されている。市民は、犯罪とその被害について以前よりも増して関心を持つことになり、刑事司法制度が被害者の保護および救済に対する制度を設ける一つの要因となった⁸⁹。より大きな原動力となったのは、強姦、性的暴行、家庭内暴力の被害者を擁護する女性権利向上を目指す運動であった⁹⁰。

1960年以降犯罪被害者の損害の回復に関連して、欧米を中心として法制度化が進んでいくこととなる。1963年にニュージーランドが犯罪被害者補償法を制定したのを皮切りに、その後イギリス、オーストラリア、カナダ、アメリカが採用、1970年代に入るとオーストラリア、スウェーデン、オランダ、西ドイツにおいて刑事司法制度にかかわる被害者に関する法制度化がなされていった⁹¹。

西ドイツでは、1952年に刑事訴訟法の中で付帯私訴に関する手続きを置いていたが、1968年に施行された刑法において、犯罪行為に帰責される損害の回復に関する一般的規定を設けている⁹²。ドイツでは、付帯私訴によって、刑事手続きの範囲で被疑者・被告人に対して、損害賠償請求を主張することができる一方で、被害者に対する損害回復は、量刑の際に刑を軽減する方向性で考慮されるべき要素とみなされるようになっていった⁹³。そして、1986年には「刑事手続きにおける被害者の地位の改善に関する第一法律」が成立し、

⁸⁸ シェファールによると1847年にフランスの判事であるボンヌヴィユ・ドゥ・マルサンジイ(Bonneville de Marsangy)が犯罪被害者に対する損害回復に関するガイドラインを起草して以降、懲罰制度に関する国際会議の場で被害者の権利の再構築に関する議論が一時活発化したが、具体的な成果は見られなかった。Schaffer, *Victimology: The Victim and His Criminal*, pp.18-19.

⁸⁹ Funk, *Victims' Rights and Advocacy at the International Criminal Court*, p.31.

⁹⁰ Ezzar A. Fattah, "Victimology: Past Present and Future," *Criminologie*, vol. 30, no.1, 2000, p.25.

⁹¹ 諸沢英道、前掲書39頁。Fattah, "Victimology: Past Present and Future," p.33。また、1970年代頃には、犯罪学の一要素として発展していった被害者学(Victimology)が、刑事司法手続における被害者の法的地位や、被害者の補償に関する問題を扱うようになると、各国の犯罪被害者に対する取り組みは加速するようになっていった。諸沢英道、前掲書27-34頁。当初被害者学の焦点は、被害者がなぜ被害を受けるのかという、被害者自身の要因に焦点をあてていた。このような起源をもつ被害者学はその対象とする範囲を拡大させ、その一部として刑事司法制度における被害者の周辺化の状況に焦点を当てるようになった。なお1970年以降のこうした変化をエザール・ファタは被害者学における根本的な転換だと指摘する。Fattah, "Victimology: Past Present and Future," p.26.

⁹² ドイツ対案グループ(光藤景皎、川口浩一、田淵浩二、高橋則夫、山名京子訳)『犯罪被害の回復—対案・損害回復』(成文堂、2002年)、142頁。

⁹³ ドイツ対案グループ、前掲書、142頁。

刑法 46 条の量刑事由の中に、「被害者との和解を達成するための行為者の努力」という文言が追加された⁹⁴。

オーストリアにおいても、付帯私訴手続きが認められている他、可罰行為による被害者は、賠償請求権の充足を課された保釈保証金から損害回復を請求する権利を有することが、以前より認められていた。そして、1972 年の犯罪被害者援護法により、国家による犯罪被害者補償制度が存在するようになった。但し、付帯私訴手続きの実行状自体は一樣ではなく、近年では、民事訴訟法 268 条に定められている、刑事裁判所の有罪認定への民事訴訟裁判所の拘束が憲法裁判所によって違憲であるとして無効とされている状況がある⁹⁵。

スイスにおいては、1984 年に暴力犯罪の被害者の援助に関する新しい連邦憲法 64 条を承認した。施行法である犯罪被害者の援護に関する連邦法（被害者援護法）は、1993 年に施行された⁹⁶。被害者救護法により、被害者は、被害者の権利と手続きの進行に関して、情報の提供を保障されるようになっただけでなく、被害者に刑事手続きへの一定の関与および不服申し立ての権利を認めるようになった⁹⁷。また、同法により、原則として刑事裁判所は、行為者が、無罪もしくは手続きを打ち切られるのではない限り、被害者の民事上の請求についても判断をしなければならいことが定められた⁹⁸。

他方で、この原則は、後に緩和され、第一に刑事上の点に対してのみの判断を下し、民事上の請求ではのちに特別な手続段階において取り扱う可能性が設けられるようになった。このことにより、刑事上の点に関する裁判の遅延を防止し、促進の要請に考慮が払われるようになった⁹⁹。また、刑事裁判所は、刑事事件における民事上の請求を原則についてのみ判断し、その他の事項を、被害者に対して民事裁判所への付託を指示する可能性も残している¹⁰⁰。

フランスにおける私訴（*action civile*）の形での被害者の参加形態は、フランスの刑事手続の特徴に数えられると指摘される¹⁰¹。刑事訴訟法二条によれば、私訴は「犯罪によって直接引き起こされた損害を個人的に被った者」であれば誰でも提起できると規定される。つまり、これにより被害者は、犯罪の結果としての損害を刑事手続きの枠内で主張する可能性が開かれている。私訴により、被害者は刑事訴追を行うことができる。そして、検察官による公訴がすでに行われている場合には、被害者は訴訟参加（*intervention*）により付帯することができる¹⁰²。また、フランス法では、「刑事は民事優越する」、「刑事は民事を停止する」という観点が存在しており、被害者においても損害賠償請求を刑事訴訟におい

⁹⁴ 高橋則夫『修復的司法の探求』（成文堂、2003 年）、104 頁。

⁹⁵ ドイツ対案グループ、前掲書、147-151 頁。

⁹⁶ ドイツ対案グループ、前掲書、166 頁。

⁹⁷ ドイツ対案グループ、前掲書、166 頁。

⁹⁸ ドイツ対案グループ、前掲書、167 頁。

⁹⁹ ドイツ対案グループ、前掲書、167 頁。

¹⁰⁰ ドイツ対案グループ、前掲書、167 頁。

¹⁰¹ ドイツ対案グループ、前掲書、170 頁。

¹⁰² ドイツ対案グループ、前掲書、170 頁。

て、常に主張することが指摘されている¹⁰³。

イギリスでは、1964年に、犯罪被害者に対して、一定の要件のもとに公的資金から補償を与えるという目的で、犯罪被害者補償要綱が策定され、その後1988年刑事裁判法によりこの要綱は立法的基礎を得た¹⁰⁴。さらに、スコットランドにおいては1980年、イングラントおよびウェールズにおいては1982年に、損害賠償命令が刑事裁判官の一般的制裁手段として導入された。このことにより、裁判所は有罪判決時またはその前段階において、有罪判決を受ける者に対して、当該犯罪、もしくは刑事手続において考慮に入れられた他の犯罪によって生じた人的傷害、損失、または損害に対する補償を行うよう求める命令出すことができるようになった¹⁰⁵。

1990年には、被害者憲章が定められ、特に刑事司法手続きにおける被害者の地位を中心に、基本的な方向性が示され、1996年には、被害者サービスに関連する新たな被害者憲章を制定した。この憲章では、司法機関からの被害者への情報提供と、裁判において、犯罪行為の結果、被害者が被った影響の陳述を許可するなどの点についてが、盛り込まれている¹⁰⁶。

アメリカにおいては1980年代から、被害者への損害回復の視点が発生することとなる。連邦レベルには、1982年に被害者および目撃者保護法を發布し、(1) 犯罪被害者および証人の保護、(2) 被告人の憲法上の権利を侵害することなく被害者および証人を保護するために財政的資力の限度内で、できる限りのあらゆる措置をとることを保障すること、(3) 州の立法に対するモデルを作ること、(4) 損害回復の義務を課すこと、ができる。軽犯罪を理由に有罪とされた者の場合、損害回復自体が唯一の制裁となりえることなどを狙いと¹⁰⁷。このことにより、ミシガン州、ロードアイランド州、カリフォルニア州の憲法において、被害者に損害回復を求める権利を保障した。さらにフロリダ州憲法においては、被害者が、刑事手続きにおいて、聴聞を受ける権利を規定した¹⁰⁸。

また、1984年に制定された犯罪被害者法では、犯罪被害者基金を設置し、各州の被害者援助活動を経済的に支援する制度を構築した。犯罪被害者基金の財源は、罰金、保釈金および、犯罪に関連した犯人の物を処分して得られた利益の一部または全部も含まれる¹⁰⁹。なお、犯罪被害者基金の約90%は、犯罪被害者保証金および被害者援助活動助成プログラムに配分されており、後者は、各州における被害者サービス機関に交付がなされることに

¹⁰³ ドイツ対案グループ、前掲書、171頁。

¹⁰⁴ ドイツ対案グループ、前掲書、173頁。

¹⁰⁵ ドイツ対案グループ、前掲書、173-174頁。

¹⁰⁶ 諸沢、前掲書、442頁。

¹⁰⁷ ドイツ対案グループ、前掲書、182頁。

¹⁰⁸ ミシガン憲法1条24項、ロードアイランド憲法1条23項、カリフォルニア憲法1条28項(b)、フロリダ憲法1条16項(b) ドイツ対案グループ、前掲書、183頁より参照。

¹⁰⁹ 諸沢、前掲書、442頁。U.S. Department of Justice, Crime Victim Fund, available at <<http://www.ojp.usdoj.gov/ovc/pubs/crimevictimsfundfs/intro.html#note1>>, accessed on January 9, 2014.

より、各種の被害者支援プログラムの実施がなされている¹¹⁰。

1980年代における被害者の権利の再認識の過程の中で、各国が行った制度を確認するとき、大きく分けて3つの流れを指摘することができる。第一は、被害者の刑事手続きへの参加である。これまでの刑事司法制度の多くは、被害者は被告人の犯罪事実を証明するという役割のみが認識されていた。つまり刑事司法制度から周辺化されている状況にあった。1980年代以降、本格化する法制度化の流れは、被害者に対する刑事手続きの状況および関連する事実の共有を含む一定の関与を認めるものであった。

第二の点については、刑事手続きにおける被害者の損害の回復への視点である。この視点については大きく分けて、二つの傾向性がある。一つは、刑事と民事を結節点となるような視点の存在である。付帯私訴手続きは、刑事司法制度の中で、犯罪によって生じた損害を被害者の訴えに基づき、回復する請求を認める制度である。各国によって制度の差異が認められるものの、刑事手続きの中で損害賠償を認められるもの、および刑事手続きによって認定された事項を民事手続きが前提とした上で、民事によって損害賠償を認めるものなどが存在する。この視点はたとえば、ドイツ、オーストリア、フランスなど、大陸法の法文化を持つ国家によって認められている。

もう一つの傾向性として、有罪判決を受けた者に対する刑罰付与の一手段として損害の回復を命令する視点である。イギリス、アメリカなどのコモン・ローの法文化においては、被害者に対する損害の回復が、刑罰の一つまたは全部として、刑事司法制度の中で裁判所が命令できるものとして、制度的に組み込まれている。

第三の視点は、国家による被害者に対する損害回復プログラムの存在である。刑事手続きもしくは民事手続きにおいて、被害者に対して損害回復命令が出されたとしても、有罪判決を受けた者が無資力の場合、損害回復が実際問題として実現しない場合がある。この点、国家による被害者損害補償制度の取り組みは、このような状況に対して補完する機能として働くことが指摘できる。さらに、アメリカで見られる犯罪被害者に特化した基金の存在は、被害者の損害回復に対する財源を確保するという意義を持つだけでなく、被害者援助団体に対して交付を行うことにより、それぞれの被害者の状況を考慮した、リハビリテーションプログラムなどの実施に貢献をしている。

1-3-2 刑事司法制度における修復的正義という視点

このような、各国の犯罪被害者に対する取り組みの中で、思想的基盤になった一つの視点に修復的正義（restorative justice）という概念がある。中央集権権力が刑罰権を独占して以降、犯罪とは社会秩序に対する侵害行為としてみなされ、その結果犯罪者および疑いのある者を国家が裁き、刑罰を加えるものとして認識されてきた。犯罪と処罰に関する国家

¹¹⁰ 諸沢、前掲書、442頁。

と犯罪者の二項対立的な構図は近代の刑事司法制度にも引き継がれ今日まで至っている。

この視点を応報的正義 (retributive justice) とした上で、刑事司法制度が犯罪によって生じた被害に関連する当事者、犯罪者と被害者の関係性、および彼らの心情の吐露、そして、謝罪や許しといった点に関して、限定的な役割しか与えられていないという問題意識によって、新たな手段を模索する試みが 1970 年代に始まっていった。この新たな視点は 1990 年代に入り、修復的正義として本格的に概念化が試みられていくことになった¹¹¹。

修復的正義概念を理論化したハワード・ゼア (Howard Zehr) は、応報的正義と修復的正義を対置させたうえで、両者の違いに言及する。応報的正義とは、犯罪を、法違反と有罪によって定義づけられている国家違反と把握し、司法を、加害者と国家との文脈において非難と苦痛を決定するものとして理解する。他方で、修復的正義は、犯罪を人々およびその関係の侵害として認識し、被害者、加害者、コミュニティが一緒になって、それぞれの回復、和解、補償を促進する解決を探るものとして理解する¹¹²。

ゼアとハリー・ミカ (Harry Mika) は、修復的正義の中心的な考え方について、次の三点を指摘する。第一に、犯罪を個人間の関係性への侵害として認識する、第二に、その侵害は義務と負債を発生させる。すなわち、犯罪者の側には、自身の犯罪によって生じた損害を可能な限り修復する義務が発生し、共同体は被害者を支援し、犯罪者の共同体への統合を支援する義務を負う。第三に修復的正義は癒しと、誤りを正しくすることを追求する¹¹³。

キャスリン・デイリー (Kathleen Daly) は、応報的正義としてあらわされる視点を、伝統的正義 (応報的・矯正的) としたうえで、修復的正義と対置し、両者の比較を以下の表のようにあらわしている¹¹⁴。

¹¹¹ Michael Wenzel, Tyler G. Okimoto, Norman T. Feather and Michael J. Platow, "Retributive and Restorative Justice," *Law and Human Behavior*, vol. 32, no. 5, 2008, p.377.

¹¹² 応報的正義と修復的正義のゼアによる整理は、高橋則夫、前掲書、74 頁参照した。なお、高橋は、Howard Zehr, *Changing Lenses: New Focus for Crime and Justice*, (Virginia: Herald Press: 1990) に依拠している。高橋は、Retributive Justice/Restorative Justice を応報的司法/修復的司法と訳出している一方で、本論文では応報的「正義」/修復的「正義」と訳出した。この背景には、Justice が示す意味内容には、理念および概念的なものを含みこみ、刑事司法制度の文脈でのみあらわされるものではないという筆者がよって立つ前提がある。Restorative Justice に関する最近の日本語の文献においては、司法的文脈で用いるものについては「修復的司法」とし、理念的なものについては「修復的正義」と区別した上で、言及をおこなうものも存在している。宿谷晃弘・安成訓『修復的正義序論』(成文堂、2010 年)。

¹¹³ Howard Zehr and Harry Mika, "Fundamental Concept of Restorative Justice," 1997, available at <http://www.cehd.umn.edu/ssw/rjp/resources/rj_dialogue_resources/RJ_Principles/Fundamental_Concepts_RJ_Zehr_Mika.PDF>, accessed on September 9, 2013.

¹¹⁴ Kathleen Daly, "Revisiting the Relationship between Retributive and Restorative Justice," p. 6, available at <http://www.griffith.edu.au/_data/assets/pdf_file/0014/50342/kdpaper6.pdf>, accessed on September 9, 2013.

表 4 応報的正義と修復的正義の比較

伝統的正義（応報的・矯正の）	修復的正義
被害者はプロセスにおいて周辺的な存在	被害者はプロセスの中心的存在
焦点は、犯罪者の処罰と取扱い	焦点は犯罪者・被害者間および犯罪者・共同体間の損害（harm）の回復
共同体は国家によって代表される	共同体構成員もしくは組織がより積極的な役割を担う
プロセスは、当事者間の敵対関係として特徴づけられる	プロセスは、当事者間の対話と交渉によって特徴づけられる

Daly, "Revisiting the Relationship between Retributive and Restorative Justice," p. 6 から抜粋。

修復的正義への視点は、これまで刑事司法制度において周辺的な位置に置かれてきた被害者を再認識し、犯罪と刑罰の捉えるプロセスの中に再度入れ込むことを中心としている。そして、中央集権権力によって切り離された犯罪者と被害者の関係を再びもとに戻し、両者の和解を図っていく議論であった。そして、そこでは共同体・コミュニティを国家として認識するのではなく、犯罪行為を行った者とその被害者を含みこむより社会という概念を想定している。

現代の刑事司法制度において、修復的正義の取り組みは少年司法（juvenile justice）の分野において通常の刑事司法手続きを通さない制度（diversion program）を摸索する中で発展した¹¹⁵。カナダにおいては 1970 年代に少年事件について犯罪被害者との和解プログラムが導入され¹¹⁶、1990 年以降、イギリス、アメリカ、ドイツ、ニュージーランド、シンガポールなどで、加害者・被害者間の和解・調停モデルとして発生している¹¹⁷。

なお、修復的正義の取り組みは、同時期に欧米圏とは異なる文脈で中南米において発生する。1970 年代より議論されるようになった移行期の正義（transitional justice）とよばれる文脈においてである。

権威主義体制から民主主義体制への移行、および紛争状態から平和への移行の文脈の中で、旧体制において発生した大規模人権侵害に対応することが求められるようになっていった。そしてこの結果、体制移行や紛争後という文脈において過去の人権侵害の原因となった背景や真実を究明し、その責任の所在を追及する動きが見られるようになった¹¹⁸。

国家の移行期という不安定な治安を抱えた国家においては、大規模人権侵害の加害者に対する刑事訴追が果たして可能かという問題や、敵対的な紛争当事者を前にした和解への

¹¹⁵ 菊田幸一「少年の修復的正義」、所一彦（編）『犯罪の被害とその修復』（敬文堂、2002 年）、245 頁。

¹¹⁶ 菊田、前掲論文、245 頁。

¹¹⁷ 向井紀子・大月晶代「修復的司法—少年司法との関係を中心に」、レファレンス、第 675 号（国立国会図書館、2005 年）、79-83 頁。

¹¹⁸ 杉山知子『移行期の正義とラテンアメリカの教訓：真実と正義の政治学』（北樹出版、2011 年）、11 頁。

必要性、そして、大規模な人権侵害の被害者への対応という様々な要請を前にして、刑事訴追にとらわれない対応が摸索されることになる。中南米およびアフリカ諸国を中心として発生した真実委員会や国家による行政的な損害回復プログラムの存在は、こうした必要性から発生してきたものであった¹¹⁹。このような幅広い対応に対する思想的基盤を与えるものの一つとしても修復的正義が認識されるようになっていった。

このように、刑事司法制度における修復的正義は、周辺化されてきた犯罪被害者を再認識し、犯罪行為を行った者を社会に再統合させる視点を提供し、移行期の文脈における修復的正義とは、刑事訴追が困難な文脈において責任の所在を追及し、分断された社会の和解を目指し、そして大規模な人権侵害の被害者の対応への視座を与えるものであった。いずれにせよ、修復的正義という視点は、これまで刑事司法制度においても、移行期の文脈においても周縁的な位置に置かれてきた被害者に目を向け、救済を図っていく上で重要な視点として認識されている。

それでは被害者の再興期と描写される現代の刑事司法制度において、修復的正義はどのような位置づけにあるのだろうか。近現代における刑事司法制度の根本的な変化を及ぼしたのであるだろうか。そして犯罪をめぐる応報的正義の視点は修復的正義にとって代わられたのであろうか。これらに対する答えには否定をせざるを得ない。

むしろ修復的正義は、近現代の刑事司法制度を前提にした上で、これまで周辺化されてきた被害者の地位を相対的に向上させる役割を担ったという意味で、刑事司法制度における修正とみなすのが適切であろう。現代において、刑罰権は、依然として国家によって独占され、大部分の犯罪は、国家との関係性を前提にしてとらえられている。そこでは、犯罪は、社会秩序に対する損害として認識され、有罪判決を受けた者の大部分は、国家によって命令される刑に服するという状況でもある。したがって、被害者の「再興期」といわれている現代とは、近現代における刑事司法制度の枠組みの中で、1960年代に発生した被害者の人権への認識と修復的正義という視点によって、被害者の地位が向上した段階だと指摘できる。

国際刑事裁判所は、このような被害者の「再興期」と呼ばれる刑事司法制度の文脈に位置付けられる。国際刑事裁判所における被害者救済の特徴を見る時、現代の刑事司法制度における被害者に対する視座は全くの無縁というよりも、むしろ国内の刑事司法制度の影響を少なからず受けているものとして認識できる。

国際刑事法廷は、国内の刑事司法制度をモデルとして作られており、近代の刑事司法制度における国家と管轄犯罪の実行者の二者による関係の構図を引き継いでいる。この状況

¹¹⁹ 移行期の正義が位置付けられる文脈、および移行期の正義の取り組みに関しては、太清伸「司法能力構築に向けての戦略的視点—コソボにおける移行期の正義と司法改革の結節から」、国際協力研究誌（広島大学国際協力研究科紀要、2011年）、100頁を参照。移行期の正義が位置付けられる文脈に関しては、Ellen Lutz, “Transitional Justice: Lessons Learned and the Road Ahead,” in Naomi Roht-Arriaza and Javier Mariezcurrena (eds.), *Transitional Justice in the Twenty-First Century: Beyond Truth versus Justice*, (Cambridge, Cambridge University Press, 2006), pp. 325-341.

において、国内の刑事司法制度における修正が国際刑事法廷においても同様の变化をもたらしたとしても不自然ではない。

他方で、序章において示したように、国内における刑事司法制度と国際社会における刑事司法制度はよって立つ前提も異なるため差異も当然のことながら存在する。次章では国際社会における犯罪および人権侵害の被害者への取り組みに焦点を当てつつ、国際刑事裁判所が位置付けられるもう一つの文脈について確認を行う。

1-4 小括

本章では、ある損害行為もしくは犯罪の被害者の地位をめぐって歴史的に確認を行った。その中の整理軸としてシェファーによる被害者の「黄金期」、被害者の「衰退期」、被害者の「再興期」と呼ばれる区分に従い考察を試みた。このことにより、現代の刑事司法制度である国際刑事裁判所の特徴とそれが位置づけられる背景を指摘する意図があった。

被害者の「黄金期」、「衰退期」、「再興期」という区分は、自助および復讐によって被害者救済が行われた時期、中央集権権力が刑罰権の独占を行ったことによって被害者とその過程の中から周辺化されていった時期、そして、被害者の刑事司法制度における地位が向上した時期として指摘することができる。整理してまとめるとするならば次の表のようになる。

表5 被害者の「黄金期」「衰退期」「再興期」の整理

被害者の「黄金期」	<ul style="list-style-type: none"> ・中央集権権力が弱い：仲裁者としての権力者の存在 (社会の秩序維持に関する能力が弱い) ・損害回復としての自助・復讐（加害者・被害者間で処理）
被害者の「衰退期」	<ul style="list-style-type: none"> ・中央集権権力の刑罰権による独占：財産没収・刑罰主体としての権力者 ・犯罪を権力者・行為者で処理（被害者の周辺化） ・近代法：国家・行為者で処理（構図に変化なし）
被害者の「再興期」 (国際刑事裁判所が位置付けられる文脈)	<ul style="list-style-type: none"> ・近代法の構図を引き継ぐ：国家の刑罰権の独占 ・被害者の人権への認識と修復的正義（1960年代）：構図の修正 ・ただし刑事司法制度における構図は変わらずに存在

筆者作成

中央集権権力が刑罰権を独占していなかった被害者の「黄金期」においては、損害は加害者と被害者の関係で処理されてきた。被害者は加害者に対して独自にかつ実力で復讐を

行い、損害の回復もまた被害者によって当然行われるべきものとして認識された。そこは自助によって救済を試みた段階にあったと指摘することができる。

中央集権権力は、社会の秩序維持に対する能力が弱い状態であり、被害者および加害者の際限なき復讐の連鎖を止めるべく仲介者としての役割を演じていた。そして貨幣の発生は、加害者から被害者に対する損害回復の一形態として示談金もしくは贖罪金が発生していく契機となった。

被害者の「衰退期」とはこうした損害をめぐる被害者と加害者の関係を切り離すものであった。中央集権権力が刑罰権を独占していくに伴い、ある行為は犯罪として認識され、犯罪行為を行った者の財産を没収する根拠となっていく。犯罪とは、そこでは、国王の平和に対する侵害行為として、財産の没収および刑罰の対象となっていく。したがって犯罪とは、国王と犯罪行為者の間の関係性でとらえられるようになり、被害者はその過程から排除されていくこととなった。そして、犯罪行為を行った者は国王の主権に対する挑戦者としてみなされ、熾烈な刑罰の対象となっていく。

社会契約および啓蒙期に発生した犯罪者の処遇に対する視点は、犯罪の意味そして刑罰の目的の変更をもたらしたと言える。犯罪の意味が、国王の主権に対する侵害から、社会契約に対する侵害と捉えられるようになり、刑罰の意味が国王に対する挑戦から犯罪者の矯正へと視座が変化していった。そして、国家と犯罪者との間の非対称の関係性に目が向けられ、国家に対峙し不平等に扱われてきた犯罪者の人権保護という視点が発生してくることとなる。近代の刑事司法制度はこうした国家と犯罪者の公平な二項対立関係の中で、被害者をその周辺に位置付けるものであった。

被害者の「再興期」とは、刑事司法制度における被害者の周辺化された状況を前にして、刑事司法制度における被害者の人権と地位の向上に対する視点が発生してきた時期である。1960年代以降、犯罪被害者に対する各国の取り組みは、修復的正義の視点と絡み合いながら、被害者の刑事手続きへの参加および損害回復に関する法制度化が進展していくこととなる。さらに、国家による損害回復プログラムの成立に伴い、犯罪被害者に対する支援を充実させてきた。この意味で被害者の人権への視点と修復的正義の視点は近代における刑事司法制度を修正するものとして認識できる。但し、このような被害者の地位の相対的な向上という状況の一方で、犯罪をめぐる国家と犯罪者の構図は依然として引き継がれたものであった。被害者の「再興期」である現代において活動を行う国際刑事裁判所もまた、こうした刑事司法制度の特徴の多くを保持していると指摘することは出来るだろう。

2 国際社会における被害者

第一章において示したように、被害者の人権に対する国内の刑事司法制度における着目は、20世紀後半からなされてきたものである。他方で、国際的な領域における人権分野の文脈では、早くは19世紀後半の国際人道法の中でその文言が確認できる。また、国際人権法の分野では、第二次世界大戦後の各種の人権関連文書の成立の中で、条約が扱う保護分野の人権が侵害された者に対する救済が部分的に触れられるようになっていった。

ただし、これは、人権侵害の被害者に対する救済が国内よりも先行して発生してきたことを意味しない。むしろ、1960年代以降に国内で発生する被害者救済制度の高まりの中で、実質的に国際レベルに波及していったとみる方が適切である。実際に、人権侵害の被害者に中心的焦点をあてた国連文書が成立するようになったのは1980年代以降であるが、そこに至るまでには、ヨーロッパおよびラテンアメリカ地域においてもそれぞれの地域に特化した人権保護の文脈である特定の人権侵害の被害者の救済に対する視点が発生し、蓄積していくこととなった。

本章では特に国際社会における法分野を中心として、被害者の権利がどのように認識され、また保護を受けてきたかについて論じる。このことにより、本章は国際刑事裁判所における被害者の人権保護が存在する大きな文脈を提示する意図を持つ。ただし、第二章は、国際法、地域的国際法そして、それに付随する国際社会の取り組みのなかで扱われる人権侵害の被害者を中心とした議論を行うため、被害者に対する認識を歴史的に概観した第一章と完全な形で比較対象とはならないことに、留意する。

本章では第一に国際人道法・人権法分野において人権侵害の被害者救済の視点がどのように言及および規定されてきたかについて論じる。また、地域的機構における人権保護の取り組みの中で、犯罪または人権侵害の被害者がどのように救済を受けてきたかに関しても論じる。この際に欧州人権裁判所・米州人権裁判所の判例も参照する。特に米州人権裁判所の被害者の損害回復に対する決定は、限定的な財源と広範な被害者を前にして、独創的な損害回復の形態を示していった。

第二に、国際刑事裁判所以外の国際刑事法廷の被害者救済の取り組みについても本章で論じる。国際刑事法廷において被害者の救済は本来の目的ではない。しかしながら、大規模な国際人権法および人道法の侵害に対して、冷戦後以降設立された国際刑事法廷において被害者の救済は徐々にしかし、着実に認められるようになってきた。

人権侵害の被害者の救済は、裁判所によるものに限らない。国際人権法分野の被害者救済の取り組みに平行する形で、国連をはじめとする国際機関において非司法的な形で被害者支援としてなされてきた。本章では第三にこれらの取り組みについて論じる。また非司法的な被害者支援に関連して、国際社会における被害者支援についても論じる。その後、

国内における被害者救済と国際社会における被害者救済の特性の違いに着目しつつ、本章を締めくくる。

2-1 人道法・人権法における被害者

国際社会における被害者に対する救済に関する文言が発生する契機となるのは、1800年代後半の国際人道法の法典化の中で見られるものであった。その後被害者に対する視点は第二次世界大戦、成立・拡充していく国際人権法規範の中で充実化が図られていくこととなる。もっとも歴史的に国際法は、ある特定の目的に基づいて国家間の権利・義務を規定するものであり、その意味で歴史的に国際法は、直接的に個人の権利の創設を主眼としたものではない。18世紀の国際法学者のエメール・ヴァッテルは、ある市民に対する損害は、彼が所属する国家に対する損害であると描写する¹²⁰。つまり、ある個人に対する侵害とそれに対する救済の問題は、国家間の関係性の中で処理をされてきた。このような文脈で、国際法における外交的保護権とは、自国民が外国の領域内で身体・財産に損害を被った場合、その被害者の個人の国籍国はその権利を回復するために介入し、自国民に適切な救済を与えるよう加害国に対して国際請求を行うことが出来るという、国家責任法の文脈で国家が保持する権利であった¹²¹。

このような個人の損害に対する処理の考え方に変化が表れてきたのは、第二次世界大戦後に発生してきた国際人権条約および宣言である。これらの国際人権関連文書は、一方で締約国が自国民に対して条約によって規定された人権を尊重し、かつ人権に対する侵害が行われた場合には、救済手段に訴えることができるような手続きを設ける義務を付与するものである。しかし、他方で国内における救済手段をすべて活用してもなお、人権侵害の救済が図れない場合には、条約によって設置された機関によって救済を図れるような制度が例外的に発生することとなった。このような国際人権条約における個人通報制度の存在は、条約が標榜する特定の人権保障を第一義的には個人が所属する国家によって保護されるべきとしながらも、国家の限界を人権条約に付属する機関によって補完するという国際社会の意図を見出すことが出来る。

このような時代的な変遷を踏まえながら、以下では国際人道法・人権法分野における被害者救済の視点を紐解く。

¹²⁰ Emmerich de Vattel, *Le Droit des gens*, Bk.11, ch.6, para.71, cited in Ian Brownlie, *Principles of Public International Law Six Edition*, (Oxford: Oxford University Press, 2003), p.497.

¹²¹ 外交保護（権）の定義は杉原高嶺、水上千之、臼杵知史、吉井淳、加藤信行、高田映『現代国際法講義 第二版』（有斐閣、1995年）、358頁を参照した。なお国際違法行為に対する国家責任に関する条項草案（Draft articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts）第34条（回復の方式）では「国際違法行為により生じた被害に対する十分な回復は、本章の規定に従い、現状回復（restitution）、金銭賠償（compensation）および精神的満足（satisfaction）の方式を単独または組み合わせて行われる」と規定している。この条約自体はまだ効力を発生していないものの、国際的な約束に対する違反は損害回復（Reparation）の義務を発生させるということは1928年のホルジョウ工場事件判決（本案）において国際法の原則のみならず法の一般原則であると確認された法理である。

2-1-1 国際人道法における被害者

国際的な人権条約は、第二次世界大戦後に見られるものであるが、その萌芽は戦争に付随した人権の保護に関する国家義務のとして国際人道法分野で 18 世紀後半以降、見られるようになる¹²²。1890 年代には、戦争の開始およびその手段の制限を規定したいわゆるハーグ法が国際会議の場で採択された。ハーグ法の主眼は国家による無制限な武力の行使とそれによる不必要な苦痛を制限することによって、戦争下における人権の保護を行うことにあり、この文脈から被害者の救済に関する規定は部分的に触れられることになった。

1890 年代のハーグにおける会議を経て成立したハーグ法は 1907 年に改訂を経て、陸戦の法規および慣習に関する条約（1907 年ハーグ陸戦条約）と付属文書である規則によって構成される¹²³。1907 年ハーグ陸戦条約第 3 条は、交戦当事者（A belligerent party）が条約において記載されている規定に違反した場合、補償（compensation）の責任を負うことが記載されている¹²⁴。このことは、戦争の被害者すべてに焦点を当てるといよりも、戦争下におけるハーグ法の違反に限定し、その限定された被害者への救済を規定するものであった。そして、第 3 条の文言とは、ハーグ法違反の国家が補償の責任を持つものであり、損害回復の請求は個人ではなく国家に属する権利であった。ただし、1907 年ハーグ条約は、条約に規定された義務に違反する行為の結果、損害を受けた被害者に焦点をあてて補償の義務を規定したいち早い例として指摘できる。

また、他方で戦争時における人間の保護に中心的に焦点をあてた条約群はいわゆるジュネーブ法と呼ばれる。当初ジュネーブ法は戦争下における傷病者の状態改善に関する赤十字条約として 1864 年に成立し、同条約は 1906 年、1929 年の二度の改定をへた。1929 年には保護の対象を俘虜に拡大させる条約が成立した（1929 年俘虜の待遇に関するジュネーブ条約）。

さらに、第二次世界大戦を経て、国際的な人権保護の法的枠組みの成立は、国際人道法における戦争下における人権保護の枠組みも発展させていくことになる。ジュネーブ諸条約は 1949 年に（1）傷病兵、（2）海上にある傷病兵・難船者、（3）捕虜、（4）文民の保護を規定する 4 つの条約によって構成され、採択をされた¹²⁵。さらに、ジュネーブ諸条

¹²² もっとも、国際人道法という用語は比較的最近になり使われた用語である。藤田久一によれば、国際人道法という用語が一般化したのは、1971 年に赤十字国際委員会と国連の協力のもとに開催された「武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展」のための政府専門家会議においてである。そもそも戦争違法化以前の国際社会において、近代国際法は平時・戦時の二元構造を持ち、戦時には戦時国際法ないし戦争法・中立法が妥当するものとされていた。しかし、無差別戦争観から違法戦争観への戦争概念の転換を契機に、戦時はもはや平時とならぶ法的存在ではなくなり、むしろ平時の国際法関係に一元化されたともみられている。藤田久一『新版 国際人道法』（有信堂、2000 年）1-3 頁。

¹²³ ハーグ陸戦条約は 1899 年にオランダ・ハーグにおける第一回万国平和会議において採択された条約を 1907 年の第二回万国平和会議によって改定をしたものである。

¹²⁴ Hague Convention (IV) Respecting the Laws and Custom of War on Land, adopted on October 1907, entered into force 26 January 1910.

¹²⁵ Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed

約は、1977年に二つの議定書を採択することによって、これまで規定された文民の保護、戦闘の手段・方法の規制に関する規定を拡充し、その適用範囲をこれまでの国際的な武力紛争の文脈のみではなく、内戦を主眼においた非国際的な武力紛争にも適用されるようにした¹²⁶。

ジュネーブ諸条約もハーグ陸戦条約と同様に本条約に違反する行為は損害回復の義務を負うことが規定されている。ジュネーブ諸条約第1追加議定書91条においても、交戦当事者がジュネーブ諸条約および本議定書に違反した場合、損害回復の責任を負うことが規定されている。これらの規定は国際的な武力紛争において適用されることが想定される一方、内乱のような非国際的な性質を持つ武力紛争に対してもジュネーブ諸条約の共通第三条の存在、それを補完するジュネーブ諸条約第二追加議定書の存在、そして慣習法化された国際人道法規範を根拠に適用可能だとする議論もある¹²⁷。

こうした国際人道法の具体的な解釈・適用事例は、2004年に国際司法裁判所によって出された、イスラエル分離壁建設から生じる法的結果に対する勧告的意見の中で見ることができる。

本勧告的意見は、イスラエルがパレスチナより事実上占領状態にある、東エルサレム地域を含む西岸地域の一部に設置した分離壁の法的結果が問題になった事例である。国際司法裁判所は、他の国際法に加え、文民の保護を規定するジュネーブ第四条約を適用法規として認識し、私人の強制的な移住・国外追放を禁止する49条、私人の個人的財産を禁止する53条の例外事例に当たらないとして、これらの規定に違反すると認定した¹²⁸。結果として、イスラエルは東エルサレム内および周辺を含む、占領下にあるパレスチナ領域に設置した分離壁によって生じたすべての損害を回復する義務があると述べた¹²⁹。

しかしながら、国際人道法の違反によって発生した損害の被害者が回復に訴える権利を創設したものではない。つまり、個人は、ある国家の国際人道法違反を根拠に損害回復を訴える権利を持たないことを意味する。日本および諸外国の国内裁判所においても、国際人道法違反を根拠にした損害賠償請求がなされたが、国際法が個人の権利を創設したものではないということが確認された¹³⁰。

Conflicts, adopted on 8 June 1977, entered into force 7 December 1978.

¹²⁶ Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts, adopted on 8 June 1977, entered into force 7 December 1978 (Protocol I); and Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts, adopted on 8 June 1977, entered into force 7 December 1978 (Protocol II)

¹²⁷ ジュネーブ条約共通第三条とは、ジュネーブ諸条約締結国に対して非国際的な紛争において遵守すべき最低基準を規定したものである。また、国際人道法における被害者の賠償の権利の適用可能性については、McCarthy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, pp.25-27 に詳しい。

¹²⁸ *Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, Advisory Opinion*, ICJ Reports 2004, para. 135.

¹²⁹ *Ibid.*, para.163(C). ただし、国際司法裁判所による勧告的意見は、法的拘束力を持たない。このため本勧告的意見は、イスラエルの当該行為を国際法違反として、損害回復の義務を負うことを確認したに過ぎない。

¹³⁰ McCarthy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, p.20. 日本においては下田

もつとも国際人道法に対する違反といっても、国際法の一部を形成するものであり、この意味で、他の国際法違反と同様に国家間における原状回復の義務の問題として認識される。このことは、国際人道法違反によって生じた犯罪の被害者は個人としての救済の権利を持たない存在として認識されたと指摘することができる。

2-1-2 国際人権法における被害者

国際人道法に対して、より個人の人権保護に主眼をあて救済の規定を置いたものが国際人権法である。国際人権法は第二次世界大戦以降、宣言および条約の採択を通じて個別的文脈における人権規範の充実を図っていった。国際人権法の拡充にあたっては、傾向的に、法的拘束力を持たない宣言を採択し、その後法的拘束力のある条約を規定するという段階的なアプローチをとってきた。そして、人権侵害の被害者に対する救済は、それぞれの国際人権条約が目的とする文脈に応じて、規定がなされてきた。

1948年に採択された世界人権宣言8条は、「すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する」を規定し、一般的な観点から人権侵害の被害者の救済の権利を盛り込んだ¹³¹。そして、世界人権宣言が、締約国に対して法的拘束力を持つ条約として成立したのは1960年代であった。すなわち、すべての人の経済的・社会的・文化的権利と、市民的・政治的権利を規定する国際人権規約の1966年の採択によって、法的拘束力を持つ条約として成立した。

特に、市民的小および政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の第2条3項は、規約において認められた権利および自由が侵害された者が効果的な救済措置（remedy）を受けられるように、司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させることを締約国の義務として課している。同条約第9条5項においては、違法に逮捕され又は抑留された者は、補償（compensation）を受ける権利を有することが規定されている¹³²。

また、特定の文脈における国際人権法もまた、条約が規定する人権侵害における救済方法について定めている。1965年に採択されたあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）第6条において締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に

事件が該当する。本事件は、第二次世界大戦期の米軍によって広島・長崎に投下された原子爆弾の結果、生じた損害賠償が争点になった民事訴訟である。判決は、当時の米軍による原子爆弾の投下は、無防衛都市に対する無差別爆撃として当時の国際法からみて違法な戦闘行為とし、かつ、不必要な苦痛を与えてはならないという戦争法の基本原則に違反していると認定した。しかしながら他方で、個人に国際法上損害賠償請求権が認められた例はないとして、原告に訴えを棄却した。損害賠償請求併合訴訟事件（下田事件）、東京地方裁判所、昭和38年12月7日判決。

¹³¹ The Universal Declaration of Human Rights, adopted by General Assembly resolution 217 A (III) of 10 December 1948.

¹³² International Covenant on Civil and Political Rights, adopted and opened for signature, ratification and accession by General Assembly resolution 2200A (XXI) of 16 December 1966 entered into force 23 March 1976.

対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な損害回復（reparation）又は満足（satisfaction）を当該裁判所に求める権利を確保する」と規定されている¹³³。

1984年採択の拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問禁止条約）第14条は「締約国は、拷問に当たる行為の被害者が救済（redress）を受けること及び公正かつ適正な補償（compensation）を受ける強制執行可能な権利を有することを自国の法制において確保する。被害者が拷問に当たる行為の結果死亡した場合には、その被扶養者が補償をうける権利を有する」と定めている¹³⁴。2006年に採択された強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）は、「締約国は、強制失踪の被害者が被害回復を受ける権利及び迅速、公正かつ適切な損害回復（reparation）と補償（compensation）を受ける権利を有することを自国の法制において確保する」と第24条4項において規定される¹³⁵。

ただし、こうした国際人権条約を確認する時、いずれも国家の義務を明確化するものであり、国際人権法自体が個人の権利を直接創設しているわけではないことを再び明記する必要がある。国際人権法が締約国に義務として課しているのは、国内の手続きを経て人権を確保する国内的实施である¹³⁶。国内的实施の形態は、大別すると、第一に国内における法制化、第二に、国内裁判所に締約国が批准する国際人権条約の直接的な適用もしくは国内法の解釈・適用に際しての間接的な適用に大別されるが¹³⁷、その形態は国際人権条約が特定するものではなく、国内的な管轄事項となっている¹³⁸。

他方で、国際人権法の国内的实施を促進する観点から、特定の人権条約に付随する委員会が存在する¹³⁹。委員会は、締約国からの実施状況に関する定期的な報告を受けて実施状

¹³³ International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination adopted and opened for signature and ratification by General Assembly resolution 2106 (XX) of 21 December 1965 entered into force 4 January 1966.

¹³⁴ Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment adopted and opened for signature, ratification and accession by General Assembly resolution 39/46 of 10 December 1984 entered into force 26 June 1987.

¹³⁵ International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance adopted by the General Assembly resolution 61/177 of 20 December 2006 entered into force on 23 December 2010. なお24条5項は被害者の救済方法についての詳細を提示している。ここでは被害者の賠償を得る権利は、物質的および感情的な損害を補填する原状回復（restitution）、リハビリテーション（rehabilitation）、尊厳・名誉の回復を含む満足（satisfaction）そして再発の予防（guarantees of non-repetition）である。なお被害者に権利にかかわる人権条約の整理については、望月康江『移行期の正義 国際社会における正義の追及』（法律文化社、2012年）135-137頁を参照した。

¹³⁶ 阿部浩己、今井直、藤本俊明、『国際人権法 第三版』（日本評論社、2009年）、18-19頁。

¹³⁷ 前掲書、18-19頁。

¹³⁸ この点イアン・ブラウンリーは、国際人権条約の履行手段は国内管轄事項と指摘し、ロバート・ジェニングス元国際司法裁判所所長の「国内的な管轄事項か否か（either/or）」というように考えることは誤りであると指摘する。Brownlie, *Principles of Public International Law*, p.536.

¹³⁹ 現在まで、自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問禁止条約、子ども

況を精査し、委員会所見を締約国に対して送付を行う。そして、委員会所見における勧告に対する履行状況を再度締約国に義務付けるフォローアップ制度も存在する¹⁴⁰。しかしながら、委員会によるこれらの機能は、締約国と委員会との建設的対話（constructive dialogue）を目指すものであり、条約違反の有無を判断することを目的としていない¹⁴¹。

この点、特定の条約によって保護された人権侵害の被害者が、個別に条約機関に対して直接訴えをおこし、その救済をはかることのできる制度が存在する。この個人通報制度と呼ばれるものは、自由権規約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約、強制失踪条約等に備わっており、直接的に人権侵害の被害者が提起する問題を取り扱うことができる。ただし、当該制度が条約の締約国に自動的に適用されるわけではなく、この権限を受諾する締約国だけが個人通報の対象とされる形式、もしくは、自由権規約のように規約と第一選択議定書の双方の締約国のみが個人通報の対象とする形式が存在する¹⁴²。

さらに個人通報の結果、通報が受理され本案に進み、審査されると委員会は見解を提出し、規約違反の認定がなされる場合には、あわせて、救済措置が締約国に対して求められる。救済措置の内容は、事案に応じて損害賠償の支払い、法律の改正、裁判のやり直しなど明示されることがある一方で、多くは締約国に対して適当な救済措置をとるように求めるに留め、その手段は締約国の裁量を認めるものである¹⁴³。また、厳密な意味では、委員会の見解に法的な拘束力はないという視点が一般的である¹⁴⁴。

国連憲章第一条には、すべての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成することが、国連の成立の目的の一つとして謳われている¹⁴⁵。第二次世界大戦後に発展していった国際人権法は、このような国連の目的を具体化し、普遍的に適用されることを目指したものであると言える。この点で、国際人権法は、国際社会における規範的な側面を有している¹⁴⁶。

そして結果として、国際法の違反を国家責任によって制裁の対象とするよりも、他の柔軟な履行確保手段を通じてその目的を確保するようになっていった¹⁴⁷。この前提には、国

の権利条約、移住労働者の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約に付属する機関が設けられている。See < <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/Pages/TreatyBodies.aspx> >.

¹⁴⁰ 阿部他、前掲書、第四章。

¹⁴¹ 前掲書、97頁。

¹⁴² 前掲書、141頁。

¹⁴³ 前掲書、151頁。

¹⁴⁴ 委員会の見解は、たとえば自由権規約において一つの有権的決定（an authoritative determination）にあたりとされている。前掲書、152頁。See also United Nations Human Rights Committee, General Comment No 33: The Obligations of States Parties under Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights, UN Documents CCPR/C/GC/33, November 5, 2008, para. 13.

¹⁴⁵ Art.1 of the Charter of the United Nations, signed in 26 June 1945, entered into force on 24 October 1945.

¹⁴⁶ この点富田麻理は、人権条約は、しばしば規範的性質を有するといわれるが、権利義務関係は国家間で「パラレル」であり、国家の二辺的・契約的な関係を前提とする伝統的な国際法の履行確保理論を適用するのに限界があると指摘し、国際人権条約と伝統的国際法の差異に言及する。富田麻理「人権条約の履行確保とコンプライアンス理論—普遍的人権の実現を目指して」『西南学院大学法学論集』35巻3・4号併合、185頁。

¹⁴⁷ 富田は国際人権条約の不履行の背景には、国内における国内法、人材、設備、技術、資金などの不備・

連が掲げる人権の尊重という目的が、国家の管轄事項に踏み込む性質のもの、つまり国内の管轄事項に切り込んでいく潜在性をもつという点であり、国内における国際人権条約の履行という局面においては国家主権と対立する側面を多くはらむ、という視点がある。

したがって、国際人権法は立法過程においても、履行過程においても国家主権を尊重しながらも、段階的・漸進的に人権の保護を求めていくものであった。被害者の救済をめぐる権利は、こうした文脈から国内的履行確保の段階では国家主権に最大限に配慮しながら、あくまで国家の合意に基づきながら実施が行われていた一方、国際的な文脈では、国家に対して非拘束的な規範・手続きを順次成立させることにより、人権侵害の被害者に対する権利に関する国際社会の合意を明確化していくものであったと指摘できる。

2-1-3 被害者に関する権利宣言および原則

国際人権法の成立・発展を通して国際社会が認識する人権規範が拡大していく中で、また国内の刑事司法制度における被害者の認識という状況に後押しされる形で、人権侵害の被害者の救済を中心に扱ったものが発生していくことになった。人権侵害の被害者の救済という問題は、前項で確認した各種の人権条約の中で規定されているように、分野横断的なものである。このため、人権侵害の被害者に焦点を当てた国連人権文書は複数の文脈から発生することになった。

現在まで、人権侵害の被害者に関する文書は、大きく分けて二つ存在する。第一が、1985年に国連によって採択された犯罪被害者と権力濫用の被害者のための権利宣言（被害者権利宣言）¹⁴⁸であり、第二に、2006年に採択された国際人権法における大規模侵害および国際人道法の重大な侵害の被害者の救済と損害回復に関する基本原則および指針（以下、基本原則）である¹⁴⁹。両文書とも宣言的な性質をもつものであり、拘束力を持たないながらも、指針として、国内的および国際的な文脈で参照されている。

被害者権利宣言は、第7回国連犯罪予防および犯罪者の処遇に関する会議（国連ミラノ会議）を経て、同年国連総会の場で採択された同宣言は、政府および国際社会の犯罪および権力濫用の被害者の司法救済の確保、および援助の努力を支援するという目的の下、起草された¹⁵⁰。そして、このような被害者を認識および尊重し、国内における法制度化を行うことによって、被害者が司法メカニズムにアクセスでき、救済を促進できるような権利

不足もあり、「それを有さない国家に対して、単に制裁を加えても履行を確保することはできない。そこで、人権条約の履行確保には、制裁以外の何らかの措置が必要となる」と指摘している。富田、前掲論文、186頁。

¹⁴⁸ Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power, UN Document A/RES/40/34, November 29, 1985.

¹⁴⁹ The Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, UN Document A/RES/60/147, March 21, 2006.

¹⁵⁰ Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power, para.1.

をもつことが明記された¹⁵¹。

同宣言は、被害者の定義を、国連加盟国において効力をもつ刑法の違反に該当する作為または不作為を通して、身体的・精神的障害、感情的苦痛、経済的損失もしくは基本的な人権に対する重大な侵害を含む損害（harm）によって、個人的または集団的に苦痛を受けた者と定義した¹⁵²。また、被害者の定義についてはさらに、侵害によって損害を受けた直接的な被害者に限定されず、直接的な被害者の近親や配偶者などの間接的な被害者（indirect victim）も含まれている。さらに、これらの被害者は、犯罪行為の実行者が特定、訴追もしくは有罪判決を受けているかどうかに影響を受けないと規定されている¹⁵³。被害者が国家の司法制度において確保されるべきものとして、司法と公正な取扱いに対するアクセス権、加害者からの原状回復（restitution）、国家による被害者に対する補償（compensation）、被害者に対する援助（assistance）といった類型を明確化した¹⁵⁴。

さらに、権力濫用の被害者についても、被害者の明確な定義が見送られたものの、このような被害者に対して国連加盟国は、権力濫用を禁止する国内法の整備とともに、被害者が受けた損害に対する救済措置を検討すべきことが宣言された。これらのことは、被害者が受けた損害を救済するための指針を作成する上で潜在的な貢献を行うものであった¹⁵⁵。

被害者権利宣言が、国連の刑事司法制度に対する被害者の人権の文脈が出てくる一方で、国際人権法および人道法の議論を踏まえ、より具体的な形で被害者の救済と損害回復の人権文書が採択されたのは 2000 年を過ぎてからのことである¹⁵⁶。国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済と損害回復の基本的原則およびガイドライン（以下、基本原則）は 2005 年に採択された。同基本原則は条約、慣習国際法、各国の国内法によって規定された国際人権法および国際人道法の尊重・履行義務を明記する¹⁵⁷。そのうえで、被害者を国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反を構成

¹⁵¹ Ibid., para 1 and 4. restitution と compensation に関する用語の訳出に際し主体を明確にした上で訳出した。

¹⁵² Ibid., Annex, para 1.

¹⁵³ Ibid., para.2. なお間接的被害者という用語自体は、宣言の中で使用されていないが、テオ・ファン・ボーフェン（Theo van Boven）は、同宣言における。直接的被害者の近親および配偶者を間接的被害者と名付け認識している。Theo van Boven, "The United Nations Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for the Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law," retrieved from <[http: www.un.org/law/avi](http://www.un.org/law/avi)>, 2010, p.3

¹⁵⁴ Ibid., para.4-17.

¹⁵⁵ Roger S. Clark, *The United Nations Crime Prevention and Criminal Justice Program: Formulation of Standards and Efforts at Their Implementation*, (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1994) , p.69.

¹⁵⁶ この権利文書の交渉の契機となったのは、1989 年少数者の差別の予防と保護に関する下部委員会が、特別報告者であるテオ・ファン・ボーフェン（Theo van Boven）に対して、被害者の原状回復・補償・リハビリテーションに関する権利の調査を命じたことが契機となっている。調査報告については以下を参照。Preliminary Report Submitted by Mr. Theo van Boven, Special Rapporteur, UN Document E/CN.4/Sub.2/1990/10, Progress Report Submitted by Mr. Theo van Boven, Special Rapporteur, Study Concerning the Right to Restitution, Compensation, and Rehabilitation for Victims of Human Rights and Fundamental Freedom, UN Document E/CN.4/Sub.2/1991/7; and Second Progress Report Submitted by Mr. Theo van Boven, Special Rapporteur, UN Document E/CN.4/Sub.2/1992/8.

¹⁵⁷ Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law adopted and proclaimed by General Assembly resolution 60/147 of 16 December 2005, para.1.

する作為または不作為を通して、身体的・精神的障害、感情的苦痛、経済的損失もしくは基本的な人権に対する重大な侵害を含む損害（harm）によって、個人的または集団的に苦痛を受けた者と定義した¹⁵⁸。また、被害者権利宣言と同様に、被害者の定義について間接的な被害者も含みこむ他、被害者の認識においては犯罪行為の実行者が特定、訴追もしくは有罪判決を受けているかどうかに影響を受けない¹⁵⁹。

また同宣言は被害者の救済に関する権利を、（１）公平で効果的な司法アクセス、（２）被った損害に対する十分、効果的かつ迅速な損害回復（reparation）、（３）権利侵害と損害回復メカニズムに関連する情報へのアクセスに分類し、それぞれに対して詳細な原則を設けた¹⁶⁰。さらに、損害回復の具体的な内容として、原状回復（restitution）、金銭補償（compensation）といった、被害者権利宣言によって言及されたカテゴリーを踏襲しながらもさらに多様な、被害者の損害回復の手段を明記している。それらは、リハビリテーション（rehabilitation）、満足（satisfaction）、そして再発予防（guarantees of non-repetition）が明確化された¹⁶¹。

2-1-4 地域的人権法における被害者

被害者の人権に関する規定は、地域的な人権保障の枠組みの中でも存在している。ヨーロッパ、ラテンアメリカ、アフリカではそれぞれの地域に適用を目指す人権条約が存在し、特にヨーロッパ、ラテンアメリカにおける被害者の救済はそれぞれの人権裁判所においていくつかの蓄積がなされている。この背景には、ヨーロッパ人権条約・米州人権条約といった地域的人権条約は、個人通報を受理・検討する条約実施機関の権限に関して、すべての締約国は当然にこれを認め、個人通報の対象とされるという点で、国連による人権条約よりも強い権限を地域的な人権裁判所に設けている¹⁶²。そして、これらの被害者の権利規定とその適用状況の実態は少なからず、国際刑事裁判所の被害者救済にも影響を与えている。

1953年に採択された、ヨーロッパ人権条約は13条において、同条約に定める権利および自由を侵害されたものは、公的資格で行動するものよりその侵害が行われた場合にも、国の機関において効果的な救済(redress)措置を受ける権利を有すると規定される。そしてその形態は、また、締約国の刑事司法制度における取組みに対するものとして、ヨーロッパ審議会（Council of Europe）は「刑法及び、刑事訴訟法の枠組みにおける被害者の地位」

¹⁵⁸ Ibid., para.8.

¹⁵⁹ Ibid., para.8-9.

¹⁶⁰ Ibid., para.11-24.

¹⁶¹ Ibid., para.19-23

¹⁶² 山崎公士「人権条約の実施期間—国連人権条約の実施機関を中心に」国際法学会編『日本と国際法の100年 第4巻 人権』（三省堂、2001年）、250頁。なおアフリカ地域においても人および人民の権利に関するアフリカ憲章（バンジュール憲章）が存在するが、具体的な被害者救済にかかわる規定は置かれていない。

に関する勧告を出し、被害者の情報、援助および補償（compensation）に関する条項を規定した。さらに、欧州連合は 2001 年に、「刑事手続きにおける被害者の地位に関する枠組み決定」を出し、刑事手続きの参加や補償（compensation）など、犯罪被害者が最低でも認められるべき権利を明記した¹⁶³。これらは犯罪被害者の権利拡充の国内的な促進を目指すものであった。

ヨーロッパ人権条約 13 条の被害者における救済命令は、ヨーロッパ人権裁判所において国家に対して具体的に法的拘束力を持つ判決として出されるものとして規定されている¹⁶⁴。もっとも、同条約 41 条において、被害者に対する救済が締約国の国内法が部分的な損害回復しか認められないような場合には、裁判所は必要な場合、公正な満足（satisfaction）を与えなければならいと規定している。このことはヨーロッパ人権条約が条約違反の締約国に対して無制限に被害者の救済を命令するのではなく、締約国の国内法を尊重しながら、制限的な救済方法を模索していると指摘できる。そしてヨーロッパ人権条約 41 条は、被害者の損害回復の手段を金銭補償（compensation）に限定したものであると解釈するものもある¹⁶⁵。なお、欧州人権裁判所における判例は個人に対する金銭補償が中心的な原則として実行が蓄積されてきている¹⁶⁶。

被害者救済に関する規定は米州人権条約第 25 条においてもみられる。同条約 1 項では、締約国の国家の憲法もしくは国内法に認識された基本的な権利の侵害に対する保護のために、侵害を受けた者が、平易かつ迅速な償還請求（recourse）もしくはその他の効果的な償還請求を、管轄権を有する国内裁判所または法廷に訴える権利を有することが規定されている。そして 2 項では、締約国がそのような者の救済の権利を確保し、司法的救済の実現可能性を高め、執行を確保するように明記されている。

欧州人権裁判所が金銭補償を中心とした被害者の損害回復を中心的に志向しているのに対して、米州人権裁判所は、金銭補償にとらわれないより多様な形態における被害者の損害回復命令の蓄積がある。そしてその形態は被害者個人のみではなく集団的な被害者を想定したものもある。

たとえばサンチェス事件では、グアテマラにおけるマヤ民族コミュニティにおける 250 名の先住民族殺害事件に関連して、裁判所は、金銭補償に加えて、事件の生存者と近親関係にあるものを対象として、事件に関係のある当事者の捜査・訴追・刑罰の付与に対する対応、事件の責任を公的に認める文書の公表、コミュニティにおける住宅プログラム、医

¹⁶³ 森下『国際刑事裁判所の研究』、229 頁、European Union, “Standing of Victims in Criminal Proceedings (Summary of Council Framework Decision 2001/220/JHA of 15 March 2001 on the standing of victims in criminal proceedings)”, < http://europa.eu/legislation_summaries/justice_freedom_security/judicial_cooperation_in_criminal_matters/jl0027_en.htm>.

¹⁶⁴ Art. 46 of European Convention on Human Rights (the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms), adopted signed on November 4, 1950, entered into force on September 3, 1953.

¹⁶⁵ Jo M Pasqualucci, *The Practice and Procedure of the Inter-American Court of Human Rights*, (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), p. 234, cited in Musila, *Rethinking International Criminal Law*, p.86.

¹⁶⁶ Musila, *Rethinking International Criminal Law*, p.86.

療および心理学的処置、教育的・文化的プログラムの実施、判決文のマヤ言語への翻訳を行うことを、グアテマラ政府に命じた¹⁶⁷。

19名の職人事件においては、裁判所は、コロンビアに対して、処刑された19名の被害者の家族に対して、国立の保健機関を通じた、無料の医療および精神的処置を行うことを命じた¹⁶⁸。米州人権裁判所のより初期の実行であるスリナムにおけるアロエボエトエ事件は、軍隊によって行われた民族コミュニティ構成員7名の殺害に関するものであるが、学校や病院の設立といった、社会・経済プロジェクトの実行や、被害者にちなむ記念碑や道路の命名など命じた¹⁶⁹。

国際刑事法学者であるゴッドfrey・ムジラ（Godfrey Musila）は米州人権条約におけるこれらの柔軟な損害回復命令は、人権侵害の性質、被害者の数、人権侵害の被害者に対する影響といった要素から、影響を受けていると指摘する¹⁷⁰。欧州人権裁判所において問題となる人権侵害とくらべ、米州人権裁判におけるそれは、より広範な被害者が存在し、ある特定のコミュニティに対する人権侵害という観点から、より集団的かつコミュニティに根差した被害者像を想定しているといえるだろう。

以上のように、被害者の人権に関する被害者の認知は、国際人道法にその萌芽を持ち、第二次世界大戦後本格的に各種の人権条約が形成される中で、被害者の救済が規定されるようになった。そしてその流れは、犯罪および権力濫用の被害者、国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者という二つの文脈において、被害者の救済にかかわる権利の文章化がなされた。そしてこれは国内における司法制度の被害者の権利拡充の側面の促進を目指すものであった。

他方で、国際人道法および国際人権法における被害者の救済は、個人の義務を創設したものではなかったため、国際人道法においては、国際義務違反における国家の損害回復義務として読みとらえられるものであった。そして国際人権法においては、条約実施機関に法的な義務を付与する権限を持たないために、それぞれの人権条約の違反国に対して、被害者の救済を勧告する性質をもつものであった。

第二次世界大戦後の人権条約拡充の流れは地域的人権条約にも波及し、それぞれの人権条約において、被害者救済に関する実行が蓄積されるようになった。これらは、地域差として、ヨーロッパにおける人権条約は被害者に対する金銭補償を通じて救済がなされるのが大きな原則として実行が蓄積しているのに対して、ラテンアメリカ諸国における被害者救済の実行は金銭補償も対象に含みながら、コミュニティを対象とした、柔軟な救済手段

¹⁶⁷ Plan de Sánchez Massacre v. Guatemala, 2004 Inter-Am. Ct. H.R. (ser. C) No. 116, ¶ 49(2) (Nov. 19, 2004) cited in Thomas M. Antkowiak, “Remedial Approaches to Human Rights Violations: The Inter-American Court of Human Rights and Beyond”, *Columbia Journal of Transitional Law*, vol. 46, No.2, 2008, p.352.

¹⁶⁸ Nineteen Tradersmen v. Colombia, 2004 Inter-Am. Ct. H.R. (ser. C) No. 109, ¶ 72(g) (July 5, 2004), cited in *Ibid.*, p.375.

¹⁶⁹ Aloeboetoe v. Suriname, 1993 Inter-Am. Ct. H.R. (ser. C) No. 11, ¶¶ 11–15 (Sept. 10, 1993), cited in Musila, *Rethinking International Criminal Law*, p.80.

¹⁷⁰ Musila, *Rethinking International Criminal Law*, p.74.

を締約国に命じるものであった。そして、より大きな流れを指摘するならば国際人道法、国際人権法および地域的人権法は、被害者に対する人権侵害に対する国家の責任という視点から、国家を通じた救済を目指すものであった。

表6 国際人道法・人権法および地域的人権法における被害者の認識

国際人道法	国際人道法の違反は、国家間の関係性に収束。関係当事国間の責任と損害の回復問題として認識（被害者に請求権は存在しない）。
国際人権法	締約国は、それぞれの人権条約に規定される権利侵害の被害者に対して救済が図れるように確保する義務を負う（国家の義務）。限定的ではあるが国内において救済が図られない被害者は個人通報制度に基づき付託が可能。締約国に対して勧告がなされるが法的な高速力はなし。
地域的人権法	地域的な人権裁判所の存在により、国家によって救済がなされない人権侵害の被害者は裁判所に事件を付託することができる。欧州人権裁判所・米州人権裁判所は締約国に対して法的拘束力をもつ命令を出すことができる。他方、命令される損害回復の形態は、欧州人権裁判所においては金銭補償が中心的であり、米州人権裁判所は、これまでに金銭補償に加えて象徴的な損害回復やリハビリテーションなどを命じる判決の蓄積がある。

筆者作成

2-2 国際刑事法廷における被害者

1990年半ばころ設立されるようになった国際刑事法廷は、ジェノサイド・人道に対する罪・戦争犯罪といった国際人権法および人道法における重大な違反にもっとも責任を持つ者を訴追するために設立された常設の国際刑事法廷である。冷戦後の国際刑事法廷が設立されたのは、これらの犯罪が、平和に対する脅威として国際社会に認識され、このような犯罪に終止符をうち、もっとも責任のある者に対して効果的な正義をもたらすことを国際社会が決意したことに契機をもつ¹⁷¹。そして、国際社会はこのことによって国際人権法および人道法を逸脱することを許さず、処罰を行うことによって、将来発生するかもしれない同様の犯罪を防止することにある¹⁷²。

いうまでもなく、国際刑事法廷と各種の人権条約実施機関の違いはその目的の違いにある。前者はジェノサイド・人道に対する罪・戦争犯罪にもっとも責任をもつ者に対する訴

¹⁷¹ Security Council Resolution 827, UN Documents S/RES/827, May 25, 1993, p.1; Security Council Resolution 955, UN Documents S/RES/955, November 8, 1994, p.1.

¹⁷² Preamble of the Rome Statute of the International Criminal Court.

追・処罰であり、個人的に責任を追及することにある。他方で後者は、国家による人権の保護の促進を目指している。結果、国際刑事法廷は、検察官および重大な犯罪にもっとも責任を持つ被告人の二者に焦点が定まり、被告人の権利を不当に侵害しないように、公正な裁判、無罪の推定などといった被告人に対する権利が配慮される一方で被害者の救済は主眼ではない。このため、犯罪の結果大量に発生した被害者に対して、その役割は周知的に扱われてきてきた。本節ではそのような背景を認識した上でこれらの国際刑事法廷の被害者の位置づけを概観する。なお国際刑事裁判所における被害者は次章以降で扱うため本節では扱わない。

2-2-1 臨時的な国際刑事法廷における被害者（ICTY・ICTR）

初期の国際刑事法廷は、純粋に国際的な性質を持つ。旧ユーゴスラビアおよびルワンダで発生したジェノサイド・人道に対する罪・戦争犯罪といった大規模な人権侵害にもっとも責任のあるものの訴追・処罰を行うために、国連憲章7章に基づく強制措置の一環として、国連安全保障理事会決議によって設立された。1993年設立された旧ユーゴスラビア国際刑事法廷（International Criminal Tribunal for Former Yugoslavia: ICTY）および1994年に設立されたルワンダ国際刑事法廷（International Criminal Tribunal for Rwanda: ICTR）は、この目的に特化したものであり、被害者に関する規定は非常に限定的である。

ICTYにおいてもICTRにおいても被害者の損害回復条項は、独立した規定を持たず、刑罰における規定の中に含まれている。ICTY 規程24条3項は、拘禁刑に加えて、裁判部は、不法な強制行為を含む犯罪行為によって得られた財産および収益を、正当な権限をもつ所有者に対して返還するよう命じることができるとし、判決の中で原状回復命令を裁判所が行うことを規定した¹⁷³。同様の規定は、同一の文言でICTR 規程21条においても見られる¹⁷⁴。

他方で、両国際刑事法廷においても、手続証拠規則の中で国内裁判所を通じた被害者救済を意図している。ICTY 手続証拠規則106およびICTR 手続証拠規則106は被害者に対する補償（compensation）を定め、裁判所書記局は、それぞれの国家の権限のある当局に対して、判決文を送付する義務があり、それに基づき被害者は国内法に基づき補償の訴えをおこすことができる。このため両裁判所の判決は拘束的である¹⁷⁵。

この点についてICTYの初代裁判長であったカッセーゼは、手続き証拠規則106において、裁判官はICTY 規程にない規則を立法するわけにはいかない一方で、規則106によって国内裁判所において、自分の権利を主張するというヒントを、被害者に与えたかった

¹⁷³ Art. 24(3) Statute of the International Criminal Tribunal for Former Yugoslavia.

¹⁷⁴ Art. 23(3) Statute of the International Criminal Tribunal for Rwanda.

¹⁷⁵ Rule 106 of the Rules of Procedure and Evidence of the International Criminal Tribunal for Former Yugoslavia; Rule 106 of the Rules of Procedure and Evidence of the International Criminal Tribunal for Rwanda.

と述懐している¹⁷⁶。ただし、これらの規定を実際援用された事例はなく、その背景には古谷修一は、仮に大規模な武力紛争などが終結していたとしても、被害者の訴えを公正かつ適正に判断できる程度に司法制度が機能することは必ずしも期待できないと指摘する¹⁷⁷。

2-2-2 国内と国際社会によって共同で設置された混合刑事法廷（STL・ECCC）

国際社会における国際刑事法廷の取り組みは、ICTY・ICTRの経験を経て、その形態が変化することになった。2000年以降新たに、国際社会と現地社会の共同設立・運営のような形式をとる国際刑事法廷が設立されることとなった。これらは、国連と関係国との合意に基づいて設立され、関係国の司法機関内部につくられており、裁判官および検察官といった裁判所のスタッフも国際的および国内的なスタッフによって構成されている。この意味で混合法廷または混合刑事法廷と呼ばれている。混合刑事法廷における手続の中で被害者の役割は純粋な国際刑事法廷とくらべて拡大および多様化した。

本項では特に被害者関連の規定をもつレバノン特別法廷（Special Tribunal for Lebanon: STL）およびカンボジア特別法廷（Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia: ECCC）に焦点を当てる¹⁷⁸。両混合刑事法廷は被害者参加制度を持ち、さらに、ECCCにいたっては、裁判所は集団的かつ道義的な損害回復命令を出す規定を持つ。これらの混合刑事法廷は、1998年の国際刑事裁判所ローマ規程採択後に設立された機関であり、ローマ規程における被害者救済制度の影響を受けているといえる。

STLは、2005年2月14日、ラフィーク・ハリリー元レバノン首相の死亡を引き起こしたテロ事件などを管轄対象に持ち、2007年に設置された。STLにおける被害者の損害回復自体は、ICTYおよびICTRと類似しており国内法に基づく被害者の損害回復を想定している一方で¹⁷⁹、被害者のSTLにおける刑事手続きの参加を認めている。そして、被害者は、法廷の管轄犯罪に属する襲撃の直接的な結果（direct result）によって、身体的・物質的・精神的な損害をうけた自然人が対象となる。

被害者の権利を規定する規程17条は、被害者の個人的な利益に影響のある場合には、特別法廷は、予審判事または予審裁判部によって適切であると判断された被害者の意見および関心が、裁判手続きにおいて表明され考慮されることを、被告人の人権および公正および公正な裁判に悪影響または違反しない方法で、許可しなければならない、と規定する。

¹⁷⁶ Comment by A. Cassese, in A. Randelzhofer and C. Tomuschat (eds.), *State Responsibility and the Individual: Reparation in Instance of Grave Violations of Human Rights* (1999), p. 48. 古谷修一「国際刑事裁判制度における被害者の賠償」『早稲田法学』、83巻3号161頁より引用。

¹⁷⁷ 古谷、前掲論文、162頁。

¹⁷⁸ シェラレオネ特別法廷においても、被害者関連規定は存在しているが、ICTYとICTRと同様の規定のため、本項での議論から省く。See Art.19(3) of Statute of the Special Court of Sierra Leone, Rule 105 of Rules of Procedure and Evidence of the Special Court for Sierra Leone.

¹⁷⁹ 「特別法廷の決定および関連する国内法に従って、被害者または、被害者を通して請求を行うものは、本条1項において法廷によって被害者と認定されたかどうかにかかわらず、国内法もしくは他の能力のある機関に補償を得るための訴えを提起することができる」と規定される。Art.25(3) of Statute of the Special Tribunal for Lebanon.

このような意見や関心は、予審判事および予審裁判部が適切であるという場において、被害者の法的代理人によって表明されることができるとしている¹⁸⁰。

この規定を読み解くと、被害者の STL 刑事手続きの参加に関して二つの側面から、制限が加えられている。第一に、被害者の参加は、被告人の公正および公正な裁判に悪影響を与えない限りにおいて、認められている点である。第二に、被害者は個人で直接的に、刑事手続きに参加できるのではなく、一名または複数の法的代理人が代表として参加することにより、集団的かつ間接的な参加形態をとる点である。これらの点は多くの被害者が直接参加することにより、被告人の公正で公平な権利や、遅滞なき裁判を受ける権利といったものから制限を受けると理解することができる。

ECCC は、カンボジアにおけるクメール・ルージュ政権下において発生した犯罪を訴追するために 2003 年に設置が合意された混合刑事法廷である。ECCC 設置法に示された管轄犯罪は、1975 年 4 月 17 日から 1979 年 1 月 6 日の間にカンボジア国内で発生したカンボジア刑法に規定された殺人、拷問、宗教的迫害、ジェノサイド、人道に対する罪、ジュネーブ諸条約の重大な違反などが対象となる¹⁸¹。ECCC において被害者は、告訴された者に対して申し立てられた犯罪群のすくなくとも一つ直接的な結果 (as a direct result) により身体的、物質的、または精神的な損害 (injury) を被ったものとして定義される¹⁸²。そして、ECCC によって刑事手続き参加および損害回復の対象となった者は民事当事者 (Civil Party) として認識される¹⁸³。そして一度、民事当事者として認定されると、検察官を支援することによって刑事手続きに参加し、集団的および道徳的請求することが認められている¹⁸⁴。

ECCC における被害者の刑事手続きにおける参加は二段階に規定されている。捜査判事における捜査が行われる予審段階 (Pre-Trial Stage) では、個人的な参加が認められている。ただし直接的な民事当事者の参加が認められているわけではなく、それぞれの民事当事者の法的代理人 (Civil Party Lawyer) によって代表されるという間接的な参加が認められている。そして、実際に有罪か無罪かを判断する第一審以降では、民事当事者は単一の集団を形成し、民事当事者の共同法的代理人 (Civil Party Lead Co-Lawyers) を通じた間接的な手続きの参加が認められている¹⁸⁵。そしてそれぞれの民事当事者の法的代理人は、共同法

¹⁸⁰ Art.17 of Statute of the Special Tribunal for Lebanon.

¹⁸¹ Chapter II of Law on the Establishment of Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia for the Prosecution of Crimes Committed during the Period of Democratic Kampuchea.

¹⁸² Rule 23 of Internal Rules (Rev.8) of Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia, revised on August 3, 2011.

¹⁸³ Rule 23 bis of Internal Rules なお、和文でのカンボジア法廷における被害者については、竹村仁美「カンボジア特別法廷の現状と課題」九州国際大学法学論集、第 18 巻、第 3 号、2012 年、71-75 頁を参照。なお竹村によると、カンボジア特別法廷の被害者参加制度については、カンボジアの刑事訴訟法で導入されているフランス法由来の民事当事者参加制度をそのまま特別法廷に移植してもうまくいかないことが懸念されたため、内部規則の制定時に実現可能な被害者参加制度を構築することが喫緊の問題となった。

¹⁸⁴ Rule 23 (1)(a)(b) of Internal Rules.

¹⁸⁵ Rule 23 (3) of Internal Rules. Civil Party Lead Co-Lawyers. 被害者共同代理人はカンボジア人と国際代理人の各一名ずつによって構成される。竹村、前掲論文、74 頁。

的代理人を支援する役割を担う。

民事当事者の損害回復に関しては、集団的および道徳的なものに限定され、民事当事者への金銭補償（monetary payment）は行われ¹⁸⁶ない。なお民事当事者の損害回復は被害者共同代理による単一の提案によってなされ、刑事手続きの中で審議される。この点、最初の事件であったカン・ケク・イウ（Kaing Guek Eav）の事件において、ECCCは集団的かつ道義的な損害回復として、民事当事者および死亡した家族の氏名を判決文に盛り込むこと、有罪判決をうけたカン・ケク・イウの謝罪の記録を命じた¹⁸⁷。ただし、被害者の法的代理人によって提案された被害者個人に対する金銭補償や信託基金の設置、記念日の設定、記念碑の建設といったその他の手段については、明確性を欠くことや、利用可能な損害回復の範囲を超えているという理由から退けられた¹⁸⁸。

ECCCにおける被害者参加の枠組みは、用語は違うものの、法的代理人を通じて間接的に集団的な刑事手続きへの参加を認めている点で共通している。この点は、それぞれの刑事法廷が被害者すべてを参加させることは不可能ということとともに、大規模な被害者の参加が被告人の公平で迅速な裁判に対する権利を過度に侵害しないという要請もあると指摘できる。ただしECCCにおいては、民事当事者に対して検察官に対する支援という役割が付与されているため、上記のような被告人の権利をやや制限するような制度枠組みを持っているといえる。

そして、ECCCに独自のものとして、被害者の損害回復を直接的行う制度をもつ点である。しかしながら、その形態は、非常に限定的なものであった。これはECCCにおいて恒常的に、予算といった被害者に対する損害回復に対する資源が不足している現状を反映するものでもあると言えるだろう。

国際刑事法廷は、ジェノサイド・人道に対する罪・戦争犯罪といった国際人権法および人道法における重大な違反にもっとも責任を持つ者を訴追することを目的とする。そして、この目的のもと、被害者は副次的に扱われてきた存在であった。冷戦後の初期の国際刑事法廷では被害者は証人としてのみの役割が与えられ、損害回復も国内法にしたがってなされるものと想定されていた。STLとECCCという二つの混合刑事法廷の存在は被害者の参加および損害回復を認めたものの、それらは被告人の権利や利用可能な資源によって制約を受けるものであった。

¹⁸⁶ Rule 23 *quinquies* (1) of Internal Rules.

¹⁸⁷ Extra Ordinary Chambers in the Courts of Cambodia, Case 1, <<http://www.eccc.gov.kh/en/case/topic/1>>.

¹⁸⁸ Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia Trial Chamber Judgment, Case No.001/18-07-2007-ECCC/TC, Kaing Guek Eav, July 26, 2010, para. 669-675. 望月、前掲書、142頁。

表7 代表的な国際刑事法廷における被害者

	被害者参加	被害者の損害回復
旧ユーゴスラビア国際刑事法廷	-	制度的には、有罪判決を受けた者に対して原状回復を行う命令を出すことができるが国内の民事手続きを通じた救済を示唆
ルワンダ国際刑事法廷	-	制度的には、有罪判決を受けた者に対して原状回復を行う命令を出すことができるが国内の民事手続きを通じた救済を示唆
カンボジア特別法廷	共同法的代理人を通じた参加	集団および道義的な損害回復に限り法廷が命令するものとして規定
レバノン特別法廷	法的代理人を通じた参加	国内の民事手続きを通じた救済を示唆

筆者作成

2-3 非司法的機関における被害者

本章の前半部分では、被害者の国際社会における司法的な救済について論じた。国際的な文脈における法を通じた救済の原則的な特徴として、それぞれの国家による法制度を通じた被害者の救済が想定されている点であった。しかしながら、このことは、国家が被害者に対する救済とりわけ損害回復に関する意思と能力が前提とされている。被害者救済の法制度が不備もしくは司法制度自体に被害者救済に関する意思が存在しない場合、人権侵害および、管轄犯罪の被害者が被った損害は、そのまま放置される可能性が高いことを意味する。たとえば、それが体制移行の文脈や紛争後という状況であればなおさらである。

この点、国際社会による支援を受けた被害者の非司法的な救済活動は、国家の能力と意思を補完する形で、大きな貢献をしてきた。本節では、このような大規模人権侵害の被害者に対する非司法機関の役割について触れる。第一には移行期の正義の文脈で真実委員会および被害者に対する損害回復プログラムに焦点を当てる。もっとも、両措置は厳密には、国内法に基づき整備された行政的な措置である。しかしながらこれらの措置には一定程度、国際社会からの関与を前提としているため本節で扱う。

2-3-1 真実委員会

真実委員会 (Truth Commission) は、過去に生じた大規模な人権侵害を明らかにすることを目的とし、1970年代から80年代にかけてラテンアメリカ諸国における権威主義体制から民主主義体制の移行を契機として頻繁に活用されてきた過去に対する取組みの一手段である。現在まで、アルゼンチン、チリ、エルサルバドル、南アフリカ、グアテマラをはじめ、同様の組織はアフリカ、アジア、ヨーロッパなどでも見られる。プリシラ・ヘイナー (Priscilla B. Hayner) は、公権力あるいは反政府武装組織による広範な暴力行為を調査

する一連の活動が、真実委員会という総称的な用語を与えられてきたことを述べ、この特徴について、(1) 過去に焦点を当てる、(2) ある特定の事件というよりも、ある時期における暴力の傾向や特徴を調べる、(3) 期間限定(半年から二年間)の組織であり、報告書の公刊をもって活動を終了する、(4) 公的な認可を受けており、政府(および、和平協定に組み込まれている場合は対立していた武装組織)によって権限を付与されている、という4点を指摘している¹⁸⁹。

国際社会における司法的な救済と比べると、次の二点からより多くの被害者の参加が促進されると指摘できるだろう。第一に、真実委員会は、犯罪の訴追ではなく、人権侵害の事実を明らかにすることすることに主眼が置かれている点である。ある大規模人権侵害の実態を明らかにする真実委員会の取り組みは、その人権侵害の目撃者、被害者、生存者からの聞き取りに多くの労力を割く。そして、得られた証言をもとにして、公聴会を開き、報告書にまとめられる。被害者の参加が、個別に審査され参加可否が認定されるような法的な手続きとは異なり、真実委員会の手続きにおいては非常に多くの被害者の参加が可能となる。第二の点として、真実委員会の対象が個別の事件ではなく、時間的に幅のある人権侵害を扱うという点である。真実委員会においても、調査対象の人権侵害に関連した被害者・証人・家族に焦点を当てるため、その意味で委員会はすべての人権侵害を扱うわけではない。しかし、刑事手続きにおける被害者よりも対象が広範である。刑事手続きにおいて参加が認められる被害者は、裁判所が取り上げる事件において議論される犯罪行為の被害者に限定される。これは国内においても国際刑事法廷においてもほぼ共通している。他方で真実委員会における聞き取りは、刑事手続きにおいて発生するような、事件ごとの被害者の限定がおこなわれない。

1976年から1983年までのアルゼンチンにおいて、軍事政権下で発生した1-3万人ともいわれる行方不明者の事実を調査した行方不明者調査委員会は、9か月の間に7000件以上の証言を聴取し、8960名の行方不明者が記録された¹⁹⁰。1980年から1991年までの12年におよぶ国内武力紛争時の大規模な虐殺を含む人権侵害を調査したエルサルバドルの真実委員会は訳2000名の被害者から証言を聴取し、7000件もの殺害、行方不明者、レイプ、拷問などの事例を報告した¹⁹¹。1960年から1994年までの34年間のアパルトヘイト体制期に発生した大規模人権侵害を調査した南アフリカ真実和解委員会においては、1995年から2002年まで7年間の活動をおこなった大規模のものである。この間に21000件以上の証言を聴取し、2000名は公聴会にて公開証言をおこなった¹⁹²。

¹⁸⁹ プリシラ・ヘイナー(著)、阿部利洋(訳)『語りえぬ真実 真実委員会の挑戦』(平凡社、2006年)、32頁。

¹⁹⁰ United States Institute for Peace (USIP), Truth Commission: Argentina, <<http://www.usip.org/publications/truth-commission-argentina>>.ヘイナー、前掲書、56-57頁。

¹⁹¹ヘイナー、前掲書、62-63頁。なおエルサルバドル真実委員会に関する合意は、国連の仲介による和平協定に取り入れられ、国連主導でおこなわれた。

¹⁹² United States Institute for Peace (USIP), Truth Commission: South Africa, <<http://www.usip.org/publications/>

被害者の救済という観点から見ると、真実委員会の取り組みは、広範な手続き参加によって人権侵害状況を証言できるという点以上に、被害者自身の氏名や直面した人権侵害に対する証言が公的な記録つまり共通の歴史として認識される点が重要である。真実委員会が明らかにした人権侵害の実態は報告書として、一般に公開される。被害者の証言はとりまとめられ報告書に含みこまれ、公的に認知される。そして、被害者の氏名は通常報告書におけるリストに明記され、彼らが公的に不当な人権侵害により損害を被ったという事実が認識される¹⁹³。

2-3-2 被害者に対する損害回復プログラム

真実委員会の被害者に対する貢献は、人権侵害の被害者の実情を公的に認識するだけではない。それは、将来に対する具体的な提案として現れている。ヘイナーは、真実委員会の設立に関して、過去の人権侵害を発見し、明らかにし、公式に認知することの他、次の目的を共有していると描写する。第一に、被害者から出される具体的な要望に応えること、第二に、正義と説明責任という理念に貢献すること、第三に、制度や組織の責任の輪郭を描き、改革案を提起すること、そして第四に、和解を促進し、過去をめぐる対立を軽減すること、である¹⁹⁴。

真実委員会の報告書にもこうした視点が貫かれ、被害者の損害回復に関連して具体的な提案をするものもある。望月康恵は、真実委員会の勧告の一部として、被害者に対する損害回復を取り上げると指摘する。そして、記念碑の建立、記念日の創設といった道義的なものや、基金の設立およびリハビリテーションの実施など実質的なものも存在していると描写する¹⁹⁵。もっとも、真実委員会は、被害者の氏名を公表したとしても、損害回復の対象者の最終リストを勧告したり、損害回復プログラムの詳細を総的に示したりするのに十分な立場にはない。しかしながら、真実委員会の報告書を出発点として、また、その後続く具体的なプログラムが策定されることに貢献することもある¹⁹⁶。

チリとアルゼンチンにおいては、真実委員会の記録に依拠したかたちで損害回復プログラムが設計されたと指摘されている¹⁹⁷。27年における軍事的独裁体制を経て、1990年に設立されたチリの真実和解委員会は、軍事政権下における失踪、即座のかつ非司法的な処刑、虐殺の結果としての死亡、そして政治的な文脈でなされた未解決の誘拐や死亡の調査を行った。

そして真実和解委員会は、3つのカテゴリーからなる損害回復プログラム、つまり第一

truth-commission-south-africa>.ヘイナー、前掲書、65-67頁。

¹⁹³ ヘイナー、前掲書、227頁。

¹⁹⁴ ヘイナー、前掲書、45頁。

¹⁹⁵ 望月、前掲書、138頁。

¹⁹⁶ 望月、前掲書、227頁。

¹⁹⁷ ヘイナー、前掲書、227頁。

に、被害者の汚名をそそぐための象徴的な損害回復（symbolic reparations）、第二に、家族の地位や相続、未成年の法的代理といった、死亡者の認知に関連する諸問題を解決するための司法的・行政的な手段の設立、第三に、社会的利益、健康保障、教育といった被害者に対する補償（compensation）の提案をおこなった¹⁹⁸。

結果として、1992年1月31日に損害回復と和解の国民共同機構について定めた法律、Law No. 19.123 を制定し、行方不明者および被害者の家族への損害回復年金（reparation pension）の支給（小切手による月々の給付金）、医療給付（月額医療手当）、教育手当（高等教育における授業料および勉学費用の全額免除）など行うように定めた¹⁹⁹。

アルゼンチンにおいては、行方不明者の子および／ないし親族に対して、経済的支援、奨学金、社会保障と雇用保障、そして行方不明から生じる家族および社会にとっての諸問題を軽減するために必要な方策を制度化することなどが勧告に盛り込まれた。実際損害回復にかかわる法案が成立したのは10年後の1991年であった。

損害回復にかかわる法律 No. 24.043 の対象者となるのは、当時の軍事法廷によって投獄された市民に限定されるものであり、拘禁一日あたり、アルゼンチン公務員給与の最高額が支払われるというものであった。損害回復が誘拐または強制失踪における被害者およびその家族を対象とするようになったのは1994年の法律 No. 24.411 においてである。これは、拘禁者に対しては補償を行うものの、行方不明者の家族は除外する、ということの不公平を認知したアルゼンチン議会の努力とともに、行方不明者の家族へ総額25-30万ドルの「精神的損害」分を支払うように命じる国内裁判所の判決を受けてのものであった²⁰⁰。

複数の法律が成立した結果、アルゼンチンの損害回復プログラムは行方不明者およびその家族と、政治的な理由により拘留もしくは国外追放に処せられた者に対する、小切手による金銭補償という形態となった²⁰¹。さらに、法律 No. 24.411 は「強制的な行方不明」という法的カテゴリーを創出した。これによって、行方不明者の生還可能性を維持したままで、法的には死者に対するのと同様な手続き（遺言執行や財産相続）を行うことが可能となった²⁰²。

他方で、真実委員会の勧告にもかかわらず損害回復に関して具体的な進展がみられなかった例として、南アフリカとエルサルバドルがある。南アフリカにおける真実和解委員会では、金銭補償に限定する形で被害者の損害回復プログラムにかかわる提案がなされた。

¹⁹⁸ United Nations Commission on Human Rights, Study Concerning the Right to Restitution, Compensation and Rehabilitation for Victims of Gross Violations of Human Rights and Fundamental Freedoms, UN Document: E/CN.4/Sub.2/1993/8, July 2, 1993, para. 114.

¹⁹⁹ Ibid., para.116, ヘイナー、前掲書、451-452頁。

²⁰⁰ ヘイナー、前掲書、233頁。

²⁰¹ ヘイナー、前掲書、452-453頁。またアルゼンチンにおける損害回復にかかわる法制度の概要は、Andrea Gualde and Natalia Luterstein, “The Argentinean Reparations Programme for Grave Violations of Human Rights Perpetrated during the Last Military Dictatorship (1976-1983),” Carla Ferstman, Maria Goetz, and Alan Stephens (eds.), *Reparations: Systems in Place and Systems in the Making*, (Leiden: Martinus Nijhof Publishers, 2009), p.418.

²⁰² ヘイナー、前掲書、452頁。

そしてその規模は 25000 人以上の被害者に対して、6 億ドル以上の直接的な金銭補償が想定されていた。しかしながら、実際に被害者に対して損害回復を行うために設立された大統領基金に割り当てられたのは、約 1350 万ドルであり、デンマーク、スイス、オランダからの 15 万から 25 万ドル拠出が行われたものの、財源は限定的であった。結果として、南アフリカ政府が被害者に対して行ったのは、約 2500 人に対する約 1350 万ドルといった暫定補償のみであり、その後大幅な追加的な割り当ては滞っている²⁰³。エルサルバドルにおける真実委員会は、被害者の氏名を掲載した記念碑の設立、被害者を慎む記念日の設定、真実和解のための対話の場、さらに、特別基金の設立などが提案されたが、実行に移されることはなかった²⁰⁴。

真実委員会の主たる役割は、過去に発生した大規模の人権侵害の事実を調査し、その事実と将来の法的・政治的な改善策を提示することにある。その過程の中で、被害者の声は事実調査の手続の中で、刑事手続よりも量的・質的に大きな規模で参加が認められ、損害の実態が公的に認知されてきた。そして、将来の法的・政治的な改善策の一つとして提案される被害者に関する損害回復に関しても、大規模人権侵害における多数の被害者が認知されてきた。しかし、原則的に、真実委員会は損害回復プログラムの詳細を決定し、対象者を選抜するような権限は付与されていない。それらは関連した国内法の成立によってなされる。そして、真実委員会は勧告を履行するような、監視メカニズムを持たない²⁰⁵。このことは、損害回復プログラムの法制度化は、国家、そして現地政府の制度的な意思に依存していると指摘することができるだろう。そして、一度、制度化がなされたとしても、計画の実施は活用できる予算に依存したものであると言える。

2-4 国際機関における被害者救済プログラム

人権侵害の被害者に対する救済は、国際社会によっても直接的になされることがある。これも国家の能力と意思を補完する一形態でもある。本節では、国際社会による人権侵害の被害者に焦点をあてた救済プログラムについて論じる。

国連補償委員会（UN Compensation Commission）は大規模な人権侵害の被害者に対する損害回復などを行うために 1991 年に設立された独自の機関である。補償委員会は 1990 年のイラクによるクウェート侵攻によって発生した外国政府、外国民および外国の企業に対する環境に対する損失、天然資源の枯渇を含む直接的損失（loss）、損害（damage）、または、被害（injury）に対する回復を目的として設立された、国連安全保障理事会の下部組織

²⁰³ ヘイナー、前掲書、235-236 頁。

²⁰⁴ 望月、前掲書、138 頁。ヘイナー、前掲書、236 頁。

²⁰⁵ この点は、国連人権高等弁務官事務所における紛争後国家における被害者損害回復における政策文書にも指摘されている。Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, “Rule of Law Tools for Post-Conflict States: Reparation Programmes,” (New York and Geneva: United Nations, 2008), pp11-12.

であり、準司法機関というべき存在でもある²⁰⁶。

補償委員会では、A.イラクもしくはクウェートからの移動、B.重大な身体的・精神的被害と死亡、C.直近の家族の死亡および被害を含む 10 万ドルまでの個人的損失、E. 企業、その他の私的法人および公的な事業体が被った損害、F. 政府および国際機関からが被った損失という 6 つのカテゴリーを設け、それぞれに対して別個の損失認定プロセスを経て、金銭補償がなされた。270 万件という個人による申し立てを受けたものの 2005 年中頃にすべての申請を審査し、2007 年には補償基金とそれを管理する理事会（governing council）の機能を残して縮小された。そして、2007 年までに、全カテゴリーの補償対象者になった者に対して、234 億ドルの補償金を支払った。また財源の一部は、自然環境改善にかかわるプロジェクトにもまかなわれている²⁰⁷。

またある特定の人権侵害の被害者に対応する形で国連総会によって設立され、国連事務局内に事務局を構える被害者信託基金が存在する。国連拷問被害者のための自発的信託基金（UN Voluntary Fund for Victims of Torture）は、国連総会決議によって設置され拷問被害者に対する人道的なものを含めた支援を行う²⁰⁸。年間約 21000 ドルが被害者支援に割り当てられ、NGO などの団体が提案するプロジェクトを支援する形で間接的な形で、医療、心理、社会的支援を対象とする被害者に対して提供している²⁰⁹。

国連奴隷の現代的形式による被害者のための自発的信託基金（UN Voluntary Trust Fund for Victims of Contemporary Forms of Slavery）も同様に、1991 年の国連総会決議によって設置が決定され、同様に NGO などの被害者支援団体に対して年間 9500 ドルが割り当てられている。被害者の対象は、現在まで 500 の被害者の安全、教育、心理的な分野におけるプロジェクトを行っている²¹⁰。また法的支援や人道的支援もまた支援対象に含まれる。これら二つの信託基金は、国連人権高等弁務官事務所（UN Office of the High Commissioner for Human Rights: OHCHR）に事務局を構える。

さらに人身売買の被害者を対象とする信託基金も存在する。国連人身売買における被害者のための自発的被害者信託基金（UN Voluntary Fund for Victims of Human Trafficking）は、2010 年の国連総会決議によって設置がなされ、特に女性、子どもに焦点を当て、人身売買の被害者に対する人道的、法的、財政的な支援を、政府、政府間組織、および NGO を通

²⁰⁶ Security Council Resolution 687, UN Documents S/RES/687, April 3, 1991; Security Council Resolution 692, UN Documents S/RES/692, May 20, 1991.

²⁰⁷ Linda A. Taylor, "The United Nations Compensation Commission," Carla Ferstman, Maria Goetz, and Alan Stephens (eds.), *Reparations: Systems in Place and Systems in the Making*, (Leiden: Martinus Nijhof Publishers, 2009), p.214, ft.20.

²⁰⁸ United Nations General Assembly resolution 36/151, December 16, 1981. .

²⁰⁹ UN Office of the High Commissioner for Human Rights, "The United Nations Voluntary Fund for Victims of Torture - What the Fund is," <<http://www.ohchr.org/EN/Issues/Torture/UNVFT/Pages/WhattheFundis.aspx>>.

²¹⁰ UN Office of the High Commissioner for Human Rights, "The United Nations Voluntary Trust Fund on Contemporary Forms of Slavery- What the Fund is," <<http://www.ohchr.org/EN/Issues/Slavery/UNVTFCS/Pages/WhattheFundis.aspx>>.

じて行うことを意図している²¹¹。2011年にはアジア、アフリカ、ヨーロッパ、ラテンアメリカなどを中心として12のプロジェクトが開始された²¹²。この信託基金は、国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drug and Crimes: UNODC）に事務局を構える。

より紛争後における平和構築の文脈では、平和構築基金（Peacebuilding Fund）による資金を受け、いくつかの国連機関によって被害者に対する支援がなされている。そもそも平和構築基金とは、2005年に国連総会と国連安全保障理事会のそれぞれの決議によって、設立が定められた平和構築委員会（Peacebuilding Commission）に関連する一機関である。国連安全保障理事会および総会の下部機関として平和構築委員会が設立される一方で、国連事務局に事務総長直轄の機関として平和構築支援事務局（Peacebuilding Support Office）が設置された。

平和構築基金は、紛争後国家に対して、従来の支援体制では、手薄になっていた平和構築の観点からは重要である領域に関して、重点的な支援を与えることを意図したものであり、国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）に運用をゆだねられている²¹³。このような平和構築基金の支援を受けた被害者支援プログラムはいくつかの国で見られる。

ウガンダでは、平和構築基金の出資を受けた国連人権高等弁務官事務所、国連開発計画、国連人口基金（United Nations Population Fund: UNFPA）、国連児童基金（United Nations Children's Fund: UNICEF）の共同プロジェクトは、性的暴力の被害者に対する社会心理的な支援の他に、さらなる人権侵害の予防および女性や子どもに焦点をあてた国内避難民の再統合を行うプロジェクトを行った。さらに、子ども、女性の人権意識の向上や公式、非公式の司法制度のアクセス向上を触発するようなプロジェクトも行われた²¹⁴。シエラレオネでは、紛争の被害者に対する損害回復プログラムの策定がなされた²¹⁵。ギニアでは、OHCHRとUNFPAの共同プロジェクトに出資し、性的暴力の被害者を支援する市民社会組織を支援した²¹⁶。リベリアでは、2100万ドルを平和構築プログラムに出資し、その中で性的暴力の被害者に対する社会心理学的および法的なサービスが行われることに貢献した²¹⁷。

²¹¹ United Nations Office on Drug and Crimes, “United Nations Voluntary Trust Fund for Victims of Human Trafficking,” <<http://www.unodc.org/unodc/human-trafficking-fund.html>>, accessed on November 10, 2013.

²¹² United Nations Office on Drug and Crimes, “12 Winners of the 2011 Small Grants Facility,” <http://www.unodc.org/documents/human-trafficking/Fund/SGF_Projects_2011.pdf>, accessed on November 10, 2013.

²¹³ なお、国連の平和構築関連制度に関する歴史的背景および構造は、篠田英朗、「国連平和構築委員会の設立—新しい国際社会像をめぐる葛藤」『国際法外交雑誌』第105巻第4号、2007年、68-93頁を参照。なお、篠田によると、平和構築委員会は、篠田英朗の整理に従うと戦略勧告、関心喚起、調整促進の三つの機能を目的としている。前掲論文、78頁。

²¹⁴ United Nations Peacebuilding Fund, Report of the Secretary General, UN Document: A/66/659, January 16, 2012, para. 45.

²¹⁵ Ibid., para. 24.

²¹⁶ United Nations Peacebuilding Fund, Report of the Secretary General, UN Document: A/67/711, January 25, 2013, para. 45.

²¹⁷ Ibid., para. 25.

以上みてきたような国際機関における被害者救済プログラムは、非司法機関でありながら、司法機関に酷似した形で被害者救済を図る国連補償委員会のような形式と、ある特定のプロジェクトに出資する形で間接的に被害者支援を行う各種の基金のような形式があることが見て取れる。前者は、イラクの石油輸出による収入が被害者救済に回される点で、被害者個人にあてた損害回復が可能となる珍しい事例であるといえるかもしれない。他方後者は司法機関ではないため、損害の認定にしたがって被害者の範囲を決めるような司法的なプロセスをとる必要がなく、この意味で、柔軟に被害者支援の内容と対象を決めることが出来ると指摘できる。また、後者の被害者支援は、現地の国連機関の被害者の需要の審査も支援の前段階で行われるため、現地の必要性に沿った形で、被害者の支援を行うことが出来る。第五章で触れる国際刑事裁判所の被害者信託基金の一般支援の性質も本節で提示した後者の被害者支援に類似するものである。

2-5 小括

本章では国際社会の被害者救済への取り組みに焦点を当てて論じた。本章の前半部分では、国際社会における法を通じた被害者救済について述べた。

国際人道法の分野では、伝統的に、国際的な約束を侵害する国家の責任という問題で読み解かれ、国際人権法分野においても、人権条約履行機関の充実という状況にもかかわらず、被害者の救済は、国家の管轄事項として認識されてきた。地域的人権条約および裁判所における取り組みは、制限的ではあるが、被害者に権利侵害の救済を求める主体として認識された。地域的人権裁判所は、国家に法的拘束力のある形で判決を出し、国家に対して被害者救済を求めることが可能となった。

国際刑事法廷においては被害者の役割が認められるようになったのは 2000 年以降におけるカンボジア、レバノンという二つの混合刑事法廷であると指摘した。カンボジア、レバノンという二つの法廷を見ることで示したものは、被害者の参加、および損害回復の手立てが採られる一方で、刑事司法制度という独自の文脈によって、被害者の権利に制限が加えられている状況であった。そして、本章の後半部分では、国際社会における非司法的な救済に焦点を当てた。このことにより国際社会によって直接的に行われる被害者救済の多様な形態を確認した。

では、改めてここで、国内における犯罪被害者救済と国際社会における被害者救済の特性の差異を指摘したい。国内における犯罪被害者の救済とは、民事・刑事の司法手続きを前提とした司法的救済に加え、国家による犯罪被害者基金の設置のような行政的な措置による救済が存在する一方、国際法分野における被害者救済は、むしろ国家による被害者救済制度を前提としながらもそれを補完する形で行われてきたと指摘できる。

しかしながら、その状況は変化しつつある。近年における紛争後の状況を考える時、国

家の司法制度および被害者救済に関わる法制度が不備であることを想定することは困難ではない。国内における被害者救済の不備を前提にして、直接的に被害者を認識し、救済への対応を行ってきたことは、国際社会における被害者救済の多様化という状況を背景として指摘することが可能である。

国際の平和と安全に対する脅威に対応するために設置された国際刑事法廷、特に混合刑事法廷における被害者の手続き参加や損害回復は、そうした国際社会による直接的な被害者救済の一例として認識できる。国際社会における非司法的な被害者救済の存在もまた、国家によって救済されることがなかった人権侵害の被害者を幅広く対応するものとして、国家による被害者救済の不備への対応を担うものでもあった。したがって、このことから、本来であれば国内の管轄事項である被害者救済を、国際社会が肩代わりして行うような政治的な要請が発生していることを指摘することは難しくないだろう。

国家が行うべき被害者救済を代替して行うという政治的な要請を受けている国際社会において、国際刑事裁判所もまた同様の文脈で活動を行っていることを認識することは重要である。刑事司法制度でありながら、被害者救済に関わる国家の役割を肩代わりすることが、国際刑事裁判所にも期待されている。このことは、共通点を持ちながらも国内の刑事司法制度とは明確に異なる点でもある。

次章以降では、こうした議論を踏まえた上で、焦点を国際刑事裁判所の被害者救済に定めてその全体像を確認していく。

表8 国内および国際社会における被害者救済活動の特性

国内における犯罪被害者救済	国際社会における被害者救済
<p><司法的救済></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家の存在を前提として、刑事裁判もしくは民事裁判を通じた司法的な救済。 	<p><司法的な救済></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家の存在を前提とした被害者救済を志向。国際人権法における被害者救済は国家の裁量に任せられてきた。 ・ 国際刑事法廷において、国内の司法制度を前提としながらも、被害者救済制度が不備な状況においては直接的に対応。国家の被害者救済の役割を肩代わりする役割を担わされる。
<p><行政的な救済></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家が基金などを設置することによって犯罪被害者に対する救済および支援を行う。 <p>(但し、刑事手続きにおける決定を前提とした上での司法的救済の補完的措置)</p>	<p><非司法的な救済></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内における被害者救済の不備を補完する形で行われる。 ・ 国家の行政的な被害者救済の制度に対する支援という文脈(真実委員会・損害回復プログラム)および特定の基金が対象とする人権侵害の被害者に対する直接的な支援。

筆者作成

3 国際刑事裁判所における被害者参加

これまで確認したように、国際刑事裁判所は、国内の刑事司法制度における被害者への認識を前提としながらも、国際の平和と安全に対する脅威への対応という国際刑事法廷にもともと付された政治的要請、さらには、大規模かつ重大な人権侵害を前にして国際的な平面において発生した国家の被害者救済制度を肩代わりする政治的要請の中で、活動することが求められている点で、国内における従来の刑事司法制度とは性格を異にしている。

本章から、このような特性をもった国際刑事裁判所の被害者救済制度について概観する。国際刑事法廷の歴史の中で、被害者救済に関する規定を初めておいたのは、1998年に採択された国際刑事裁判所ローマ規程（以後、ローマ規程）であった。それまで、被害者は国際刑事法廷の手続き内で、被告人の犯罪行為の立証のための証人としての役割しかもたず、証人の保護と同じ文脈でのみでしか語られることはなかった。そして、被害者に対する損害回復は、国際刑事法廷における手続きでは語られず、国内で救済を受けるべきものという意図があった。

ローマ規程における被害者関連規程を紐解くと大きく分けて（1）被害者および証人に対する刑事手続きにおける保護、（2）被害者の手続き参加、（3）被害者に対する損害回復に関する規定がおかれている。本論文では特に国際刑事裁判所の被害者救済に焦点を当てるため、（1）の点については分析の対象から外し、（2）については、本章、（3）については4章と5章で議論を行う。

本章では（2）の点に関して、被害者参加制度が発生した背景、制度的外観、被害者参加に制限が加えられた事例、および国際刑事裁判所が活動を蓄積する中で発生した被害者参加に関する形態の変化について追う。そして、国際刑事裁判所が直面する、被害者の参加にかかわる制限を前にしてどのような制度的な工夫を行っているかについて焦点を当てながら論じる。

ローマ規定 68 条において、被害者および証人の保護と手続きにおける参加が定められている。3項においては以下のように定められる。

裁判所は、被害者の個人的な利益が影響を受ける場合には、当該被害者の意見および懸念（**views and concerns**）が、裁判所が適当と判断する手続の段階において並びに被告人の権利及び公正かつ公平な手続を害さず、かつ、これらと両立する態様で、提示され、及び検討されることを認めなければならない。これらの意見及び懸念は、裁判所が適当と認められるときには、手続及び証拠に関する規則に従い被害者の法律上の代理人が提示することができる²¹⁸。

²¹⁸ Art 68(3) of the Rome Statute. なお外務省のローマ規程公定訳において、「裁判所が適当と判断する公判手続の段階において（at stages of the proceedings determined to be appropriate by the Court）」という訳語

ローマ規程 68 条 3 項を確認してみると、被害者は国際刑事裁判所の手続きの参加に関して、参加する権利を持ち合わせていると明示されているわけではなく、むしろ被害者の参加を確保しなければならないという裁判所の義務として規定されている。そして、被害者が権利として明確に保持しているとみなされるのは、被害者の意見および懸念を法律上の代理人を通じて提示するという点である。また、被害者が手続きへの参加を行うためには、被害者自身の個人的な利益が影響を受け、被害者の権利および公正な裁判を維持する程度に限ってという制限が加えられている。

もっとも、ローマ規程においては、たとえば、誰が被害者に該当するかという問題や、どのような基準で被害者の個人的な利益が影響を受けるとみなすかという点、およびどのように被害者が法律上の代理人によって代表されるかなどの点は、ローマ規程以外にもローマ規程発効後に定められた手続証拠規則（Rules of Procedure and Evidence）やこれまでに蓄積された裁判所の決定などを確認する必要がある。そして、条約の交渉過程の議論もまた制度上の参考として頻繁に参照される。

このことから、ローマ規程その他の関連文書を確認しながら本章では、第一に、被害者参加にかかわる規定の背景を確認しながら、制度の背景に着目する。第二に、国際刑事裁判所の被害者概念に着目しながら、被害者が参加するまでの手続きおよび、参加形態について確認する。またその際に被害者の法的代理人の役割についても触れる。さらに、被告人の権利などに代表される被害者の参加が制限される要因についても確認する。第三に、被害者の各手続においてどのような参加が認められているかについて論じる。

3-1 被害者参加制度の背景

国際刑事裁判所以前の ICTY・ICTR といった国際刑事法廷の前例には被告人の権利に関して詳細な規定がある一方で、被害者に関しては権利を明記するような条文はほぼ存在しなかった。このことはついて端的に、両刑事法廷の設立を決定した国連安全保障理事会の関心事が、個別被害者の関心事よりもルワンダおよび旧ユーゴスラビアで行われた犯罪行為の訴追に、あったということが指摘されている²¹⁹。実際、ICTY の設立を決定した国連安全保障理事会決議 827 は、ICTY を国際法の重大な違反に責任を持つ者を訴追するという唯一の目的(sole purpose)のために設立されていた²²⁰。他方で被告人の権利は設立段階においても認識されており、当時の国連事務総長のブトロス・ブトロス＝ガリ（Boutros Boutros-Ghali）の ICTY 設立の決議前に提出された報告書においても、ICTY はすべての

が付されている。この点、この proceeding が公判なのか、捜査なども含むのかについて争いがあることから、ここでは手続と訳出する。

²¹⁹ Claude Jorde and Jerome de Hampton, “The Status and Role of the Victim,” Antonio Cassese, Paola Gaeta, and Jone R.W.D Jones (eds.), *The Rome Statute of the International Criminal Court: A Commentary*, (Oxford: Oxford University Press, 2002), p. 1391.

²²⁰ UN Security Council Resolution 827, S/RES/827, May 25, 1993, para. 2.

手続きにおいて被告人の権利に関する国際的に認識された基準を十分に尊重しなければならないと強調された²²¹。そして、このレポートにおいても被害者は証人と同じ程度の保護対象として認識されるにとどまっていた²²²。つまり被害者は証人としての役割にのみ限定された形で、刑事手続きに参加することが可能であった。

このような国際刑事法廷の初期の歴史を経て行われた、国際刑事裁判所の設立規程の起草段階において、被害者に関する規定を置く原動力になったのは、一部の条約交渉国と NGO の働きかけということが指摘されている。

1994 年、国連国際法委員会によって国連総会に提出された最初の国際刑事裁判所規程草案では、そもそも被害者の参加に関する記述は設けられておらず、被告人・被害者・証人の保護に関する規定のみ存在していた²²³。被害者関連規定を盛り込む最初の契機となったのは、1995 年に二度にわたって開催された国際刑事裁判所設立に関する臨時委員会である。エジプトの政府代表団が被害者の補償を促進するための、被害者の刑事手続きの参加および証拠の提出に関する提案がなされた²²⁴。さらに実質的な議論として結実したのは 1997 年に行われた第四回準備委員会においてである。ニュージーランドにおける被害者関連規定の提案に端を発した議論は、準備委員会によって採択された最終草案として、現在のローマ規程 68 条とほぼ同等の形でまとまった²²⁵。1998 年のローマ会議において、カナダ政府の代表団による提案により、68 条 3 項に見られる被害者の法律上の役割に関する規定が追加された。ただし、被害者参加に関する詳細な規定の成立はローマ規程においては見送られ、その後の手続証拠規則によって定められることを待つことになった²²⁶。さらに、準備委員会の草案時においては、1985 年被害者権利宣言が効果を持つように手続証拠規則に定めることを求める規定をローマ規程に盛り込むことが検討されたが、採択時には削除されることとなった²²⁷。

他方で、NGO は条約交渉の直接的な当事者ではないものの、やや後方から被害者関連規定の成立に貢献することとなった。NGO においても、被害者の権利に関する取り組みは、大規模な人権侵害に対する不処罰の文化を終結させることに加え、いかに国際刑事裁判所の規程を普遍的に個人に適用するか、といった主要な問題の取り組みとともに、一部の NGO によるロビー活動におけるテーマの一つとして取り扱われるようになっていった²²⁸。

²²¹ United Nations, Report of the Secretary-General pursuant to paragraph 2 of the Security Council Resolution 808 (1993), UN Document S/25704, May 3, 1993, para. 106.

²²² Ibid., Art. 22.

²²³ Art. 47, International Law Commission, Draft Statute for an International Criminal Court with Commentaries, 1994, available at < <http://www.refworld.org/pdfid/47fdfb40d.pdf> >

²²⁴ Schabas, “Article 68. Protection of the Victims and Witnesses and their Participation in the Proceedings,”

p.823.

²²⁵ Ibid.,

²²⁶ Ibid.,

²²⁷ Ibid.,

²²⁸ マイケル・J・シュエットは国際刑事裁判所に関する規程の交渉段階で、NGO が特に強調した議論と

もともと NGO としての背景を持ち、現在、国際刑事裁判所書記局内の被害者参加賠償課 (Victim Participation and Reparation Section: VPRS) のチーフでもあるフィオナ・マッケイ (Fiona MacKay) は当時の NGO の貢献としてアドボカシー活動を通じて国際刑事裁判所を国際的な問題として高めただけでなく、国際刑事裁判所の具体的な条文策定においても実質的な貢献をしたと指摘する²²⁹。マッケイによると、ローマ会議において NGO は一つの NGO 連盟を形成し、この連盟は世界各地のさらなる NGO の積極的な貢献を促進したと指摘する²³⁰。さらに、この国際刑事裁判所のための連盟 (Coalition for the International Criminal Court: CICC) の傘下にある個別の NGO は、ICC 設立に関する唱導を単に原理・原則にとどめず、国際法や比較法、そして実務その他の幅広い、領域に関して専門的知識を駆使して交渉中の条文の細目に携わり、政策提言および国家の代表に対する積極的なブリーフィングを行いながら、本来ならば条約交渉で積極的な役割を果たせない立場にある小規模国家や途上国など、法務専門家が少ない国家に対して行われた²³¹。また、実際に政府の代表団は NGO のこうした調査・研究を参照する形で規程の提案を行い、国際刑事裁判所の設立規程に関する議論に反映していった。

国際刑事裁判所の設立規程に全般に関して貢献をおこなった、アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) やヒューマンライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) といった人権 NGO や、性的暴力をローマ規程における犯罪として盛り込むことを強力に後押しした、ウィメンズ・コーカス・フォー・ジェンダー・ジャスティス (Women's Caucus for Gender Justice、現、Women's Initiatives for Gender Justice) とともに、被害者の権利規定に関しては、被害者の権利ワーキンググループ (The Victims' Rights Working Group) が CICC の傘下の中で、被害者の権利に関心を持つ NGO の連盟を構成しローマ規程における被害者関連規定の成立に貢献を行った²³²。

こうした直接的・間接的な働きかけによって盛り込まれることとなった被害者関連規定は実際、交渉時に問題に直面した。これまでの国際刑事法廷で貫かれていた検察官と被告

して、不処罰の文化に終止符を打つことと、公平に正義の追及をおこなうことに関するものを挙げている。Micheal J. Struett, *The Politics of Constructing the International Criminal Court: NGO, Discourse, and Agency*, (New York: Palgrave Macmillan, 2008), p. 84.

²²⁹ マッケイ、前掲論文、158-165 頁。なお本論文においては *Reparation* を損害回復と翻訳している一方で、VPRS の訳語について、日本においては被害者参加「賠償」課という名称が比較的に用いられていることから、名前に関してはそのように記載した。

²³⁰ マッケイ、前掲論文、161 頁。国際刑事裁判所のための連盟 (Coalition for the International Criminal Court: CICC) は 1995 年に 25 の NGO によって構成される連盟として設立され、1998 年のローマ会議時には最大の代表団を形成した。その組織数は 500 に上った。See CICC website <<http://www.iccnw.org/?mod=cicchistory>>.

²³¹ マッケイ、前掲論文、162 頁。

²³² See the Victims' Rights Working Group Website <<http://www.vrwg.org/about-vrwg/who-we-are>>, accessed on December 12, 2013. この被害者の権利ワーキンググループは、リドレス (Redress) という、もともと、拷問の被害者に対する損害回復にかかわる唱導運動を行っていた NGO によって運営されている NGO の連合体である。VPRS チーフのフィオナ・マッケイは、ICC の着任前には、リドレスの一員として、国際刑事裁判所の設立規程における被害者の損害回復条項を持ち込む活動を行っていた。マッケイ、前掲論文、158 頁。

人との間の公平な関係に対して侵害するものであるとみなされていたためでもある。被害者が刑事手続きに参加することによって検察官の犯罪行為の立証責任を軽減させる他方で、被告人の弁護士の立証責任を増加させるという点や、被告人に対する無罪の推定を傷つけるという恐れもあった。被害者が手続へ参加することにより、検察官の訴追戦略にも影響を与え、裁判部の効果的かつ迅速な手続きに対する能力を損なわせる可能性が指摘された²³³。これらの視点は、ローマ規程が発効し、国際刑事裁判所が活動を開始してからも一貫して、被害者関連規定の解釈に関して対立する視点となっていた。

3-2 手続きに参加する被害者像と手続きへの参加形態

ローマ規程 68 条 3 項は被害者が手続きにおける参加について定められている一方で、被害者の定義や、手続きに参加するためのプロセスおよび被害者の法的代理人などの役割についての記載がない。これらはローマ規程成立後に形成された手続証拠規則やその後の裁判所における決定などによって、順次成立されることとなった。本節では国際刑事裁判所における被害者の定義、参加のための手続きおよび被害者の法的代理人の役割といった被害者の手続き参加に関わる基本的な点について概説を行う。

手続的な側面に入る前に、ここでは国際刑事裁判所における組織構成の概要を確認することが被害者関連手続きを理解のために有用となる²³⁴。国際刑事裁判所は大きく分けて、裁判所長会議 (Presidency)、裁判部門および裁判部 (Divisions and Chambers)、検察局 (Office of the Prosecutor)、書記局 (Registry) によって構成される。裁判所長会議は裁判官の絶対多数によって選出された裁判所長および第一・第二次長によって構成され²³⁵、裁判所の全体的な運営を統括する。ただし、独立性が求められている検察局はここから除外される²³⁶。裁判部門は実際の裁判業務を行い、予審裁判部門 (Pre-trial Division)、第一審裁判部門 (Trial Division)、上訴裁判部門 (Appeal Division) によって構成される²³⁷。個別の裁判業務は、裁判部門の中に設けられる合議体である裁判部 (Chambers) によって行われる²³⁸。予審裁判部 (Pre-Trial Chamber) は、予審裁判部門内の 3 名の合議体もしくは、1 名の裁判官の単独体として設置される。第一審裁判部 (Trial Chamber) は第一審裁判部門内において 3 名の裁判官の合議体として、上訴裁判部 (Appeal Chamber) は上訴裁判部門の裁判官全員の合議体として設置される²³⁹。なお、予審裁判部門および第一審裁判部門は 6 名以上の裁判官によって、上訴裁判部門は裁判所長の他 4 名の裁判官によ

²³³ Funk, *Victims' Rights and Advocacy at the International Criminal Court*, p.86.

²³⁴ 裁判所における組織構成の和文は、東澤靖『国際刑事裁判所 法と実務』(明石書店、2007)、93-107 頁を参照。

²³⁵ Art.38(1) (3) of the Rome Statute

²³⁶ Art.38(3) (a) of the Rome Statute

²³⁷ Art.34(b) of the Rome Statute

²³⁸ Art.39(2) of the Rome Statute

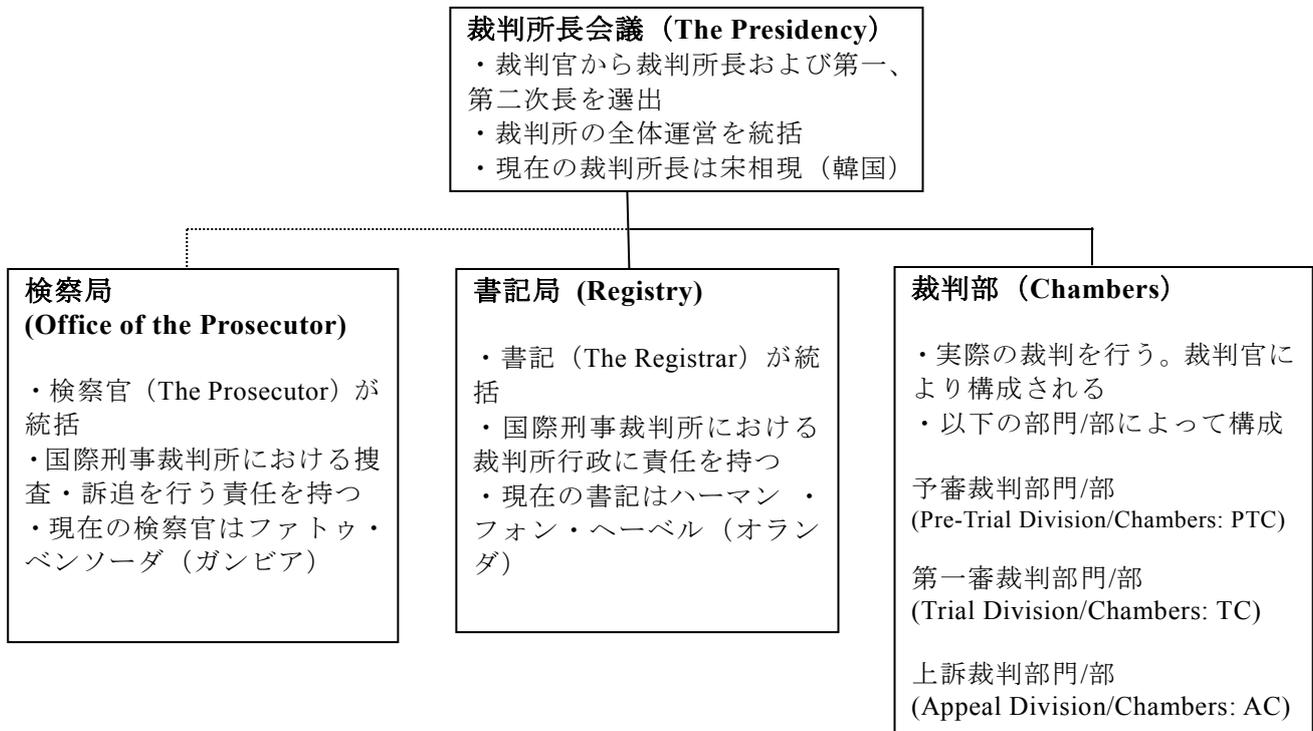
²³⁹ Ibid.,

って構成される²⁴⁰。なお、それぞれの裁判部の役割は後述する。

検察局は、裁判所が管轄権を持つ犯罪について付託（referral）および付託に関する詳細な情報を受理・検討し、捜査および訴追を行う責任を持つ²⁴¹。検察官（Prosecutor）は、検察局を代表し、その管理や運営のすべてに権限を持つ²⁴²。なお検察局は裁判所の別箇の機関として独立して活動し、その構成員は外部からの指示を求めたり、外部の指示で行動することを禁止されている²⁴³。

書記局は、裁判所運営の非司法的な分野に責任を負う。そしてその際には、検察官の機能や権限を侵してはならない²⁴⁴。裁判所書記（Registrar）は書記局を代表し、裁判所における主席行政官としての役割をもつ²⁴⁵。なお被害者の保護・手続き参加・損害回復に関連する部門のすべては書記局内におかれるか、独立性を維持しながらも協力関係にある。

図1 国際刑事裁判所の主要組織



筆者作成

3-2-1 国際刑事裁判所における被害者とは

被害者の定義は 2002 年 9 月に国際刑事裁判所の締約国会議において採択・発効された

²⁴⁰ Art.39(1) of the Rome Statute

²⁴¹ Art.42(1) of the Rome Statute

²⁴² Art.42(2) of the Rome Statute

²⁴³ Art.42(1) of the Rome Statute

²⁴⁴ Art.43(1) of the Rome Statute

²⁴⁵ Art.43(2) of the Rome Statute

国際刑事裁判所における手続き証拠規則に定められる²⁴⁶。規則 85 においては次のように二つの被害者を定義している。

- (a) “被害者”とは、裁判所の管轄内の犯罪行為の結果、損害（harm）を被った自然人を意味する。
- (b) 被害者には、宗教、教育、芸術、学術もしくは、慈善目的に供される財産並びに歴史的建造物、病院および人道的目的のためのその他の場所及び物に、直接的な損害を被った（direct harm）機関または組織を含むことができる。

このように、国際刑事裁判所が想定している被害者は、自然人のみではなく法人格を含みうるという意味で、広い被害者の定義がおかれている²⁴⁷。ただし、両者の違いは、法人としての被害者は直接的な損害を被ったものに限定されている一方で、自然人における被害者は、直接的という記載は存在していない。

2006 年における裁判所の決定においては、規則 85 (a) における自然人の被害者の定義に該当かどうかを判断するために、第一に自然人であること、第二に損害を被っていること、第三に、犯罪行為が裁判所管轄内にあるということ、第四に、犯罪行為と損害の間に因果関係が存在しているということ、を確認する必要があると示されている²⁴⁸。ただし、この損害の概念は明確に決まっているわけではない。裁判所における決定も損害における定義を定めた条文がないため、裁判所によって事件毎に判断されるべきものとして認識されていた²⁴⁹。

他方で、損害に関する定義はないものの、損害を認定するために判断すべきガイドラインを裁判所は提示している。損害とは、第一に負傷(injury)、損失(loss)、損傷(damage)であること、第二に、自然人が被った損害が、物質的(material)、身体的(physical)、精神的(psychological)な形を含む個人的な損害(personal harm)であること、である。そして第三に、裁判所の管轄犯罪である子ども兵の徴募・徴兵などのように、直接的な損害を受けた子どもだけでなくその両親も個人的な苦痛を味わっていることを想定し、直接的な損害によって更なる損害を受けた者も被害者の対象に含みうる事が言及された²⁵⁰。

つまり、自然人を対象として被害者を判断する場合、裁判所管轄内の犯罪行為によって損害を被った直接的被害者(Direct Victim)と、直接的被害者が被った損害によって、損

²⁴⁶ Rules of Procedure and Evidence of the International Criminal Court, adopted and entered into force on September 9, 2002, ICC-ASP/1/3 (Part.II-A).

²⁴⁷ 稲角光恵「国際刑事裁判所における被害者の権利保障」『法律時報』第 79 卷 4 号、2007 年、49 頁。

²⁴⁸ ICC Pre-Trial Chamber I (PTCI), Situation in the Democratic Republic of Congo, “Decision on the Applications for Participation in the Proceedings of VPRS1, VPRS2, VPRS3, VPRS4, VPRS5, and VPRS6, ICC-01/04-101,” January 17, 2006, para. 79.

²⁴⁹ Ibid., para.81.

²⁵⁰ ICC Appeal Chamber (AC), Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Judgment on the appeals of the Prosecutor and the Defense against Trial Chamber I’s Decision on Victims’ Participation of 18 January 2008,” ICC-01/04-01/06-1432, July 11, 2008, para 31-32.

害を受けた間接的被害者(Indirect Victim)という二つの被害者概念が手続証拠規則 85(a)において想定されている²⁵¹。この点が、85 (b)における法人を対象とした被害者像と異なっている。

当然ながら、間接的被害者の存在を認めた場合、数限りない被害者が刑事手続に参加できることになる。この点、間接被害者の定義を限定するような判断基準を裁判所は提示している。つまり直接的被害者と間接的被害者の間の人間に関係に着目して、親子関係のような、個人的に近しい関係 (close personal relationships) にあるかどうかの問題とされる。また、裁判所の管轄内の犯罪行為を防ごうとして、損害を被った者も直接的被害者の損害に十分に関連しており、間接被害者の範囲に含まれることを示唆している。他方で、子ども兵などによって直接的な損害を被った者など、裁判所の管轄内の犯罪の行為に基づいて、後に発生した行為による直接的な被害者は、間接的被害者として含まないことが示された²⁵²。

ただし、ある被害者がたとえ規則 85 に該当したとしても、全員が手続に参加できるわけではない。そこには、規程 68 条 3 項に基づき、①被害者個人的に影響を受けること、②参加する手続の段階について裁判所が適当と判断すること③被告人の権利および公正かつ公正な裁判を害さないまたは、それに矛盾しないことが参加の条件とされている²⁵³。これらのことを加味した実際の被害者に対する参加の決定は、担当の裁判部において柔軟になされる。

3-2-2 被害者参加のためのプロセス

ローマ規程 68 条 3 項に定められている通り、裁判所が適当と判断される場合には、被害者は自身の意見および関心を表明する機会が与えられる。その具体的な手続きは手続証拠規則 89 にて詳細に示されている²⁵⁴。

見解および懸念の表明を行うため、被害者およびその代理人は、裁判所書記 (Registrar) に対して、書面にて申請を提出する。裁判所書記は、その申請を担当裁判部に送付するとともに、その写しを被害者の保護を考慮しながら検察官にも提供する。検察官は、裁判部が定めた期限内に、その申請に対する権利を与えられる。その上で担当裁判部は、被害者による冒頭陳述および最終陳述 (opening and closing statements) など、見解および懸

²⁵¹ ICC Trial Chamber I (TCI), Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Redacted version of “Decision on „indirect victims”,” ICC-01/04-01/06-1813, April 8, 2009, para. 44.

²⁵² Ibid., para. 50-52. もっともこの決定はコンゴ民主共和国におけるルバンガの事件における決定であり、ルバンガにおいて審理の対象となっていた犯罪は、子ども兵の徴募・徴兵によるものに限定されていた。したがって本決定における被害者は子ども兵の徴募・徴兵の結果直接的および間接的な損害を被ったものという特定の文脈で議論されたものであった。

²⁵³ 稲角、前掲論文、50 頁。

²⁵⁴ 被害者参加のための手続証拠規則に明記されたプロセスは東澤、前掲書、235-236 頁を参照。和文訳もこちらに従った。

念の表明を行うための手続きや方法を決定する²⁵⁵。

しかし、被害者の参加申請は常に認められているというわけではない。担当裁判部の職権または、検察官や弁護側の申請に基づき、申請者が規則 85 に該当する被害者ではない場合や、ローマ規程 68 条 3 項にもとづき、参加の申請を認めることが手続きの段階において不適当または、被告人の権利や公正な裁判を害することが判断される場合、担当裁判部は申請を拒否することができる。ただし、一度、裁判部によって拒否されたとしても、後の手続において新たな申請を行うことができる²⁵⁶。

被害者の手続への参加申請は、被害者自身の他に、被害者が子どもである場合や障害によって必要とされる場合には、被害者の同意に基づき行動する者や被害者のために行動する者によっても行うことができる²⁵⁷。そして、被害者の参加申請が複数なされた場合には、担当裁判部は、手続の効率性を確保するために、複数の申請を合わせて考慮し、一つの決定によって判断を行うことができる²⁵⁸。

実際の手続きでは、意見・関心の表明を求める被害者は、現地の NGO や国際刑事裁判所の地域事務所を通じて、被害者の申請書類を、裁判所書記局内（Registry）に設けられた被害者参加賠償課（VPRS）に送付される²⁵⁹。なおこの時点では申請書類は手書きのため被害者参加賠償課において、特定のフォーマットにしたがってパソコンによる清書が行われる。そして、整理された申請書は該当する裁判部に送付され、裁判部によって参加を認めるか否かが判断される²⁶⁰。ただし、実際問題として被害者が直接、英語もしくはフランス語で記載された申請書を記入できるかという問題が生じる。この点、被害者参加賠償課は、ICC によって申請書類に関するトレーニングを受けた、現地の NGO、宗教的もしくはコミュニティの代表、法律家の手助けを得るように促している²⁶¹。

²⁵⁵ Rule 89 (1) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁵⁶ Rule 89 (2) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁵⁷ Rule 89 (3) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁵⁸ Rule 89 (4) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁵⁹ 現在 ICC の地域事務所は、ウガンダのカンパラ、コンゴ民主共和国のキンシャサ、中央アフリカ共和国のバンギに設置されている。

²⁶⁰ ICC, “Victim Before the International Criminal Court: A Guide for the Participation of Victims in the Proceedings of the Court,” 2006, available at < <http://www.icc-cpi.int/NR/rdonlyres/C029F900-C529-46DB-9080-60D92B25F9D2/282477/160910VPRSBookletEnglish3.pdf>>, p. 13.

²⁶¹ Ibid., p.13.

表9 被害者認定手続きの概要

(1) 被害者による申請書への起草	(2) 被害者参加賠償課における申請書のとりまとめ	(3) 裁判部における認定判断
<ul style="list-style-type: none"> ・指定のフォーマットに従って、英語または仏語で起草。 ・起草の際には仲介者の協力を受けることもある（口述による代筆など） ・記入された申請書は裁判所の現地事務所に送付。現地事務所からハーグの被害者参加賠償課へ送付される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフによる申請書のタイプアップ作業の後、関連する裁判部に送付される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判部において提出された申請書の審査 ・審査後に裁判所における被害者資格の認否が決定として公表される。

筆者作成

3-2-3 被害者の法的代理人と代表される被害者の権利

ローマ規程 68 条 3 項は、被害者自身の法律上の代理人（legal representative）を持つことが、被害者の明確な権利として定められている。この規定の詳細は手続証拠規則に定められている。被害者は自己の法律上の代理人を自由に決められる権利を有し²⁶²、被害者の代理人は、担当裁判部の決定した条件に従って、手続きに出席し、参加する権利を持つ²⁶³。

しかし、ジェノサイド、人道に対する罪および戦争犯罪といった大規模な人権侵害を前に、被害者として、国際刑事裁判所の手続きへの参加を希望する者が多数になることが想定される。このため、担当の裁判部は手続の効率性を確保する目的で、被害者もしくは被害者集団に対して 1 名または複数の共通の法律上の代理人（common legal representative）を選択するように要請することができる²⁶⁴。書記局は被害者の代理の調整を行うため、資格ある弁護士のリストの被害者に対する公開を含めた支援を行うことができる²⁶⁵。また、被害者が指定された期間内に共通の法律上の代理人を選定できない場合には、担当裁判部は、被害者に代わって裁判所書記が、共通の法律上の代理人を選任するように要請することができる²⁶⁶。またこの際、担当裁判部と書記局は、共通の法律上の代理人の選択に関して、被害者ごとの異なる利益が適切に代理され、被害者間での利益の衝突が回避されるにすべての合理的な措置をとることが明記されている²⁶⁷。そして、裁判所によって選任された法律上の代理人にかかる費用が賄えない場合、裁判所は必要な費用を賄う²⁶⁸。さらに被害者は、共通の法律上の代理人を指定する裁判所書記の決定に対して、裁判部が再検討するように求めることができる²⁶⁹。

²⁶² Rule 90 (1) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁶³ Rule 91 (2) of the Rules of Procedure and Evidence, 東澤、前掲書、233 頁。

²⁶⁴ Rule 90 (1) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁶⁵ Rule 90 (2) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁶⁶ Rule 90 (3) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁶⁷ Rule 90 (4) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁶⁸ Rule 90 (5) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁶⁹ Regulation 79 (3), Regulation of the International Criminal Court, adopted on May 26, 2004,

被害者の法律上の代理人を支援するため、書記局内に設置された部門が被害者公設弁護士事務所（Office of Public Counsel for Victims: OPCV）である。被害者公設弁護士事務所は、被害者の法的代理人を支援し、必要な場合には法的助言・調査および特定の問題に関して裁判部に出廷することが出来る²⁷⁰。なお、裁判部は被害者の法律上の代理人を被害者公設弁護士事務所の中から選任することもできる²⁷¹。

実際、被害者が参加するための時間、場所、能力および財政的制限といった裁判所の制約から、裁判所は被害者集団に対して、共通の法律上の代理人を指定するような意図を一貫して出している状況にあると指摘される²⁷²。そして、この形態は、同一の地域における同様の犯罪で、同一グループの実行者によって行われた疑いがある犯罪によって損害を被った被害者集団に対して共通の法律上の代理を立てるような意図が裁判部より出されていると指摘される²⁷³。また、中央アフリカ共和国のある事件の裁判所の決定は、共通の法律上の代理人を指定する際に、（１）被害者によって話される言語（２）被害者間が時間、場所、そして状況に関連性があること（３）被害者の自己の損害の原因として主張した犯罪（４）被害者の見解（５）現地の伝統の尊重、といった点を検討する基準も採用されている²⁷⁴。

このように、大多数の被害者の参加が見込まれる国際刑事裁判所の手続きにおいて被害者の参加は、法律上の代理人による意見および関心の表明として間接的な形式で実質的に確保されている。そして被害者は個別に自身の法律上の代理人を立てるというよりも、利益の衝突が起こらないように確保しつつ、集団的な形で共通の法律上の代理人を立てることにより、集団的な参加を行うという形態となる。したがって被害者の法律上の代理人は、ある程度の共通性を持ちながらも、細部においては異なる被害者の見解をより統一的な形で集約することが求められていると言えよう。

共通の法律上の代理人の長所としては、国際刑事裁判所の手続きが煩雑な中で適切に被害者の利益が代表されることが指摘されている²⁷⁵。実際、被害者の法律上の代理人の資格は、被告人の弁護士と同様の資格がもとめられており²⁷⁶、国際法または刑事法および手続きにおける能力が必要とされ、刑事手続きにおける裁判官、検察官または弁護士の実務経験があり、かつ裁判所の作業言語の一つの流暢さも求められている²⁷⁷。また国際刑事裁判所が求める法律家の資格を持つ者も現地には多くはないことが予想されることから、国

ICC-BD/01-01-04.

²⁷⁰ Regulation 81 (1),(4), Regulation of the Court.

²⁷¹ Regulation 80 (2), Regulation of the Court.

²⁷² Funk, *Victims' Rights and Advocacy at the International Criminal Court*, p.106; Musila, *Rethinking International Criminal Law*, p.132.

²⁷³ Ibid.,

²⁷⁴ ICC Pre-Trial Chamber (PTC) III, Situation in Central African Republic, Case of the Prosecutor v. Jean-Pierre Bemba Gombo, "Fifth Decision on Victims" Concerning Common Legal Representation of Victims,"

ICC-01/05-01/08-322, December 16, 2008, para. 9.

²⁷⁵ Musila, *Rethinking International Criminal Law*, p.232.

²⁷⁶ Rule 90 (6) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁷⁷ Rule 22 (1) of the Rules of Procedure and Evidence.

際刑事裁判所におけるこうした被害者に対する法的援助（legal aid）の存在は、被害者の参加を促進する上で非常に有用である。さらに被害者を集団で代表させることによって、手続きにおける時間も短縮できるという点もある。このことによって裁判部は、被害者が必要としていることに耳を傾け、より広範な手続きへの参加に貢献している点も指摘されている²⁷⁸。

また、ローマ規程上では、被害者の手続き参加に関しては意見および懸念の表明という言葉でのみ形態が記されていないものの、被害者の法律上の代理人の役割が規定されている。手続証拠規則は、こうした代理人による手続上の役割を幾分明確に規定している。手続証拠規則 91 において、被害者の法律上の代理人は、該当する裁判部の決定に従い、手続に参加する資格が与えられる。通常、口頭または文書による発言ができるものの、担当する裁判部が事件の状況に照らして発言を書面による見解の提出に限定するべきであると判断する場合はこの限りではない。そして、口頭もしくは、文書の見解に対しては、検察官および被告人側の弁護士に応答の機会が与えられる²⁷⁹。さらに、手続参加中の被害者の法律上の代理人は、該当する裁判部に申請を出すことにより、証人、専門家、被告人に対して尋問を行うことができる²⁸⁰。ただし、この申請は、手続の段階、被告人の権利、証人の利益および公正で公平および迅速な裁判の要請を考慮しながら、裁判部の指示に沿って行われる²⁸¹。

3-3 被害者の参加と対立する被告人の権利

被害者の手続きへの参加を認めた初めての国際刑事法廷であるという点で、国際刑事裁判所は、ECCC や STL といった国際刑事裁判所設立後に設置された混合国際刑事法廷に対して、被害者参加制度に関して部分的に影響を与えたと指摘できるだろう。ただし、国際刑事裁判所においても、被害者の参加を認めた他の国際刑事法廷と同様に被害者の参加は無制限に認められているわけではない。そこには対立する価値や制限的な資源の問題などが存在する。本項では、国際刑事裁判所の被害者の参加が制限される価値の中の一つである被告人の権利について概観する。

被告人の権利は、被害者の権利と比べてより早い段階から着目されてきた。第一章で確認したように国内の刑事司法制度においても、啓蒙期以降、裁判および刑罰権の恣意的な行使の制限の文脈で、被告人をより人道的に扱い、いかに権利を保障していくかという点におかれてきた。そして、それは、あまりに非対称的な国家と被告人の関係をいかに是正していくかということにもつながってきた。国際刑事法廷の文脈では第二次世界大戦後のニュルンベルグや東京裁判の文脈で、刑事手続きの適正さに、多くの批判が集中したのも、

²⁷⁸ Funk, *Victims' Rights and Advocacy at the International Criminal Court*, p.109.

²⁷⁹ Rule 92 (2) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁸⁰ Rule 91 (3) (a) of the Rules of Procedure and Evidence.

²⁸¹ Rule 90 (3) (b) of the Rules of Procedure and Evidence.

第一に、第二次世界大戦後に承認されてきた国際人権法のもとの諸権利に照らして被告人に当然に認められるべき権利が否定され、第二に、そのような被告人の権利を制限する中で行われた裁判には、信頼性について疑問を内在させることになるという点であったと東澤靖は指摘する²⁸²。こうした文脈から、国際刑事裁判所において、被告人の権利の尊重は重要視されることとなった。

被告人の権利のリストはローマ規程 67 条に明記されている。ただし、これは、包括的なものではないと指摘される²⁸³。66 条においては、無罪の推定に関する規定がなされており、有罪が立証するまで、無罪として推定されること、被告人の有罪の挙証責任は検察官にあること、そして、被告人を有罪とするためには、裁判所は合理的な疑いを超えて、当該被告人の有罪を確信していなければならないことが示されている²⁸⁴。

より被害者の手続参加に関連する被告人の権利を指摘するならば、公正な裁判(fair trial)および無罪の推定に関するものが被害者の参加に影響を及ぼすものとして指摘ができる。

公正な裁判は、世界人権宣言において、すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公正な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する、と規定される²⁸⁵。この点、武器対等の原則(equality of arms)、迅速な手続きといった原則が被害者の参加の文脈では問題となる。

3-3-1 武器対等の原則

武器対等の原則とは、国際人権法の公正な裁判を受ける権利の原則として発展し、国際刑事法廷の文脈でもしばしば用いられてきた²⁸⁶。ヨーロッパ人権裁判所の判例においては、被告人は検察官に対して、手続き上の不利な立場に置かれないということが示唆されている²⁸⁷。

また、カッセゼは、他の人権条約群においては、検察官は、通常、被告人の弁護士よりも証拠の収集に有利であり、このため検察官よりも有利な立場に置かれるべきとすることを禁止するよりも、むしろ求めていると指摘する²⁸⁸。そして、この視点は国際犯罪にかかわる事件について、特に重要であると述べる²⁸⁹。なぜなら、これらの犯罪は、複雑で多数の被告人が関与しており、証拠も複数の国に点在しており、問題となる法的問題も複雑であるためである²⁹⁰。この観点から被告人には、(1) 起訴状に挙げられている訴因について全てを知る権限を持ち、(2) 遅延することなしに、検察側から集められた起訴事実を

²⁸² 東澤、前掲書、200-201 頁。

²⁸³ Miriam Cohen, "Victim Participation Rights within the International Criminal Court: A Critical Overview," *Denver Journal of International Law and Policy*, vol. 351, 2008-2009, p. 373.

²⁸⁴ Art.66, Rome Statute.

²⁸⁵ Art.14, Universal Declaration of Human Rights.

²⁸⁶ 東澤、前掲書 210 頁。

²⁸⁷ Cassese, *International Criminal Law*, pp.384.

²⁸⁸ Ibid.

²⁸⁹ Ibid., p.385.

²⁹⁰ Ibid.

裏付けるための証拠について精査する権利を有し、(3) 一名またはそれ以上の弁護人を指名する権利、またはその費用がない場合、法廷によってその弁護人が指定され費用が賄われる権利を有し、そして(4) 証人を呼び、または検察官によって呼ばれた証人に対して反対尋問を行う権利が確保されていなければならないと述べる²⁹¹。

国際刑事裁判所の現裁判所長である宋相現 (Song Sang-Hyun) は、ローマ規程において具体化した武器対等の原則は、(1) 法廷に出廷する被告人の権利²⁹²、(2) 優秀な通訳人を無償で提供してもらう被告人の権利、および裁判所に提出された文章を翻訳してもらう権利²⁹³ (3) 被告人みずから、または、弁護士により承認を訊問する権利および裁判所に訊問してもらう権利²⁹⁴ (4) 被告人の証人の出頭を求める権利²⁹⁵ (5) 被告人の弁護を依頼する権利²⁹⁶ (6) 被告人の弁護の準備のための適切な時間または便宜を図られる権利²⁹⁷ (7) 被告人が容疑の性質、原因、内容について詳細かつ迅速に情報を十分理解する言語で与えられる権利²⁹⁸ (8) 検察官の予審または公判審理に提出する予定の証拠を弁護側に開示する義務²⁹⁹ (9) 検察官が捜査段階で発見した無罪を証明する可能性のある証拠の開示義務³⁰⁰、に見られていると指摘する³⁰¹。

3-3-2 迅速な手続

カッセーゼは、公正な裁判における明白な必要条件となるのが、裁判手続が可能な限り迅速であるかどうかという点であると指摘する。被告人は、有罪と認められるまで無罪の推定が働いており、当該被告人が無罪か有罪かについて可能な限り迅速に確認することが合理的でかつ適切であるためである³⁰²。そして迅速な手続に関する原則は、公正な裁判を構成する一つの重要な指針として国際および地域的人権条約群だけでなく、国際刑事法廷においても一貫して規定されている³⁰³。ローマ規程 67 条 1 項および同項 (c) においても、裁判所は、犯罪事実の決定にあたり少なくとも保障すべきものとして、不当に遅延することなく裁判に付されることが規定されている³⁰⁴。

迅速な手続に関する原則は、国際刑事法廷の文脈では特別な重要性をはらむと指摘さ

²⁹¹ Ibid., p.385-386.

²⁹² Art.63 67(1)(d), Rome Statute.

²⁹³ Art.67(1)(a)(f), Rome Statute.

²⁹⁴ Art.67(1)(e), Rome Statute.

²⁹⁵ Ibid.

²⁹⁶ Art.67(1)(d), Rome Statute.

²⁹⁷ Art.67(1)(b), Rome Statute.

²⁹⁸ Art.67(1)(a), Rome Statute.

²⁹⁹ Art.61(3) and 64(3)(c), Rome Statute.

³⁰⁰ Art.67(2), Rome Statute.

³⁰¹ 竹村仁美「国際法における武器対等の原則」、『九州国際大学法学論集』、第 15 巻 2 号、2008 年、140 頁。

³⁰² Antonio Cassese, *International Criminal Law*, pp.387.

³⁰³ たとえば、Art.6, European Convention of Human Rights; Art. 14(1), International Covenant on Civil and Political Rights; Art. 8(5), American Convention on Human Rights; Art. 21 (2), ICTY Statute; Art.20(2), ICTR Statute.

³⁰⁴ Art.67(1)(c), Rome Statute.

れる。なぜなら、国際刑事法廷における手続においては、事実もしくは関連する法が非常に複雑といったことや、証人や証拠が一国内にとどまっておらず、加えて彼らの言語と裁判所の公式言語と一致しないなどの状況から、多くの時間を必要とするからである。そして、その際も被告人は逮捕から判決までの間釈放されることはなく拘留されており、迅速な裁判はより一層求められる³⁰⁵。

3-3-3 無罪の推定

無罪の推定とは、何人も有罪と宣告されるまで無罪と推定されるという、近代法の原則である。この原則はほぼすべての主要な国内法においても貫かれている指針でもあり、国際刑事法廷においても同様である³⁰⁶。

次のことが一般的に合意されている。すなわち第一に、ある犯罪行為における被告人は、有罪が立証されるまで無罪として扱われなければいけないこと。第二に、告訴された犯罪に関して被告人が有罪であると立証する責任を持つのは検察官である。そして、被告人は検察官によって提出された証拠に対して反駁することのみ求められ、無罪そのものを立証する必要はない。第三に、被告人が有罪判決を受けるためには、裁判所は、ある立証基準にしたがって、大陸法においては通常、「裁判官のもっとも深い部分において (judge's innermost conviction)」、英米法においては、「合理的な疑いを超えて (beyond reasonable doubt)」有罪であると確信していなければならない³⁰⁷。

この点ほぼ同様の規定が 66 条に記載されており、端的に被告人は裁判所において有罪とされるまでは、無罪として推定されること、被告人の有罪を証明する責任は検察官にあること、および被告人を有罪と決定するためには、合理的な疑いを超えて当該被告人の有罪を確信していなければならないことが規定されている³⁰⁸。

これらの被告人の権利を被害者の参加の観点から読み解くとどのように考えることができるだろうか。次の三点が指摘できる。まず、手続きへの参加を裁判部によって許可された被害者の意見や懸念の表明といったものが、検察官の被告人の有罪を立証する証拠を強め、それに対して被告人およびその弁護士が反駁すべきものを増やし、このことが武器対等の原則に反する可能性があるとして指摘できるだろう。ローマ規程においては、被告人は第二の検察官という役割を持たず、それぞれの裁判手続において意見と懸念を述べるに過ぎない。しかし他方で、意見や懸念の内容によっては検察間の提出する証拠を強めることによって実質的な第二の検察官の役割をもつ可能性も否定できない。

³⁰⁵ Cassese, *International Criminal Law*, pp.387-8.

³⁰⁶ Art.21(3) ICTY Statute; Art. 20(3), ICTR Statute; Art.17(3), SCSL Statute; Art.35 Law on Establishment of ECCC; Art. 16 (3), STL Statute.

³⁰⁷ Cassese, *International Criminal Law*, pp.380-1.

³⁰⁸ Art.66, Rome Statute.

そして、国際刑事裁判所において被害者の参加を認めるということは、被害者を裁判の当事者としてみなすことを意味する。このことは、刑事手続を否応なしに遅らせると指摘できる。国際刑事裁判所の裁判官においては、有罪か無罪かを判断するとともに、被害者の手続への参加を認めるかについても個別の判断をし、その形態に対しても指示する役割を付されている。つまり、裁判官の仕事量は、被害者を裁判の当事者として認めない裁判所における裁判官のそれよりも多いことを意味する。法廷の場に実質的に表れるのは被害者集団の共通の法的代理人とは言え、被害者の手続きへの参加によって被告人が判決に下されるまでの時間はより長くなるといえよう。

さらに、被害者の手続きへの参加は、被告人に対する無罪の推定も侵害する恐れがある。有罪判決に先立って被害者の参加を認めることは、裁判所が審理中にある犯罪によって被害者が損害を被ったことを公式に認めることを意味する。このことから被疑者の無罪への推定に対する大きな懸念となる。

このような被害者の公正な裁判を受ける権利および無罪の推定を害さないように、被害者の手続への参加は、裁判所によって許可される。この文脈を考慮に入れた上で、次節以降では国際刑事裁判所の手続きの各段階における被害者の参加について確認を行う。

3-4 各手続における被害者参加の様相

被害者の参加を規定するローマ規程 68 条 3 項は、裁判所は、被害者の意見および懸念が、裁判所が適当と判断する手続の段階において並びに被告人の権利及び公正かつ公平な手続を害さず、かつ、これらと両立する態様で、提示され、及び検討されることを認めなければならない、としている³⁰⁹。当規定における手続きの段階（*at the stages of proceedings*）とは裁判の手続のどの段階を指しているのだろうか。この点について、被害者参加賠償課（VPRS）が手続への参加を希望する被害者に向けて出版したブックレットが参考になる。

このブックレットにおいて、ICC の手続き予備調査段階（*Preliminary Examination Stage*）、予審段階（*Pre-Trial Stage*）、第一審段階（*Trial Stage*）、上訴段階（*Appeal Stage*）という 4 つの段階に分けられている³¹⁰。そしてブックレットはそれぞれの段階について次のように概説している。

予備調査段階においては、検察官が裁判所の管轄内にある犯罪が行われた可能性がある事態（*situation*）の捜査を開始するかどうかに関心があたる。そして、検察官は、どのような犯罪が行われ、誰が責任をもつのかについて特定するた

³⁰⁹ Art.68(3) Rome Statute

³¹⁰ ICC, “Victim Before the International Criminal Court: A Guide for the Participation of Victims in the Proceedings of the Court,” p.6. 括弧内の言葉については筆者が加筆した。

めに捜査がおこなわれる。予審段階においては、裁判所（予審裁判部）が一名もしくは複数名に対して、逮捕の命令を出すか否かについて検討が加えられる。さらに、その者が予審裁判部に出廷した後に、検察官について主張される犯罪事実を承認(confirm)するかどうかについて、裁判所（予審裁判部）によって決定される。第一審段階は、裁判所の管轄内にある犯罪を行ったとして責任を問われている個々人の裁判を構成する。そして、裁判の終了時には、有罪か無罪かが決定され、もし有罪が決定するのであれば、刑罰が下される。上訴段階においては、第一審段階によって出された有罪判決に対して異議が出された場合、最終的な判決を下す。この際、有罪判決または刑罰が上訴裁判部によって改定される可能性がある。それは例えば、新たな証拠が明るみに出たり、決定的な証拠とみなされてきたものが、誤ったものである場合である³¹¹。

それぞれの裁判部の担当でいえば、予備調査段階および予審段階においては、予審裁判部が担当し、第一審段階および上訴段階においては、それぞれ第一審裁判部および上訴裁判部が担当することとなる。そして、ブックレットは裁判官によって適切だと認められたとき、被害者の参加はどの手続においても可能であるとする³¹²。つまり被害者は予審裁判部、裁判部、上訴裁判部における手続において参加が可能であると指摘できる。より個別具体的な活動を列挙すると次のようになる。

³¹¹ Ibid., p.6-7.

³¹² Ibid., p.10.

表 10 各裁判部における役割の詳細

予審 裁判部	予備調査段階	締約国もしくは国連安全保障理事会からの付託の場合	検察間が自己の発意により (自発的に)捜査を行う場合
		検察官の元に寄せられた情報の調査	
		検察官が捜査をするに足る合理的な基礎があると判断	検察官が捜査を開始するに足る合理的な基礎があると判断し、予審裁判部に対して捜査開始の許可を要求
		検察官による捜査	予審裁判部による捜査の許可
	検察官による捜査		
予審段階	予審裁判部による逮捕状または召喚状の発行		
	容疑者の逮捕または自首		
	犯罪事実確認の審理		
第一審 裁判部	第一審段階	裁判の開始	
		判決 有罪もしくは無罪の決定、量刑の宣告 損害回復に関する審理	
		有罪・無罪の決定もしくは量刑に関する上訴	
上訴裁判部	上訴段階	上訴に関する決定 判決の改定	

ICC, Booklet: Victim before the International Criminal Court - A guide for the Participation of Victims in the Proceedings of the Court, p.8 を参考にして筆者が翻訳・改編。

また国際刑事裁判所において、被害者の参加とはローマ規程 68 条 3 項における意見および関心の表明を意味するが、意見および懸念の表明が果たして何を意味するのかについて、明確な規定はなされていない。この点、被害者公設弁護士事務所の主任弁護士のパオリーナ・マッシダ (Paolina Massidda) は、68 条 3 項における「被害者の意見および懸念の表明」の解釈は「個人的な利益」の解釈とともに、異なる裁判部において、異なる解釈の傾向性があると指摘する³¹³。もっともそれぞれの裁判部が異なる機能を持っている以上、この点に異なる解釈となるのは想像に難くない。本節ではそれぞれの段階における被害者に関する決定を紐解きながら被害者の役割を確認する。

³¹³ Open Society Foundation, Interview: Most Victims in Lubanga Trial Are Not After Reparations, They Just Want Their Stories Told, May 30, 2010 < <http://www.lubangatrial.org/2010/05/30/interview-most-victims-in-lubanga-trial-are-not-after-reparations-they-just-want-their-stories-told/> > accessed on September 12, 2013.

3-4-1 予備調査段階における被害者

被告人の有罪もしくは無罪を判断する第一審裁判部の手続きの一方で第一審裁判部に至るまでの捜査、逮捕状の発行および犯罪事実の確認・確定といった諸手続は予審裁判部の監督の下で行われる。確かに、捜査においてはローマ規程において独立性を確保された検察官によって開始および実施がなされるものの、その開始の判断ならびに不開始の判断は、すべて検察官の判断で行われるわけではない³¹⁴。たとえば、締約国もしくは国連安全保障理事会からの事態 (situation) の付託の他に、検察官の自己の発意 (*proprio motu*) によって締約国の捜査を開始した場合にも、国際刑事裁判所は、管轄権を行使することができる³¹⁵。ただし、この場合の捜査の開始は、検察官による捜査開始が予審裁判部によって許可されなければならない³¹⁶。またある一定の状況下においては、検察官が捜査の不開始の結論を出したとしても、予審裁判部が検察官の結論を支持しなければ、検察官の決定は効力を持たない³¹⁷。そして、この段階における被害者の手続参加の可否についても、同様に予審裁判部において決定がなされる。

国際刑事裁判所の被害者参加の問題として、比較的初期の争点となったのは、被害者の捜査段階での参加の可否についてである。コンゴ民主共和国の事態において、6名の被害者資格を求める申請者が、捜査段階での手続への参加に関して予審裁判部に判断を求めた³¹⁸。通常、捜査段階は、逮捕状の発行の前段階であり、つまり被疑者が確定してない。つまり、裁判所において事件 (case) が成立する前段階の被害者の参加が検討された。

この申請に対して、検察官は次の三点から被害者の捜査段階における参加について反対をした。第一に被害者の参加はローマ規程において、公判 (The Trial) と名付けられている第6部の規定下に置かれており、この観点から68条3項に規定されている手続は捜査段階には存在しない。第二に捜査段階における被害者の参加は、捜査の信頼性や目的を損なうものであるため、また捜査の範囲や本質に関わる事項が明るみになる恐れがあるため、不適切である。第三に申請者は被害者の手続参加の要件である、個人的な利益が捜査段階において影響を受けていることを立証することに失敗している³¹⁹。

この点予審裁判部は、被害者に関する二つの概念を提示した。すなわち第一に事態 (situation) における被害者と、第二に事件 (case) における被害者である。事態を2002年7月1日以降のコンゴ民主共和国の領域内の事態といったような、時間的、地理的、場

³¹⁴ 東澤、前掲書、143頁。

³¹⁵ Art. 13, Rome Statute.

³¹⁶ Art. 15(3)(4), Rome Statute.

³¹⁷ 検察官は捜査によって犯罪の重大性や被害者の利益などを考慮し、捜査が正義の利益 (interest of justice) に資するものではないと判断する場合、捜査をしないと決定することができるが、この根拠単独で捜査の不開始の判断がなされた場合、予審裁判部の決定によって支持しなければ、この検察官の決定は効力を持たない。Art. 51(1)(c), (2)(c), (3) Rome Statute.

³¹⁸ ICC PTC I, Situation in the Democratic Republic of Congo, “Decision on the Applications for Participation in the Proceedings of VPRS1, VPRS2, VPRS3, VPRS4, VPRS5, and VPRS6,” ICC-01/04-101, January 17, 2006, para. 20.

³¹⁹ Ibid., para. 25 and 56.

合によっては人の要因などによって一般的に定義されるものであり、事件は、裁判所の管轄内の一または複数の犯罪が一人または複数の特定された容疑者によって実行されたと思われる特定の出来事を含み、逮捕状および召喚状の発行後に行われる手続きを伴う³²⁰。まず予審裁判部は、ローマ規程における事態と事件の概念の明確を行った。その上で、予審裁判部はこの区別のもと、事態の捜査段階では被害者の地位が、手続証拠規則 85 に規定されている被害者の定義に該当すると思われる申請者に与えられる。他方で、事件の段階では被害者の地位は関連する事件の関係で規則 85 における定義に該当するように思われる申請者のみに与えられるとした³²¹。結果として、予審裁判部は検察官の意見は退けられ、事態の捜査段階においても 68 条 3 項が適用されることを示した。そして 6 名の申請者は規則 85 に従って検討された結果、被害者としての地位が認められることになり、捜査に付随した意見および懸念を表明、被害者側からの書類の提出、および予審裁判部に特別な手段をとることを請求することを認めた³²²。

この決定の意味は、被害者の認定に関して、被疑者が特定されていない捜査段階においてはより広い被害者像を想定している点である。そして被害者が受けた損害と裁判所の管轄内に犯罪の関連性に関する基準についても、逮捕状発行前の捜査段階であり被疑者も明確な罪状についても存在してないことから、より低い基準を設けている³²³。予審裁判部におけるこのような 68 条 3 項の捜査段階の適用は、ウガンダおよびスーダンの事態などいくつかの被害者に関する決定で再確認されたものの³²⁴、検察官は一貫して、状態への被害者の参加は捜査の一体性、客観性を脅かし、捜査に関する情報の秘匿性と検察官の捜査戦術を害するため、被害者が関与する余地はないと反発を続けてきた³²⁵。

検察官や被告人側から予審裁判部のこうした決定の蓄積に対する上訴を受けた上訴審は、68 条 3 項の手続の解釈について、手続 (proceedings) とは司法手続 (judicial proceedings) を意味し、捜査は司法手続きには該当せず、このため被害者の捜査段階の手続参加は認められない判断し、被害者の手続き参加に関してより制限的な見解を示した³²⁶。

その後、予審裁判部における被害者参加に関する決定も、捜査段階では被害者の参加を認めない傾向にありながらも、捜査における予審裁判部の決定などの局面での被害者の参加は司法手続に該当するために、こうした手続における被害者参加を認めるような決定を

³²⁰ Ibid., para. 65.

³²¹ Ibid., para. 66.

³²² Ibid., pp.41-42.

³²³ Ibid., para. 97.

³²⁴ ICC PTCII, Situation in Uganda, “Decision on Victims” Applications for Participation a/0010/06, a/0064/06, to a/0070/06, a/0081/06, to a/0104/06 and a/0111/06 to a/0127/06,” ICC-02/04-101, August 13, 2007, para. 102; ICC PTCI, Situation in Darfur, “Decision on the Applications for Participation in the Proceedings of Applicants a/0011/06 to a/0015/06, a/0021/07, a/0023/07 to a/0033/07 and a/0035/07 to a/0038/07” ICC-02/05-111-Corr, December 14, 2007, para. 11 and 14.

³²⁵ 稲角、前掲論文、51 頁。

³²⁶ ICC AC, Situation in the Democratic Republic of the Congo, “Judgment on victim participation in the investigation stage of the proceedings in the appeal of the OPCD against the decision of Pre-Trial Chamber I of 7 December 2007 and in the appeals of the OPCD and the Prosecutor against the decision of Pre-Trial Chamber I of 24 December 2007,” ICC-1/04-556, December 19, 2008, para. 45.

出した³²⁷。このように、捜査段階における被害者の手続参加はやや制限的になりながらも、その制限の範囲内で被害者の手続参加の範囲をいかに拡大させるかという視点が垣間見える。そして、被害者の手続における役割に関連して、予審裁判部は、被害者の役割をより拡大的に捉えるのに対して、上訴裁判部においては制限的に捉える傾向性があることが指摘できる。

3-4-2 予審段階における被害者

捜査の結果、検察官によって逮捕状もしくは召喚状の請求がなされると予審裁判部はそれを判断し、逮捕状もしくは召喚状の発行を行う³²⁸。そして、被疑者が逮捕によって裁判所に引き渡しされると、もしくは、自発的に裁判所に出廷すると、合理的な期間内に犯罪事実を確認するための審理（confirmation of charges hearing）が予審裁判部によって行われる³²⁹。前項で示したように予審段階以降の手続きに参加する資格のある被害者は、逮捕状によって、被疑者および被告人が行った疑いのある犯罪が明確化されており、事件における被害者であることが求められる。つまり、被害者は、手続に参加するために、それぞれの事件において争われている犯罪行為の結果、損害を被ったことを示す必要がある。

コンゴ民主共和国のカタンガおよびングジョロ・チュイの事件において、予審裁判部が出した犯罪事実確認のための審理における被害者の参加の決定において、この段階における被害者の参加について次のように意義付けた。すなわち、予審裁判部は事実の認定、責任のある者の特定、そしてその者が責任を持つものであると宣言することに対する被害者の関心は、重大な人権侵害の被害者にとって真実に対する確立した権利の根幹にあたりと強調する³³⁰。そして、特定、訴追および処罰は、重大な人権侵害の被害者にとって正義に対する確立した権利であると付け加えた³³¹。

本決定は、この段階における被害者の手続き上の権利として6つのカテゴリーに分けて言及した。第一に、被害者は犯罪事実確認の審理の前段階、および審理中において、書記局が保持する裁判記録へのアクセスである³³²。そして、これは検察官および被告人弁護士によって提出された証拠、審理の議事録にまで及ぶ³³³。さらにこの権利は、それらの情報が公開か非公開かを問わない³³⁴。第二に、被害者は、事件の受理許容性および検察官や被告人弁護士が依拠する証拠の証明力に関して意見を提出する権利を持つ。そしてこれらの

³²⁷ ICC PTCL, “Decision on victims’ participation in proceedings relating to the situation in the Democratic Republic of the Congo,” ICC-01/04-593, April 11, 2011, para.6-8.

³²⁸ Art.58(1)(7) Rome Statute.

³²⁹ Art. 61(1).

³³⁰ ICC PTCL, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Germain Katanga and Mathieu Ngudjolo Chui, “Decision on the Set of Procedural Rights Attached to Procedural Status of Victim at the Pre-Trial Stage of the Case,” ICC-01/04-01/07-474, May 13, 2008, para. 32.

³³¹ Ibid., para. 39.

³³² Ibid., para. 127.

³³³ Ibid., para. 127 and 130.

³³⁴ Ibid., para. 128 and 130.

証拠は、審理中に検討することができる³³⁵。

第三に、証人に対して尋問することができる。そしてこの尋問は検察官の尋問後に行われ、予審裁判部によって時間が割り当てられる³³⁶。第四に、被害者は、犯罪事実確認に至るすべての公開・非公開の手續への参加をすることができる³³⁷。第五に被害者は予審裁判部によって被害者の地位が認められた手続きすべてに対し、また、ローマ規程および手續証拠規則によって排除された以外の事項すべてに対して口頭の申し立て、応答、提出ができる³³⁸。そして、第六に、被害者は、被害者の介入が規程および手續証拠規則によって排除されているもの以外のすべての事項に対して、文書による申し立て、応答、返答ができる³³⁹。

ただし、これらの権利は、ローマ規程および手続き証拠規則によって保護される他の対立利益の保護のために制限することが必要だと判断される場合には、裁判部の自己の発意により、また審理内の当事者、書記局その他の参加者によって制限しようとした³⁴⁰。

本事件では、被告人弁護士より上訴の許可を求める訴えが提出された。その理由の一つとして、予審裁判部は、匿名でない被害者の手續参加資格を得た被害者に対して、犯罪事実確認の審理時に、事件の受理許容性および証拠の説得性に関して意見・検討を認めることは、被害者と検察官の役割を合成していると言及した。そして、特に、ングジョロ・チュイの弁護士によって被害者による証拠の検討が、現手續における公正な裁判の実施に著しい影響を与えると指摘した³⁴¹。

しかし、この点、予審裁判部は、被害者にこうした権利を付与することは、迅速な手續においては著しい影響を与えないとせず、そして、上訴裁判部における速やかな解決が、現事件において手續を実質的に進めるわけではないことを指摘した。このことにより、ローマ規程 82 条 1 項 (d) において記載される上訴の要件を満たさないと判断した³⁴²。

他方で、予審裁判部は拡大的な被害者参加の意図する書記局の提案に対して、却下する決定も行っている。コンゴ民主共和国のムバルシマナ事件において、予審裁判部は、被害者参加賠償課に対して、犯罪事実確認の審理開始の 45 日以内、つまり、2011 年 3 月 15 日に予審段階における被害者としての参加の完全な申請書類を提出するように命令した。

³³⁵ Ibid., para. 134.

³³⁶ Ibid., para. 135 and 138.

³³⁷ Ibid., para. 140.

³³⁸ Ibid., para. 141.

³³⁹ Ibid., para. 142.

³⁴⁰ Ibid., para. 147-8.

³⁴¹ ICC PTC I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Germain Katanga, "Corrigendum to the "Decision on Request of Mathieu Ngujolo Chui for Leave to Appeal the 'Decision on the Set of Procedural Rights Attached to Procedural Status of Victim at the Pre-Trial Stage of the Case,'" ICC-01/04-01/07-527-Corr," May 29, 2008, p.5.

³⁴² Ibid., pp.6-8. ローマ規程 82 条 1 項 (d) は、「手續の公正かつ迅速な実施又は、公判の結果に著しい影響を及ぼし得る問題に係る決定であって、上訴裁判部によって速やかに解決されることにより手続きに実質的に進めることができると予審裁判部または第一審裁判部が認めるもの」と規定されている。この点、本事件における予審裁判部の判断は、手續の公正な実施の検討には立ち入らず、迅速な実施に対する影響のみを判断し、被告人弁護士側の訴えを退けた。

予審裁判部は検察官による犯罪事実確認の審理延期の請求を認め、2011年8月17日に延長し、再度、申請書の締切日を2011年6月30日に再設定をおこなった³⁴³。

しかしながら、被害者参加賠償課を統括する裁判所書記は、6月6日に犯罪事実確認審理における被害者参加に関する提案を予審裁判部に提出し、第一に、書記局は、締切日までですべての申請書を提出できないことに言及し、第二に、数多くの申請がなされている観点から、部分的な数の申請書を出すことにより、(裁判部・検察官・被告人弁護側などの)裁判当事者に対し、申請書に対する検討と意見など不必要な負担を与え、一定数の申請が排除される恐れがあることを指摘した。

その結果、第三に、通常の被害者参加の手続きに則るのではなく、予審裁判部が、手続証拠規則93に基づき、被害者に対して、裁判部の権限で意見を求めるような形式をとることにより、申請書に割く時間を限定させ、申請者に対する手続への参加資格の付与に反映させることができるのではないかと提案した。それによって、(申請書類の精査に関する時間短縮となり)被疑者の権利も確保できると付け加えた³⁴⁴。

ただし、この点について、予審裁判部は、書記局の提案に基づく規則93の適用は、被害者の手続き参加とは異なるプロセスであり、現時点での被害者参加の枠組みを迂回する点で不適切であると述べ、却下した。そして、当該裁判部によって明示された期日までに提出されない申請書は検討されない点が決定された³⁴⁵。

以上のように予審段階における被害者の手続き参加は、被告人弁護側、および、書記局側の意図も絡み合う中で、予審裁判部が調整の場として機能しているといえる。

3-4-3 第一審時における被害者

犯罪事実確認の審理を経て、予審裁判部は、訴追された者が訴追された犯罪を行ったと信じるに足りる相当の理由(substantial grounds)があると決定されれば、第一審裁判部に送致する³⁴⁶。そして第一審裁判部では、有罪および無罪か否かを判断する審理が行われ、有罪が決定された場合、刑罰に関する審理が行われる³⁴⁷。さらに、損害回復における審理が必要であれば行われる³⁴⁸。

第一審時においては冒頭手続として、犯罪事実を被告人に読み聞かせ、被告人がその犯

³⁴³ ICC PTCL, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Callixte Mbarushimana, "Decision on the „Proposal on victim participation in the confirmation hearing“," ICC-01/04-01/10-229, June 10, 2011, p.3.

³⁴⁴ Ibid., p.4. 手続証拠規則93においては、手続に参加している被害者およびその法律上の代理人に対して裁判部が見解を求めることができる規定である。ただし、裁判部は、手続に参加している被害者だけでなく、「その他の被害者(other victims)」も適切であれば見解を求めることができると規定されている。書記局の提案はこの「その他の被害者」に、手続への参加申請者を含め、適宜申請者の中から、裁判部が見解を求めることを提案した。

³⁴⁵ Ibid., pp.4-5.

³⁴⁶ Art.61 (7) of the Rome Statute.

³⁴⁷ Art.76 (1) of the Rome Statute and Rule 144 of the Rule of Procedure and Evidence, 東澤、前掲書、168頁。

³⁴⁸ Art. 76 (3) of the Rome Statute.

罪事実の性格を理解していることを確認する。その上で第一審裁判部は、被告人に有罪を自認するか、無罪を主張するかを陳述する機会を与え、有罪を自認する場合には、有罪自認の手續に移行する³⁴⁹。無罪を主張する場合は、有罪もしくは無罪の決定を行うための手續へと至る。

第一審時における被害者の役割について明確にしたものに、コンゴ民主共和国のルバンガの事件における第一審に関する被害者の参加の指針に関する決定がある。本決定は、2007年1月29日の犯罪事実の確認の決定を経て、第一審における被害者の手續参加基準、第一審前および最中における被害者の役割、そして被害者法律上の代理人その他の事項に関して、検察官、被告人側弁護士、被害者法定代理人などの当事者からの文書による見解も考慮に入れながら検討され、2008年1月18日に公開された³⁵⁰。

第一審裁判部は、本決定において、被害者の参加形態を（1）記録、文章および資料へのアクセス、（2）証拠、（3）審理および地位協議会（*status conference*）における参加（4）損害回復に関する審理における被害者の役割に分類をした上で、それぞれに対して検討をおこなった。

第一の記録、文章および資料へのアクセスに関して、第一審裁判部は、一般的に、手續への参加資格をもつ被害者は、裁判手續における記録に閲覧する権利があるとしながらも、機密および国家の安全保障に資する情報に関しては制限を受けることについて言及にした³⁵¹。ただし、被害者の法律上の代理人は、機密情報が裁判記録に含まれる場合、一般に公開された情報のみアクセス件が与えられることを指摘した。他方で、機密情報が手續に参加する被害者の利益との間で重大な関連性を有すると第一審裁判部によって判断される場合、他の機密保持手段に違反しない限りで、関連する被害者に対して、提供されることを考慮するとした³⁵²。

第二に、第一審裁判部は、検察官および被告人弁護士などの裁判当事者によって提出された証拠に関して検討を行う権利に加えて、被害者自身に証拠を提出する権利を間接的に認めている。ただし、この権利は被害者が無条件に保持し、行使するというよりも、第一審裁判部が真実を明らかにするために必要であるという見解に立ち、それらの証拠を当該裁判部が請求する場合に限られる³⁵³。

第三に、第一審における審理前に行われる地位協議会および審理における被害者の参加に関しても検討された。地位協議会などの審理前手続きにおいては第一審裁判部における許可を受けて、文章および口頭の提出により、予審裁判部の手續の参加に許可された被害者は参加する機会があると言及した。また第一審裁判部は状況に応じて被害者の非公開手

³⁴⁹ Art. 64 (8) of the Rome Statute.

³⁵⁰ ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on victims’ participation,” ICC-01/04-01/06-1119, January 18, 2009.

³⁵¹ *Ibid.*, para.105.

³⁵² *Ibid.*, para.106.

³⁵³ *Ibid.*, para.108.

続などへの参加に関して、自己の発意、もしくは裁判当事者の請求により、許可ができる旨を示した³⁵⁴。さらに、被害者の手続参加に関するローマ規程 68 条 3 項を確認しながら、第一審裁判部は、裁判部が適切であると判断する場合、同規定は被害者が直接的に手続に参加する権利が明確であると指摘した³⁵⁵。ただし、個人の手続参加については、手続の迅速性および公正性の観点から、共通の法律上の代理人によって被害者の共通見解を表明されることが望ましい場合もあることが、第一審裁判部によって認識されている³⁵⁶。

第四の損害回復の審理における被害者の役割は、被告人の権利との調整の観点から問題とされ検討された。この問題は、損害回復に関する審理が、有罪か否かを判断する審理と一体のものか別個独立したものなのかについて、国際刑事裁判所の制度的枠組みにおいては不明確なことに、起因している。ローマ規程 76 条 2 項および 3 項において、損害回復に関する決定を行うための審理が、必要であれば追加的に行われることが規定されている。ただし、この規定では、「必要であれば」という表現があり、必ずしも追加的な形で行われるということの意味しない。さらに裁判所規則 56 は、被害者の損害回復に関わる決定を行う目的および同時に裁判を行う目的で、第一審裁判部は、証人への尋問と証拠の精査を行うことが出来ると規定する。この点ファンクは、有罪・無罪の検討と損害回復に関する検討を合わせることにより、被害者の証拠提出機会を最大化する意図があったことを指摘する³⁵⁷。

この点、ルバンガの事件における決定が下される前段階で、被告人弁護士は、被害者の参加に関する証拠と損害回復にかかわる証拠という二つの証拠が第一審において示されることにより、被告人の権利と無罪の推定に関して、否定的な影響を与えることが提起された。そして、有罪・無罪を判断する審理と損害回復に関する審理を分離して別々の手続で行うことを示唆した³⁵⁸。他方で、第一審裁判部における決定では、裁判所規則 56 の目的は、迅速および効果的な手続の観点から、全体の手続の中の異なる段階における証拠を判断することを可能にすることにあると解釈し、本規定は、被告人の権利と無罪の推定に悪影響を与えないという見解を示した³⁵⁹。さらに本決定において、第一審裁判部は有罪・無罪の審理に係る証拠と損害回復の審理に係る証拠については、困難なく分けることができ、万が一、有罪・無罪の判断の際に損害回復の審理に関する証拠が提供された場合には、裁判が公正かを判断する必要があると述べた³⁶⁰。このことは手続を別個に行うというよりも、

³⁵⁴ Ibid., para.113.

³⁵⁵ Ibid., para.115.

³⁵⁶ Ibid., para.116.

³⁵⁷ Funk, *Victims' Rights and Advocacy at the International Criminal Court*, p.225.

³⁵⁸ ICC PTCl, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, "Argumentation de la Défense sur des questions devant être tranchées a un stade précoce de la procédure: le rôle des victimes avant et pendant le procès, les procédures adoptées aux fins de donner des instructions aux témoins experts et la préparation des témoins aux audiences." ICC-01/04-01/06-991, October 18, 2007, para. 14-16.

³⁵⁹ ICC TCl, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, "Decision on victims' participation," ICC-01/04-01/06-1119, January 18, 2009, para. 120.

³⁶⁰ Ibid., para. 121.

第一審裁判部の裁量によって柔軟にそれぞれの証拠を検討する方法を模索していると言えよう。

ルバンガの事件における本決定は、第一審時における被害者の役割について分類分けした点で、当該段階における被害者の役割を理解する上で意義あるものと指摘できる。そしてその傾向性として言及できるのは被害者に対するやや広範な権利を認めている点である。特に、被害者の手続参加の一形態として 68 条 3 項における意見および懸念の表明の文脈で証拠の提出を間接的に認めたことは、証拠に関して尋問する権利のみ与えられた予審裁判部の決定よりもやや大きく被害者の証拠に対する権利が認識されていると指摘できる。そして第一審裁判部は、被害者の権利に関して、被告人の権利および公正かつ迅速な裁判という観点から制限をかける役割を担おうとするものであった。

3-4-4 上訴審における被害者

上訴には、無罪・有罪または刑の量定に対する上訴と、それぞれの裁判部によってなされたその他の決定に対する上訴の二種類がローマ規程上、認められている³⁶¹。上訴が出来る者は、検察官および有罪判決を受けた者であるが、検察官には、有罪判決を受けた者の利益のために上訴をすることが出来る³⁶²。さらに、損害回復に関する決定に関して、被害者の法律上の代理人、有罪判決を受けた者、および損害回復の決定によって不利益を受ける善意の財産の所有者 (*bona fide owner of property*) は第一審裁判部によって出される損害回復の決定に関して上訴を行うことが出来る³⁶³。ただし、現時点においては、損害回復に関する上訴は、決定自体がなされていないため国際刑事裁判所においてはこの点に関する蓄積はない。

国際刑事裁判所における最初の有罪決定の言い渡しとなったのは、コンゴ民主共和国のルバンガの事件であった。2012年3月14日、第一審裁判部によって、15歳未満の子ども兵の徴募・徴兵、および敵対行為への参加させるために子ども兵の使用をおこなったとして戦争犯罪における有罪判決がなされた³⁶⁴。さらに、2012年7月10日には、ルバンガに対して禁固14年の刑が宣告された³⁶⁵。これらの決定に対してルバンガ側の弁護士は不服として有罪決定および刑の決定それぞれに対して上訴した。他方で、検察官からは、14年という刑はルバンガによってなされた犯罪と比較して、不適切だとして、刑の決定に対して上訴がなされた³⁶⁶。それらを受け、2012年12月13日、上訴裁判部は上訴審における

³⁶¹ Art. 81-83, Rome Statute.

³⁶² Art. 81(1) (2) Rome Statute.

³⁶³ Art. 82(4) Rome Statute.

³⁶⁴ ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, "Judgment pursuant to Article 74 of the Statute," ICC-01/04-01/06-2842, March 14, 2012.

³⁶⁵ ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, "Decision on Sentence pursuant to Article 76 of the Statute," ICC-01/04-01/06-2901, July 7, 2012.

³⁶⁶ ICC Office of the Prosecutor, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, Prosecution's Document in Support of Appeal against the "Decision on Sentence pursuant

被害者被害者の参加に関する決定を出した³⁶⁷。

本決定においては、第一審段階において参加することが認められた被害者 129名のうち、後に第一審裁判部によって被害者としての参加資格を取り消された者 9名以外の被害者 120名全員の上訴審における手続参加が認められた³⁶⁸。これらの 120名の被害者は第一審の有罪決定および刑の決定時に共通の法律上の代理を通して参加しており、上訴裁判部は、これらの被害者は有罪および刑の決定の上訴に対して、それぞれの個人の利益に影響を与えるという判断をおこなった³⁶⁹。そして上訴審における被害者の参加様態について、ルバンガの弁護側に対する 2通の上訴理由書、および検察側による 1通の刑の決定に関する上訴理由書について、それぞれの被害者の利益に関連する意見および懸念をまとめ、被害者による統合された所見 (consolidated response to the victims' observations) を行うように求めた。そして、ルバンガ弁護側および検察官はそうした被害者の所見に対して文書の提出ができることを示した³⁷⁰。

このようにルバンガの上訴審における被害者の手続参加の決定は、第一審段階で手続参加が認められた被害者を限定させることなく上訴審においても参加させるという方法をとった。そして、その様態は、被告側および検察側が提出した上訴理由書に対する意見および懸念の表明という、68条3項における被害者参加規定に文字通りに即した形で、解釈するものであった。そして、その意見および懸念の表明は被害者の共通の法律上の代理を通して一つの意見書としての形となるものであった。

3-5 小括

刑事司法制度における被害者救済への視点を前提としながらも、国際の平和と安全への脅威として認識される管轄犯罪に対する政治的要請、さらには、大規模かつ重大な人権侵害という状況における国家の代わりとして被害者に対応する政治的要請という二つの国際的な政治的要請の中で活動することが求められている国際刑事裁判所の被害者救済は、国内の刑事司法制度のそれとは特性を異にする。したがって、その一つを構成する被害者参加の性格も異なると言える。

本章では、国内における刑事司法制度とは異なる特性を持った国際刑事裁判所の被害者

to Article 76 of the Statute," ICC-01/04-01/06-2950, December 3, 2012, para.94.

³⁶⁷ ICC AC, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, "Decision on the participation of victims in the appeals against Trial Chamber I's conviction and sentencing decisions," ICC-01/04-01/06-2951, December 13, 2012.

³⁶⁸ Ibid., para. 3. なおルバンガの事件の第一審手続において7名の手続参加資格を持つ者が、後に信憑性に欠ける、または、手続参加資格を得るために他者に成りすましたとして、手続参加資格が取り消された。ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, "Decision on Sentence pursuant to Article 76 of the Statute," para. 484 and 502.

³⁶⁹ ICC AC, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, "Decision on the participation of victims in the appeals against Trial Chamber I's conviction and sentencing decisions," para. 3.

³⁷⁰ Ibid., para. 5.

参加制度における被害者をめぐる司法的要請と政治的要請のジレンマについて確認する目的の下、被害者の手続き参加制度を、ローマ規程の交渉過程における背景、関連する法的文書およびそれぞれの裁判部によって出された決定を紐解きながら、概観することを試みた。第一に、被害者救済がローマ規程において組み込まれる背景となったのは、一部の条約交渉国と NGO の働きかけであったことを指摘した。とくに NGO はローマ規程交渉時においては、当事者ではない一方で、NGO の連合を形成し、後方から条約交渉国に対してそれぞれの関心分野から積極的にかかわり合い、ローマ規程に関する提言を行うことにより条約の形成に貢献した。

第二に、本章ではローマ規程をはじめとする関連条約を見ることにより、国際刑事裁判所の被害者参加に関する制度面を描写した。国際刑事裁判所において被害者は、管轄犯罪の結果として損害を被った自然人のみではなく、法人をも含む広い概念を提示していることを示した。次に、自然人においては、犯罪行為における直接的な被害者のみではなく、直接的な被害によって損害を受けた間接的な被害者をも想定している点について述べた。さらに被害者が国際刑事裁判所において、手続参加するためのプロセスおよび被害者を代表する法律上の役割についても俯瞰を行った。

他方で、国際刑事裁判所における被害者の参加は、国際刑事法廷が担う不処罰の文化の根絶という側面とともに刑事司法制度において裁判を行う側とは非対称的な関係にある被告人の権利を過度に制限する恐れがある。このことは、ローマ規程における交渉時でも実際の制度運用でも問題視されてきた。実際、被害者の参加を規定するローマ規程 68 条 3 項においても、迅速な裁判および公正な裁判を保持する観点から、被害者の手続への参加が制限されることを意図している。このため、本章においては被害者の参加を認めることにより衝突する被告人の権利についても検討を行った。つまり、武器対等の原則、迅速な裁判手続および無罪の推定という視点について概説を行った。そして、これらの観点から、被害者の手続への参加は限定されうることを示した。

ローマ規程およびその他の関連法律文書における、被害者の手続参加に関連する規定は明確に制度的な枠組みを示していないため、制度の実態を見るためには、国際刑事裁判所の関連法制度の解釈適用を見る必要がある。このため本章では、予備調査段階、予審段階、第一審段階および上訴審段階という 4 つの段階における被害者の手続参加の様態を確認した。

予備調査段階の捜査において、予審裁判部は、状態における被害者と事件における被害者という二つの被害者概念を用いて、捜査段階における被害者の参加を試みたことを示した。しかしながら上訴裁判部における決定はより制限的に解釈を行い、捜査段階での被害者の関与を認めなかった。他方で、予審裁判部は上訴裁判部によって与えられた制限の中で被害者の手続における役割を拡大するような傾向性があることを指摘した。

予審段階および第一審裁判段階においては、手続への参加資格を与えられた被害者がもつ役割について、関連する決定を紐解きながら概説を行った。これらの両段階においては、予審・第一審裁判部は、決定において認められた被害者の役割を、被告人の権利や迅速な裁判といった他の価値を調整する場として機能しており、この点についてそれぞれの裁判部において広い裁量を認めている点について指摘した。

他方で、有罪および罪の決定後の上訴段階においては、第一審時に認められた被害者すべての手続きへの参加を認めた。ただし、手続きの参加様態としては、被告側および検察側によって出された上訴およびその理由に対して、個人の利益が影響を受ける点にのみ、意見および懸念を認め、そしてそれらは、被害者の見解を集約して法律上の代理人によって示すことを認めるという、ローマ規程 68 条 3 項の文言に沿った形であることを指摘した。これらのことは、予審裁判部および第一審裁判部においては 68 条 3 項の解釈、つまり被害者の手続おける役割がやや拡大的に捉えられるのに対して、上訴裁判部においては制限的に文言に即した形で行われるという傾向性があるということであった。

4 国際刑事裁判所における被害者の損害回復

国内の刑事司法制度における被害者への認識を前提としながらも、国際の平和と安全に対する脅威への対応という国際刑事法廷にもともと付された政治的要請、さらには、大規模かつ重大な人権侵害を前にして国際的な平面において発生した国家の被害者救済制度を肩代わりする政治的要請の中で、活動することが求められている国際刑事裁判所は、その被害者に対する損害回復においても、国内とは別箇の困難を抱えた存在である。

本章においてもこうした認識に留意した上で、裁判所の損害回復をめぐる司法的要請と政治的要請のジレンマを指摘する目的の下、被害者の損害回復制度に焦点を当てる。国際刑事法廷の歴史の中で初めて被害者に対する損害回復の制度を持つこととなった国際刑事裁判所は、その起草過程から制度設計に関して交渉国の間で論争的となった。ICTY・ICTR といった国際刑事法廷は判決において、有罪判決を受けた者に対して原状回復 (restitution) を裁判所が命じる規定を置きながらも、国内の制度を通じて被害者の損害回復を志向した。他方、国際刑事裁判所はそれ自体が損害回復を命令する役割を担うだけでなく、損害回復の行為者として、被害者の損害回復に対して一定の役割を担うことが期待されている。このことは、国際刑事裁判所それ自体に被害者の損害回復に関わる制度的な詳細を規定する必要があることを意味する。

ただし、ローマ規程においては、75 条と 79 条を中心として被害者の損害回復に関する規定を置いているものの、制度的な大枠を描くにとどまっており、具体的な損害回復の対象および形態は、その後国際刑事裁判所の締約国会議によって採択された手続証拠規定などの関連文書、および個別の事件における解釈の蓄積を待つこととなった。

国際刑事法廷の歴史の中で被害者の損害回復制度をもつのは国際刑事裁判所と ECCC に限定される。第二章にて確認したように ECCC において、民事当事者として法廷によって手続きへの参加資格を認められた被害者は集団的および道徳的な損害回復に限定された形で、請求することが認められている。さらに、実行面では最初の判決において、有罪判決を受けた者に対する謝罪および被害者の名前の判決文への記載が命じられている。これらのことが指し示すのは ECCC の限られた資源の中で、大規模な人権侵害の被害者を公的に認知する意図があるといえるだろう³⁷¹。

他方で国際刑事裁判所において、被害者への損害回復は、集団的なものにも、道徳的なものにも限定されているわけではない。また、損害回復の対象となるのは、刑事手続への参加資格を持つものだけに限定されるわけでもない。さらに国際刑事裁判所に特有なのは、損害回復の履行および履行補助機関である被害者信託基金(Trust Fund for Victims: TFV)を有している点である。被害者信託基金は有罪判決を受けた者が損害回復を行う資産を有し

³⁷¹ 第二章参照。

ない場合であっても、被害者に対する損害回復に対して、次章で指摘するような一定の役割が付与されている。

これらのことは、国際刑事裁判所は ECCC と対比した場合、より被害者に対する柔軟かつ多層的な損害回復の制度を持っていると指摘できる。そして、それは多数国間条約によって設立された国際刑事裁判所が国連とカンボジア政府の二者の関係で設立された ECCC と比べより多くの被害者の損害回復に関してより多くの資源を確保できるという背景に裏打ちされたものであると指摘することは出来るだろう³⁷²。

但し、もちろんのことながら、国際刑事裁判所においても対象とする地域のすべての被害者に対して、無制限に損害回復を行うものではない。資源の制約だけでなく刑事司法制度特有の限界にも国際刑事裁判所の損害回復制度は、直面する。ジェノサイド、人道に対する罪そして戦争犯罪といった大規模な人権侵害の被害者を前にして、迅速な裁判の履行や無罪の推定といった被告人が保持する権利との間でも、被害者に対する損害回復は制限が加えられる。こうした各種の制限に直面しながら国際刑事裁判所は被害者の損害回復に対してどのような制度的な枠組み、および実行を目指そうとしているのか。

本章では国際刑事裁判所の刑事司法制度として特性と潜在的な限界性に留意しながら、国際刑事裁判所における被害者の損害回復制度および運用実態に関して描写を試みる。本章は第一に、被害者の損害回復制度の背景に焦点をあてながらローマ規程の起草段階の議論を紐解く、第二に、損害回復の制度的側面に焦点をあてて、制度が想定する被害者像とその形態について確認する。第三に、被害者の損害回復を限定する要因について確認しつつ、国際刑事裁判所における被害者の損害回復の限界について描写を行う。なお、被害者信託基金については第五章において詳説するが、本章では、有罪判決を決定した者に対する損害回復命令に付随する側面をとりあげその事に限定する範囲で触れる。このことが意味するのは、被害者信託基金には刑事手続を通じた被害者の損害回復という側面と、手続からやや分離された形で被害者の非司法的な救済を行うという二つの側面を持つということである。

4-1 国際刑事裁判所の被害者に対する損害回復制度の背景

ローマ規程 75 条 2 項は、裁判所は、有罪判決を受けた者に対し直接的に、被害者に対するまたは被害者にかかる (in relation to) 適切な損害回復を特定した命令を発することが出来ると規定する。そして、損害回復の形態は、原状回復 (restitution)、補償 (compensation)、

³⁷² 2013 年の ECCC の年間予算は、約 2674 万 US ドル (約 2005 万ユーロ) であり、国際刑事裁判所の年間予算は約 1 億 1500 万ユーロである。なお国際刑事裁判所における通常予算とは独立した形で、被害者信託基金は独自の予算を保持しており、被害者支援および裁判所の損害回復命令の履行のため約 540 万ユーロを 2013 年において利用可能な財源として保持している (そのうち 180 万ユーロは裁判所の損害回復命令履行のために確保)。See The Trust Fund for Victims, "Financial Info," <<http://www.trustfundforvictims.org/financial-info>>.

およびリハビリテーション (rehabilitation) を含み、適切な場合には信託基金を通じて損害回復のための裁定を命ずることが出来る³⁷³。

こうした被害者に対する損害回復に関する規定は当初から想定されていたわけではなかった。1993年に国連国際法委員会において採択された国際刑事裁判所設立に関する予備草稿では、刑罰を規定する条項内に、裁判部は有罪判決を受けた者に対して、刑罰の付与とともに、当該人物が犯罪行為の過程によって得た財産および収益を正当な権利を持つ者に返還する命令を出すことが規定された³⁷⁴。この規定は ICTY・ICTR が想定する損害回復とほぼ同一の内容であるものの、草案においてはさらに、正当な財産の保有者が突き止められていない場合、有罪判決を受けた者が犯罪行為の過程で得た財産・収益は没収され、裁判費用を負担するために書記局、犯罪被害者の国籍国および信託基金に送られることも明記された³⁷⁵。

一転して 1994年の草案においてはこれらの規程は削除された。この背景には、財産没収にかかわる裁判所の実行能力への疑問に加えて、被害者の損害回復に関しては刑事手続においても民事手続きによって検討すべきだという視点、さらには被害者の損害回復は裁判所の主たる機能である犯罪行為者の迅速な訴追および刑罰の付与という目的と両立しないという国際法委員会からの懸念があった。その結果、国際法委員会は、被害者の損害回復に関して、国内の管轄事項としておよび国際司法協力協定によって検討されるのが最良であると結論付けた³⁷⁶。

国連国際法委員会のこのような見解に対して、ウィメンズ・コーカス・フォー・ジェンダー・ジャスティスやリドレスといった被害者の権利ワーキンググループに属する NGO は、国際刑事裁判所設立規程の準備委員会の初期の頃から、被害者の損害回復制度の実現を中心的なテーマとしながら活動を協力に押し進め、ローマ会議にいたるまで数多くの影響力のある提案を行ってきたと指摘されている³⁷⁷。そして、これに呼応する形でいくつかの政府の代表団によって徐々にではあるが、被害者に対する損害回復の制度への提案がなされていった。

その中でも現在の制度に大きく貢献することとなったのはフランスとイギリスの二カ国であった。フランスは 1997年の準備委員会において、被害者の損害回復に関する独立した

³⁷³ Art. 75 (2), Rome Statute. なお同規定において損害回復にかかわる命令(order)と裁定(award)という二つの用語が使われているが、この両者の意味の違いについては、具体的な意味の違いについてはないと指摘される。See McCarthy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, p. 209.

³⁷⁴ Art. 53(3)(a), Report of the Working Group on a draft statute for an international criminal court, United Nations, Report of the International Law Commission the work of its forty-fifth session (3 May-23 July 1993), UN Document A/48/10, September 2, 1993, p.125.

³⁷⁵ Art. 53(3)(b), Art. 53(4), *ibid.*.

³⁷⁶ United Nations, Report of the International Commission on the work of its forty-sixth session (2 May-22 July 1994), UN Document A/49/10, September 2, 1994, p.60.

³⁷⁷ David Donat-Cattin "Article 75 Reparations to Victims," Otto Triffterer (ed.) *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court: Observers' Notes, Article by Article*, (Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1999), pp. 967-968; McCarthy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, pp.52-53

規定を提案し³⁷⁸、さらに、ローマ会議を控えた 1998 年の最後の準備委員会においては、イギリスおよびフランスが共同でより詳細な提案を行い³⁷⁹、準備委員会にて議論された後、草案としてローマ会議へ送られることとなった³⁸⁰。

裁判所の被害者に対する損害回復制度自体については条約交渉国の広範な合意がとれてきたものの³⁸¹、ローマ会議で大きな争点となったのは、国家に被害者の損害回復の責任を帰属させるかという問題であった。フランスとイギリスの提案に端を発する草案は現在のローマ規程 75 条と比べ、裁判所の損害回復命令の対象が広く設定されており、国家に対しても裁判所が損害回復命令を出せることが明記されていた。ローマ会議で議論された草案 73 条では、有罪判決を受けた者が、裁判所による損害回復命令を履行出来ない場合、もしくは、有罪判決を受けた者が、犯罪行為を国家の代わりに公的な立場として、かつ自己の権限内で行った場合に、裁判所は、国家による損害回復を命令もしくは奨励することが出来ることが記載されていた³⁸²。

このような個人の刑事責任を国家による違法行為として帰属させ、国家責任の文脈から、国家に対して損害回復の義務を付与する視点は、これまでの国際法の議論における延長線上に位置づけられる事が出来るだろう。しかしながら、国家に対する損害回復命令に関する規程はローマ会議において、個人に対する責任のみを追及するという裁判所の基本的な性格と矛盾しており、多くの条約交渉国の反対に直面した³⁸³。この結果、採択されたローマ規程においては、裁判所の被害者の損害回復命令の対象となるのは、有罪判決を受けた者に限定される形となり、被害者の損害回復に関わる国家の責任に関する規定は削除された。

さらに、草案 73 条 5 項では、被害者もしくはその後継者または代理人が、裁判所の損害回復命令の履行を、能力のある国家の機関に対して求める権利を有することが定められていたものの³⁸⁴、この点についても削除がなされた。採択されたローマ規程においては、損害回復命令を履行する国家の義務を明記するにとどまり、被害者の権利を明示的に認める

³⁷⁸ Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court, "Proposal of France: Article 45 bis Compensation to Victims," A/AC.249/1997/WG.4/DP.3, December 5, 1997.

³⁷⁹ Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court, "Proposal by France and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland: Article 66 (45 bis)," A/AC.249/1998/WG.4/DP.19, February 10, 1998.

³⁸⁰ Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court, "Preliminary Draft Consolidated Text: Article 66. Reparations to Victims," A/AC.249/1998/WG.4/CPR.5, February 10, 1998.

³⁸¹ William Schabas, "Article 75. Protection of the Victims and Witnesses and their Participation in the Proceedings," *The International Criminal Court: A Commentary on the Rome Statute*, (Oxford: Oxford University Press, 2010), pp.880.

³⁸² Art. 73 (2) (b) (c), United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court, "Draft Statute of the International Criminal Court," UN Document A/CONF.183/2/Add.1, April 14, 1998.

³⁸³ Eva Dwertmann, *The Reparation System of the International Criminal Court: Its Implementation, Possibilities and Limitations*, (Leiden: Martinus Nijhoff Publishers, 2010), pp. 51-52. なお、ローマ規程第一条において裁判所の基本的な性格が規定されている。つまり、「(国際刑事裁判所は) 国際的な関心ごとである最も重大な犯罪を行った者に対して管轄権を行使」する。Art. 1, Rome Statute.

³⁸⁴ Art. 73 (5), United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court, "Draft Statute of the International Criminal Court."

文言を排除した³⁸⁵。このように、ローマ会議においては、被害者の損害回復に関しては国家の間で広範な合意があったものの、国家への被害者に対する損害回復責任の付与および個人の国内法における権利創設については慎重な態度がとられた。

ローマ会議を経て、採択されたローマ規程において被害者の損害回復は75条に、損害回復の一翼を担う被害者信託基金は79条に定められている。75条1項において、被害者の損害回復に関する原則を確立する裁判所の義務が示され、裁判所はその原則に基づいて被害 (damage)、損失 (loss)、負傷 (injury) の範囲を決定することが出来ると定められている。2項では、被害者への損害回復に関して、有罪判決を受けた者に対して直接的に命令、もしくは適切な場合には被害者信託基金を通じて行う裁定を出す事が出来ることが規定される。そして3項にしたがって、裁判所は損害回復命令および裁定の前に有罪判決を受けた者、被害者、関係者または関係国およびその代理の意見の表明を受け入れ、考慮することが出来る。4項では損害回復に関する決定に効果を与えるため、裁判所は締約国の協力を求める手段が必要か否かを決定することが出来る。そして締約国は必要な場合には、有罪判決を受けた者に対する罰金および財産の没収という文脈から、損害賠償に関する決定に効力を与えることを義務づける規定が5項におかれた。6項では、本条に定められた規定が国内法もしくは国際法における被害者の権利を侵害するものではない事が記載された³⁸⁶。ローマ規程79条では、被害者信託基金が締約国会議によって設立され、かつ同会議が決定した基準に従って管理されることが定められた³⁸⁷。さらに、裁判所は有罪判決を受けた者に対する罰金および財産の没収によって得られた金銭およびその他の財産を被害者信託基金に送付する命令を出すことが出来ることが規定された³⁸⁸。

もっとも、広範にわたる被害者を前にして被害者の範囲をどの程度認めるか、どのような損害を回復の対象として認めるか、などについての原則は、75条1項にしたがって後に決定されることが規定されており、ローマ規程においては明確な表記が避けられた。また同項にうたわれる原則が法的な文書として設定され、裁判所が管轄する事件に適用されるのか、または事件に即して、個別具体的に設定されるかといった原則の形態についてもローマ規程成立時においても明確な合意がなかった。結果、その後長期間にわたって、損害回復に関わる原則が設定されることはなかった³⁸⁹。ローマ規程の採択から14年をへた

³⁸⁵ Schabas, "Article 75. Reparations to Victim," *The International Criminal Court: A Commentary on the Rome Statute*, p.880.

³⁸⁶ Art. 75, Rome Statute. なお75条6項に関して、ローマ規程は管轄犯罪の国家の責任を定めるものではない一方で、本項の規定は、他の機関で国家責任を追及する事を妨げるものではないこと示していると指摘される。東澤、前掲書、243頁。なお本章におけるローマ規程をはじめとする規定・規則については、原文を参照したうえで、日本語訳については、東澤、前掲書および古谷、前掲論文、155-181頁を参照した。

³⁸⁷ Art. 79 (1)(3), Rome Statute.

³⁸⁸ Art. 79 (2), Rome Statute.

³⁸⁹ 国際刑事裁判所の締約国会議は、2011年まで、裁判所全体に適用される被害者の損害回復原則を設定することを裁判所に対して求めていた。ICC Assembly of States Parties Resolution 3 Reparations, ICC-ASP/10/Res.3, December 20, 2011, para.1. なお、2011年当時、筆者は締約国によるハーグにおける起

2012年、コンゴ民主共和国のルバンガの事件の有罪判決後に、当事件に限定した形で被害者の損害回復原則がようやくなされることになった³⁹⁰。現在まで、国際刑事裁判所において被害者の損害回復の実行の蓄積はなされておらず、ルバンガの事件においても被告人および検察官が上訴中である。上訴裁判部における決定後ルバンガに対する有罪判決が確定の後、裁判部における損害回復に関わる手続を経た後、命令もしくは裁定が言い渡されるが、それまでに更なる時間を要する。

4-2 損害回復制度が想定する被害者と形態

本節では国際刑事裁判所における損害回復に関して主に制度面からの概観を試みる。ローマ規程交渉国の合意によって損害回復制度をもつこととなった国際刑事裁判所において、被害者への損害回復は活動の開始の初期の段階から、一つの重要な問題として捉えられてきた。裁判所が扱う最初の事件となったルバンガに対する逮捕状の請求に関する予審裁判部の決定では次のように述べられている。

（予審）裁判部の見解では、損害回復制度は（ローマ）規程における独自の特徴の一つだけにとどまらない。それは鍵となる特徴でもある。そして当裁判部の見解では、裁判所の成功は、ある程度損害回復制度の成功と関連している³⁹¹。

しかしながら、独自の特徴を持つ制度は独自の困難を抱えることを意味する。国際刑事裁判所における被害者の損害回復が直面する困難とは、ジェノサイド、人道に対する罪そして戦争犯罪といった大規模な人権侵害の被害者への対応を国際刑事法廷が求められている点である。一般的に、国内の司法機関における権利侵害の被害者への損害回復を考えた場合、損害回復の請求を行う者と、請求を行う者との間の個人間の関係が前提に存在する。そして損害回復の請求者は被請求者によって直接もたらされた損害を立証し、裁判所はそれぞれの損害の程度を判断することによって、適切な損害回復命令を行う。もちろん民事訴訟においてたとえば集団訴訟もしくは共同訴訟のように、ある共通した権利侵害および

草会議に出席し、当決議の起草過程をおっていたが、法的文書として裁判所の事件に一貫した形で適用する原則をうちたてることをもとめたイタリアおよびフランスの代表団とそれに対して、事件毎に個別具体的に設定を行うという国際刑事裁判所裁判部判事団との間で意見の対立があった。この点、イギリスの代表団は両者の折衷案を提起した。現在においても、同様の構図が存在しており、個別の事件に一律に適用する損害回復原則の期待するローマ規程締約国側の意図とそれに対して反対を行う裁判部判事団との対立が存在する。2014年1月、野口元郎被害者信託基金理事へのインタビューに基づく。

³⁹⁰ ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision establishing the principles and procedure to be applied to reparations,” ICC-01/04-01/06-2904, August 7, 2012. なおルバンガの事件における損害回復原則の決定後の締約国会議において、それぞれの事件に個別・具体的に設定される原則について、一貫性のある形を確保するように求めた。ICC Assembly of States Parties Resolution 7 Victims and Reparations, ICC-ASP/11/Res.7, November 21, 2012, para.7.

³⁹¹ ICC PTCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on the Prosecutor’s Application for a warrant of arrest, Article 58,” ICC-01/04-01/06-8-US-Corr, February 10, 2006, para. 136.

損害をもつ者同士が合同に損害回復の訴えを行う事例は多く存在する。しかし、それらは刑事手続きの文脈で語られることは、あまりない。また、第二章において確認した集団的な損害回復の形態は、米州人権裁判所によっていくつかの事例が確認することが出来るものの、同様に刑事手続の文脈で行われるものではなく、人権条約に付属する裁判所ということもあり損害回復命令は国家に対してなされる。

他方、国際刑事裁判所においては、一方に個人としての被告人が、他方に多数の被害者が存在する。国家に比して、資力がそこまでない被告人にのみ損害回復を行う国際刑事裁判所はどのように被害者に対する損害回復を実現していくのか。さらに、刑事手続において多数の被害者の損害を検討していく場合、被告人の刑事手続における権利の観点から懸念される点も存在する。例えば、刑事手続において、有罪・無罪の判断に加え、被害者個人が受けた損害を算定し、回復の程度を判断することは、裁判所が負担する作業量を増加させる。このことは、裁判を不必要に遅延させる可能性があり、迅速な裁判を確保するという被告人の権利を不当に侵害する可能性がある。

さらに、回復の対象となる損害は、刑事手続において確定した罪状と紐づいている必要がある。なぜなら、刑事手続において議論されていない、もしくは、無罪が確定した行為によって発生した損害の回復を認めることは、被告人に対して立証なく、またはこれまでの立証に反して被告人に対して刑事責任を暗示させる可能性があるためである。そしてこのことは、裁判所の管轄地域における広範な被害者を、損害回復の対象となる者とならない者に分け、その間の不公平感を生み出す可能性もある。このような状況において、国際刑事裁判所はどのように被害者の損害回復を目指そうとしているのか。本節では、ローマ規程および手続証拠規定、その他の関連規定および文書を確認しながら、第一に国際刑事裁判所が想定している被害者像およびその選定プロセスについて確認を行う、第二に、国際刑事裁判所が想定する被害者の損害回復の形態について概観する。そして第三に被害者の損害をどのように裁判内において検討するのかに関連文書を紐解きながら概説を行う。

4-2-1 損害回復制度における被害者

ローマ規程 75 条によると裁判所は、被害者に対してだけでなく、被害者にかかる (in relation to victims) 損害回復を行うと規定される。しかしながら、条文の文言のみでは指し示す内容は、明確ではなく、手続証拠規定 85 における被害者の概念とどのように異なるのであろうか。

この点、エヴァ・ドワートマン(Eva Dwartmann)は被害者として資格をもつ者を超えた損害回復を行う可能性があることを指摘する³⁹²。起草過程において、被害者にかかるという

³⁹² Dwertmann, *The Reparation System of the International Criminal Court: Its Implementation, Possibilities and Limitations*, p. 111.

文言は、フランスおよびイギリスの共同提案の中で初めて見られた³⁹³。デイビッド・ドナット=カッティン (David Donat-Cattin) は、この文言について、被害者の損害回復を規定する 75 条の自然人における適用範囲を直接的な被害者だけではなく、1985 年の被害者権利宣言において定義される直接的な被害者の近親や配偶者といった間接被害者にも適用する意図があることを指摘する³⁹⁴。事実、ローマ規程のフランス語正文 75 条の同様の箇所を確認すると損害回復の対象には、被害者または権利承継人 (aux victimes ou à leurs ayants droit) という明確な表現がなされている³⁹⁵。このことは、損害回復制度が想定する被害者は、参加制度が想定するそれと同様、直接的な被害者だけでなく、間接的な被害者をも含みこむ概念であると指摘できる。ただし、手続参加における被害者像との差異は、損害回復が想定する被害者像が、ローマ規程の文言において、間接的な被害者も損害回復の対象となることを明示している点である。他方、手続参加における間接的被害者の参加はローマ規程上では明確になっておらず、その後の裁判所における決定によって認められたものであった。

裁判所の損害回復の対象となる被害者資格を得るためには、被害者の手続き参加と同様に、損害回復の対象となることを希望する者は、裁判所に申請書を提出する必要がある。手続証拠規定 94 では、損害回復の請求は文書の形で裁判所書記に対して行うことが求められており、次のことを文書の形で、記載することが求められている³⁹⁶。すなわち、請求をする者の身分・住所といった情報の他に³⁹⁷、負傷 (injury)、損失 (loss)、損傷 (damage) の状況³⁹⁸、その原因となった出来事が発生した日、場所そしてその出来事に責任をもつ者の情報³⁹⁹、原状回復を求める場合は、資産、財産およびその他のものの情報⁴⁰⁰、補償の訴え⁴⁰¹、リハビリテーションもしくはその他の救済方法の訴え⁴⁰²、そして、自己の訴えを補強するような関連書類 (証人の名前・住所を含む) ⁴⁰³、である。申請書は、裁判所によって設置された被害者参加賠償課 (VPRS) によって用意された申請書に、現地の仲介者の助けおよび裁判所現地事務所の助けを借りつつ、記載される。この請求は、裁判所によって検討がなされる⁴⁰⁴。

裁判所の活動の初期の段階では、参加を申請する書類と損害回復を申請する書類は明確

³⁹³ Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court, "Proposal by France and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland: Article 66 (45 bis), para.2.

³⁹⁴ Donat-Cattin "Article 75 Reparations to Victims," Otto Triffterer (ed.) *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court: Observers' Notes, Article by Article*, (Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1999), p.969.

³⁹⁵ Art 75 (2), Statute de Rome de la Cour Penale Internationale.

³⁹⁶ Rule 94(1), Rules of Procedure and Evidence.

³⁹⁷ Rule 94(1)(a), Rules of Procedure and Evidence.

³⁹⁸ Rule 94(1)(b), Rules of Procedure and Evidence.

³⁹⁹ Rule 94(1)(c), Rules of Procedure and Evidence.

⁴⁰⁰ Rule 94(1)(d), Rules of Procedure and Evidence.

⁴⁰¹ Rule 94(1)(e), Rules of Procedure and Evidence.

⁴⁰² Rule 94(1)(f), Rules of Procedure and Evidence.

⁴⁰³ Rule 94(1)(g), Rules of Procedure and Evidence.

⁴⁰⁴ Art. 75 (1) Rome Statute.

に分けられていた。両方の資格を希望するものは、両方の申請書を記載し、裁判所に対して提出する必要がある、被害者の資格を得るためにはそれぞれ 20 ページ弱の申請書を、仲介者の助けを得ながらも英語またはフランス語によって記載する必要があった。現在は、両方の申請書を統合し、7 ページの申請書類を出すことによって申請ができるようになっている⁴⁰⁵。

このことは、自身の母国語ではない書類を記載する被害者の負担を軽減するという意図もあるだろう。しかし、より明確には大量に押し寄せる申請書の処理に関する裁判所の負担軽減という視点もあることが指摘できる。三章で指摘したように、被害者からの申請書類が、関連する裁判部で処理される為には、現地において手書きで書かれた申請書を再度、タイピングすることにより整理が行われる。そしてこの作業は、申請書の提出先である被害者参加賠償課で行われる。裁判所によって締約国会議に提出された報告書によると 2012 年 4 月末の時点で、合計して 19422 の手続参加または、損害回復請求の申請書が提出され、そのうち、4107 の申請書の提出者が関連する裁判部によって手続参加資格を認められている⁴⁰⁶。この点に関して、すでに裁判所は申請書の処理に関して困難に直面しており、その主たる原因の一つとして申請書を処理する適切な資源が裁判所に存在しないことを指摘している⁴⁰⁷。

ただし、それぞれの申請書が統一された一方で、手続への参加資格を持つ被害者と損害回復資格を持つ被害者はそれぞれ別個に判断される。つまり手続への参加資格の付与は、そのまま損害回復資格があることを意味しない。損害回復命令の対象となる被害者は損害回復に関連する手続にて判断され別個に判断および検討がなされる⁴⁰⁸。

4-2-2 損害回復制度の柔軟性

国際刑事裁判所の被害者への損害回復命令および裁定は、ローマ規程および手続証拠規定において多様な選択肢を提示しながら、具体的な事件に合わせながら裁判部によって柔軟に決定される。裁判所は、第一に、損害回復の対象者を、被害者個人、被害者集団または、その両者を設定することができる⁴⁰⁹。第二に、被害者に対する損害回復を行う対象を、有罪判決を受けた者に対して、もしくは被害者信託基金に対して命じることができる⁴¹⁰。第三に損害回復の形態として、原状回復 (restitution)、補償 (compensation)、リハビリテーション (rehabilitation) を含む形態を命じることができる⁴¹¹。裁判所は損害回復の対象者、

⁴⁰⁵ See ICC, "Application Form for Individuals: Request for Participation in Proceedings and Reparations at the ICC for Individual Victims," available at <<http://www.icc-cpi.int/NR/rdonlyres/48A75CF0-E38E-48A7-A9E0-026ADD32553D/0/SAFIndividualEng.pdf>>

⁴⁰⁶ ICC Assembly of States Parties, "Report of the Court on the review of the system for victims to apply to participate in proceedings," ICC-ASP/11/22, November 5, 2012, para. 5.

⁴⁰⁷ Ibid., para. 6.

⁴⁰⁸ Rule 95, Rules of Procedure and Evidence.

⁴⁰⁹ Rule 97 (1), Rules of Procedure and Evidence.

⁴¹⁰ Art. 75 (2) Rome Statute.

⁴¹¹ Ibid.

損害回復を行う者の対象および形態といった三つの要素を管轄事件における被害者の状況に鑑みながら、適切な形で決定することが想定されている。本項ではこれらの要素を外観する。

4-2-2-1 損害回復の対象

国際刑事裁判所における損害回復の対象者は被害者個人を含むことができる。この点は、被害者に対する集団的な損害回復制度をもつ ECCC とは異なる。ローマ規程上では被害者の損害回復に関して柔軟的な選択肢が与えられている一方で、ドワートマンは、原則として個人を基礎においた損害回復が想定されていることを指摘する⁴¹²。実際、国内の司法機関における損害回復に関しては、民事手続においても刑事手続においても原則的には個人に焦点があたっており、国際人権法分野においても同様である。米州人権裁判所の実行においては被害者集団の損害回復命令が確認できるものの⁴¹³、国際人権法分野全体で鑑みると、その実行数は一部にとどまっている。

ドワートマンは、国際刑事裁判所の被害者個人に対する損害回復は、国内の民事における損害回復命令と類似したものであることを想定する。つまり、少なくとも国際刑事裁判所においては、管轄犯罪の被害者が被った被害 (damage)、損失 (loss)、負傷 (injury) と同程度の損害を回復することを目的として、このことから金銭的手段とした回復手段が裁判所によって命じられる可能性があることを指摘する⁴¹⁴。そしてこの場合、被害者によって提出された申請書をもとに個別の被害者の損害が検討され、活用できる資源の範囲内で適切な損害回復が命じられる。

しかしながら、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪といった裁判所が管轄する犯罪の特徴は、結果として発生する損害の規模の大きさである。果たして、大規模な被害者を前にして、個別の被害を判断し、そして個別に損害回復を実行する裁判所の資源があるかは、疑わしい。この点裁判所は、被害者および被害者にかかる者が受けた損害の範囲、程度の決定を手助けするための適切な専門家を指定することができる⁴¹⁵。しかしながら、個人への損害回復に過度の焦点があたることは、広範な被害者への対応が求められる裁判所にとって、実現しがたいことが容易に想定できる。

他方で、裁判所は、適切な場合であれば、被害者集団に対して、または、個人および被害者集団両者に対して、損害回復を行うように命じることができる⁴¹⁶。ではこの被害者集団に対する損害回復とは何を示すのであろうか。ドワートマンはこの点について、被害者

⁴¹² Dwertmann, *The Reparation System of the International Criminal Court: Its Implementation, Possibilities and Limitations*, p. 120.

⁴¹³ 第二章参照。

⁴¹⁴ Dwertmann, *The Reparation System of the International Criminal Court: Its Implementation, Possibilities and Limitations*, p. 120.

⁴¹⁵ Rule 97 (2), Rules of Procedure and Evidence.

⁴¹⁶ Rule 97 (1), Rules of Procedure and Evidence.

集団に対する損害回復の性質は、個人によるそれと特徴として異なっていることを指摘する。すなわち個人に対する損害回復が、個人が受けた損害を個別に認定しその損害に従った回復を志向するのに対して、集団的な損害回復において、個人が受けた損害はある特定の集団に対する損害の文脈で捉えられる⁴¹⁷。

例えば、国際刑事裁判所の管轄犯罪の一つであるジェノサイドは、民族の差異を理由としてある特定の集団および共同体に対して損害を与え、個人が受けた損害は、この集団および共同体が受けた損害の一部分を形成する⁴¹⁸。そして被害者個人の損害回復は、集団および共同体に対する損害回復の文脈で位置づけられ、したがって、被害者の集団および被害者の共同体に対する損害回復の手段が模索される⁴¹⁹。このことによってその集団および共同体に属する被害者の損害が部分的には回復されると言えるだろう。

第二章で確認したように、集団的損害回復の一例としての米州人権裁判所におけるサンチェス事件では、グアテマラにおけるマヤの共同体に対する攻撃および虐殺が問題になり、結果として裁判所によって、個人に対する損害回復と同時に、共同体に対する住宅プログラムや医療および心理学的な処置に代表される集団的損害回復を行うことがグアテマラ政府に対して命じられている⁴²⁰。また、損害回復に資する財源がない場合においても ECCC において見られた有罪判決を受けた者の謝罪のような形で道徳的な損害回復手段もあり得る。

集団的損害回復は、個人的な損害回復とくらべて、二つの点から大規模人権侵害における被害者への対応に有用であると指摘できるだろう。第一により少ない資源で被害者に対して多様性のある損害回復手段を提示できる。個人の損害回復が金銭による損害の補償に限定される傾向にあるのに対して、集団的な損害回復は、たとえばリハビリテーションの手段を提供することによってより限定的な資源で損害回復手段を提示することができる。

また時に、損害回復に資する資源が全くない状況においても、謝罪や記念碑の設立など道徳的な損害回復手段を提示することができる。さらに、集団的損害回復を志向するのであれば、個別の被害者の損害を詳細に算定する必要はない。このことは損害の認定に関して決定する側の負担を軽減することが指摘できるだろう。

第二の利点として、広範な被害者を損害回復手段の中に含み込むことができる。ドワートマンによると、直接的な損害を被った者以外にも共同体内における認知されていない被害者をも含み込んだ形で損害回復を行うことができる。つまり、ある人権侵害行為が共同

⁴¹⁷ Dwertmann, *The Reparation System of the International Criminal Court: Its Implementation, Possibilities and Limitations*, p. 122.

⁴¹⁸ Ibid.

⁴¹⁹ Ibid.

⁴²⁰ 米州人権裁判所におけるサンチェス事件に関して、マヤコミュニティに対する集団的な損害回復は、特に事実の重大性および生み出された被害の集団的性質から、特に関連性があると言及している。そして、共同体が受けた損害として、共同体におけるマヤ文化に対する損害、共同体構成員の殺害後の伝統的社会基盤の破壊に基づく損害などについて検討を行い、集団的損害回復命令などを行う決定を下した。See McCarthy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, p.126.

体に焦点を当てた場合、自己の身体および財産に対して直接的な損害を受けていない場合であっても、共同体で共有する施設の破壊や、犯罪行為を目の当たりにすることによって受けた精神的苦痛などによって損害を受けた者も少なからず存在する。このような潜在的な被害者であっても、共同体に対する集団的損害回復手段を提供することによって救済の対象に含み込むことが出来るといえる⁴²¹。

4-2-2-2 損害回復の行為主体

ローマ規程 75 条 2 項において、裁判所は、有罪判決を受けた者に対して被害者および被害者にかかる損害回復を命じることが出来る。さらに裁判所は適切な場合には、裁判所の内に設置された被害者信託基金を通じて損害回復を行うことが出来る⁴²²。

有罪判決を受けた者に対して損害回復を行うことを命令する規定は、限定的ではあるが、ICTY、ICTR、SCSL といった国際刑事法廷においても確認することが出来る。ただしそれは、損害に関する原状回復命令を判決の中に含み込むことが出来るという、それぞれの裁判所の権限を言及するにとどまっておき、制度的な裏付けを行うものではなかった。つまり、それぞれの国際刑事法廷の設立規程において言及されている、不法な強制行為を含む犯罪行為によって得られた財産および収益を、正当な権限をもつ所有者に対して返還する実行能力がそれぞれの法廷における制度的な裏付けが伴わないものであった⁴²³。

国際刑事裁判所と他の国際刑事法廷を分ける特色の一つとして、ローマ規程において、締約国に対する損害回復命令の履行確保義務が存在している点である。有罪判決を受けた者に対して損害回復命令を行ったとしても、それを実現させるための制度を有していなければ被害者に対する損害回復を行うことが出来ない。

裁判所は刑罰の決定の際に、被告人に対する罰金と犯罪行為によって直接または間接的に得られた収益、財産、および資産の没収を命じることができ⁴²⁴、このことを確保するために締約国はローマ規程において協力義務が存在している。ローマ規程 75 条 5 項は、締約国に対して、裁判所が発する損害回復命令を執行するために被告人に対する罰金および資産の没収の文脈における締約国の協力義務を課している⁴²⁵。

締約国の義務を規定する 93 条には、最終的な没収のために、犯罪の収益、財産、資産および道具を特定し、そして凍結または差し押さえをすることが締約国の義務として明記されている⁴²⁶。そして 109 条は裁判所による罰金および財産の没収命令を国内法の手続にしたがって執行することが義務づけられている⁴²⁷。こうして没収された被告人の財産が、

⁴²¹ Ibid., p.123.

⁴²² Art. 75 (2), Rome Statute.

⁴²³ Art. 24(3) Statute of the International Criminal Tribunal for Former Yugoslavia; Art. 23(3) Statute of the International Criminal Tribunal for Rwanda; Art.19(3) of Statute of the Special Court of Sierra Leone.

⁴²⁴ Art. 77 (1)(2), Rome Statute.

⁴²⁵ Art. 75 (5), Rome Statute.

⁴²⁶ Art. 93 (1) (k), Rome Statute.

⁴²⁷ Art. 109, Rome Statute.

裁判所が認める被害者への損害回復として用いられる⁴²⁸。ただし、被告人によって不当に得られた収益、財産、資産がそのまま、被害者の損害回復に用いられるわけではない。

財産の没収は、犯罪行為の結果直接的または間接的に得られたものに限定され、かつ善意の第三者を侵害しない限りにおいて行われる⁴²⁹。さらに、罰金刑においても被告人の特定出来る財産の 75 パーセントという限度規定が存在する⁴³⁰。そして、被告人に財産が認められる場合には、手続における弁護士費用その他の裁判経費について被告人が負担しなければならない⁴³¹。もっとも、被害者の損害回復に用いられる被告人の財産が存在しない場合も多く存在する⁴³²。

国際刑事裁判所が初めて有罪判決を下したルバンガを含む、事件の被告人の大半が裁判所によって、財産を保持しない低所得者 (indigent) として認識されており、国際刑事裁判所における手続きにおいて弁護士費用など法的な援助にかかる費用を裁判所が負担している。このような状況においては有罪判決を受けた者に対して損害回復命令を行うことが、果たして現実的な観点から可能かどうかについて、問題がある。

この点、裁判所は適切な場合に被害者への損害回復を裁判所内に設置された被害者信託基金を通じて行うような裁定を出すことが出来る。特に、裁判所内の議論では、被告人に財産がない場合および限定的な場合には、積極的に被害者信託基金を通じた被害者に対する損害回復が方法として認識されている。ローマ規程 75 条 2 項には、適切な場合には被害者信託基金を通じて、被害者に対して損害回復の裁定を出すことが出来ると規定されている⁴³³。

この場合、裁判所は、財産の没収および罰金によって得られた金銭または他の資産について、被害者信託基金内に移送することが出来る⁴³⁴。そしてこのような命令が出される場面は、被害者個人への損害回復の裁定が不可能または非現実的な場合に限定される⁴³⁵。なお、このような形で被害者信託基金へ移送された金銭またはその他の財産は、被害者信託基金が独自に持つ財源とは区別された形で保持される⁴³⁶。被害者信託基金を通じた損害回復を行う場合、没収および罰金で得られ、かつ被害者信託基金に移送された資産とともに、

⁴²⁸ Art. 67 (d)、被告人は、十分な支払い手段を有しない場合、自らその費用を負担することなく、裁判所によって法的な支援 (legal assistance) を付される。

⁴²⁹ Art. 77 (1)(2) and Art. 93 (1) (k), Rome Statute.

⁴³⁰ Rule 146 (2), Rules of Procedure and Evidence.

⁴³¹ Art. 67 (d), Rome Statute.

⁴³² リンダ・M・ケラーは、被告人が横領や闇市場における違法取引によって、莫大な利益を得ている一方で、裁判所における出廷段階では、それらの財産は、すべて支出されているか隠蔽される可能性があることを指摘している。Linda M. Keller, "Seeking Justice at the International Criminal Court: Victims' Reparations," *Thomas Jefferson Law Review*, vol. 189, 2007, p. 195-196.

⁴³³ Art. 75 (2), Rome Statute.

⁴³⁴ Art. 79 (2), Rome Statute.

⁴³⁵ Rule 98 (2), Rules of Procedure and Evidence.

⁴³⁶ *Ibid.*, この点について、被害者信託基金は裁判所における通常予算とは異なる形で独自の財源を持つことを指摘する必要がある。この独自の予算を裁判所は「その他の資産 (other resources)」と名付けている。この点については第五章で確認する。なお、裁判所の命令によって有罪判決を持つものから移送された金銭または、その他の財産は信託基金が持つその他の財産とは区別されるという意味をもつ。

被害者信託基金が独自に持つ財源によって補完しながら損害回復を行うことが出来るが、この判断は被害者信託基金の意思決定機関である理事会によって決定される⁴³⁷。

制度上、ローマ規程および手続き証拠規則を読み解くと被害者信託基金を通じた損害回復を行う場合には、対象として、被害者集団に対する損害回復が志向されている。被害者信託基金について規定されている手続き証拠規則 97(1)では、まず被害者個人に対する損害回復命令を行う場合、直接的に、有罪判決を受けた者に対して行うことが規定される。さらに、同規則(3)では、裁判所が、有罪判決を受けた者に対して、被害者信託基金を通じた損害回復を行うように命令する局面を、被害者の数および、被害者に対する損害回復の範囲、形態および様式を鑑みて、集団的な形式をとる方がより適切であると判断する場合に限っている。なお裁判所は信託基金を通じた被害者への損害回復命令を行う前段階に、被害者信託基金に対して、文書による見解を求めることが出来る⁴³⁸。

ただし、被害者信託基金が、被害者集団に対する損害回復のみを扱うとは必ずしも言い切れない部分がある。なぜならば、被害者信託基金の活動を規定する規則を紐解くと、被害者個人に対する損害回復が裁判所によって発せられた場合の規則もおかれているためである。被害者信託基金規則の第三章において、被害者個人を対象にした損害回復の裁定の場合の指針について規定されており、被害者信託基金が損害回復の履行主体として、個人を対象とする可能性も示唆している⁴³⁹。この点についての考え方は、更なる裁判所における損害回復に関する実行の蓄積を待つ必要がある。

4-2-2-3 損害回復の形態

ローマ規程 75 条 2 項において裁判所は、被害者に対するまたは被害者に関する適切な損害回復を特定して、有罪判決を受けたものに対し直接命令を下すことができる。そしてその損害回復(reparations)の形態には、原状回復(restitution)、補償(compensation)、リハビリテーション(rehabilitation)が含まれる。損害回復が含むこれらの類型は 1985 年の被害者権利宣言および 2006 年に採択された、国際人権法における大規模侵害および国際人道法の重大な侵害の被害者の救済と損害回復に関する基本原則および指針（以下、基本原則および指針）の準備作業において提出された草稿などを参考にしたものであった⁴⁴⁰。

ローマ規程においては、損害回復を構成する要素について、具体的な定義は設けられていないものの、2006 年の基本原則および指針を確認することにより内容の手がかりがつかめる。基本原則および指針によると、原状回復（Restitution）とは、被害者を重大な国際

⁴³⁷ Regulation 56, Regulations of the Trust Fund for Victims, adopted and entered into force on December 3, 2005, ICC-ASP/4/Res.3.

⁴³⁸ Rule 148, Rules of Procedure and Evidence.

⁴³⁹ Chapter III, Regulations of the Trust Fund for Victims.

⁴⁴⁰ Schabas, "Article 75. Reparations to Victims," *The International Criminal Court: A Commentary on the Rome Statute*, p.880. UN Commission on Human Rights, "Revised Set of Basic Principles and Guide Lines on the Right to Reparation for Victims of Gross Human Rights and Humanitarian Law Prepared by Mr. Theo van Boven pursuant to Sub-Commission decision 1995/117," UN Documents: E/CN.4/Sub.2/1996/17, May 24, 1996.

人権法・深刻な人道法違反の前の状態に戻すことと定義され、自由の回復、人権・アイデンティティ・家庭生活および市民権の享受、居住地の返還、雇用の回復、財産の返還などが含まれる⁴⁴¹。この点、マッカーシーの議論に従うと、大きく分けて物質的な原状回復と法的な原状回復があるという。前者は、損害を被った者の物質的な状況をもとに戻すことを意味し、後者は、被害者を受けた者の法的な立場または状況の変更を示すものであると指摘される。例えば、前者は違法に取得された財産の返還、他方後者は、これまで損害の原因となった制定法の廃止などがあたるという⁴⁴²。ムジラはより端的に、原状回復とは、被害者を違法行為の前の状況(*status quo ante*)に戻すことであると指摘する⁴⁴³。

補償は、違反の結果として発生した、経済的に評価ができる損害に対して、違法行為とそれぞれの状況の重大性に対して適切で比例した形でなされる。そしてそのような損害とは、身体的・精神的損害、機会の喪失（雇用、教育および社会的な利益を含む）、物質的損失と収入の損失（潜在的な収入の損失）、道徳的損害、そして、法的および専門家による支援、薬物・医療サービス、心理・社会サービスにかかった費用などが含まれる⁴⁴⁴。一般的に補償とは、原状回復が不可能または不適切な場合においてより実現可能な選択肢として用いられるという⁴⁴⁵。例えば、返還すべき財産が破壊された場合や身体的な損傷や人命の損失などがこのような場合にあたる⁴⁴⁶。そして、補償の形態は通常、金銭を想定しており、こうした金銭補償は、一般的には国際法、特に国際人権法の分野における損害回復の形態として、主に考えられてきた⁴⁴⁷。

ローマ規程がさらに明文で規定している損害回復の一形態としてリハビリテーションがある。2005年の基本原則および指針においては、法的または専門的な支援、薬物・医療サービス、心理・社会サービスが含まれている⁴⁴⁸。このリハビリテーションは、1985年の基本原則には、存在しなかった概念である一方で、ドワートマンは、1985年の宣言にて盛り込まれた被害者に対する支援(Assistance)が、リハビリテーションとして要約されたと指摘する。1985年の基本宣言によると、犯罪被害者は、政治的、自発的、コミュニティーベースかつ、土着の形を通じて物質的、医療的、精神的かつ社会的に必要な支援受けるべきであることが明記されている⁴⁴⁹。

⁴⁴¹ The Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, para.19.

⁴⁴² McCarthy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, pp. 213-214.

⁴⁴³ Musila, *Rethinking International Criminal Law*, p.179.

⁴⁴⁴ The Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, para.20.

⁴⁴⁵ Dwertmann, *The Reparation System of the International Criminal Court: Its Implementation, Possibilities and Limitations*, pp. 133-134.

⁴⁴⁶ Ibid.

⁴⁴⁷ McCarthy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, pp. 162.

⁴⁴⁸ The Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, para.19-21. なおこの基本原則・ガイドラインの中には、満足 (Satisfaction) と再発防止の保証 (Guarantees of non repetition) が他の損害回復手段として明記されている (para 22-23)。

⁴⁴⁹ Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power, para.14.

なお、ローマ規程 75 条 2 項における損害回復の形態として明記されていないものの、裁判所は他の形態の損害回復も想定していると考えられる。損害回復を規定する同条同項は、「原状回復、補償、リハビリテーションを含む損害回復」という書き方をしており、損害回復の形態は他の方法をも含み込む可能性が存在している。事実、手続参加および損害回復を求める者が裁判所に提出する申請書を確認すると、希望する損害回復に関する質問 33 および 34 に対する解説において、被害者が求める損害回復の形態の例示として、謝罪や記念碑の建立といった象徴的または道徳的な損害回復手段が提示されている⁴⁵⁰。このような手段による被害者への損害回復は、2005 年の基本原則および指針においては、満足 (satisfaction) という損害回復手段の一形態として認識されている⁴⁵¹。このことは、裁判所は上記にあげた損害回復の三つの形態にとらわれない形で、損害回復の手段を提示出来る可能性があることを示唆していると言えよう。

表 1 1 国際刑事裁判所における被害者の損害回復制度における選択肢

損害回復の対象	損害回復の行為主体	損害回復の形態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪行為の結果、直接的または間接的に損害を被った被害者（自然人）個人もしくは集団（共同体に対する損害回復を含みこむかについては制度上明らかになっていない） ・ 直接的損害を被った組織・機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有罪判決を受けた者 ・ 被害者信託基金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原状回復 ・ (金銭) 補償 ・ リハビリテーションなど (損害回復に関する申請書では満足に関する希望を記載する部分も存在)

筆者作成

以上のように、国際刑事裁判所における被害者に対する損害回復は、第一に個人もしくは集団に焦点をあてた回復の対象、第二に回復の命令および裁定を、有罪判決を受けた者か信託基金を通じて行うかという行為主体、そして、第三に原状回復、補償、リハビリテーションおよびその他の形式によって行われるかという形態に関して、広い選択肢を保持している。裁判所が管轄する犯罪の大規模被害者像を前にして、裁判所は、非常に柔軟的な形で被害者に対する損害回復を行なうことが制度上確認出来る。ただし、このことは他方で、裁判所、特に損害回復命令および裁定を行う裁判部の裁量にかかっており、どのように裁判所がそれぞれの事件に関して一貫した損害回復の形で提示出来るかについては、今後の実行の蓄積が待たれる。なお、前述したように、2012 年 8 月にコンゴ民主共和国に

⁴⁵⁰ ICC, “Application Form for Individuals: Request for Participation in Proceedings and Reparations at the ICC for Individual Victims,” p.5, available at <<http://www.icc-cpi.int/NR/rdonlyres/48A75CF0-E38E-48A7-A9E0-026ADD32553D/0/SAFIndividualEng.pdf>>.

⁴⁵¹ The Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, para.24 (e) (g).

におけるルバンガの事件において、初めてとなる損害回復原則に関する決定が第一審裁判部よりなされた。この点については、本章で述べられる被害者に対する司法的損害回復だけでなく、被害者信託基金による非司法的な被害者に対する支援活動の実行も加味した決定がなされているために、次章の後半部分で扱う。

4-3 損害回復の手続

ローマ規程 75 条 1 項によると被害者または被害者を代理するものからの要請、または、例外的状況下（*under exceptional circumstances*）においては裁判部自体の発議により、被害者および被害者にかかる被害、損失、負傷の範囲を決定する⁴⁵²。被害者に対する損害回復制度を保持する国際刑事裁判所は、被告人に対する有罪・無罪および刑の判断に加えて、損害回復の対象となる被害者、履行主体、および形態の検討を行う必要がある。

そしてこのことは、有罪・無罪および刑に関する判断とは別の形で、裁判所は被害者の損害回復を検討する機会を設けることを意味する。そしてこの機会において、損害回復命令および裁定の前に有罪判決を受けた者、被害者、関係者または関係国およびその代理の意見の表明を求めることができ、それらの意見は考慮されると定める⁴⁵³。

損害回復にかかわる検討の時期はローマ規程を紐解くと、二つの可能性が指摘できる。76 条 3 項によると、損害回復に関して検討を行う手続は、刑を判断する手続の中で、もしくは、必要である場合その後の追加的な手続(*additional hearing*)の中で行われることが規定されている⁴⁵⁴。つまり、損害回復を検討する機会に関しては、有罪判決の決定を受けて刑を判断する手続の中で一体のものとしておこなわれるか、刑の決定後、追加にかつ独立した形で行われる。このように、損害回復に関する手続きを別個独立した形で行うことに対しては裁判所の裁量に任されている。

なお、裁判所は損害回復手段の決定に際して、多様な主体の参加を認めている。ローマ規程 75 条 3 項は、有罪判決を受けた者、被害者または、その代理の意見表明を認めているだけでなく、関係者（*interested persons*）、関係国（*interested States*）の参加を認めている。さらに手続証拠規則 97 では、損害の範囲および適切な損害回復手段の決定の為に、被害者、被害者の法律上の代理人、有罪判決を受けた者、そして裁判部自身の発議により、適切な専門家による支援を受けることが出来ると定めている⁴⁵⁵。

さらに、裁判所の実行状況では損害回復の決定に関してより広い参加者の対象を考慮に入れている。コンゴ民主共和国のルバンガの事件における裁判所の実行状況を確認すると、被害者の損害回復に関する原則の策定の為に、裁判所はルバンガの有罪判決後に、第一に

⁴⁵² Art. 75 (1), Rome Statute

⁴⁵³ Art. 75 (3), Rome Statute; Dwertmann, *The Reparation System of the International Criminal Court: Its Implementation, Possibilities and Limitations*, p.196.

⁴⁵⁴ Art. 76 (3), Rome Statute.

⁴⁵⁵ Rule 97 (2), Rules of Procedure and Evidence.

損害回復に関して裁判部が採用すべき原則、第二に損害回復の手段に関して、裁判における当事者、参加者、裁判所書記局、被害者信託基金とともに、その他の個人およびその他の当事者の見解の表明を受け入れる意図を見せた⁴⁵⁶。結果として、ウィメンズ・イニシアティブズ・フォー・ジェンダー・ジャスティス (Women's Initiatives for Gender Justice)、国際移行期正義センター (International Center for Transitional Justice)、人権および平和促進のためのコンゴ財団 (Fondation Congolaise pour la Promotion des Droits Humains et la Paix) といった国際および現地の人権 NGO とともに、国連児童基金 (United Nations Children's Fund) といった国連機関の文書による見解を損害回復の手續において受け入れる決定を下している⁴⁵⁷。

このように裁判所は裁判における当事者、被害者および被害者の法律上の代理人のみを損害回復の検討の対象とせず、現地の視点を含めたより広い観点から多様な当事者を損害回復の手續に参画させることによってより損害回復が実施される文脈を検討する意図があることが指摘出来よう。ただし、損害回復の対象、履行主体、形態は依然として裁判部の裁量にまかされており、裁判所による司法的な損害回復の傾向性がどのようなものになるかについては、今後の実行が待たれる。

以上、本節では、ローマ規程、手續証拠規則およびその他の文書を確認することにより国際刑事裁判所の損害回復制度の枠組みを概観した。まず本節では、損害回復制度が想定する被害者像を確認し、ローマ規程の交渉段階の早い時点から、裁判所の管轄犯罪によって直接的に損害を被った者のみではなく、直接的な損害を被った者の近親や配偶者といった近い関係性を持つ者も損害回復の対象となり得ることに言及した。また、裁判所の損害回復の枠組みは、対象、行為主体、そしてその形態についての選択肢の広さが特徴として存在することを示した。そして、このことは、裁判所、特に裁判部が、被害者に対する損害回復の形式について、広範な裁量を有している点を指摘した。さらに、被害者の損害の範囲や適切な損害回復を検討する手続きは、有罪判決後に行われ、有罪および無罪の検討および決定段階とは異なり、NGO や国連機関など多様な参加者を想定していることに言及した。そして、この点は、裁判所が認定した被害者およびその代理人の見解のみを損害回復の際に参考とするのではなく、多様な当事者の見解を受け入れることで、損害回復が行われる文脈を理解する意図が存在する点について示唆を行った。

4-4 損害回復制度を限定する要因

ドワートマンは国際刑事法を通じた司法的な損害回復の独自性および損害回復制度の限

⁴⁵⁶ ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dylo, "Scheduling order concerning timetable for sentencing and reparations," ICC-01/04-01/06-2844, March 14, 2012, para. 8-9.

⁴⁵⁷ ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dylo, "Decision granting leave to appeal to make representation in the reparations proceedings," ICC-01/04-01/06-2870, April 20, 2012. para. 22.

界を、行政的な損害回復との違いに着目して二つの点から言及する。第一に、被害者に対する行政的な損害回復と異なり、刑事司法制度を通じた被害者に対する損害回復は、国内・国際を問わず裁判所による刑事訴追の状況に左右される。したがって、国際刑事裁判所において、損害回復の対象となるのは、有罪判決を受けた者によって引き起こされた損害をもつ被害者に限定される。第二に、国際刑事裁判所は他の国際刑事法廷と同様に、選別された者を訴追対象とする。つまり、国際刑事裁判所においては、管轄犯罪の実行者を包括的に訴追するような戦略をとらないため損害回復の対象となる被害者も訴追された者にしたがって限定される⁴⁵⁸。つまり、国際刑事裁判所が対象とする被害者は、大規模な人権侵害によって被害を被ったものが広範であるにもかかわらず、裁判所が恣意的そして選択的に訴追し、かつ有罪と認定された犯罪行為の結果損害を被った者という限定がかけられる。

第二の点については古谷修一も同様の指摘をしている。古谷によると国際刑事裁判所は、その管轄に属する犯罪をおこなったすべての犯人を訴追・裁判できるわけではないと指摘する。そして、その理由は、広範な犯罪行為の実行者のうち、一握りの中心的なリーダーだけを裁くという訴追戦略がとられていること挙げている。結果として、一定地域で広範に発生している犯罪の被害者のうち、犯人が国際刑事裁判所で有罪の判決を受けた場合には損害回復を得ることができるが、一方で同じ地域の犯罪被害者であっても犯人が国際刑事裁判所に裁かれない場合には、損害回復を得ることができない点について言及する⁴⁵⁹。

このようなドワートマンと古谷が指摘する点は、国際刑事法廷また刑事司法における独特な文脈から発生してくることが指摘できる。国際的な刑事司法制度においては、これまで見てきたように、冷戦終結以降、ジェノサイド、人道に対する罪、および戦争犯罪といった国際法下における犯罪を構成するような行為を処罰することで、国際社会の平和と安全に貢献するという点が主眼としておかれてきた。他方で、訴追する主体である国際刑事法廷と犯罪行為を行ったとされる者との間の非対称的な関係を是正する観点から、相当程度、刑事手続きにおける被告人の人権への配慮が行われてきた。

こうした文脈から、事件で争われていない犯罪の被害者に対する損害回復を国際的な刑事司法制度において一様に認めてしまうことは、訴追戦略の対象として、国際刑事裁判所が選択しなかった者に対する犯罪行為を間接的な形で認めることになる。さらに、裁判所によって訴追対象となった者であっても、裁判を迅速に終結させる観点から、手続における検討対象の犯罪行為を限定させることもある。裁判所によって広範な被害者を無差別に損害回復の対象とした場合、有罪判決を超えた刑事責任を被告人に対して認めてしまうことになり得る。

上記のことは被告人に対する無罪の推定という観点から見ると、裁判所において認定さ

⁴⁵⁸ Dwertmann, *The Reparation System of the International Criminal Court: Its Implementation, Possibilities and Limitations*, p. 299.

⁴⁵⁹ 古谷、前掲論文、174-175頁。

れていない犯罪行為の被害者にまで損害回復の対象に含めてしまうことは、有罪判決を受けた者または、それ以外の者に対しても有罪の推定を与えてしまい、被告人の権利に対する深刻な侵害となる。このように、裁判所は、大規模な人権侵害への対応が求められている一方で、被告人に無罪の推定を考えていかなければならないというジレンマに直面する。

このジレンマが最も先鋭化するのが、裁判所が被害者の集団に対する損害回復を志向した場合である。もっとも、国際刑事裁判所が提示する被害者に対する集団的な損害回復の手段が共同体および民族などを基礎とした集団に対する損害回復まで含み込むかについては、異論がある。たとえばマッカーシーによると、国際刑事裁判所における被害者を定義する手続証拠規定 85 は、むしろ自然人個人を焦点にあてており、民族集団または共同体は同規定における被害者ではないと指摘する⁴⁶⁰。すなわち、彼によると手続証拠規則 85 においては、損害を受けた個人のみを対象としており、例えば損害を受けたある特定のグループや共同体は規則 85 上の被害者には該当しない⁴⁶¹。さらに付け加えるならば、規則 85(b)における被害者像は法人格をもった組織や機構を対象としているため、被害者の集団および、共同体は本規程における被害者像には合致しない。

この点は、国際刑事裁判所における最初の事件であるコンゴ民主共和国におけるルバンガの事件でも争点となっている問題でもあった。相当程度の性的暴力の被害者が捜査段階において確認されている一方で、逮捕状および予審裁判部における罪状の決定は子ども兵の徴募・徴兵に基づく犯罪に限定されていた⁴⁶²。

この逮捕状に関する決定に関して、いくつかの NGO は訴追理由の限定性に関して、懸念を表明した。逮捕状の発行後、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、リドレス・国際移行期正義センター、およびウィメンズ・イニシアティブズ・フォー・ジェンダー・ジャスティスなどの NGO は連名で裁判所検察官に対して声明を発表し、コンゴのイトゥリ地域では、6 万人を超える者が殺害されたことを指摘、またルバンガが率いるコンゴ愛国者連合 (the Union of Congolese Patriots: UPC) によって殺害・拷問・性的暴力がなされたことにも言及し、こうした行為が裁判所によって、検討されないことに対して非難をおこなった⁴⁶³。そしてこのことは、手続における被害者参加を深刻に制限し、損害回復に関しても否定的な影響を及ぼす可能性があることを指摘した⁴⁶⁴。

これに対して、当時の ICC 検察官ルイス・モレノ・オカンポ(Louise Moreno Ocampo)は、捜査は依然として検討中であり、集められた証拠が裁判所の管轄犯罪をおこなったと信じ

⁴⁶⁰ McCarthy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, p.126.

⁴⁶¹ Ibid.

⁴⁶² ICC PTCl, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dylio, "Warrant of Arrest," ICC-01/04-01/06-2-tEN, February 10, 2006.

⁴⁶³ Avocats Sans Frontières, Center for Justice and Reconciliation, Coalition Nationale pour la Cour Pénale Internationale – RCD, Fédération Internationale des Ligues des Droits de l'Homme, Human Rights Watch, International Center for Transitional Justice, Redress, Women's Initiatives for Gender Justice, "Joint letter to the Chief Prosecutor of the International Criminal Court," August 1, 2006, available at <<http://www.hrw.org/ja/news/2006/07/31/dr-congo-icc-charges-raise-concern>>.

⁴⁶⁴ Ibid.,

るに足りる合理的な理由があれば、新たな罪状を追加する可能性があることを一旦は認めただものの、ルバンガに対する捜査を停止し、新たな罪状が追加されることはなかった⁴⁶⁵。

さらに、NGOはルバンガに対する犯罪事実確認の審理の際にも、検討される罪状の限定性に対して文書における見解の表明を行った。しかし、予審裁判部においては、現在審理中の罪状とは関連しない問題として、退けられた⁴⁶⁶。最終的にルバンガに対する判決は、逮捕状に記載された罪状に関して有罪判決がなされており、NGOによって指摘された罪状に関しては、検討がなされなかった⁴⁶⁷。

このような状況において、例えば、米州人権裁判所の決定で見られたような、共同体に対する集団的損害回復の形式は、ルバンガの事件において想定されるルバンガが指揮するUPCによって徴募・徴兵された元子ども兵という被害者像を超えて、他の犯罪によって損害を被った者まで、損害回復の対象に含めることとなる。なぜならば、共同体には、誘拐された子ども兵のみならず、UPCによって殺害された者、性的暴力もしくは拷問および、略奪などによって個人的な損害を受けた者が混在しているためである。国際刑事裁判所が手続において争われていない犯罪の被害者と思われる者に対して、損害回復の対象に含めた場合、ルバンガがこうした犯罪に対して責任を持つことを間接的に認めるような結果を招く恐れが存在する。

国際刑事裁判所は、国際的または地域的な人権裁判所とは異なり、管轄犯罪に責任を持つものの訴追を第一の目的とする。他方で、被告人を不当の立場に置かないために、被告人の人権を尊重するための種々の原則が存在する。国際刑事裁判所が被害者に対する損害回復に対して直面する問題点とは、こうした刑事司法制度に特有な問題に起因するものであった。国際刑事裁判所は、被害者における司法的な損害回復に付随する制限を前に、どのような手段を用いて大規模な被害者に対する対応を行おうとしているのか。国際刑事裁判所が純粋な司法機関としての性質を維持しながら、司法的な救済の限界の中で被害者に対する損害回復を行っていくのか。または、その性質を超えて紛争後における大規模人権侵害の被害者への対応を行う意思をもっているのか。次章においては、被害者信託基金の役割およびルバンガの事件において裁判所によって決定された損害回復原則に言及しながら、さらにこの点について検討を加える。

4-5 小括

以上、本章では、国際刑事裁判所の被害者に対する損害回復制度に焦点を当てて検討を

⁴⁶⁵ Carla Ferstman and Maria Goetz, "Reparations before the International Criminal Court: The Early Jurisprudence on Victim Participation and its Impact on Future Reparations Proceedings," Carla Ferstman, Maria Goetz and Alan Stephens (eds.), *Reparations for Victims of Genocide, War Crimes and Crimes against Humanity: System in Place and Systems in the Making*, (Leiden: Martinus Nijhoff Publishers, 2009), p.319.

⁴⁶⁶ Ibid.

⁴⁶⁷ ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyllo, "Judgement pursuant to Article 74 of the Statute," ICC-01/04/01/06-2842, March 14, 2012.

行った。本章の第一節では、損害回復制度における背景に着目し、被害者の手続における参加の制度と同様、NGOによる条約交渉過程における働きかけを背景として、イギリスおよびフランスによる提案によって被害者の損害回復制度が盛り込まれたことを指摘した。そして、被害者に対する損害回復制度をローマ規程内に盛り込むことについては、条約交渉国の広範な合意があった一方で、損害回復を、国家責任の文脈で、国家が裁判所によって発せられた損害回復命令の履行義務を負う点については合意がなされなかった点について述べた。そして、結果として裁判所は、有罪判決を受けた者にのみ損害回復義務が生じるような制度であることについて指摘した。また、ローマ規程採択の段階では、損害回復の範囲などに関する指針についての原則が決定されておらず、当該原則に関する議論が現在までも続いていることについても言及した。

第二節においては、裁判所の損害回復制度に関して、損害回復の被害者となる対象、損害回復の行為主体、そしてその形態に関して、幅広い選択肢を提示することで、柔軟的な制度を裁判所が保持していることを指摘した。さらに、損害回復の決定に際して、専門家、NGO および国連機関といった多様な主体の参加を認めることにより、裁判所による損害回復が行われる文脈である、紛争後の大規模人権侵害という状況に対応する意図を持ち合わせている点について指摘をした。

さらに、第三節において裁判所の損害回復制度が直面する制限について、刑事司法制度という特徴から起因する問題について検討を行った。国際刑事裁判所の目的は、その管轄犯罪の訴追し、処罰することである。と同時に、被告人の人権の尊重が制度的に求められている。こうした中で、大規模な人権侵害の被害者に対応することは、時に、被告人の無罪の推定に対する否定的な影響となり得ることについて言及した。そして、特に裁判所の損害回復命令および裁定の性質が集団的なものとなった場合、裁判所において議論されていない犯罪までもが、裁判所によって間接的に認定されてしまう恐れがあることを指摘した。このことにより本章では、国際刑事裁判所の被害者に対する司法的な損害回復にはらむ潜在的な限界性について言及した。

国際的な刑事司法制度である国際刑事裁判所は、被告人の権利を過度に侵害しないという要請と大規模人権侵害の被害者への対応が求められているという点でジレンマを抱えている。このようなジレンマの中で、柔軟的な損害回復制度をもつ裁判所はどのような対応を行おうとしているのか。次章では、裁判所に内在する非司法的な救済を行う被害者信託基金の活動に焦点を当てながら、司法的救済への影響を確認することで、この問題に対する回答を行っていく。

5 国際刑事裁判所信託基金における被害者の損害回復と損害回復原則

本章では国際刑事裁判所に設置された被害者信託基金（Trust Fund for Victims）に焦点を当てる⁴⁶⁸。前章では、国際刑事裁判所の損害回復における司法的な側面を概観しつつ、ローマ規程によって想定された損害回復制度をめぐる司法的要請と政治的要請のジレンマを確認した。他方、本章で扱う信託基金は、裁判所の損害回復命令の履行という司法的な側面と、信託基金独自に裁判所による損害回復命令を離れて支援を行うという非司法的な側面が存在する。

本章ではこの点に着目しつつ、国際刑事法廷において初めて設立されることになった信託基金の枠組みと活動、そして、裁判所による損害回復原則においてみられる信託基金の役割について確認しながら、信託基金がどのように被害者の損害回復をめぐる司法的要請と政治的要請のジレンマを克服しようとしているのかについて分析する。

既に見てきたように、国際刑事法廷の歴史の中で、ECCC と国際刑事裁判所において、被害者の手続参加とともに、被害者に対する損害回復が、裁判所が直接行うものとして制度の中に組み込まれている。前者は、被害者への集団的かつ道徳的損害回復（collective and moral reparations）を命じる権限を持ち、後者もまた、原状回復・補償・リハビリテーションを含めた損害回復命令を行う権限を有している⁴⁶⁹。さらに、国際刑事裁判所においては、裁判所が直接的に有罪判決を受けた者に対して、被害者への損害回復を命ずるのみならず、適切な場合には信託基金を通じた損害回復を認めることも明記されている。

信託基金はローマ規程 79 条において、締約国会議(Assembly of States Parties)の決定によって設置されることが定められた。ローマ規程発行後の 2002 年の第一回締約国会議において被害者信託基金の設立の決定がなされ⁴⁷⁰、信託基金は理事会メンバーの選挙、基金規則の制定を経て、2007 年から本格的な活動を開始した。信託基金は、設立決議において、裁判所の管轄犯罪の被害者とそうした被害者の家族の利益の為に設立されることが定められており⁴⁷¹、前章で確認した裁判所の損害回復に関する対象範囲と概ね一致している。ただし、信託基金の役割は、裁判所の損害回復命令の履行としての役割に限定される訳ではない。

信託基金の報告書を確認すると、自身の役割について、損害回復(reparations)の他に支援(assistance)の二つのマンデートがあると描写する⁴⁷²。この支援に関するマンデートの下

⁴⁶⁸ 筆者は 2011 年 10 月から 2012 年 3 月まで、国際刑事裁判所信託基金事務局において法務インターンとして、信託基金の業務に携わったが、本論文特に本章のいかなる部分も信託基金の公式見解を表すものではない。

⁴⁶⁹ Art. 39, Internal Rules of the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia (ECCC); Art. 75 (2) Rome Statute.

⁴⁷⁰ ICC Assembly of States Parties (ASP), “Establishment of a fund for the benefit of victims of crimes within the jurisdiction of the Court, and of the families of such victims,” ICC-ASP/1/Res.6, September 9, 2002.

⁴⁷¹ Ibid., para.1; Ibid., Annex para.1.

⁴⁷² ICC Trust Fund for Victims (TFV), “Programme Progress Report Summer 2013,” p.39, available at

では、信託基金は、国家の自発的拠出(voluntary State contributions)および私的寄付を用いて、裁判所が活動をしている事態(situations)における被害者に対して身体的リハビリテーション (physical rehabilitation)、物質的支援 (material support)、心理的リハビリテーション (psychological rehabilitation) を行うことが明記されている。2013 時点では、北部ウガンダ、コンゴ民主共和国における裁判所管轄内の被害者に対して、信託基金の支援のマンデートに基づく被害者支援を行っている⁴⁷³。

信託基金の支援活動の特徴は、裁判所による有罪・無罪の決定および被害者に対する損害の認定およびその損害回復の対象の決定の前にしてこうした活動を行っている点である。通常国内および国際的な司法機関を通じた損害回復を考える時、被害者の損害などに関してなんらかの認定、算定および決定が生じる。そして、損害回復が特に刑事法の文脈で行われる場合、有罪判決の対象となる犯罪の被害に損害回復の焦点が当てられる。しかし、国際刑事裁判所の一機関である信託基金は、いわばこうした決定を迂回するような形で、裁判所の管轄にある被害者に対して、柔軟的に活動を行っている状況がある。

本章では、信託基金の支援活動の枠組みを確認しながら、信託基金の制度およびその実行状況に関して検討を行う。そして、信託基金の活動が、裁判所の損害回復に関する指針に関して一定の影響を与えていることに鑑み、2012 年にコンゴ民主共和国のルバンガの事件において裁判所によって決定された損害回復指針も同時に検討を行う。信託基金に着目することは、紛争後地域に活動する国際刑事法廷が、司法機関としての限界に直面する中で、この限界をどのように乗り越えようとしているのかを知る上で有用な指針を与えてくれるものと思われる。

このため、本章はまず信託基金をめぐる起草段階における議論に着目しながら信託基金の制度に込められた国際社会の意志を確認する、第二に、信託基金の法的枠組みに着目しつつ、信託基金が持つ二つの役割を検討する。第三に、信託基金の二つの活動である損害回復の履行と支援における活動の違いを両者が想定している被害者の概念に着目しつつ論じる。そして第四に、信託基金が裁判所による損害回復の原則に与えた影響において考察しながら、損害回復原則における信託基金の役割について分析を試みる。このことにより紛争地域という特殊な文脈で国際刑事裁判所における制度はどのようなことを求められ、そして信託基金は国際刑事裁判所の中でどのような役割を担わされているのかについて明らかにする。

<<http://www.trustfundforvictims.org>>, accessed on November 29, 2013.

⁴⁷³ Ibid., pp.30-34. ただし、中央アフリカ共和国に対する信託基金の支援は、活動開始が決定されていたものの、治安情勢の悪化などの原因により 2013 年 3 月 26 日に活動の開始が延期された。See ICC TFV, "Trust Fund for Victims Suspends Its Activities in the Central Africa Republic," March 26, 2013, available at <<http://www.trustfundforvictims.org/news>>, accessed on November 29, 2013.

5-1 信託基金の設立の背景

信託基金設立の議論は、ローマ規程起草の早い段階で確認できる。1993年国連国際法委員会（International Law Commission : ILC）によって準備されたローマ規程の草案には、すでに信託基金設立への提案がなされていた。ただし、その際には、信託基金の性質は、国連事務総長によって設立される形態を想定しており、国際刑事裁判所とは独立した機関として設置されることが想定されていた。

国連国際法委員会における草案の刑罰に関する草案 47 条は、有罪宣告を受けた者に対する罰金が刑罰の一つとして明記されているが、同条 3 項では、支払われた罰金の移送について、裁判所の決定に基づき（1）裁判の費用を払うために、（裁判所の）書記局、（2）犯罪被害者の国籍国、（3）犯罪被害者の利益のために国連事務総長によって設立される信託基金、の 3 箇所への移送が可能であると規定された⁴⁷⁴。

ILC 草案は 1994 年に国連総会へ提出され、総会の準備委員会で議論されることとなった。準備委員会における議論では、信託基金は国連事務総長ではなく裁判所によって運営されるべきとの議論が生じたものの、草案 47 条はほぼそのままの形で、1998 年のローマにおける国連主催の外交会議に提出され、再度議論されることとなった⁴⁷⁵。

外交会議では信託基金をめぐり、主に次の二点が合意された。第一に草案 47 条の罰金の移送先として、信託基金が他の選択肢よりも望ましいこと。第二に、信託基金を国連事務総長によって設立されるものではなく、締約国会議によって設立されるべきこと、さらに、信託基金の詳細な活動は規程によって定められるものではなく、締約国会議によって扱われるべきものという点も同様に合意された⁴⁷⁶。これらの議論を踏まえた結果、ローマ規程 79 条として結実し、採択されることとなった。ローマ規程は 79 条では以下のように定められている。

- （1）締約国会議の決定により、裁判所の管轄内にある犯罪の被害者およびその家族の利益のため、信託基金を設立する。
- （2）本裁判所は、その命令によって、罰金または没収によって徴収された金銭その他の財産を信託基金に移転することを命じることができる。
- （3）信託基金は、締約国会議が定める基準に従って、運営される。

被害者信託基金の設立および信託基金が活動を行うための規則の設定はローマ規程発

⁴⁷⁴ Art.47 (3), United Nations, “Working Group on a Draft Statute for an International Criminal Court,” A/CN.4/L.491/Rev.1, July 8, 1994.

⁴⁷⁵ Mark Jennings, “Article 79: Trust Fund,” Otto Triffterer (eds.), *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court: Observers’ Notes, Article by Article*, (Oxford: Hart Publishing, 2008), pp.1005-1006.

⁴⁷⁶ ローマ会議における外交交渉については、William Schabas, *The International Criminal Court: A Commentary on the Rome Statute*, pp.909-911.

効後、段階的に行われていった。2002年の第一回締約国会議にて信託基金の設立が決議され、裁判所の管轄下にある犯罪の被害者、そしてこれらの被害者の家族の利益のためという信託基金の設立目的が明記された⁴⁷⁷。そして、信託基金の活動の意思決定機関である理事会構成員の選挙は2003年9月の第二回締約国会議中に行われ、地理的そして、性別および主要な法体系の配分を考慮し、5名の理事会メンバーが選出された。さらに、2004年の第三回締約国会議では、理事会の職務実行に際し、適切な機能を果たすために必要な支援を行うことを目的とした信託基金事務局(Secretariat for the Trust Fund for Victims)の設置が決定された⁴⁷⁸。その後、ローマ規定79条にしたがって信託基金規定が第四回締約国会議において採択され⁴⁷⁹、信託基金は2007年に実質的な活動を開始している。

被害者信託基金の起草過程を確認する時、信託基金は、対象をローマ規程における管轄犯罪の被害者に焦点にしながらも、性質として裁判所からの一定の独立性もしくは自治を持つものとして想定されていたことが指摘できる。信託基金が政治的機関である国連の事務総長によって設立されることを想定した背景には、信託基金の活動に関して、何らかの政治的判断が含まれる余地を念頭においていたことが推察できると言えよう⁴⁸⁰。

この点では、第二章で取り上げた、各分野において設立された人権侵害の被害者に対する基金との性格に類似していると指摘できる⁴⁸¹。ローマ規程の起草過程では、信託基金の設立に関して、裁判所からは独立した形で国連の指揮下におかれるか、または裁判所の指揮下で機能するかについて、議論が戦わされた。結果、採択されたローマ規程では、信託基金の独立性が弱められ、より裁判所の影響下におかれたことが確認出来る。しかしこのことは、信託基金の独立性がまったく失われてしまったことを意味するわけではない。

この点、信託基金の独立性に関して鍵を握る存在となるのは、国際刑事裁判所の締約国会議である。被害者の参加および損害回復がローマ規程において定められているのとは対照的に、信託基金は設立およびその活動規則は、ローマ規程において定めるべき問題ではないとの合意が交渉中から存在しており、締約国会議の決定によって設立されるものとして認識されることとなった。

もちろん、この背景には起草段階において、信託基金の活動指針の度重なる変更が想定されていたので、ローマ規程の修正という対応をとるよりも、別個に設定された信託基金

⁴⁷⁷ ICC-ASP, Establishment of a fund for the benefit of victims of crimes within the jurisdiction of the Court, and of the families of such victims, ICC-ASP/1/Res/6, September 9, 2002.

⁴⁷⁸ ICC-ASP, Establishment of the Secretariat of the Trust Fund for Victims, ICC-ASP/3/Res.7, 10 September 2004.

⁴⁷⁹ ICC, Regulations of the Trust Fund.

⁴⁸⁰ なお本来独立であるべき国際刑事裁判所において、国連による政治的な意思が入る余地を示した例として、国際刑事裁判所が管轄権を行使する条件(トリガーメカニズム)を規定したローマ規程13条と裁判所による捜査・訴追の延期を規定する16条が挙げられる。両者とも、国連憲章7章に基づく国連安全保障理事会の決議を発動条件に定めている。Art. 13 (c) and 16, Rome Statute.

⁴⁸¹ この点、第二章でとりあげた国連による各種の人権侵害の被害者に対する基金は、国連総会によって設置したものであり、同一というわけではない。しかしながら、政治的機関である国連によって設立されたという点は共通していることが指摘できる。

規則の修正という形をとった方が対応しやすいという実際的な視点も存在していた⁴⁸²。しかし、より条約交渉国の意図を起草過程から推察するならば、政治的機関である国連の指揮下におかれ活動をする形態となるのか、裁判所の指揮下におかれ裁判所による司法的救済の履行機関としての役割に徹するのか、という二つの議論の狭間で、信託基金を締約国会議の指揮の下に位置づける事により、司法機関の一部として、司法的な損害回復の一翼を担いつつ、独立性を保持しながら司法的救済を超えて現地に即した柔軟性を志向する意図を指摘する事ができよう。

5-2 信託基金の独立性と二つの機能

本節では、信託基金の独立性に着目しつつ、国際刑事裁判所における信託基金の役割を俯瞰する。冒頭示したように、信託基金は裁判所の損害回復命令の履行主体としての側面と、裁判所の管轄犯罪の被害者およびその家族に関して支援を行うという二つの側面が存在する。前者においては、裁判所の損害回復の一形態として信託基金を通じた損害回復が認められ、後者においては、裁判所の損害回復命令を経ずに支援を行うことができる。

この二つの役割の中で、裁判所と信託基金はどのような関係性にあるのだろうか。この点に着目する事は、信託基金の裁判所における機能および役割の基本的な性質をみる上で有用である。本節では、裁判所および信託基金の法的な枠組みを確認しながら、第一に、被害者信託の独立性を検討する。第二に、裁判所の損害回復命令における信託基金の役割を確認する。そして第三に、信託基金の支援活動を行うためのプロセスおよび実態にも焦点を当てながら、支援の文脈における信託基金の役割と信託基金と裁判所の関係性に関して概説を行う。

5-2-1 信託基金の独立性

信託基金に関する起草過程を確認することによって明らかになったのは、信託基金は、裁判所が管轄権を持つ犯罪の被害者と家族の利益のために設立された一方で、その設立と活動は、裁判所から一定の独立を担保されているという点であった。そしてその形式は、ローマ規程の文言の中に位置づけられ、裁判所によって完全な形で運営されるのではなく、締約国会議が定める規則にもとづいて運営がなされるというものであった。ここでは信託基金の独立性とは何を意味しているかについて論じる。

締約国会議とは、ローマ規程締約国の代表1名によって構成され、裁判所の行政に関して、裁判所長会議、検察官、裁判所書記に関する管理監督を行い、予算などを決定するものである⁴⁸³。つまり、裁判所は事態や事件に関する司法的な判断とは異なる事務的な問題に関して、締約国会議の管理および監督下にある。裁判所行政に関する裁判所と締約国会

⁴⁸² Mark Jennings, "Article 79: Trust Fund," pp.1006-1007.

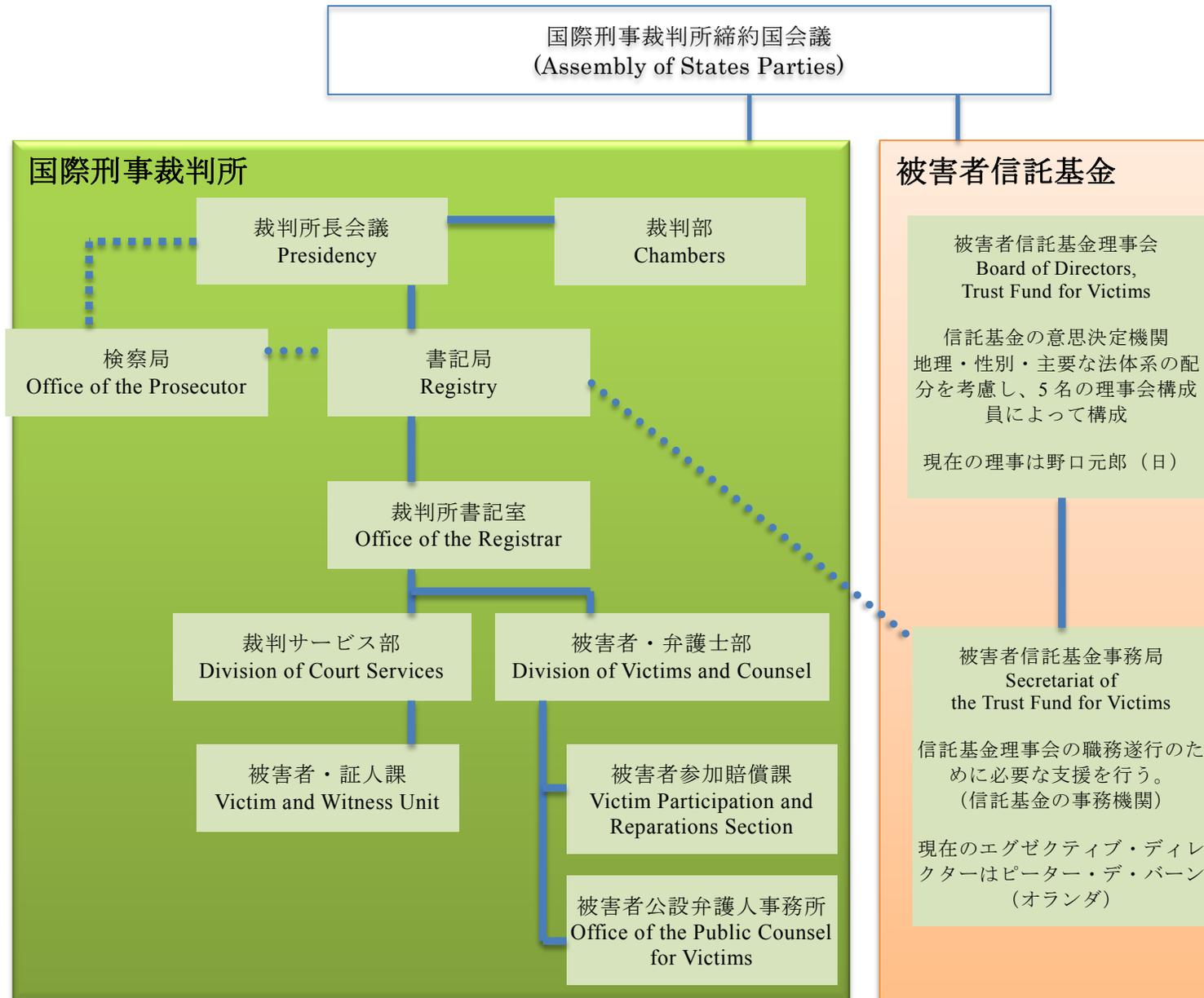
⁴⁸³ Article 112 (1), and (2)(b)(d), Rome Statute.

議の関係性と同様な形で、信託基金は締約国会議によって設置され締約国会議の監督下におかれる。

このことが意味するのは、裁判所における事件の司法判断を含まないという意味での行政的な事項に関する範囲で、信託基金は裁判所と並置される形で締約国会議の下にあるという点である。この点で裁判所によって書記局の中に位置づけられる被害者参加賠償課 (Victims Participation and Reparation Section: VPRS)、被害者・証人課 (Victim and Witness Section)、被害者公設代理人事務所 (Office of the Public Council for Victims) などの被害者関連部門とは性質的に異なっていることが指摘できる。事実、裁判所の組織図を確認すると、他の被害者関連部門は、書記局下の指揮系統に位置づけられるのに対して、信託基金は、その事務局のみが書記局との協力関係に位置づけられる⁴⁸⁴。国際刑事裁判所と被害者信託基金の関係性を図示すると次頁のようになる。

⁴⁸⁴ 信託基金の活動に関する、信託基金理事会による報告義務は、書記局に対しては存在せず、予算財政委員会(Committee of Budget and Finance)、外部監査(External Auditor)そして、締約国会議に対して行われる。このことは基金の活動は、締約国会議の監督下に存在すること端的に示している。Regulation 76, Regulations of the Trust Fund.

図2 国際刑事裁判所と信託基金の関係性（被害者関連部門に特化して一部抜粋）



ICC Assembly of States Parties, "Proposed Programme Budget for 2008," Annex II, p.145 をもとに筆者によって改変・作成。

実線は指揮命令関係、点線は行政的事項に関する協力関係を表す。なお裁判所に対する国際刑事裁判所締約国会議の指揮命令関係は裁判所行政的事項に関する事項にのみ限定される。

裁判所書記局と信託基金の関係性を描写するものとして、まず、信託基金の設立決議が参考になる。設立決議において、裁判所書記が信託基金の意思決定機関である理事会（Board of Directors）の適切な機能を果たすために必要な支援を提供する義務があることが示されている⁴⁸⁵。さらにより両者の関係を明確にしているものとして、信託基金規則 19 が指摘できる。規則 19 は「信託基金事務局は書記局（Registry）から支援を受ける行政的および法律上の事項について、信託基金事務局の独立に留意した上で、裁判所書記（the Registrar）と協議すること」が規定されている⁴⁸⁶。

この点、被害者信託基金事務局が自身の設立決議において、理事会の業務を行うことに関して適切な機能を果たす為に、必要な支援を提供する役割が明記されていることに鑑みると⁴⁸⁷、書記局は信託基金の活動およびその運営に関しては、一定の独立性を認め、事務的事項に関して支援を行う役割にあることが指摘できる。

さらに、信託基金の一定の独立性は財源にも現れている。信託基金規定 21 には、信託基金の財源は、（1）政府、国際機関、個人、企業その他の団体による任意の寄付、（2）罰金または没収によって徴収された金銭・財産、（3）損害回復のために支払われた金銭、（4）通常の割当金以外に、締約国会議の決定により、信託基金に割り当てられた資金、によって構成される⁴⁸⁸。

この点裁判所の手続証拠規則を確認すると、管轄下の犯罪被害者に用いる財源を大きく分けて、（2）にあたる罰金または没収によって徴収された金銭その他の財産（money and other property collected through fines or forfeiture）とその他の資産(the other resources)に分類している⁴⁸⁹。その上で、前者を裁判所の決定にしたがって被害者に対する損害回復の際に用いられる資産として位置づけ、後者はより広い文脈で被害者の利益のために信託基金が管理し利用できるものとして捉えた。

ただし、両者は完全に独立した別個の財源として見なすものではなく、理事会の決定に従い、その他の資産によって、罰金または没収によって徴収された金銭その他の財産を補完することができ、裁判所の損害回復命令を履行する際の財源として利用することができる⁴⁹⁰。他方で、裁判所におけるいずれの機関も信託基金が保持するその他の資産の用途を命令できない。

⁴⁸⁵ ICC-ASP, “Establishment of a fund for the benefit of victims of crimes within the jurisdiction of the Court, and of the families of such victims,” ICC-ASP/1/Res.6, Annex, para. 5.

⁴⁸⁶ Regulation 19, Regulations of the Trust Fund. なお、信託基金事務局の人件費は、裁判所の通常予算から当てられている。

⁴⁸⁷ ICC-ASP, Establishment of the Secretariat of the Trust Fund for Victims, ICC-ASP/3/Res.7, para. 1.

⁴⁸⁸ Regulation 21, Regulations of the Trust Fund.

⁴⁸⁹ Rule 98 (2), (5) Rules of Procedure and Evidence. なお他の資産(the other resources)については信託基金規定 47 に、罰金または没収によって集められた以外の資産という定義がなされている。Regulation 48, Regulations of the Trust Fund.

⁴⁹⁰ Regulation 56, Regulations of the Trust Fund. より厳密には、信託基金規則 56 は、信託基金のその他の財産によって、損害回復の裁定を通じて集められた財産を補完するかどうかについての信託基金理事会決定および裁判所に対して通知義務を定めている。

信託基金はこの資金の区分に基づく形で二つの権限（mandate）を（1）損害回復命令の履行、（2）ローマ規程 79 条に記載される被害者の利益のために用いられる他の資産の利用、と解釈した⁴⁹¹。さらに、信託基金は二つの活動をそれぞれ損害回復(Reparations)と支援(Assistance)と名づけた⁴⁹²。

そして、損害回復においては、信託基金が裁判所の司法的決定に拘束されるものの、支援においては信託基金独自の財源を用いるため、支援の対象や方法に関して信託基金に広範な独立性が認められている。ただし、支援の開始には、信託基金の予審裁判部に対する通知を必要としかつ、予審裁判部における明示もしくは黙示の承認を根拠としている。この点で完全な独立性を保持しているというわけではない。この点については、信託基金の活動に関する議論の中で詳細に述べる。

信託基金が保持する独立性とは、制度面においては、裁判所、特に書記局との間で行政的事項に関する協力関係を結ぶ一方で、裁判所の管轄下には入らないという点で、組織的な自治が認められた機関であることを意味する。そしてこの自治は信託基金が保持するその他の資産という財源を行使できるという点で、担保されるものとして認識できる。

また、信託基金が保有する二種類の財源の存在は、裁判所の決定に紐づけられた被害者に対する司法的な損害回復、そして、信託基金によって広範な自律性が保持されており、事件における刑事手続きに従属しない行政的な被害者支援という二つの被害者救済を行う事を可能にしている。

このような信託基金が行う二つの活動にさらに着目するとき、信託基金が裁判所の中でどのような役割を求められているのかを明らかにすることが出来る。この点について、信託基金の独立性に留意しつつ以下で確認する。

5-2-2 裁判所の損害回復命令履行における信託基金の役割

裁判所における損害回復の具体的な手続きはローマ規程 75、79 条および、手続証拠規則 93 から 99 にかけて確認できる。75 条 2 項では、裁判所は、有罪判決を受けた者に対して、被害者に対する又は被害者に係る適切な損害回復を特定した命令を直接発することができる。そして、適切な場合には、79 条において規定される信託基金を通じて損害回復を命令することができる。そしてこの場合とは、被害者集団に対する損害回復が、個人に対するそれよりも適切であると判断される場合である⁴⁹³。そして損害回復について、信託基金を中継させるか否かの判断は裁判所の裁量による。

このことから、裁判所の損害回復命令が被害者集団に対して行われる場合に限り、信託

⁴⁹¹ ICC Trust Fund for Victims (TFV), Situation Democratic Republic of Congo: Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulations of the Trust Fund for the Victims, ICC-01/04-439, January 24, 2008, para. 9.

⁴⁹² 一般支援は 2007 年からウガンダ、コンゴ民主共和国において始められている。具体的な支援内容は、信託基金のウェブサイトを参照。<<http://www.trustfundforvictims.org/>>.

⁴⁹³ Rule 98 (2)(3), Rules of Procedure and Evidence.

基金が損害回復に関して主たる役割を担う事が想定される。紛争後地域という、裁判所が管轄権をもつ地域の文脈を鑑みると、また有罪判決を受けた個人に対する資力が限定である以上、裁判所の損害回復に関して、信託基金を通じた損害回復が単なる一形態というよりも、裁判所の損害回復制度の中で主たる役割を演じる事を想定することは難しくない。

裁判所による信託基金を通じた損害回復の制度を確認するとき、手続証拠規則 98 は次の三つの形式を定めている。第一に、有罪判決を受けた者から直接、被害者個人に対する損害回復の命令が下る際、被害者個人への直接的な損害回復が不可能であるか実行し得ない場合、有罪判決を受けた者が被害者に支払う損害回復に関わる金額を、信託基金に移送したうえで、信託基金がそれぞれの被害者に対して支払いを行う⁴⁹⁴。ただし、この際の損害回復の形態に関して個人的なものになるのか、集団的なものになるのかについては明確にはなっていない。

残りの二つの形式は、特に被害者の集団を対象とした損害回復の場合である。第二に、被害者の数と損害回復の範囲、形式に鑑みて、集団的な形態の損害回復が望ましい場合には、裁判所は信託基金を経由した損害回復命令を出すことが出来る。第三に、関連する国家と信託基金との協議を受けたのち、裁判所は損害回復を、信託基金を通じて信託基金によって認可された政府間・国際および国内組織に対して行うような裁定をすることも出来る。

第二、第三の点は、密接に関わり合う点ではあるものの、第二の場合は、信託基金が独自にプロジェクトを行うこと⁴⁹⁵、第三においては信託基金によって認可された機関が、被害者に対して損害回復のプロジェクトを行うことが想定されている⁴⁹⁶。もっとも、裁判所における手続証拠規則は、信託基金規則の設定の前に採択されたこともあり、信託基金を通じた損害回復に関して、比較的柔軟な形態を想定していたものと考えられる。

なお、被害者信託基金ならびに信託基金事務局が設置されて以降、また、裁判所による損害回復判決を前にして、信託基金事務局はすでに、裁判所の損害回復制度における自身の役割について、次の四点を明確にしている。(1) 裁判所が信託基金を通じて損害回復命令を行った際の命令の履行主体 (Implementer)、(2) 信託基金に移送された財産の管理者 (Financial administrator)、(3) 移送された財産が損害回復を行う際に不十分だった場合の損害回復の財源 (A source to fund reparation awards) (4) 裁判所が多様な損害回復命令を行う際に、地域の情報や損害回復を行う上で検討すべき情報を提供する (A source of expertise) という4つの役割を担っていると明記している⁴⁹⁷。

特に(4)について、信託基金は自身について、現地に根ざした知識や損害回復履行の

⁴⁹⁴ Rule 98 (2), Rules of Procedure and Evidence.

⁴⁹⁵ Rule 98 (3), Rules of Procedure and Evidence.

⁴⁹⁶ Rule 98 (4), Rules of Procedure and Evidence.

⁴⁹⁷ ICC Trust Fund for Victims, "On the Reparations mandate of the Trust Fund for Victims," 2011, p.3, available at <<http://www.trustfundforvictims.org/library>>.

際に考慮すべき点などを裁判所に提供するという専門性の集積場所として位置づけている。このこと背景にはすでに、裁判所の管轄下にあるいくつかの事態(situation)および地域において次項で述べる被害者支援を行っている現状があり、この活動を通じて、信託基金は、とくに活動を行っている現地において結果を出したプロジェクトに関する知識をもち、現地における社会・政治・文化的な文脈に精通している点を強調する⁴⁹⁸。したがって信託基金は、損害回復の履行主体、財源としての役割のみにとらわれない。損害回復のノウハウを提供する場として自身を位置づけている。

裁判所において信託基金を通じた損害回復の裁定が出される場合の信託基金の具体的な役割については、信託基金規定に描かれている。信託基金事務局は、損害回復履行のための計画を準備し、信託基金理事会によって認可される必要がある⁴⁹⁹。この際の計画は、犯罪の性質、とくに損害を被った被害者、そのような損害を立証した証拠の性質、および受益者の規模および位置情報など考慮に入れなければならない⁵⁰⁰。信託基金によって準備された計画は、裁判所書記を通じて関連する裁判部における許可および協議のために提出される⁵⁰¹。損害回復の履行が開始されると、信託基金は計画の進展状況を裁判部に通知する。計画の終了時には、裁判部に、最終報告書と財務報告書を提出する⁵⁰²。これらの規則から判断できるのは、信託基金は損害回復の形態およびその対象に関しても広範な裁量を有している事が指摘できるという点である。

さらに、裁判所によって有罪判決を受けた者から、信託基金を経由して被害者個人に対して損害回復を行うように裁判所によって命じられた場合で、裁判所が損害回復の対象を特定していない場合には、損害回復の対象の決定に対しても信託基金の裁量が働く⁵⁰³。

被害者の名前や位置が不明であるまたは、被害者数を正確に決定することが信託基金事務局において不可能もしくは非実用的である場合には、信託基金事務局は、裁判所の決定において定義された被害者の集団に関連するすべての人口統計等を提示し、理事会による許可に際し、不足した情報を決定するための方途を提示することができる⁵⁰⁴。

そしてその方途は次のものを含み込む事ができる。すなわち、損害回復の受益者を決定するための人口統計データの使用⁵⁰⁵、潜在的な損害回復の対象を特定するための受益者に対するアウトリーチ活動⁵⁰⁶、そして裁判所によってすでに認定されている被害者および被害者の家族、被害者の法律上の代理人、関係国、能力のある専門家・専門組織と、信託基

⁴⁹⁸ Ibid.

⁴⁹⁹ Regulation 54, Regulations of the Trust Fund.

⁵⁰⁰ Regulation 55, Regulations of the Trust Fund.

⁵⁰¹ Regulation 57, Regulations of the Trust Fund.

⁵⁰² Regulation 59, Regulations of the Trust Fund.

⁵⁰³ Section II: Cases where the Court does not identify the beneficiaries, Regulations of the Trust Fund.

⁵⁰⁴ Regulation 60, Regulations of the Trust Fund.

⁵⁰⁵ Regulation 60(a), Regulations of the Trust Fund.

⁵⁰⁶ Regulation 60(b), Regulations of the Trust Fund. なおこうしたアウトリーチ活動には、関係国、政府間機関、国内および国際的 NGO との協力をえることができる。

金事務局との協議⁵⁰⁷、である。このような形式によって特定された潜在的な対象者は、信託基金理事会による検証作業を受け、最終的に信託基金理事会によって受益者のリストに許可がくだされる⁵⁰⁸。

被害者に対する損害回復が集団的な形態をとり、信託基金を通じて行うように裁判所によって命令された場合も同様に、損害回復の履行計画を裁判部に提出することが想定されている。信託基金は集団的な損害回復の形態に関して、具体的に明らかにした形で計画を策定する。さらに裁判所によって履行手段が指示されていない場合、信託基金がその方法に関しても定めることができる⁵⁰⁹。

また信託基金における損害回復に特徴的なものとして履行のための仲介者の存在を想定している点が挙げられる。この点、信託基金規則において、信託基金は仲介者または協力者を特定するだけでなく、損害回復の履行計画に関して外部からの提案を募る事もできることが定められている⁵¹⁰。

裁判所が信託基金を通じて政府間機関、国際機関、国内の機関などから、被害者に対する損害回復をするように命じた場合についても、裁判所が具体的に履行機関を示していない場合、信託基金に機関の指定に関する裁量が付与されている。その際には、信託基金による損害回復の履行計画の中で、履行する機関名とその専門分野、裁判所による損害回復命令の履行における特定の役割、信託基金理事会と履行機関との了解覚書(memorandum of understanding)を盛り込む必要がある⁵¹¹。なお、これらの機関が損害回復命令の履行する場合、信託基金事務局がそれらの機関の活動に関して監視を行う⁵¹²。

以上、示したように裁判所による損害回復の命令における信託基金の役割は、単なる命令の履行のみには限定されず、資金管理、財政的な補完、さらには、信託基金の専門性に根ざした損害回復に関する計画策定までも踏み込んだものである事が理解できる。さらに、損害回復が信託基金を通じて行われる時、信託基金は損害回復の対象や方法などに関して影響を与えることが確認できる。このことは実質的には、裁判所が損害回復の対象や方法を指示しない場合には、信託基金が損害回復に関する大部分の決定を担うことが指摘できる。

この点について、マッカーシーは、裁判所による損害回復に関する政策決定の権限委譲と指摘している⁵¹³。もちろん、損害回復に関するローマ規程 75 条においては、裁判所は損害回復の手段の決定をすることができる(may)権限を規定しており、独自に損害回復の

⁵⁰⁷ Regulation 60 (c), Regulations of the Trust Fund.

⁵⁰⁸ Regulation 62-64, Regulations of the Trust Fund.

⁵⁰⁹ Regulation 69, Regulations of the Trust Fund.

⁵¹⁰ Regulation 71, Regulations of the Trust Fund.

⁵¹¹ Regulation 73, Regulations of the Trust Fund.

⁵¹² Regulation 74, Regulations of the Trust Fund.

⁵¹³ McCarthy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, p. 243. マッカーシーの議論を正確に言及するならば「裁判所は、被害者に関する損害回復の政策決定に関して、信託基金に委譲できる」と指摘する。

手段を指定して命令することができる。ただし、この文言は必ずしも裁判所が決めなければいけないもの (shall) ではないため、信託基金に損害回復の手段の決定を委譲することは可能である。

5-2-3 信託基金による支援と裁判所

裁判所による損害回復命令が発動要件である司法的な損害回復に加えて、信託基金は「その他の財産」を用いて裁判所管轄犯罪の被害者に対して、支援活動を行うことができる。

先述したように、信託基金は罰金や没収によって得られた金銭・財産以外の資産を、「その他の財産」と名付け、裁判所の管轄下の犯罪の被害者とその家族の利益のために利用することができる⁵¹⁴。その他の財産を利用した信託基金の活動を当初は一般支援(General Assistance)と位置づけられ、2008年よりウガンダ、コンゴ民主共和国にて活動を開始した。また、中央アフリカ共和国での活動を始めたが、治安悪化により現在支援を一時中止している。現在では一般支援から支援 (Assistance) という文言に変化が加えられているもののその内訳は、身体的リハビリテーション、物質的支援、心理的リハビリテーションと分類分けしており、その内容に変化はない⁵¹⁵。

信託基金の支援活動の履行においては、支援対象の設定から支援内容に関して幅広い自治が認められている一方で、完全に裁判所から独立しているわけではない。ただし、支援における裁判所の役割は、被害者に対する損害回復の決定におけるそれと異なり、非常に小さなものである。信託基金の支援を開始するための手続きは、信託基金規則 50 に定められている。信託基金がその他の資産を用いて支援活動を行うためには、二つの要件が必要とされる。

第一に、信託基金理事会が被害者とその家族の利益のため身体的・心理的リハビリテーションと物理的支援が必要であると認めることである⁵¹⁶。第二に、理事会がある具体的な活動を行うという結論を裁判部に対して正式に通知し、それに対して裁判部が事件に対する管轄権や、受理許容性および被告人の無罪の推定および公正な裁判などに関する未決定の事項に対して、影響を与えることがないと判断した場合、である⁵¹⁷。

ただし、この代替要件として、信託基金理事会の通知から、45日以内に裁判部がこの点

⁵¹⁴ Art. 79 of the Rome Statute; Rule 98(5) of the Rules of Procedure and Evidence. なお基金規定 48 には、信託基金におけるその他の資産は、手続証拠規定 98 (5) に定義される、被害者の利益のために用いなければならない。そして被害者が自然人である場合、犯罪の結果、身体的・心理的また、物的な損害を被る家族もその対象に含まれると規定している。See Regulation 48, Regulations of the Trust Fund.

⁵¹⁵ もともと、信託基金には、一般支援、もしくは支援という文言は存在せず、身体的・精神的リハビリテーションおよび物質的支援という文言があるのみである。See regulation 50 (1)(i), Regulations of the Trust Fund.

⁵¹⁶ Regulation 50(a)(i), Regulations of the Trust Fund.

⁵¹⁷ Regulation 50(a)(ii), Regulations of the Trust Fund.

に関して応答しない場合も信託基金の支援活動の要件として提示されている⁵¹⁸。つまり、信託基金の支援活動の開始は、裁判部の明示または黙示による承認と指摘することができる。

ただし、裁判部が信託基金理事会の通知に対して応答をしない場合、もしくは、裁判部が検討に際し、追加的な時間を必要とする場合には、延長の日数を合意するための協議を行うことができる。日数に関して合意できない場合には、信託基金が通知してから 45 日後からさらに 30 日の延期が認められる⁵¹⁹。

したがって、信託基金が具体的な活動を提示して裁判所に提出した後、関連する裁判部から反応がない場合でも、規則上、信託基金は支援活動を行う事ができることを意味している。このことから、信託基金の支援活動の文脈では信託基金に対して高度な自律性が担保されていると指摘できる。

信託基金の支援活動に特徴的なのは、信託基金が独自に支援を行うのではなく、それぞれの仲介者(intermediaries)を通じて行われる⁵²⁰。これまでの信託基金の支援活動の実行を確認すると仲介者は現地または国際的な非政府組織によって主に構成されており、それぞれの組織の専門性、経験、現地におけるプレゼンス、現地の情勢に関する知識、そして専門性を検討しながら、信託基金理事会によって選定される⁵²¹。

なおこの形式をとる背景には、現地において支援活動を行う能力が信託基金にはないことの他に、支援活動の対象者となる被害者と裁判所とのつながりをより目に見えにくい形にして、裁判所から支援を受ける被害者を保護する意図があることに言及している⁵²²。現在では、支援機関の選定に関する透明性確保の観点から、一般競争入札の形で、支援を行う組織に対して活動についての提案を募集し、提出された提案を信託基金が審査をしている⁵²³。

そして信託基金の支援活動の対象は、個人ではなく共同体や集団に対するものである事を信託基金は明確に打ち出している。コンゴ民主共和国の事態においてなされた信託基金の支援活動に関する通知では、信託基金は、被害者の家族にも焦点を当てるために、リハビリテーションや支援は特定された個人の被害者よりも、広域的で共同体もしくは被害者

⁵¹⁸ Ibid.

⁵¹⁹ Regulation 50 (a)(iii), Regulations of the Trust Fund.

⁵²⁰ ICC TFV, Situation in the Democratic Republic of Congo, "Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulations of the Trust Fund for the Victims," para. 57.

⁵²¹ Ibid., para. 59. なお仲介者として、ケア(CARE)などの国際 NGO や、拷問被害者センター(Centre for Victim of Torture)、デンマーク難民協議会(Danish Refugee Council)および現地の NGO などが信託基金の財政的援助をうけて支援活動を行っている。See ICC Trust Fund for Victims, "Program Progress Report," Summer 2013, pp.30-34.

⁵²² ICC TFV, Situation in the Democratic Republic of Congo, "Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulations of the Trust Fund for the Victims," para. 58.

⁵²³ ICC TFV, Situation in the Central African Republic, "Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulations of the Trust Fund for the Victims," ICC-01/05-29, October 30, 2009, para. 42 and footnote. 52.

集団に焦点を当てるべきとの見解を示した⁵²⁴。

さらに特定された個人に対する支援活動は、大規模な被害者数を前にして、また個人に対する支援活動をおこなった時に発生するであろう治安に対する懸念、および烙印効果 (stigmatization) を引き起こすため、個人に対する支援を行う意図を明確に否定している⁵²⁵。

身体的・心理的リハビリテーションおよび物質的支援という信託基金の支援活動に関するこれまでの実績を確認すると、大きく分けて、性暴力の被害者に対する支援、子どもおよび青年に対する支援、拷問および四肢の切断の被害者に対する支援、そして共同体の再構築に関する支援を行っている⁵²⁶。

特に性暴力の被害者に対する支援は、信託基金の中で、最重要課題の一つとして認識されている。信託基金の活動の初期の段階より、活動におけるジェンダーの主流化 (gender mainstreaming) の視点を強調する。信託基金は、すべての支援プログラムに対してジェンダーの視点を盛り込む事に言及し、またレイプ、奴隷化、強制的妊娠およびその他の性暴力の被害者を対象としたプログラムを積極的に立案することに言及した⁵²⁷。この点についてこれまで、性暴力の被害者に対して、カウンセリング、教育機会の提供、職業訓練、マイクロクレジット給付および村落基金の設立、そして、共同体構成員に対する性暴力に関する意識啓発などを行ってきた⁵²⁸。

子どもおよび青年に対する支援では、裁判所管轄内の地域において、強制的な誘拐によって徴募・徴兵された元子ども兵に対する職業訓練と巡回型和解プログラム、孤児に対する物質的支援などを実行した。拷問および四肢の切断の被害者に対する支援は、特に、裁判所の北部ウガンダの事態において四肢の切断が広範にわたって行われたことに鑑み、外科手術や現地における外科医に対する技術移転、心理的カウンセリングを目的とするワークショップや義肢の支援などを行っている⁵²⁹。

共同体の再構築に関わる支援では、職業訓練、マイクロクレジットおよび村落基金に対する支援の他、共同体を対象とする紛争や暴力の解決のためのワークショップ、紛争を経

⁵²⁴ ICC TFV, Situation in the Democratic Republic of Congo, “Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulations of the Trust Fund for the Victims,” para. 39.

⁵²⁵ Ibid., para. 37. たとえば、性暴力の被害者に特化した支援活動を行った結果、支援を受けた者に対してレイプを受けたというレッテルがはられることがすでに TFV の支援活動の中で報告されている。2011年10月のピーター・ディクソン (Peter Dixon) 信託基金リサーチ・フェローに対するインタビューに基づく。

⁵²⁶ ICC TFV, “Reviewing Rehabilitation Assistance and Preparing for Delivering Reparations: Programme Progress Report,” summer 2011, pp.38-41.

⁵²⁷ Ibid., p.10. さらに、性暴力の被害者に対して、信託基金理事会は2008年に性暴力の被害者に対する支援に限定した援助者に対する自発的抛棄の訴えを行い、さらには、2012年に出された中央アフリカ共和国に対する支援活動の中でも、特に性暴力の被害者に対する支援活動の重要性を強調する。Ibid., p. 11; ICC TFV, Situation in the Central African Republic, “Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulations of the Trust Fund for the Victims,” para. 22.

⁵²⁸ ICC TFV, “Reviewing Rehabilitation Assistance and Preparing for Delivering Reparations: Programme Progress Report,” p.32.

⁵²⁹ Ibid., pp.33-34. なお北部ウガンダにおける信託基金の支援活動について詳しくは、Kiyonobu Futori, “Transitioning out of Northern Uganda,” ICC TFV, “Earmarked Support at the Trust Fund for Victims: Programme Progress Report,” Winter 2011, pp.30-32.

験した被害者に対するトラウマケアなどを行なっている⁵³⁰。

このように、信託基金の活動は、支援対象の設定から支援計画の内容の策定に関して広範な自律性が認められており、裁判所は裁判手続に対して否定的な影響を与えないと判断する限りにおいて、裁判所による介入を受けることはない。この意味で信託基金による被害者に対する支援は、裁判所の損害回復と比較すると、信託基金の独立性が色濃く反映される傾向にあると指摘する事ができる。さらに、支援の対象となる被害者の選定に関しても裁判所の法的な判断を迂回した形でなされるため、裁判所に付属する機関でありながら被害者に対する非司法的な救済の形態をとっている。

実際、信託基金の支援対象の決定には、裁判所の管轄犯罪の被害者という制限はあるものの、提案された支援プロジェクトに対する出資という形態をとり、さらには、地域的に不公平感を生み出さない配慮や、国連機関およびその他の組織が行うプロジェクトとの競合をさけるなどの配慮が入る為に、支援の対象や場所が恣意的に選定される現状がある。このことは、信託基金の性質が、現地で活動を行う他の国際機関の被害者支援と形態が酷似していること示している⁵³¹。

信託基金のほぼすべての活動は、1985年被害者の権利基本宣言における支援、そして2005年に被害者の損害回復における基本原則およびガイドラインにて示されたりハビリテーションに属するような形で行われており、内容面ではローマ規程75条2項に示された損害回復の一形態とも概念的には一致すると言える⁵³²。この点で、裁判所の損害回復と信託基金による支援が手続き的に異なる一方で、内容面では重複し、何が裁判所による損害回復で、何が信託基金による支援なのかについて混乱するおそれがある。この点については、被害者信託基金の支援活動に関する通知の中で、被告人の無罪の推定などを損なうものとして、被告人側の弁護団から提起を受けているが、予審裁判部の決定においてはこうした懸念は退けられている⁵³³。

5-3 損害回復と支援における被害者概念

本節では裁判所の損害回復と信託基金の支援における被害者概念に着目しながら、両者の差異をより掘り下げる。裁判所による損害回復は司法的救済の形態をとり、刑事手続において争われている犯罪の被害者に焦点を当てて損害回復を行う。このことは、裁判所に

⁵³⁰ Ibid., p.35.

⁵³¹ 信託基金の支援対象および地域の決定の際に入り込む配慮に関しては、2011年10月のクリスティ・カーラ (Kristin Kalla) 信託基金上級プログラム・オフィサーに対するインタビューに基づく。

⁵³² United Nations, “Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power,” UN Document: A/RES/40/30, November 29, 1985, para.14; United Nations, “The Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law,” para. 21; Art. 75 (2), Rome Statute.

⁵³³ 例えば、ICC PTCl, Situation in the Democratic Republic of Congo, “Decision on the Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulation 50 of the Regulations of the Trust Fund,” ICC-01/04-492, April 11, 2008, page.4.

よって被害者が被った損害、争われている犯罪との連関性が個別に審査され、裁判所によって損害回復となる被害者が認定されるという司法手続を経る必要があることを意味する。

他方で、信託基金による支援は非司法的な形態をとっており、被害者個人に対する支援対象の適格性を判断するような手続はこれまで行われてこなかった。むしろ、信託基金を含む国際刑事裁判所の外部に属する主体からの支援の提案などを考慮に入れながら、柔軟的に支援の対象を選定してきた。ただし、信託基金の広範な独立性が支援活動において発揮されるといっても、その対象の決定に関しては裁判所を規律する法的枠組みからは無関係ではいられない。

本節では、被害者に対する損害回復と信託基金による支援活動において想定されている被害者像を検討することによって両者の性質の整理を行う。そして、このことにより国際刑事裁判所という一つの刑事司法制度における非司法機関である信託基金の役割について総括を行う。なお裁判所における損害回復における被害者の概念に関して、すでに第四章で言及しているが、本節においては特に信託基金との関係性の描写する観点から、裁判所から信託基金に対して被害者の損害回復が命令された形態をとった場合の被害者概念に比重をおきつつ論じる。

5-3-1 裁判所による損害回復対象としての被害者概念

再度ローマ規程 75 条 2 項および被害者の定義を規定する手続証拠規則 85 をあわせて確認すると裁判所の損害回復の対象となるのは、自然人である場合には、裁判所の管轄犯罪の結果、損害を被った被害者および被害者の近親・家族・配偶者が想定される。また対象が組織・機関といった法人である場合には、裁判所の管轄犯罪の結果、直接的に損害を被ったものが想定されている⁵³⁴。

そして裁判所が当初から想定していた手続は、個人を基礎とした損害回復の請求を裁判所が指定する形式（申請書）に沿った形で、裁判所書記に送付した後、関連する裁判部によって認定がなされる形態をとる⁵³⁵。このため、被害者の参加手続と同様、関連する裁判部によって損害の規模、損害の原因となる行為が裁判所の管轄犯罪であるかどうか、また、当該犯罪と被害者が受けた損害の連関性に関する点などに関する判断がなされ、最終的に適切な損害回復の対象および形態が、裁判部による損害回復命令の中で示される⁵³⁶。

また、損害回復が、有罪判決を受けた者から裁判部によって認定された被害者に対して行われるという性質や⁵³⁷、刑事手続において被告人に対する無罪の推定の観点から、損害回復の対象となる被害者は実際に個別の事件において争われている犯罪との因果関係との文脈で検討される。したがって、裁判所による損害回復の対象となるのは、個別の事件

⁵³⁴ Art. 75 (2), Rome Statute; Rule 85, Rules of Procedure and Evidence.

⁵³⁵ Rule 94 (1), Rules of Procedure and Evidence.

⁵³⁶ Art. 75 (2), Rome Statute; Rule 85, Rules of Procedure and Evidence.

⁵³⁷ Ibid.

において認定された犯罪の被害者(victim of a case)を想定していることが指摘できる。

では、このような被害者の損害回復に関する手続の基本線を指摘した上で、損害回復が信託基金によってなされる形態の場合を考えると、被害者の概念と被害者の対象を決める手続はどのようなものになるのか。この点、信託基金規則と紐解くと、被害者個人を対象とする損害回復を裁判所が決定した場合、二つの形態が想定できる⁵³⁸。第一に裁判部によって、損害回復の対象者が損害回復に関する決定の中で明示されている場合である。この場合、裁判部は、当初より想定されていた手続に基づいて、提出された申請書を検討し、損害回復の対象者を明示した決定をおこなう。これに対して信託基金が損害回復の計画を起草し、裁判所の承認を得た後、損害回復を行う⁵³⁹。

第二の手段となるのは、被害者を特定しないまま損害回復の命令を行う場合である。この場合、信託基金が対象者を含めた形で、損害回復計画を起草する。この点、信託基金規則において、有罪判決を受けた者から移送された罰金および没収によって得られた財産の用途については、有罪判決を受けた者の犯罪行為の結果損害を被った被害者にのみ用いられることを定めている。そして、被害者が自然人である場合は、犯罪行為の結果、直接的または間接的に損害を被った家族までも含み込む⁵⁴⁰。

つまり、特定の事件において認定された犯罪の被害者およびその家族にも焦点をあてた形で、損害回復の対象が限定される。ただし、この場合、信託基金は、裁判部による手続を経て認定された被害者と被害者が自然人である場合にはその家族にのみ焦点を当てるという選択肢をとる事も可能であるし、人口統計データやアウトリーチ活動を通してさらなる被害者を対象に含める方途を模索することも可能である⁵⁴¹。そしてこの過程を経て特定された個人に対する損害回復が行われる。

他方、損害回復の対象が被害者個人ではなく、集団に対して命令がなされた場合、損害回復の対象は、信託基金理事会と裁判所によって認定された被害者とその家族、および被害者の法律上の代理人との協議の上で損害回復の性質および履行方法が示された履行計画草案が決定される。また、適切な専門家の意見も加味することも可能である。そして、こ

⁵³⁸ 信託基金を通じた個人に対する損害回復のこの二つの形態に関しては、被害者信託基金が裁判部において提出した損害回復に関するレポートの中でも確認されている。See ICC-TFV, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Public Redacted Version of Trust Fund for Victims” First Report on Reparations,” ICC-01/04-01/06-2803, September 1, 2011, para. 261.

⁵³⁹ Regulation 57, 59 and 69, Regulations of the Trust Fund.

⁵⁴⁰ Regulation 46, Regulations of the Trust Fund.

⁵⁴¹ 信託基金規則 60 には、被害者個人を対象にあてた損害回復命令が裁判所になされ、かつ、具体的な損害回復対象を明記していない場合、そして、信託基金事務局が正確性をもって被害者の名前、位置情報、被害者数を決定することが不可能もしくは非実際的な場合、事務局は、裁判所によって明記された被害者集団に対して関連するすべての人口統計・統計データを、理事会による許可に際して、欠落した情報を補完するための方途を提示することができる。規則 61 ではそしてその方途に関して、人口統計データ、損害回復の手続においていまだ認識されていない潜在的受益者集団に対するアウトリーチ活動を含むことができると示される。また、この方途の決定に際し、信託基金事務局は、被害者の法律上の代理人、個人の被害者の家族、関係者、関係国、および能力のある専門家・専門家組織と協議することができる。See Regulation 60 and 61, Regulations of the Trust Fund.

の草案は裁判所の許可を受けなければならない⁵⁴²。ただし、この場合、損害回復命令における対象の明記または不明記に関する場合分けの記述は、信託基金規則内においては確認できない。この点、裁判所によって認定された被害者およびその法律上の代理人との協議が実施計画策定のために必要とされることから、裁判所によって認定された被害者を前提とした上で、信託基金における裁量も、集団的な損害回復において働く余地を指摘することは、可能である。

以上のように、裁判所による損害回復が信託基金を通じて個人に対してなされ、かつ、損害回復の対象となる者が裁判所によって指定されている場合には、信託基金は損害回復履行の実施者として、履行計画の策定の役割を担うこととなる。他方で、裁判所が個人への損害回復を命じ、かつ、回復対象を明記しない場合は、信託基金が対象を判断するような余地が存在する。但し、裁判所の管轄下にある事件および認定された犯罪に紐づく形で、事件における被害者とその家族が、損害回復対象となる。また、裁判所が信託基金を通じて集団的な損害回復を命ずる場合には、裁判所によって認定された被害者および家族、法律上の代理の意見を加味した上で、対象を含めた履行計画が策定される。いずれにせよ、裁判所による信託基金を通じた損害回復の対象となる被害者概念とは、ある事件において、裁判所によって認定された犯罪の被害者およびその家族を中心とした概念であると認識することができる。

5-3-2 信託基金による一般支援の対象としての被害者概念

他方、信託基金の支援活動における被害者概念は、より広い概念をとっている。信託基金規定を紐解くと、支援活動に行われる財源であるその他の財産は、手続証拠規則 85 によって定義された犯罪の被害者で、被害者が自然人である場合にはその家族を含み、そのような犯罪の結果、身体的・心理的そして物質的損害を被っている者のために用いられることが規定される⁵⁴³。

その他の資産の対象として明記されている被害者概念と、損害回復の履行の為に用いられる没収された、または罰金によって得られた財産との差異は、前者においては、有罪判決を受けた者の犯罪行為の結果という損害を被った被害者という限定がなされない、という点である。このことは、その他の財産を用いた信託基金の支援を考えた場合、対象として認定される被害者概念は、個別の事件において議論されている犯罪とは関連性を持たないことを意味している。

では、信託基金が想定している被害者概念とはどのようなものであろうか。この点信託基金によって、コンゴ民主共和国の支援のために予審裁判部に対して提出された通知が参考になる。信託基金は、通知の中で、信託基金の起草過程を紐解き次のように明記してい

⁵⁴² Regulation 69, Regulations of the Trust Fund.

⁵⁴³ Regulation 48, Regulations of the Trust Fund.

る。

(信託基金) 規則草案は、その他の財産の利用方法の描写に關した、多様な代替手段を明記しているが、そのすべてが(裁判所が管轄する)事態(situation)に關して言及しており、これは、ある特定の裁判手続に關した、有罪判決を受けた者に対する損害回復のための命令とは異なる…。したがって、(信託基金規定草案の) 起草者は、被害者信託基金に対して、損害回復の実施とは異なるもう一つのマニフェスト作ろうとしているように考えられる。結果として、信託基金規則の最終版の起草段階では、(信託基金規則内の) その他の財産の利用に關する損害回復への言及箇所は、削除がなされた⁵⁴⁴。

つまり、被害者に対する支援において議論される被害者概念とは、裁判所が管轄する事態における被害者(victim of a situation)を示し、損害回復の対象よりも広い概念から捉えられている。

そもそも事態という概念は、裁判所がある特定の事件に管轄権を持つための前提条件として存在している。裁判所の管轄権は、ローマ規程 13 条に基づき、検察官の自己の発意による捜査の開始に加え、締約国または国連憲章 7 章に基づく安全保障理事会決議による付託という形によって発動される⁵⁴⁵。

この際の締約国または安全保障理事会決議による付託は、特定の人物が行った犯罪行為に対してなされるのではなく、時間的、地理的、場合によっては人の要因などによって一般的に定義される事態に対してなされる⁵⁴⁶。そして、裁判所によって管轄権が行使された事態は、検察官による捜査を受け、検察官の逮捕状請求を受けた予審裁判部が、ある特定の人物に対する逮捕状を発行する事で、裁判所が管轄する事件が形成される。

つまり、事態とは事件が開始される前段階でありこの意味で被告人の存在も、起訴された存在を前提としない。このことから、信託基金の支援における対象が事態の被害者であるという時、ある特定の時間および地域などの範囲内において、発生したと思われる裁判所の管轄犯罪のすべての被害者を潜在的な対象とすることが可能となる。

実際、信託基金の支援活動は、こうした広範な潜在的被害者を前にして、支援機関からの提案、地理的配分、および、被害の原因となった犯罪類型のバランスなどに鑑みながら受益者を選択している状況にある。もちろん、このことは、ある特定の事件における管轄犯罪の被害者と、支援の対象となる被害者の重複を否定しない。むしろ、事件における被

⁵⁴⁴ ICC TFV, Situation Democratic Republic of Congo, “Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulations of the Trust Fund for the Victims,” para. 15-16. なおかっこ内は筆者が補足した。

⁵⁴⁵ Art. 13, Rome Statute.

⁵⁴⁶ ICC PTC I, Decision on the Applications for Participation in the Proceedings of VPRS1, VPRS2, VPRS3, VPRS4, VPRS5, and VPRS6, ICC-01/04-01/06-101, January 17, 2006, para. 65.

害者概念の限定性を前にして、信託基金の支援における被害者はそれを包含し、かつ、裁判所が管轄する事件の文脈を考慮に入れた上で補完するような概念を提示していることが指摘出来る。

5-3-3 被害者概念から見る裁判所における信託基金の意味

以上、本節ではこれまで、被害者概念に着目しながら裁判所による損害回復と信託基金の支援活動の比較について論じた。両者の本質的な差異を端的に述べるならば、前者が司法的な性質を持っているのに対して、後者は事件における司法手続きを介さないという意味で非司法的な性質を持っているという点にある。

つまり、裁判所による損害回復命令が、司法的な手続きを通して裁判所によって認定される損害および被害者を前提としてなされるため、被害者に対する損害回復命令は被害者に対する司法的救済の形態を示す。他方で、信託基金の支援はそうした司法的手続を迂回した形で、恣意的に選択された被害者に対して焦点を当てるという状況にあるため、いわば非司法的な被害者救済という形態をとる。そして、このことが可能になった背景には、裁判所ではなくローマ規程締約国会議によって監督されるという信託基金の一定の独立性とそれぞれの活動に対する財源の用途を明確に分けた信託基金規定の存在があった。再度、本章におけるこれまでの議論を整理すると両者の差異は次のように整理出来る。

表 1 2 裁判所による損害回復と信託基金による支援の差異

	損害回復 (Reparations) 裁判所における司法的な救済	支援 (Assistance) 裁判所における非司法的救済
財源	- 罰金および没収によって有罪判決を受けた者から得られた財産。 - 集团的損害回復時に、信託基金理事会の決定にしたがって、その他の資産より補完される(信託基金理事会の決定に基づく)。	- 有罪判決を受けた者に対する罰金・没収以外の財産。(その他の財産)。
活動開始の根拠	- 裁判所による損害回復命令もしくは裁定。	- 信託基金規定 50 における被害者信託基金理事会の裁判部に対する公式な通知とそれに対する関連裁判部(予審裁判部)の明示または黙示の承認。
活動	- 原状回復・補償・リハビリテーションを含む。	- 物理的支援・身体的・精神的リハビリテーション。
受益者の範囲 (被害者概念)	- 裁判所の事件(case)において認定された裁判所管轄犯罪の被害者を対象とする。	- 裁判所の事態(situation)における裁判所管轄犯罪のすべての被害者を潜在的な対象とする。ただし、支援対象は、信託基金の裁量が働く。

筆者作成

では、裁判所において、信託基金がもつ役割とはどのようなものであろうか。もともと冷戦後設立された国際刑事法廷は、国連憲章7章に基づき、平和と安全に対する脅威に対抗する形で、ジェノサイド、人道に対する罪、そして戦争犯罪に最も責任のある者の処罰を目的として、設立されてきた。そうした系譜上に位置する国際刑事裁判所もまた同様の役割を担わされてきた存在である。

他方で、冷戦後初期に設立されてきた ICTY および ICTR といった存在は、紛争後という状況に存在する広範な被害者を前にして大きな貢献をなす事なく、現地における批判にさらされてきた状況にあった。このような状況を経験して設立された国際刑事裁判所は、司法機関でありながら、大規模な被害者への対応という政治的要請に対応する役割を当初から期待された存在であった。

しかしながら、国際刑事裁判所は刑事司法機関という役割が存在しており、そこには広範な被害者への視点を制限する要因が働く。その主たるものとして、被告人の権利に対する尊重の視点が存在する。迅速な手続き、公平および公正な裁判、そして被告人に対する無罪の推定といった要請は、裁判所における被害者認定および救済に関して制限する要因となった。

このような国際刑事裁判所の刑事司法機関の特徴から必然的に発生する限界に対して、ローマ規程の締約国は、裁判所と併置され、かつ一定の独立性を担保された信託基金という存在に事件における刑事手続きおよび司法的な判断に付随しない行政的な被害者救済の役割を担わせることによって、裁判所に寄せられた政治的要請に対して、対応してきたと指摘することが出来るだろう⁵⁴⁷。

そして、信託基金の支援における被害者概念が損害回復命令におけるそれよりも広範なのは、信託基金にそうした政治的要請への対応という役割が期待されていることの現れであると指摘しても間違いではないだろう。

ではこのような行政的な役割を担った信託基金の存在は、個別の事件における損害回復の中でどのように捉えられているのか。次節においてコンゴ民主共和国の事態におけるルバンガの事件においてなされた、損害回復に関わる原則を紐解きながら確認していく。

5-4 信託基金の裁判所の損害回復に与える影響：トマス・ルバンガ・ディロの事件における損害回復原則に着目して

本節では、先に示した行政的な役割を担った信託基金が裁判所による損害回復に対して与えた影響を考察する。すでにこれまで確認したように、国際刑事裁判所は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪という管轄犯罪における最も責任のある個人の刑事責任を問うという目的がある一方で、そのような犯罪によって被害を被った大規模な被害者に対

⁵⁴⁷ 古谷は、信託基金の存在について、ローマ規程 75 条や 79 条に定められた被害者に対する賠償よりも広範な救済措置の受け皿として、機能することが想定されていると指摘する。古谷、前掲論文、75 頁。

処を迫られるという特有のジレンマを抱えている。それは、紛争後の文脈において活動を行うことが求められるという国際刑事裁判所が抱える特有の困難であった。

紛争後の文脈で個人の責任を選択的に問う刑事司法機関の被害者救済は、紛争後の文脈で存在している大規模な被害者に対して、裁判によって争われている犯罪に紐づく形で、選択的な救済しかなされないという刑事司法機関特有の限界が存在する。他方でこの司法機関に寄せられた大規模な人権侵害の被害者に対する対応という政治的な要請を一手に引き受けている機関が信託基金であった。

では、行政的支援を行う特徴にある信託基金が裁判所の司法的な損害回復に与える影響はどのようなものなのか。本節では、この点を確認するため、トマス・ルバンガ・ディロ (Thomas Lubanga Dyilo) の事件における損害回復に関する指針を確認する。

このため、第一に、ルバンガが責任ある者として第一審裁判部によって認定された犯罪とその文脈を確認する。第二に、第一審裁判部における損害回復原則に関する決定を、決定を前にして信託基金による提案、および決定に示された信託基金の役割に特に焦点を当てつつ概観する。そして、第三に、裁判所による損害回復原則における信託基金の影響を考察する。

5-4-1 ルバンガに対する有罪判決とその文脈

国際刑事裁判所の第一の事件となったコンゴ民主共和国の事態におけるトマス・ルバンガ・ディロの事件は、コンゴ民主共和国イトゥリ地域 (Ituri) における子ども兵の徴募・徴兵に関連する戦争犯罪の容疑に関して争われた事件である。被告人であるルバンガは、コンゴ愛国者連合 (Union des Patriotes Congolais : UPC) の創始者および指導者であり、UPC の下部組織であるコンゴ愛国者解放部隊 (Force Patriotique pour la Liberation du Congo : FPLC) とともに、2002年9月に、イトゥリ地域を勢力下においた⁵⁴⁸。

イトゥリ地域は、もともと金やダイヤモンドおよび石油といった天然資源が豊富な地域であり、このために、コンゴ民主共和国内の勢力だけではなく、ルワンダやウガンダといった国外からの勢力によっても戦略的に重要な地域として認識されてきた。そして、この地域は、約18の民族集団にわかれており、特にその中でも、ベルギーによる植民地時代にはヘマ (Hema) とレンドゥ (Lendu) という二つの民族における区分を強調した上で、ヘマを優遇する政策をとっていた。

この影響により、植民地解放後においても、本地域においてはヘマが土地所有者および経済的上流階級層として存在し続けた。1998年以降、ヘマによるレンドゥ住民への退去の強制によって、両共同体における武力対立が深まっていった⁵⁴⁹。ヘマと結びついた、

⁵⁴⁸ ICC, "Case Information Sheet: Situation in the Democratic Republic of Congo, The Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo," ICC-PIDS-DRC-01-010/12_Eng, September 13, 2012, p.1.

⁵⁴⁹ ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, "Decision on Sentence pursuant to Article 76 of the Statute," ICC-01/04-01/06-2901, July 7, 2012, para.71-75. な

UPC/FPLC は武装集団を構成し、コンゴ人民軍 (Armée Populaire Congolaise : APC) やレンドゥの武装集団であるイトゥリ愛国抵抗戦線 (Force de Résistance Patriotique en Ituri : FRPI) との武力紛争を 2002 年 9 月から 2003 年 8 月まで行っていった⁵⁵⁰。

このような中、UPC/FPRC は 2002 年 9 月から 2003 年 8 月 13 日の間に、強制的もしくは子ども側からの自発的な形で 15 歳未満の子どもを含む年少者の大規模な徴兵活動を行ったことが第一審裁判部によって認定された⁵⁵¹。結果、ルバンガは国内武力紛争における戦争犯罪、つまり 15 歳未満の徴募・徴兵およびそのような子ども兵を敵対行為に参加させたことに対して責任があるとして 2012 年 3 月 14 日、有罪判決を受けた⁵⁵²。

その後第一審裁判部はこの有罪判決に基づき、ルバンガに対して禁固 14 年の刑罰を 2012 年 7 月 10 日に言い渡した⁵⁵³。これに対してルバンガおよび弁護人は有罪判決および刑罰の決定の両方に上訴を行っている。

2012 年 8 月 7 日に、裁判所はローマ規程 75 条 1 項に基づくルバンガの事件において準拠する指針に関する決定をおこなった⁵⁵⁴。この指針に対する決定は、裁判所が活動を開始して以来、初めてとなる損害回復に関わる指針となり、決定に際して、第一審裁判部は裁判における当事者、参加者、裁判所書記局、被害者信託基金とともに、その他の個人およびその他の当事者の見解の表明を受け入れた。その結果、裁判所の損害回復に関心をもつ現地および国際 NGO とともに、国連児童基金が文書による見解の提出をおこなった。

5-4-2 損害回復原則に見る信託基金の役割

ルバンガの事件における損害回復の指針先立ち、信託基金は 2011 年 9 月と有罪判決後の 2012 年 4 月に、2 度の見解の表明を文書の形で行った。2011 年 9 月の見解の表明では、より一般的な観点から損害回復に関する概念整理を行いながら、裁判所が、信託基金を通じて損害回復の裁定を出した場合、予想出来るシナリオに関して、被害者個人に対する損害回復と被害者集団に焦点をあてた損害回復に関して信託基金規定を紐解きながら、信託基金の解釈を表明した⁵⁵⁵。

特に信託基金が強調した点は、損害回復はとりわけ、対象となる地域の住民間および公

お、イトゥリ地域における紛争を描写することは重要である一方で、本論文は、裁判所の決定を描写することを第一義とするため、この目的に関連する事実の言及にとどめる。

⁵⁵⁰ ICC, “Case Information Sheet: Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo,” ICC-PIDS-DRC-01-010/12_Eng, September 13, 2012, p. 1.

⁵⁵¹ Ibid., p. 2.

⁵⁵² ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Judgment pursuant to Article 74 of the Statute,” ICC-01/04-01/06-2842, March 14, 2012, para. 1358.

⁵⁵³ ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on Sentence pursuant to Article 76 of the Statute,” ICC-01/04-01/06-2901, July 7, 2012, para. 107.

⁵⁵⁴ ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision establishing the principles and procedure to be applied to reparations,” ICC-01/04-01/06-2904, August 7, 2012.

⁵⁵⁵ ICC-TFV, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Public Redacted Version of Trust Fund for Victims “First Report on Reparations,” ICC-01/04-01/06-2803, September 1, 2011, para. 253-359.

的機関との関係信頼を再構築すべきだとの観点から、損害回復において和解に関する視点を重視する事を説いた⁵⁵⁶。そして、有罪判決によって裁判所によって限定的に認定される犯罪の被害者にのみ選択的に焦点をあて損害回復を図ることは、被害者に対してある特定の犯罪の被害者であるという烙印（stigmatization）づけをしかねないことを指摘した。

また、裁判所の損害回復制度が当初から想定している被害者側からの申請書による損害回復の請求という手法は、そうした烙印効果を助長するだけでなく被害者が再び自己の受けた犯罪に関するトラウマに直面する可能性があるとして指摘する⁵⁵⁷。このため、損害回復の履行に関しては、ある特定の犯罪に焦点を当てないような無差別（non-discrimination）な手法をとる必要があると強調された⁵⁵⁸。

さらに、子ども兵の徴募・徴兵という犯罪の被害者にのみ損害回復の対象とみなすことで、対象地域における性暴力の被害者に焦点があたらない点について信託基金は懸念を示している。すでに、ルバンガが率いる UPC によって性暴力が加えられた事例や、子ども兵と徴兵された少年や少女が UPC の司令官によって性暴力にさらされていることが、対象地域において幅広く報告されており、信託基金もそうした状況について支援活動を通じた現地との関わりあいの中で認識している⁵⁵⁹。

そして、ある特定の犯罪の被害者に焦点を当てることは、対象地域内で不公平感を引き起こし、ある特定の民族のみを被害者として回復の対象とすることにより、不安定な治安状況をさらに悪化させる点についても指摘がなされた⁵⁶⁰。そして損害回復に利用できる財産の限定された状況から、信託基金は、被害者集団に焦点を当てる損害回復が最も効果的であると指摘した⁵⁶¹。

有罪判決後の 2012 年 4 月に提出された信託基金の見解は、上記の点を踏襲しながらも、裁判所における被害者集団に対する損害回復に関する概念の精緻化を図ろうとしている。信託基金は、国際人権法や裁判所の法的枠組みであるローマ規程、手続証拠規則、そして信託基金のいずれも集団的損害回復に関する明確な定義がないことをまず指摘する⁵⁶²。

その上で、第一審裁判部に対して、集団的損害回復に関するより広い解釈を採用するように提案する⁵⁶³。すなわち、損害回復に関して、現地における害がないもしくは少ない方法（do no/less harm）で、根底には和解という目的をもち、また性差に配慮した損害回復内

⁵⁵⁶ Ibid., para. 182.

⁵⁵⁷ Ibid., para. 383. なお、信託基金の関係者は、損害回復は、紛争後と極度の貧困という二つ文脈を考慮に入れるべきだと指摘する。この文脈において、ある特定の者に対する損害回復の実施は現地において、嫉妬を生み出しこのことが現地の和解を困難にする。2011 年 10 月、筆者によるピーター・ディクソン（Peter Dixon）信託基金リサーチ・フェローに対するインタビューによる。

⁵⁵⁸ Ibid., para. 155.

⁵⁵⁹ Ibid., para. 160.

⁵⁶⁰ Ibid., para. 170-179

⁵⁶¹ Ibid., para. 291.

⁵⁶² ICC TFV, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Observations on Reparations in Response to Scheduling Order of 14 March 2012,” ICC-01/04-01/06-2872, April 25, 2012, para. 173 and 175.

⁵⁶³ Ibid., para. 178.

容および手続きをとり、そして現地に関連かつ現地の状況を変化させるような形態をとることが必要という、前回の見解を再確認した上で⁵⁶⁴、現地の共同体を基礎とした手法で損害回復の定義および履行（a community-based collective approach to defining and implementing reparations）を提案した⁵⁶⁵。

信託基金と同様に、被害者の損害回復に関する好ましい形態に対して、刑事手続きに参加した被害者の法律上の代理人、そして被害者公設代理人事務所もまた、ルバンガの事件における被害者に対する損害回復のあり方に対する見解をそれぞれ提出した。両者は基本姿勢として裁判部によって申請書を通じて認定された個人における損害回復を志向しており、被害者公設代理人事務所においても個人および集団的損害回復の混合形態を提案しながらも、その重点は当初から裁判所が想定したような損害回復に対する申請書を提出し、被害者であることが認定された者に対する損害回復に焦点が置かれた⁵⁶⁶。

こうした被害者に関連する裁判所部局および裁判当事者、NGO などから意見の提出を受けて検討の後決定された損害回復原則は 2012 年 8 月に発せられた⁵⁶⁷。第一審裁判部によって決定された被害者に対する損害回復の指針は、信託基金による二つの提出された見解の影響を大きく受けたものであった。

第一審裁判部は、損害回復は特定された個人に対しても、より広くは、犯罪によって影響を受けた共同体に対しても、より広く貢献することが出来ると指摘した⁵⁶⁸。そして、被害者に対するローマ規程および手続証拠規則に規定されている損害回復は、被害者の権利侵害に対する救済およびその履行に関して、裁判部が可能なかぎり広い形態を許可できるように広くかつ柔軟な解釈が可能であるとした⁵⁶⁹。

さらに、裁判所の刑事手続に参加している者および損害回復の請求を行った者に限定されるような損害回復は不適切であると述べ⁵⁷⁰、裁判所は、すべての被害者、特に子ども、老人、障がい者、性暴力の被害者の必要性を考慮に入れなければならないと判断した⁵⁷¹。そして、損害回復は公平性すなわち、被害者の家族、共同体を差別することによって更なる烙印付けを避けなければならない事を強調した⁵⁷²。

最終的に、裁判部は信託基金による共同体を基礎とした損害回復に関する提案を、個人

⁵⁶⁴ Ibid.

⁵⁶⁵ Ibid., para. 180.

⁵⁶⁶ ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision establishing the principles and procedure to be applied to reparations,” ICC-01/04-01/06-2904, August 7, 2012.

⁵⁶⁷ 当損害回復原則に関する日本語における注釈はすでに東澤靖によってなされている。東澤靖「国際刑事裁判所（ICC）における最初の賠償に関する決定—ルバンガ事件」、『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第 17 号、2012 年、21-39 頁。

⁵⁶⁸ Ibid., para. 179.

⁵⁶⁹ Ibid., para. 180.

⁵⁷⁰ Ibid., para. 187.

⁵⁷¹ Ibid., para. 189.

⁵⁷² Ibid., para. 192.

に対する損害回復よりも効用が高いと認め、信託基金の提案に許可を与えるとともに⁵⁷³、信託基金が適切な損害回復の形態を決定する立場にあると判断した⁵⁷⁴。

さらに裁判部は、被害者の損害を算定に関しても、現地における協議の中で信託基金によってなされるべきであるとして、損害回復の対象および履行方法の決定を信託基金に求めた⁵⁷⁵。また、裁判部は損害回復請求のために提出された申請書を判断しないとし、書記局に対して申請書を信託基金へと送付することを命じた⁵⁷⁶。また、この場合の損害回復の手続（Reparations Proceedings）においては、ルバンガの事件の審理した裁判部とは、別の裁判官によって構成される裁判部を設置し、信託基金による損害回復の履行計画の認可を含む、損害回復の監督および監視業務を行うと決定した⁵⁷⁷。

さらに、裁判部は、信託基金によって提案された 5 段階の損害回復履行計画においても実施許可を与えている⁵⁷⁸。5 段階の履行計画とは、（1）信託基金、書記局、被害者公設弁護士事務所（OPCV）、および信託基金によって指名された専門家が、本事件における損害回復プロセスの対象となる地域を確定させる。そしてこの地域は、ルバンガの有罪判決において言及された地域に限定されない。（2）確定された地域において協議手続きを開催する。（3）その協議手続きにおいて、専門家によって損害の認定を行う。（4）それぞれの地域において、公開討論会を開催して、損害回復の諸原則と手続きを説明し、被害者の期待に対処する。（5）それぞれの地域で策定された集団的な損害回復の提案を集約し、裁判部に提出して承認をもとめる、というものであった⁵⁷⁹。

5-4-3 損害回復原則に対する上訴

もっとも、裁判所の損害回復に関する原則の決定に関しては、弁護側、だけでなく被害者公設弁護士事務所、被害者の法律上の代理人からも上訴がなされている⁵⁸⁰。

ルバンガ弁護側の上訴理由の中で、第一審裁判部において上訴が許可された事由となったもので特に被害者信託基金との関係で問題になったのは、（1）性またはジェンダーに基づく暴力の被害者を、損害回復の対象に含むことは、有罪判決を受けた者に対する損害回復命令が有罪認定を受けた犯罪から生じた損害に対してなされるという原則に反する点⁵⁸¹、（2）一定の司法的機能を被害者信託基金、書記局、信託基金が指定する専門家に委

⁵⁷³ Ibid., para. 274.

⁵⁷⁴ Ibid., para. 266.

⁵⁷⁵ Ibid., para. 283.

⁵⁷⁶ Ibid., para. 289 (b).

⁵⁷⁷ Ibid., para. 261 and 289 (c).

⁵⁷⁸ Ibid., para. 281.

⁵⁷⁹ Ibid., para. 282. 東澤、前掲論文、34-35 頁。

⁵⁸⁰ この点についての手続きの流れおよび、ルバンガ弁護側、被害者公設弁護士事務所、被害者の法律上の代理人が問題点として提起した事由については、東澤、前掲論文、35-36 頁における解説が詳しい。

⁵⁸¹ ICC TCI, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on the defence request for leave to appeal the Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations,” ICC-01/04-01/06-2911, August 29, 2012, para. 9 1(b). ルバンガ弁護側の上訴事由の日本語訳は東澤、前掲論文、35-36 頁参照。

ね、またその監督機能を新たな裁判部に委ねる点は、ローマ規程に違反する点⁵⁸²、(3) 被害者信託基金または有罪判決を受けた者の資金以外の財源による損害回復の裁定に関する立証基準は、非司法機関が適用するにはあまり曖昧であって、弁護側の反論を許さない⁵⁸³、という点であった。

また、被害者公設弁護士事務所、被害者の法律上の代理人提起したのは、信託基金との関連性との観点からは主に以下の点であった。すなわち裁判部が(1) 個人の損害回復申請を、その内容を考慮することなく否定したのは、法適用の誤り(*erred in law*)、(2) 新たに構成される裁判部に損害回復手続きを委ねるのは法適用の誤り、そして(3) 損害回復の職責を二つの非司法機関である被害者信託基金と書記局に委ねるのは法適用の誤りである⁵⁸⁴、という点であった。

その後、2012年12月に上訴裁判部によってこれらの当事者の上訴が認められた⁵⁸⁵。このことによって、第一審裁判部によってなされた損害回復原則の決定の効力は留保された⁵⁸⁶。2014年1月現在まで上訴手続きは進行中であり、2013年2月にルバンガ弁護側、被害者公設弁護士事務所が上訴理由を補強する文書の提出を行い、信託基金もまた、これらの上訴に対する反駁を含めた意見書を2013年4月に提出している⁵⁸⁷。

5-4-4 損害回復原則における信託基金の影響

これまでの議論で確認してきたように、国際刑事裁判所の被害者に対する司法的救済は、事件における個別の刑事手続きにおいて認定された犯罪の結果、損害を被った被害者を対象としてなされるものが、制度上想定されてきた。そしてこの制度上の想定では、損害回復の対象となる被害者の認定は、提出された申請書に基づきながら、裁判部による判断を経るものとして捉えられてきた。

⁵⁸² *Ibid.*, para. 10 2(a).

⁵⁸³ *Ibid.*, para. 10 2(c).

⁵⁸⁴ 被害者側からの上訴に関しては、被害者公設弁護士事務所および被害者の法律上の代理人 V02 グループが共同で提出したものと、被害者の法律上の代理人 V01 グループが単独で提出したものがある。特に第一の個人の損害回復の申請書を確認しない点については両者による上訴理由とされた。See ICC Office of the Public Council for Victims, V02 team of legal representatives, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Appeal against Trial Chamber I’s Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations of 7 August 2012,” ICC-01/04-01/06-2909-tENG, August 24, 2012, para. 16-26; ICC Office of the Public Council for Victims, V02 team of legal representatives, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Appeal against Trial Chamber I’s Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations of 7 August 2012,” ICC-01/04-01/06-2914-tENG, September 18, 2012, para. 10-15. なお、被害者側の上訴事由の日本語訳は東澤、前掲論文、36頁参照。

⁵⁸⁵ ICC AC, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on the admissibility of the appeals against Trial Chamber I’s “Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations” and direction on the further conduct of proceedings,” ICC-01/04-01/06-2953, p.3. ただしルバンガ弁護側のローマ規程 82(1)(d)に基づく上訴は却下された。

⁵⁸⁶ *Ibid.*, para. 80.

⁵⁸⁷ ICC Trust Fund for Victims, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Observation of the Trust Fund for Victims on the appeals against Trial Chamber I’s “Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations”,” ICC-01/04-01/06-3009, April 08, 2013, para. 7-8.

裁判部において争われていない、もしくは、否認された罪状によって損害を被った被害者は、裁判所による司法的救済の対象から外れることを意味していた。そうでなければ、被告人または有罪判決を受けた者に対する無罪の推定を脅かす結果となるためである。こうした刑事司法制度上の特性からくる制限の影響を受けるものとして想定されていたのが、国際刑事裁判所の被害者に対する司法的救済であった。

この点、信託基金は、管轄犯罪を原因とする大規模かつ重大な人権侵害の被害者への対応という政治的な要請に対して、裁判所の司法的な救済の限界を乗り越えようとする役割をもつものとして想定されていた。信託基金が司法的な決定を迂回する形で行う支援活動とは、ある特定の事件における被害者に限定されない形で、被害者救済を行うという視点を内在するものであった。

この意味では裁判所はこれまで、司法と行政という両者別箇の被害者救済の形態が存在しており後者が前者を補完するような関係が想定されてきた。このような想定に対して、ルバンガにおける損害回復原則の影響に対して信託基金が与えた影響はどのようなものであろうか。

第一審裁判部によってなされたルバンガにおける損害回復原則は、次の三つの理由からローマ規程その他の関連規則によって想定されていた被害者に対する司法的救済を超えた救済を目指すような影響を与えていると指摘ができる。

その第一の理由となるのが、被害者信託基金の役割を当初の制度設計よりも拡大的に捉えている点である。第一審裁判部の決定は、被害者の認定や損害の算定に関する司法分野に関わる事項も被害者信託基金に委譲するような決定をおこなった。

先に参照したマッカーシーは、裁判所による損害回復に関する政策決定権限の信託基金に対する委譲に関して指摘を行っている⁵⁸⁸。しかし、マッカーシーの議論はこの権限委譲の範囲を損害回復の形態に限定して述べているにとどまる。それは、損害回復の対象となる被害者においては、関連裁判部の司法的判断の対象事項とする、裁判所の制度設計を前提とするものでもあった。この意味で、第一審裁判部における損害回復原則の決定は、裁判所が想定する損害回復の制度に変更を加えることを意味するものであった。

損害回復の対象となる被害者の認定は手続証拠規定 94 にしたがって、損害回復の請求は文書の形で裁判所書記に対して行うことが求められており、被害者自身による申請書の作成と提出を前提としている⁵⁸⁹。そしてこの損害の認定および算定は、裁判部がローマ規程 75 条 2 項にしたがって判断をする権限をもつ⁵⁹⁰。他方で信託基金規則には、被害者が被った損害の認定および算定を行う権限は存在しない。今回の決定は本来裁判所が保持していた司法上の権限を信託基金に委譲したと言える⁵⁹¹。

⁵⁸⁸ McCarthy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, p. 243.

⁵⁸⁹ Rule 94(1), Rules of Procedure and Evidence.

⁵⁹⁰ Art. 75 (2), Rome Statute

⁵⁹¹ この点について、東澤は、賠償の処理を実際には被害者信託基金に委ね、さらには同基金に専門家を

第二の理由は、裁判所が準拠する集団的損害回復の定義に関して、信託基金が提案した概念を採用している点である。信託基金が想定した共同体を基礎とする損害回復とは、共同体全体に損害回復の焦点を定める視点であり、刑事手続きにおいて認定された犯罪の被害者のみを対象とするわけではない。これは刑事司法制度が想定してきた有罪判決を前提とする損害回復形態よりも幅広い対象を想定している。特に、第一審裁判部が被害者に対する損害回復に関して、性暴力の被害者を含めて可能な限り広く、公平に損害回復を行うことを重視している点は、純粋な司法的救済を離れてより現地の必要性に即した形で損害回復を志向していることが読みとれる。

したがって、第一審裁判部が想定するような損害回復とは、信託基金の支援活動がこれまで行ってきた形態を想定していることが指摘できる。この意味で本来、事件における管轄犯罪の被害者に対する損害回復を定めた裁判所の法的な枠組みを超えており、裁判所における司法的救済もまた、大規模な被害者への対応という政治的な要請に対応しようとしていることが第一審裁判部の決定から読み取ることは、可能である。

第三に、第一審裁判部によって提示された損害回復に関わる裁判部の役割の変化である。ローマ規程における想定では、被告人に対する有罪・無罪および刑の判断に加えて、損害回復の対象となる被害者、履行主体、および形態の検討を行う必要性から、損害回復に関する手続きを、裁判部自体の発議により設けることができる。そして、そこで、被害者および被害者にかかる被害、損失、負傷の範囲を決定するはずであった⁵⁹²。裁判部における損害回復原則の決定では、信託基金に損害回復の対象および実施計画の授権をした上で、裁判部は自らに信託基金の監視・監督の役割を付している。このことはローマ規程によって描かれた制度設計とは大きく異なっている。

これらの観点から考えると信託基金は、国際刑事裁判所における被害者救済の司法的な限界を前にして、信託基金自体が非司法機関として別箇・独立的に受け皿として機能するだけでなく、裁判所の司法的な損害回復自体も変容させる潜在性があることが指摘できる。もちろんこのような変容は、上訴によって未確定な事項でもあり、裁判所の被害者救済をより司法解釈として厳密なものへと戻す可能性があることも否定できない。しかしながら、信託基金が今後も裁判所の被害者救済の性質を変容させる可能性があるということは、すくなくとも今後も指摘できるであろう。この点については、今後の裁判所における決定の蓄積が待たれる。

5-5 小括

本章では、国際刑事裁判所の被害者救済を担う一機関である信託基金に焦点をあて、そ

選任させて専門家チームに実際の作業を行わせることを勧告することによって公判裁判部の役割を著しく限定する内容となっていると指摘する。東澤、前掲論文、33頁。

⁵⁹² Art. 75 (1), Rome Statute.

の活動を俯瞰しながら、刑事司法機関である裁判所に対する役割を考察した。第一に、信託基金に関するローマ規程の起草過程に着目しながら、当初は国連事務総長によって設立される形態を想定していた信託基金が、最終的にローマ規程の締約国会議によって設置されたことを指摘した。このことにより、信託基金は裁判所の下部機関としての存在ではなく、より独立性が担保された形態をとったことを示した。

第二に、信託基金の独立性を考慮にいれながら、裁判所書記局下にある他の被害者関連部局との差異、および書記局との関係性について論じた。その上で、信託基金が持つ二つの種類の財源に紐づく二種類の活動を概観した。第一の財源とは有罪判決を受けた者に対する没収および罰金によって裁判所が得た財産で、信託基金に対して移送されたものであり、裁判所による損害回復命令の履行の際に用いられる。第二の財源とは、有罪判決を受けた者よりもたらされる財産以外のその他の財産を示し、信託基金による被害者支援活動に用いられることを示した。次に裁判所の損害回復が信託基金を通じてなされた場合の信託基金の役割に関して信託基金規則を紐解きながらいくつかのパターンが存在していることを示した。さらに信託基金の支援活動を概観し支援を行うための法的条件に加え、支援活動の実行例とその特徴について論じた。そして信託基金の支援においては、裁判所による司法的なコントロールが損害回復より弱い形でなされることを指摘した。

第三に、裁判所による損害回復と信託基金の支援の差異をそれぞれに想定される被害者概念に着目することで明らかにした。裁判所による損害回復が、特定の事件における被害者像を考慮に入れるのに対して、信託基金の支援は、被告人を特定しない事態における被害者というやや拡大された概念をもつ。こうした被害者概念の違いに基づく二つの活動の存在は、刑事司法機関としての特徴から発生する裁判所の被害者救済の限界に対して、信託基金という存在に、非司法的および行政的な被害者救済の役割を担わせることを意味した。そしてこのことは、裁判所に寄せられた政治的要請に対して、対応する意義があると指摘した。

第四にルバンガの事件における第一審裁判部による損害回復原則と、それに至る信託基金の見解、およびその後の状況を整理することで、裁判所の被害者に対する司法的救済に対して、信託基金がもつ役割を考察した。そこにおいて示したのは、裁判所とは別箇独立した存在というよりもむしろ、裁判所の制度の一翼として機能しながら、大規模かつ重大な人権侵害の被害者への対応という大きな政策的行為の一つを担おうとする存在として機能する信託基金の姿であった。

結論

本論文は、国際刑事裁判所の被害者救済制度をめぐる司法的な要請と政治的な要請のジレンマに焦点をあてた。一方で、刑事司法制度として被害者救済に限界を持ち、他方で、大規模かつ重大な人権侵害である管轄犯罪の被害者救済という政治的な要請を抱え込む国際刑事裁判所が、どのような制度的努力そして配慮によってこのジレンマへの対応を行おうとしているのか、そして、そこで国際刑事裁判所はどのような問題を、被害者救済をめぐる抱え込むに至ったのか、という問いに対して、回答を試みるのが本論文の目的であった。結論では、それぞれの章を振り返りながら、問いに対する回答を試みる。

第一章において描写したのは、刑事司法制度において犯罪被害者が周辺化する過程であり、再認識される過程であった。犯罪と刑罰そして被害者の認識に関する歴史的描写を行うことで、本章は、現代の刑事司法制度においては本質的に、被害者救済を制限する性質をもったものであり、国際刑事裁判所もまた、このような刑事司法制度としての特性を共有する存在として確認する意図があった。

かつて、被害者の救済は被害者自身の手にもたせられており、損害と損害回復は損害行為を行った者と被害者との二者の関係性の中で処理される問題であった。社会および国家が形成される中で、権力を持つものがこうした二者の関係の中に入り込み次第に影響力を増すことにより、被害者の存在がこの関係性から切り離されていった。

ある者に対して損害を発生させる行為が犯罪として認識され、権力を持つ者と処罰される者との間で処理されるようになる中で、両者の間の不平等な関係が問題になってくる。こうした不平等な関係を是正しようとする影響を与えたのが啓蒙思想であった。このことにより犯罪および処罰を巡る関係性の中で守られるべきは、犯罪行為に責任があるとされる者であり、国家における刑事司法制度の中で第一に保護されるべき対象は被告人という視点が生まれた。そしてこうした刑事司法制度において、被害者は周辺に位置する存在となっていった。

これに対して、刑事司法制度の中で被害者に焦点が当てられるようになったのは、1960年以降のことであった。犯罪被害者の人権に対する着目と修復的正義への視点は、近代における刑事司法制度に修正を加えた。そして、少しずつではあるが被害者に対する救済が図られるようになってきた。しかし、刑事司法制度は依然として、国家と被告人の二者の関係が前提にあり、刑事司法制度における被害者の救済はこうした関係性の中で副次的な役割を担うにすぎなかった。つまり、刑事司法制度における被害者救済は本質的な限界を内在するものであった。そしてこの限界は、国際刑事裁判所においても内在するものであった。

第二章で示したのは、被害者救済の国際的な試みであった。このことにより国際刑事法

廷において、国内における刑事司法制度とは異なる役割が存在することを指摘した。第二次世界大戦以降、規範面で人権侵害の被害者への救済が認識されるようになると、実際に国際的および地域的人権保障の枠組みで救済を図ることとなった。ただし、国際的および地域的な人権保障の枠組みは、国家における被害者救済の意思と能力を前提として、国家による被害者救済を求めるものであった。

他方で、これまでの人権保障の枠組みが前提としていなかった状況も発生する。国家における被害者救済の意思と能力の欠如が移行期もしくは紛争後という文脈において散見されるようになる。この状況において大規模かつ重大な人権侵害の被害者に対応するために、司法機関および非司法機関による被害者救済が徐々に行われていくことになる。

本来、人権侵害の被害者への救済は国内の管轄事項であった。しかし、国家の能力と意思の欠如という状況において発生したのは、国際社会が、被害者の救済を直接的に対応するという政治的な要請であった。このことにより、体制移行期そして紛争後という状況において、国際社会が国家の被害者救済の役割を直接的に担うという現象が発生してくることになる。真実委員会、被害者に対する損害回復プログラム、そして、国際機関による被害者救済プログラムの発生などにみられる、国際的平面での被害者救済の取り組みの拡大は、国際社会による被害者の直接的な救済の取り組みの例として確認することができる。

こうした文脈から、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪という紛争（後）地域に密接に関連する犯罪の被害者に対しても救済を図っていく政治的要請が、国際刑事法廷においても発生することとなる。この結果、カンボジアとレバノンにおいて被害者の救済を図る国際刑事法廷が発生した。そして国際刑事法廷の被害者救済制度の源流である国際刑事裁判所もまた、国家による被害者救済を担うという政治的な要請を受けて発生してきたのであった。このことにより国際刑事裁判所は、被害者が副次的な存在として認識される刑事司法制度という特性を持ちながらも、大規模かつ重大な人権侵害の被害者の救済を国家に代わって担うという政治的な要請に直面する、特有のジレンマを抱えることになる。

第三章以降、こうしたジレンマを抱え込む国際刑事裁判所の被害者救済制度に焦点を移して、その制度と運用実態を確認した。そして、第三章および第四章においては裁判所の司法的な救済に着目し、第五章においては、裁判所の非司法的な救済に焦点をあてた。

第三章では、国際刑事裁判所における被害者の手続参加を確認した。国際刑事裁判所以前の国際刑事法廷は、管轄犯罪に責任のある者の訴追・処罰にのみに焦点があたっており、こうした犯罪の被害者とその家族は、どのような事実があったのかについて知る事も、犯罪に対する被害者としての見解を表明することも出来なかった。国際刑事裁判所がもつ被害者参加制度は被害者に対するこのようなことを可能にした。

他方で、被害者の参加は制限的に認められるにすぎなかった。そして、この制限は裁判の主要当事者である被告人の権利によってもたらされるものであった。本章が示したのは、

刑事司法制度が直面する、被告人の権利によって制限される被害者参加の実態を、被害者参加制度の文脈から確認した。そしてその議論の中で、被害者救済の制限要因として働く被告人の具体的な権利である武器対等の原則、迅速な裁判、無罪の推定、について概説を行った。

第四章では、国際刑事裁判所の損害回復に特に焦点をあてた。裁判所による被害者の司法的救済の一形態である損害回復は、実質的な財源に裏打ちされたものである点でこれまでのどの国際刑事法廷とも異なる。このことは裁判所が損害回復を通して、管轄下である特定の紛争（後）地域において実質的な貢献をすることが期待された存在であることを意味する。この点、裁判所による損害回復制度は、回復手段と手続において多様な形態を認めており、柔軟性を保持したものであった。

他方で被害者に対する司法的救済の形をとる損害回復もまた、制度面においては、限界に直面することが想定できた。国際刑事裁判所において損害回復の対象として制度上想定されたのは、有罪判決を受けた者の犯罪の結果、損害を被った者である。裁判所によって認定されていない裁判所管轄犯罪の被害者は、どれほどの損害を被ったとしても、司法的な損害回復の対象とはならない。刑事司法制度自体が、認定されていない犯罪の被害者に対して損害回復を図る事は、当該犯罪の実行者と思われる者に対して、司法的な手続を経ることなく有罪の推定を与えてしまうためである。本章が示したのは、国際刑事裁判所の損害回復の制度面で直面する限界であった。

第五章が着目したのは、こうした裁判所の司法的救済における限界を乗り越えようとする非司法的機関である被害者信託基金の存在であった。本章では被害者信託基金の存在と信託基金の裁判所の司法的救済に対する影響を検討した。信託基金は、裁判所による司法的な損害回復を履行するものとしての役割と、被害者に対して司法判断を迂回した形で支援活動を行うものとしての役割の二つがある。特に後者については、実際の刑事手続とは異なる被害者概念をとる事で、被告人に対する無罪の推定を侵害しない形で救済活動を行う事を可能にする。信託基金のこうした非司法的な救済活動は、裁判所による司法的救済の限界を補完する意義があった。そして、当初想定されたのは、被害者に対する司法的救済と非司法的救済を立て分けた上で、信託基金の支援活動が司法的救済の限界を補完する役割を果たすことであった。

また、非司法機関である被害者信託基金は、裁判所における司法的な損害回復までにも影響を与えはじめている。信託基金は、非司法的な支援活動を通して現地の事情に関する知識を蓄積する中で、裁判所の司法的な損害回復原則の策定に際して、望ましい手続・手続の形態を提案している。

それに呼応する形で、ルバンガの事件における第一審裁判部の損害回復に関する原則の決定は、信託基金の支援活動を支持しながら、被害者の認定や回復対象となる損害の算定

など、本来、司法的な手続を経て決定されるべきものとされていたものを、非司法機関である信託基金に授権するような決定を出した。さらに、第一審裁判部はこの損害回復に関する原則において、ルバンガに対する有罪判決において認定された罪の被害者よりも広い被害者を含みこもうとする意図が確認できる。共同体に対する損害回復形態の支持や、すべての被害者、特に子ども、老人、障がい者、性暴力の被害者の必要性を考慮に入れなければならない、とする裁判部の見解は、従来の司法制度の枠を超えて、裁判所に寄せられる政治的な要請に対応しようとする視座が確認できる。

したがって、本論文における問いに回答するならば、国際刑事裁判所は、被害者信託基金という非司法的救済活動を行う機関を設置することにより、裁判所に内在する司法的救済の限界を補完し、被害者救済をめぐる司法的要請と政治的要請のジレンマを克服することを目指した。そして、国際刑事裁判所における司法的救済もまた、実行面において独自に、司法的な決定事項を信託基金に委譲することにより、司法的救済の限界を超えて、より広い範囲の被害者の救済を目指す兆しを見せた。そうした結果、大規模かつ重大な人権侵害である管轄犯罪の被害者救済への対応という政治的要請に対応しようとしている、と指摘できる。

ただし、国際刑事裁判所におけるこの対応は問題をまったく孕まないわけではない。刑事司法制度としての役割である、管轄犯罪の訴追・処罰を被告人の権利を保護した上で行うという、もともと国際刑事裁判所が期待されてきた役割を考える時、この役割に否定的な影響を与えることは今後懸念される問題である。

たとえば、有罪判決によって認定された犯罪の被害者を超えて、管轄犯罪の被害者に対して司法的救済を認めることは、被告人の権利に不当な不利益を与える可能性がある。それは、裁判所によって認定されない犯罪の結果、損害を被った被害者を認知することによって、その犯罪があたかも有罪判決を受けた者に帰責するような推定を与えてしまうためである。たとえ、被害者および損害の認定、そして損害回復の履行を、一定の独立性が担保された非司法的機関である信託基金が行うとしても、損害回復自体が裁判所の決定に基づき、その履行が裁判所の監督下にあるため、信託基金は裁判所との関係の中では、全くの無縁ではない。

国際刑事裁判所の手続きを経て認定された被害者に対しても、司法的な損害回復が、裁判所の手続きを経ないで認定された被害者までをも含みこむという点は否定的に映る。それは、損害回復に関する原則の決定において想定されたことが、ローマ規程において当初具現化された国際刑事裁判所の枠組み自体を変容させるという理由だけない。被害者自身が受けた損害を記した申請書を判断しないという裁判所の態度は、煩雑な手続きを通して被害者として認定された者に対して、自身が認識されていないという印象を与えかねない。

こうした背景から、ルバンガの事件における第一審裁判部の損害回復原則の決定に対し

て、被告人弁護士からも、手続きへの参加が認められた被害者からも上訴を受けている状態にある。

今後、国際刑事裁判所の被害者救済制度が、政治的要請に対応する形で変化していくのか、それとも、本来の刑事司法制度としての役割に徹するために軌道修正をおこなっていくのかについては、将来の実行が待たれる。しかし、現時点での実行状況を見る限り、国際刑事裁判所は、非司法機関である被害者信託基金を介在させることによって、管轄犯罪の被害者を最大限認識するような制度的努力を行っていると言える。この意味で、国際刑事裁判所は、国際刑事司法における被害者救済の新たな取り組みとして肯定的に評価できると言える。

紛争（後）という文脈に入りこんで活動することが期待されている国際刑事法廷は、管轄犯罪に最も責任を持つ者を処罰するという国際的な刑事司法制度としての目的を持ちながらも、大規模にわたる管轄犯罪の被害者救済を行うことで、現地において何らかの貢献を行うことが期待されるという政治的要請のジレンマを抱える存在であった。国際刑事裁判所は、被害者に対する実質的な貢献が可能である点でこうしたジレンマが先鋭化しやすいと言える。

本論文が照射したのは、被害者救済をめぐる司法的要請と政治的要請のジレンマの中で、そのジレンマを乗り越えようとする国際刑事裁判所の努力であった。

主要参考文献一覽

一次資料

1. 法的文書

國際刑事裁判所(草稿・起草過程文書)

International Law Commission, Draft Statute for an International Criminal Court with Commentaries, 1994, available at < <http://www.refworld.org/pdfid/47fd40d.pdf>>.

United Nations, “Working Group on a Draft Statute for an International Criminal Court,” A/CN.4/L.491/Rev.1, July 8, 1994.

Report of the Working Group on a draft statute for an international criminal court, United Nations, Report of the International Law Commission the work of its forty-fifth session (3 May-23 July 1993), UN Document A/48/10, September 2, 1993.

United Nations, Report of the International Commission on the work of its forty-sixth session (2 May-22 July 1994), UN Document A/49/10, September 2, 1994.

Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court, “Proposal of France: Article 45 bis Compensation to Victims,” A/AC.249/1997/WG.4/DP.3, December 5, 1997.

Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court, “Proposal by France and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland: Article 66 (45 bis),” A/AC.249/1998/WG.4/DP.19, February 10, 1998.

Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court, “Preliminary Draft Consolidated Text: Article 66. Reparations to Victims,” A/AC.249/1998/WG.4/CPR.5, February 10, 1998.

國際刑事裁判所

United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court, “Draft Statute of the International Criminal Court,” UN Document A/CONF.183/2/Add.1, April 14, 1998.

Rome Statute of the International Criminal Court, adopted on July 17, 1998 and entered into force on July 1, 2002, A/CONF.183/9.

Rules of Procedure and Evidence of the International Criminal Court, adopted and entered into force on September 9, 2002, ICC-ASP/1/3.

Regulation of the International Criminal Court, adopted and entered into force on May 26, 2004, ICC-BD/01-01-04.

Regulations of the Trust Fund for Victims, adopted and entered into force on December 3, 2005, ICC-ASP/4/Res.3.

國際刑事法廷

Statute of the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia adopted and entered into force on May 25, 1993.

Rules of Procedure and Evidence of the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia adopted and entered into force on February 11, 1994.

Statute of the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia adopted and entered into force on November 8, 1994.

Rules of Procedure and Evidence of the International Criminal Tribunal for Rwanda adopted and entered into force on June 29, 1995.

Statute of the Special Court for Sierra Leone adopted and entered into force on August 14, 2000.

Rules of Procedure and Evidence for the Special Court for Sierra Leone, adopted and entered into force on January 16, 2002.

Law on the Establishment of Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia for the Prosecution of Crimes Committed during the Period of Democratic Kampuchea adopted and entered into force on August 10, 2001.

Internal Rules of Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia adopted and entered into force on June 12, 2007.

Statute of the Special Tribunal for Lebanon adopted entered into force on March 20, 2009

國際人道法

Hague Convention (IV) Respecting the Laws and Custom of War on Land, adopted on October 1907, entered into force 26 January 1910.

Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts, adopted on 8 June 1977, entered into force 7 December 1978.

Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts, adopted on 8 June 1977, entered into force 7 December 1978 (Protocol I).

Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts, adopted on 8 June 1977, entered into force 7 December 1978 (Protocol II).

國際人權法

The Universal Declaration of Human Rights, adopted by General Assembly resolution 217 A (III) of 10 December 1948.

International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination adopted and opened for signature and ratification by General Assembly resolution 2106 (XX) of 21 December 1965 entered into force 4 January 1966.

International Covenant on Civil and Political Rights, adopted and opened for signature, ratification and accession by General Assembly resolution 2200A (XXI) of 16 December 1966 entered into force 23 March 1976.

Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power, adopted by General Assembly Resolution 40/34 of 29 November 1985.

Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment adopted and opened for signature, ratification and accession by General Assembly resolution 39/46 of 10 December 1984 entered into force 26 June 1987.

The Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, adopted by General Assembly Resolution 60/147, 21 March 2006.

International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance adopted by the General Assembly resolution 61/177. of 20 December 2006 entered into force on 23 December 2010.

地域的人權法

European Convention on Human Rights (the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms), adopted on November 4, 1950, entered into force on September 3, 1953.

American Convention on Human Rights, adopted on November 22, 1969, entered into force on July 18, 1978.

國際法（草案）

International Law Commission, Draft articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts, adopted by the International Law Commission at its fifty-third session in November 2001, Supplement No. 10 (A/56/10), chapter IV. E.1.

2. 裁判所による決定・判決、およびこれらに関する関連文書

国際刑事裁判所

ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of the Congo, “Decision on the Applications for Participation in the Proceedings of VPRS1, VPRS2, VPRS3, VPRS4, VPRS5, and VPRS6,” ICC-01/04-101, January 17, 2006.

ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on the Prosecutor’s Application for a warrant of arrest, Article 58,” ICC-01/04-01/06-8-US-Corr, February 10, 2006.

ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Warrant of Arrest,” ICC-01/04-01/06-2-tEN, February 10, 2006.

ICC Pre-Trial Chamber II, Situation in Uganda, “Decision on Victims” Applications for Participation a/0010/06, a/0064/06, to a/0070/06, a/0081/06, to a/0104/06 and a/0111/06 to a/0127/06,” ICC-02/04-101, August 13, 2007.

ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Argumentation de la Défense sur des questions devant être tranchées a un stade précoce de la procedure: le role des victimes avant et pendant le proces, les procédures adoptées aux fins de donner des instructions aux témoins experts et la préparation des témoins aux audiences.” ICC-01/04-01/06-991, October 18, 2007.

ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in Darfur, “Decision on the Applications for Participation in the Proceedings of Applicants a/0011/06 to a/0015/06, a/0021/07, a/0023/07to a/0033/07 and a/0035/07 to a/0038/07,” ICC-02/05-111-Corr, December 14, 2007.

ICC Pre-Trial Chamber II, Situation in Uganda, “Decision on Observations on the Notification under Regulation 50 of the Regulations of the Trust Fund for Victims” ICC-02/04-120, March 5, 2008.

ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Germain Katanga and Mathieu Ngudjolo Chui, “Decision on the Set of Procedural Rights Attached to Procedural Status of Victim at the Pre-Trial Stage of the Case,” ICC-01/04-01/07-474, May 13, 2008.

ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of The Prosecutor v. Germain Katanga, “Corrigendum to the “Decision on Request of Mathieu Ngudjolo Chui for Leave to Appeal the 'Decision on the Set of Procedural Rights Attached to Procedural Status of Victim at the Pre-Trial Stage of the Case,'” ICC-01/04-01/07-527-Corr,” May 29, 2008.

ICC Pre-Trial Chamber III, Situation in Central African Republic, Case of the Prosecutor v.

- Jean-Pierre Bemba Gombo “Fifth Decision on Victims” Concerning Common Legal Representation of Victims,” ICC-01/05-01/08-322, December 16, 2008.
- ICC Pre-Trial Chamber III, Situation in the Central African Republic, “Decision on the Notification by the Board of Directors in accordance with Regulation 50 a) of the regulations of the Trust Fund for Victims to undertake activities in the Central African Republic,” ICC-01/05-41, October 23, 2012.
- ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of the Congo, “Decision on victims' participation in proceedings relating to the situation in the Democratic Republic of the Congo,” ICC-01/04-593, April 11, 2011.
- ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Callixte Mbarushimana, “Decision on the „Proposal on victim participation in the confirmation hearing“,” ICC-01/04-01/10-229, June 10, 2011.
- ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on victims” participation,” ICC-01/04-01/06-1119, January 18, 2009.
- ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Redacted version of “Decision on „indirect victims“,” ICC-01/04-01/06-1813, April 8, 2009.
- ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Judgment pursuant to Article 74 of the Statute,” ICC-01/04-01/06-2842, March 14, 2012.
- ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Scheduling order concerning timetable for sentencing and reparations,” ICC-01/04-01/06-2844, March 14, 2012.
- ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision granting leave to appeal to make representation in the reparations proceedings,” ICC-01/04-01/06-2870, April 20, 2012.
- ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on Sentence pursuant to Article 76 of the Statute,” ICC-01/04-01/06-2901, July 7, 2012.
- ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision establishing the principles and procedure to be applied to reparations,” ICC-01/04-01/06-2904, August 7, 2012.
- ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on the defence request for leave to appeal the Decision

- establishing the principles and procedures to be applied to reparations,” ICC-01/04-01/06-2911, August 29, 2012.
- ICC Office of the Prosecutor, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, Prosecution’s Document in Support of Appeal against the “Decision on Sentence pursuant to Article 76 of the Statute,” ICC-01/04-01/06-2950, December 3, 2012.
- ICC Office of the Public Council for Victims, V02 team of legal representatives, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Appeal against Trial Chamber I’s Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations of 7 August 2012,” ICC-01/04-01/06-2909-tENG, August 24, 2012.
- ICC V01 team of legal representatives, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Appeal against Trial Chamber I’s Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations of 3 September 2012,” ICC-01/04-01/06-2914-tENG, September 18, 2012.
- ICC Appeal Chamber, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Judgment on the appeals of the Prosecutor and the Defense against Trial Chamber I’s Decision on Victims’ Participation of 18 January 2008,” ICC-01/04-01/06-1432, July 11, 2008.
- ICC Appeal Chamber, Situation in the Democratic Republic of the Congo, “Judgment on victim participation in the investigation stage of the proceedings in the appeal of the OPCD against the decision of Pre-Trial Chamber I of 7 December 2007 and in the appeals of the OPCD and the Prosecutor against the decision of Pre-Trial Chamber I of 24 December 2007,” ICC-1/04-556, December 19, 2008.
- ICC Appeal Chamber, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on the participation of victims in the appeals against Trial Chamber I’s conviction and sentencing decisions,” ICC-01/04-01/06-2951, December 13, 2012.
- ICC Appeal Chamber, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on the admissibility of the appeals against Trial Chamber I’s “Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations” and directions on the further conduct of proceedings,” ICC-01/04-01/06-2953, December 14, 2012.
- ICC Assembly of States Parties, “Establishment of a fund for the benefit of victims of crimes within the jurisdiction of the Court, and of the families of such victims,”

ICC-ASP/1/Res.6, September 9, 2002.

ICC Assembly of States Parties, Establishment of the Secretariat of the Trust Fund for Victims, ICC-ASP/3/Res.7, 10 September 2004.

ICC Assembly of States Parties, Proposed Programme Budget for 2008 of the International Criminal Court, ICC-ASP/6/8, July 25, 2007.

ICC Assembly of States Parties Resolution 3 Reparations, ICC-ASP/10/Res.3, December 20, 2011.

ICC Assembly of States Parties, “Report of the Court on the review of the system for victims to apply to participate in proceedings,” ICC-ASP/11/22, November 5, 2012.

ICC Assembly of States Parties Resolution 7 Victims and Reparations, ICC-ASP/11/Res.7, November 21, 2012.

ICC Trust Fund for Victims, Situation in the Democratic Republic of Congo, “Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulations of the Trust Fund for the Victims,” ICC-01/04-439, January 24, 2008.

ICC Trust Fund for Victims, Situation in Uganda, “Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulations of the Trust Fund for the Victims, ICC-02/04-114,” January 25, 2008.

ICC Trust Fund for Victims, Situation in the Central African Republic, “Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulations of the Trust Fund for the Victims,” ICC-01/05-29, October 30, 2009.

ICC Trust Fund for Victims, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Public Redacted Version of Trust Fund for Victims” First Report on Reparations,” ICC-01/04-01/06-2803, September 1, 2011.

ICC Trust Fund for Victims, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Observations on Reparations in Response to Scheduling Order of 14 March 2012,” ICC-01/04-01/06-2872, April 25, 2012.

ICC Trust Fund for Victims, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Observations on Reparations in Response to Scheduling Order of 14 March 2012,” ICC-01/04-01/06-2872, April 25, 2012.

ICC Trust Fund for Victims, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Observation of the Trust Fund for Victims on the appeals against Trial Chamber I’s “Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations”,” ICC-01/04-01/06-3009, April 08, 2013.

その他の機関

損害賠償請求併合訴訟事件（下田事件）、東京地方裁判所、昭和 38 年 12 月 7 日判決。

International Court of Justice, *Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory*, Advisory Opinion, July 9, 2004.

Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia Trial Chamber Judgment, Case No.001/18-07-2007-ECCC/TC, Kaing Guek Eav, July 26, 2010.

Security Council Resolution 687, UN Documents S/RES/687, April 3, 1991.

Security Council Resolution 692, UN Documents S/RES/692, May 20, 1991.

Security Council Resolution 827, UN Documents S/RES/827, May 25, 1993.

Security Council Resolution 955, UN Documents S/RES/955, November 8, 1994.

United Nations General Assembly Resolution 36/151, A/RES/36/151, December 16, 1981.

3. その他の資料

国際刑事裁判所

ICC Public Information and Documentation Section, “Case Information Sheet: Situation in the Democratic Republic of Congo, The Prosecutor v. Thomas Lubanga Dylio,” ICC-PIDS-DRC-01-010/12_Eng, September 13, 2012.

ICC, “Victim Before the International Criminal Court: A Guide for the Participation of Victims in the Proceedings of the Court,” 2006, available at <<http://www.icc-cpi.int/NR/rdonlyres/C029F900-C529-46DB-9080-60D92B25F9D2/282477/160910VPRSBookletEnglish3.pdf>>.

ICC, “Application Form for Individuals: Request for Participation in Proceedings and Reparations at the ICC for Individual Victims,” available at <<http://www.icc-cpi.int/NR/rdonlyres/48A75CF0-E38E-48A7-A9E0-026ADD32553D/0/S AFIndividualEng.pdf>>.

ICC Office of the Public Council for Victims, “Representing Victims before the International Criminal Court: A manual for legal representatives,” ICC-OPCV-MLR-002/13_Eng, December 2012.

ICC Trust Fund for Victims, “On the Reparations mandate of the Trust Fund for Victims,” 2011, available at <<http://www.trustfundforvictims.org/library>>.

ICC Trust Fund for Victims, “Programme Progress Report November 2009,” 2009 available at <<http://www.trustfundforvictims.org>>.

ICC Trust Fund for Victims, “Recognizing Victims and Building Capacity in Transitional Societies Spring 2010 Programme Progress Report,” Spring 2010 available at

<<http://www.trustfundforvictims.org>>.

ICC Trust Fund for Victims, “Reviewing Rehabilitation Assistance and Preparing for Delivering Reparations: Programme Progress Report Summer 2011,” Summer 2011 available at <<http://www.trustfundforvictims.org>>.

ICC Trust Fund for Victims, “Learning from the TFV’s Second Mandate: From Implementing Rehabilitation Assistance to Reparations: Fall 2011 Programme Progress Report,” Fall 2011, available at <<http://www.trustfundforvictims.org>>.

ICC Trust Fund for Victims, “Earmarked Support at the Trust Fund for Victims: Programme Progress Report Winter 2011,” Winter 2011 available at <<http://www.trustfundforvictims.org>>.

ICC Trust Fund for Victims, “Empowering Victims and Communities toward Social Change: Programme Progress Report Summer 2012,” Summer 2012 available at <<http://www.trustfundforvictims.org>>.

ICC Trust Fund for Victims, “Mobilising Recourses and Supporting the Most Vulnerable Victims through Earmarked Funding: Programme Progress Report Winter 2012,” available at <<http://www.trustfundforvictims.org>>.

ICC Trust Fund for Victims, “Programme Progress Report Summer 2013,” available at <<http://www.trustfundforvictims.org>>.

国連文書

United Nations Commission on Human Rights Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, Preliminary Report Submitted by Mr. Theo van Boven, Special Rapporteur, UN Document E/CN.4/Sub.2/1990/10.

United Nations Commission on Human Rights Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, Progress Report Submitted by Mr. Theo van Boven, Special Rapporteur, Study Concerning the Right to Restitution, Compensation, and Rehabilitation for Victims of Human Rights and Fundamental Freedom, UN Document E/CN.4/Sub.2/1991/7.

United Nations Commission on Human Rights Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, Second Progress Report Submitted by Mr. Theo van Boven, Special Rapporteur, UN Document E/CN.4/Sub.2/1992/8.

United Nations, Report of the Secretary-General pursuant to paragraph 2 of the Security Council Resolution 808 (1993), UN Document S/25704, May 3, 1993.

United Nations Commission on Human Rights, Study Concerning the Right to Restitution,

Compensation and Rehabilitation for Victims of Gross Violations of Human Rights and Fundamental Freedoms, UN Document: E/CN.4/Sub.2/1993/8, July 2, 1993.

United Nations Human Rights Committee, General Comment No 33: The Obligations of States Parties under Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights, UN Documents CCPR/C/GC/33, November 5, 2008.

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (2008), Rule of Law Tools for Post-Conflict States: Reparation Programmes, New York and Geneva: United Nations.

United Nations Peacebuilding Fund, Report of the Secretary General, UN Document: A/66/659, January 16, 2012.

United Nations Peacebuilding Fund, Report of the Secretary General, UN Document: A/67/711, January 25, 2013.

4. 国際刑事裁判所職員インタビュー（2011年10月 - 2014年1月）

被害者信託基金理事会理事 野口元郎

被害者信託基金上級プログラムオフィサー クリスティン・カーラ

被害者信託基金上級リーガル・アドヴァイザー カトリーナ・ペスク

被害者信託基金リージョナル・プログラム・オフィサー スコット・バーテル

被害者信託基金リサーチ・フェロー ピーター・ディクソン

被害者参加賠償課スタッフ

被害者法的代理人ケースマネージャー エステレ・ジャンマート

二次資料

ローマ規程注釈書

Cassese, Antonio. (ed.) (2002), *The Rome Statute of the International Criminal Court: A Commentary Set*, Oxford: Oxford University Press.

Schabas, William. (2011). *An Introduction to International Criminal Court*, Cambridge: Cambridge University Press.

Triffterer, Otto. (ed.) (1999), *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court: Observers' Notes, Article by Article*, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft.

その他二次資料

(欧文)

Avocats Sans Frontières, Center for Justice and Reconciliation, Coalition Nationale pour la Cour

- Pénale Internationale – RCD, Fédération Internationale des Ligues des Droits de l'Homme, Human Rights Watch, International Center for Transitional Justice, Redress, Women's Initiatives for Gender Justice (2006), "Joint letter to the Chief Prosecutor of the International Criminal Court," available at < <http://www.hrw.org/ja/news/2006/07/31/dr-congo-icc-charges-raise-concern> >.
- Andrew, Edward. (2011), "Jean Bodin on Sovereignty," *Republics of Letters: A Journal for the Study of Knowledge, Politics, and Arts* 2, no.2, pp.75-84.
- Antkowiak, Thomas M. (2008), "Remedial Approaches to Human Rights Violations: The Inter-American Court of Human Rights and Beyond", *Columbia Journal of Transitional Law*, vol. 46, no.2, pp.351-419.
- Ashworth, Andrew (1986), "Punishment and Compensation: Victims, Offenders and the State," *Oxford Journal of Legal Studies*, vol. 6, no.1, 1986, pp.86-122.
- Brownlie, Ian. (2003), *Principles of Public International Law Six Edition*, Oxford: Oxford University Press.
- Cassese, Antonio. (2008), *International Criminal Law*, Oxford: Oxford University Press.
- Cohen, Miriam. (2009) "Victim Participation Rights within the International Criminal Court: A Critical Overview," *Denver Journal of International Law and Policy*, pp.351-377.
- Clark, Roger S. (1994), *The United Nations Crime Prevention and Criminal Justice Program: Formulation of Standards and Efforts at Their Implementation*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Daly, Kathleen. (1999), "Revisiting the Relationship between Retributive and Restorative Justice," p. 6, available at < http://www.griffith.edu.au/__data/assets/pdf_file/0014/50342/kdpaper6.pdf>.
- Dwartmann, Eva. (2010), *The Reparation System of the International Criminal Court: Its Implementation, Possibilities and Limitations*, Leiden: Martinus Nijhoff Publishers.
- Fattah, Ezzar A. (2000), "Victimology: Past Present and Future," *Criminologie*, vol. 30, no.1, p.17-46.
- Ferstman, Carla and Goetz, Maria. (2009). "Reparations before the International Criminal Court: The Early Jurisprudence on Victim Participation and its Impact on Future Reparations Proceedings," Carla Ferstman, Maria Goetz and Alan Stephens (eds.), *Reparations for Victims of Genocide, War Crimes and Crimes against Humanity: System in Place and Systems in the Making*, Leiden: Martinus Nijhoff Publishers, pp.313-350.
- Funk, Markus T. (2010). *Victims' Rights and Advocacy at the International Criminal Court*, Oxford: Oxford University Press.
- Futori, Kiyonobu. (2011). "Transitionin out of Northern Uganda," ICC Trust Fund for Victims,

- “Earmarked Support at the Trust Fund for Victims: Programme Progress Report,” Winter 2011, pp.30-32.
- Gualde, Andrea and Luterstein, Natalia. (2009), “The Argentinean Reparations Programme for Grave Violations of Human Rights Perpetrated during the Last Military Dictatorship (1976-1983),” Carla Ferstman, Maria Goetz, and Alan Stephens (eds.), *Reparations: Systems in Place and Systems in the Making*, Leiden: Matinus Nijhof Publishers.
- Jacob, Bruce R. (1970), “Reparation or Restitution by the Criminal Offender to His Victim: Applicability of an Ancient Concept in the Modern Correctional Process,” *The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science*, vol. 61, no. 2, pp. 152-167.
- Keller, Linda M. (2007). “Seeking Justice at the International Criminal Court: Victims” Reparations,” *Thomas Jefferson Law Review*, vol. 189, pp. 189-217.
- Lutz, Ellen. (2006), “Transitional Justice: Lessons Learned and the Road Ahead,” in Naomi Roht-Arriaza and Javier Mariezcurrena (eds.), *Transitional Justice in the Twenty-First Century: Beyond Truth versus Justice*, Cambridge, Cambridge University Press, pp. 325-341.
- MaCathy, Conor. (2012). *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Musila, Godfrey. (2010), *Rethinking International Criminal Law: Restorative Justice and the Rights of Victims in the International Criminal Court*, Berlin: Lambert Academic Publishing.
- Parisi, Francesco. (2001), “The Genesis of Liability in Ancient Law,” *American Law and Economics Review*, vol.3, no.1, pp.82-124.
- Schafer, Stephan. (1968), *The Victim and his Criminal: a study in functional responsibility*, New York: Random House.
- Schiff, Benjamin N. (2007), *Building the International Criminal Court*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Struett, Micheal J. (2008), *The Politics of Constructing the International Criminal Court: NGO, Discourse, and Agency*, New York: Palgrave Macmillan.
- Tallack, William. (1900). *Rights of the Victims of Crime to Compensation*, London: Wertheimer, Lea and Co..
- Taylor, Linda A. (2009), “The United Nations Compensation Commission,” Carla Ferstman, Maria Goetz, and Alan Stephens (eds.), *Reparations: Systems in Place and Systems in the Making*, Leiden: Matinus Nijhof Publishers.
- van Boven, Theo, (2010), *The United Nations Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for the Victims of Gross Violations of International Human*

Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, retrieved from <<http://www.un.org/law/avi>>.

Wenzel, Michael., Okimoto, Tyler G., Feather, Norman T., and Platow, Michael J., (2008), "Retributive and Restorative Justice," *Law and Human Behavior*, vol. 32, no. 5, 2008, pp.375-389.

Zehr, Howard and Mika, Harry. (1997), "Fundamental Concept of Restorative Justice," available at <http://www.cehd.umn.edu/ssw/rjp/resources/rj_dialogue_resources/RJ_Principles/Fundamental_Concepts_RJ_Zehr_Mika.PDF>.

(和文)

阿部浩己、今井直、藤本俊明 (2009) 『国際人権法 第三版』 日本評論社。

鯉越溢弘 (1981) 「私人訴追主義と国家訴追主義」『法政研究』九州大学法学部紀要、48 卷 1 号、33 - 118 頁。

稲角光恵 (2007) 「国際刑事裁判所における被害者の権利保障」『法律時報』第 79 卷 4 号、48-53 頁。

梅崎進哉 (2010) 「厳罰化・被害者問題と刑法の存在理由」森尾亮、森川恭剛、岡田行雄 編『人間回復の刑事法学』日本評論社、3-34 頁。

梅崎進哉 (2001) 『刑法における因果論と侵害原理』、成文堂。

石本雅男 (1959) 『ローマ法とゲルマン法—不法行為法—』、日本評論新社。

エルンスト・E・カントロヴィッツ (小林公訳) (1992) 『国王の二つの身体』、平凡社。

菊田幸一「少年の修復的正義」、所一彦 (編) 『犯罪の被害とその修復』(敬文堂、2002 年) 245-259 頁。

木下康彦、木村靖二、吉田寅 (編) (2008) 『詳説 世界史研究』、山川出版社。

篠田英朗 (2007) 『国際社会の秩序』、東京大学出版会。

篠田英朗 (2007) 「国連平和構築委員会の設立—新しい国際社会像をめぐる葛藤」『国際法外交雑誌』第 105 卷第 4 号、68 - 93 頁。

篠田英朗 (2012) 『国家主権という思想』、勁草書房。

エマニュエル・ジュラン (加藤雅之訳) (2008) 「講演 フランスにおける私訴権 (附帯私訴)」『慶應法学』第 10 号、329-346 頁。

杉原高嶺、水上千之、臼杵知史、吉井淳、加藤信行、高田映 (1995) 『現代国際法講義 第二版』、有斐閣。

杉山知子『移行期の正義とラテンアメリカの教訓：真実と正義の政治学』(北樹出版、2011 年)。

- 高橋則夫『修復的司法の探求』（成文堂、2003年）。
- 竹村仁美（2008）「国際法における武器対等の原則」『九州国際大学法学論集』、第15巻2号、2008年、127-183頁。
- 竹村仁美（2012）「カンボジア特別法廷の現状と課題」『九州国際大学法学論集』、第18巻、第3号、57-96頁。
- 田中英夫（1960）『英米法総論』、東京大学出版会。
- ドイツ対案グループ（光藤 景皎、川口 浩一、田淵 浩二、高橋 則夫、山名 京子訳）『犯罪被害の回復—対案・損害回復』（成文堂、2002年）。
- 東澤靖（2007）『国際刑事裁判所 法と実務』、明石書店。
- 東澤靖「国際刑事裁判所（ICC）における最初の賠償に関する決定—ルバンガ事件」、『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第17号、2012年、21-39頁。
- 藤田久一（1999）「国際刑事裁判所構想の展開—ICC 規程の位置づけ」『国際法外交雑誌』、98巻5号、31-62頁。
- 藤田久一（2000）『新版 国際人道法』、有信堂。
- 太清伸「司法能力構築に向けての戦略的視点—コソボにおける移行期の正義と司法改革の結節から」、国際協力研究誌（広島大学国際協力研究科紀要、2011年）99-110頁。
- 古谷修一「国際刑事裁判制度における被害者の賠償」『早稲田法学』、83巻3号、155-181頁。
- ミッシェル・フーコー（1977）『監獄の誕生』、新潮社。
- 向井紀子・大月晶代「修復的司法—少年司法との関係を中心に」、レファレンス、第675号（国立国会図書館、2005年）、68-90頁。
- チェザーレ・ベッカリーア（小谷眞男訳）（2011）『犯罪と刑罰』、東京大学出版会。
- プリシラ・ヘイナー（阿部利洋訳）（2006）『語りえぬ真実 真実委員会の挑戦』、平凡社。
- トマス・ホップズ（水田洋訳）（2012年）、『リヴァイアサン』、岩波書店。
- 富田麻理「人権条約の履行確保とコンプライアンス理論—普遍的人権の実現を目指して」『西南学院大学法学論集』35巻3・4号併合、185-213頁。
- ウィリアム・H・マクニール（2008）『世界史』、中公文庫。
- フィオナ・マッケイ（河島さえこ訳）（2007）「国際刑事裁判所設立における NGO の役割」城山英明、石田勇治、遠藤乾『国際刑事司法の役割と課題 紛争現場からの平和構築』、東進堂、158-165頁。
- 望月康恵（2012）『移行期正義 国際社会における正義の追及』、法律文化社。
- 森下忠（1994）『刑事政策入門』、成文堂。
- 森下忠（2009）『国際刑事裁判所の研究』成文堂。
- 諸沢英道（1998）『新版 被害者学入門』、成文堂。

山崎公士（2001）「人権条約の実施期間—国連人権条約の実施機関を中心に」国際法学会
編『日本と国際法の100年 第4巻 人権』、三省堂。

ウェブサイト

国際刑事裁判所：<http://www.icc-cpi.int>

国際刑事裁判所被害者信託基金：<http://www.trustfundforvictims.org>

国連人権高等弁務官事務所：<http://www.ohchr.org/>

国連薬物犯罪事務所：<http://www.unodc.org/>

欧州連合：http://europa.eu/index_en.htm

欧州人権裁判所：<http://www.echr.coe.int/Pages/home.aspx?p=home>

米州人権裁判所：<http://www.corteidh.or.cr>

United States Institute for Peace (USIP)：<http://www.usip.org/>

Coalition of the International Criminal Court (CICC)：<http://www.iccnw.org/>

Victims' Rights Working Group：<http://www.vrwg.org/>

REDRESS：<http://www.redress.org>

Womens' Initiatives for Gender Justice：<http://www.iccwomen.org>

Open Society Foundation：<http://www.opensocietyfoundations.org>

International Federation of Human Rights (FIDH)：<http://www.fidh.org/>

付録：本論文で参照した事例（裁判所管轄事態・事件における決定・意見提出）一覧表

2014年1月現在、国際刑事裁判所は、8つの事態（situation）、計21の事件(case)を扱う。事態の内、コンゴ民主共和国、北部ウガンダ、中央アフリカ共和国、マリは締約国による付託（全て自己付託）、ダルフル（スーダン）、リビアは国連安全保障理事会の付託による。ケニア、コート・ディ・ヴォワールにおいては検察官の自己の発意による捜査の開始申請が予審裁判部によって許可された後、検察官が捜査を開始した。以下のテーブルでは、本論文で参照した事態・事件における、決定および裁判当事者からの意見提出を整理した。

<p>コンゴ民主共和国（事態）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Decision on the Applications for Participation in the Proceedings of VPRS1, VPRS2, VPRS3, VPRS4, VPRS5, and VPRS6, ICC-01/04-101, January 17, 2006. ● ICC Trust Fund for Victims, Situation Democratic Republic of Congo: Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulations of the Trust Fund for the Victims, ICC-01/04-439, January 24, 2008. ● ICC Pre-Trial Chamber I, “Decision on the Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulation 50 of the Regulations of the Trust Fund,” ICC-01/04-492, April 11, 2008. ● ICC Appeal Chamber, Situation in the Democratic Republic of the Congo, “Judgment on victim participation in the investigation stage of the proceedings in the appeal of the OPCD against the decision of Pre-Trial Chamber I of 7 December 2007 and in the appeals of the OPCD and the Prosecutor against the decision of Pre-Trial Chamber I of 24 December 2007,” ICC-1/04-556, December 19, 2008. ● ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of the Congo, “Decision on victims’ participation in proceedings relating to the situation in the Democratic Republic of the Congo,” ICC-01/04-593, April 11, 2011.
<p>検察官対トマス・ルバンガ・ディロ (事件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on the Prosecutor’s Application for a warrant of arrest, Article 58,” ICC-01/04-01/06-8-US-Corr, February 10, 2006. ● ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Argumentation de la Défense sur des questions devant être tranchées a un stade précoce de la procédure: le role des victimes avant et pendant le proces, les procédures adoptées aux fins de donner des instructions aux témoins experts et la préparation des témoins aux audiences.” ICC-01/04-01/06-991, October 18, 2007. ● ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on victims’ participation,” ICC-01/04-01/06-1119, January 18, 2009. ● ICC Appeal Chamber, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v.

	<p>Thomas Lubanga Dyilo, “Judgment on the appeals of the Prosecutor and the Defense against Trial Chamber I’s Decision on Victims’ Participation of 18 January 2008,” ICC-01/04-01/06-1432, July 11, 2008.</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Redacted version of “Decision on „indirect victims“,” ICC-01/04-01/06-1813, April 8, 2009. ● ICC Trust Fund for Victims, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Public Redacted Version of Trust Fund for Victims” First Report on Reparations,” ICC-01/04-01/06-2803, September 1, 2011. ● ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Judgment pursuant to Article 74 of the Statute,” ICC-01/04-01/06-2842, March 14, 2012. ● ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Scheduling order concerning timetable for sentencing and reparations,” ICC-01/04-01/06-2844, March 14, 2012. ● ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision granting leave to appeal to make representation in the reparations proceedings,” ICC-01/04-01/06-2870, April 20, 2012. ● ICC Trust Fund for Victims, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Observations on Reparations in Response to Scheduling Order of 14 March 2012,” ICC-01/04-01/06-2872, April 25, 2012. ● ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on Sentence pursuant to Article 76 of the Statute,” ICC-01/04-01/06-2901, July 7, 2012. ● ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision establishing the principles and procedure to be applied to reparations,” ICC-01/04-01/06-2904, August 7, 2012. ● ICC Office of the Public Council for Victims, V02 team of legal representatives, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Appeal against Trial Chamber I’s Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations of 7 August 2012,” ICC-01/04-01/06-2909-tENG, August 24, 2012. ● ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on the defence request for leave to appeal the Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations,” ICC-01/04-01/06-2911, August 29, 2012. ● ICC V01 team of legal representatives, Situation in the Democratic Republic of Congo, the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Appeal against Trial Chamber I’s Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations of 3 September 2012,” ICC-01/04-01/06-2914-tENG,
--	--

	<p>September 18, 2012.</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ICC Appeal Chamber, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on the participation of victims in the appeals against Trial Chamber I’s conviction and sentencing decisions,” ICC-01/04-01/06-2951, December 13, 2012. ● ICC Appeal Chamber, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Decision on the admissibility of the appeals against Trial Chamber I’s “Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations” and directions on the further conduct of proceedings,” ICC-01/04-01/06-2953, December 14, 2012. ● ICC Trust Fund for Victims, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, “Observation of the Trust Fund for Victims on the appeals against Trial Chamber I’s “Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations”,” ICC-01/04-01/06-3009, April 08, 2013.
検察官対ジェルマン・カタンガおよびマシュー・ンジヨロ・チュイ (事件)	<ul style="list-style-type: none"> ● ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Germain Katanga and Mathieu Ngudjolo Chui, “Decision on the Set of Procedural Rights Attached to Procedural Status of Victim at the Pre-Trial Stage of the Case,” ICC-01/04-01/07-474, May 13, 2008. ● ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Germain Katanga, “Corrigendum to the “Decision on Request of Mathieu Ngudjolo Chui for Leave to Appeal the 'Decision on the Set of Procedural Rights Attached to Procedural Status of Victim at the Pre-Trial Stage of the Case,'” ICC-01/04-01/07-527-Corr,” May 29, 2008.
検察官対カリークスト・ムバルシマナ (事件)	<ul style="list-style-type: none"> ● ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of Congo, Case of the Prosecutor v. Callixte Mbarushimana, “Decision on the „Proposal on victim participation in the confirmation hearing“,” ICC-01/04-01/10-229, June 10, 2011.
中央アフリカ共和国 (事態)	<ul style="list-style-type: none"> ● ICC Trust Fund for Victims, Situation in the Central African Republic, “Notification of the Board of Directors of the Trust Fund for Victims in accordance with Regulations of the Trust Fund for the Victims,” ICC-01/05-29, October 30, 2009. ● ICC Pre-Trial Chamber III, Situation in the Central African Republic, “Decision on the "Notification by the Board of Directors in accordance with Regulation 50 a) of the regulations of the Trust Fund for Victims to undertake activities in the Central African Republic," ICC-01/05-41, October 23, 2012.
検察官対ジャン＝ピエール・ベンバ・ゴンボ (事件)	<ul style="list-style-type: none"> ● ICC Pre-Trial Chamber III, Situation in Central African Republic, Case of the Prosecutor v. Jean-Pierre Bemba Gombo, “Fifth Decision on Victims” Concerning Common Legal Representation of Victims,” ICC-01/05-01/08-322, December 16, 2008.
ウガンダ共和国 (事態)	<ul style="list-style-type: none"> ● ICC Pre-Trial Chamber II, Situation in Uganda, “Decision on Victims” Applications for Participation a/0010/06, a/0064/06, to a/0070/06, a/0081/06, to a/0104/06 and a/0111/06 to a/0127/06,” ICC-02/04-101, August 13, 2007. ● ICC Trust Fund for Victims, Situation in Uganda, “Notification of the Board of Directors of the Trust

	<p>Fund for Victims in accordance with Regulation 50 of the Regulations of the Trust Fund for Victims with Confidential Annex,” ICC-02/04-114, January 25, 2008.</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ICC Pre-Trial Chamber II, “Decision on Observations on the Notification under Regulation 50 of the Regulations of the Trust Fund for Victims” ICC-02/04-120, March 5, 2008.
ダルフール（スーダン共和国）（事態）	<ul style="list-style-type: none"> ● ICC PRE-Trial Chamber I, Situation in Darfur, Decision on the Applications for Participation in the Proceedings of Applicants a/0011/06 to a/0015/06, a/0021/07, a/0023/07to a/0033/07 and a/0035/07 to a/0038/07” ICC-02/05-111-Corr, December 14, 2007.